

第 7 回
堺市人権意識調査結果報告書

2016（平成 28）年 3 月
堺市

人権擁護都市宣言に関する決議

人は、すべて生まれながらに自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。

私たちは、過去幾多の試練を経て、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、真に平和で民主的な社会の建設をめざしてきた。また、私たち堺市民は、先に総調和を理念とする市民憲章を制定し、勤労を愛し、教育に力を注ぎ、相互扶助と社会秩序を尊重し、市民共同の差別のない、豊かな都市づくりをめざしてきた。

しかし、現実の社会は、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、特に、日本国憲法にうたわれた思想・信条・性別・社会的身分等における人間皆平等が軽視されがちであるばかりか、部落差別などにみられる人権侵害の事象もあとを絶たない。

市民とともに希求した国際人権規約の条約批准を契機に、改めて基本的人権の尊厳を認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、市民すべてのたゆまない努力を行うことを確認し、ここに本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

昭和 55 年 5 月 31 日

堺 市 議 会

宣 言

昭和 55 年第 3 回市議会において、
議員提出議案第 6 号「人権擁護都市」宣言に関する議案が、
全会一致で決議されたことに基づき、
ここに本市を人権擁護宣言都市とする。

昭和 55 年 7 月 9 日

堺 市 長

はじめに

～私たちのまち堺から、人権文化の花を咲かせましょう～

21世紀は人権の世紀と言われ、人権の確立された平和な社会の実現のために世界中で多くの努力が積み重ねられてきました。その成果がさまざまな分野で認められる一方、社会情勢の変化に伴う新たな課題も生じ、さらなる人権尊重の社会づくりが必要とされています。

人権とは、人が人らしく幸せに生きていくための権利です。まず、自分や家族、親戚、友人、近隣に暮らす人など、身近な人が幸せに生きているか振り返ってみると、さまざまな理由による生きづらさがあることに気づくのではないのでしょうか。そして、身近な問題から少しずつ関心を広げ、自分の住む地域、堺、日本そして世界で、人権が守られていない人がいる現状を知るとともにその背景や歴史を学び、行動していくことが、人権課題の解決へとつながります。

本市でも、あらゆる人が尊重される平和と人権のまちをめざし、2007（平成19）年に「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行。2015（平成27）年には「堺市人権施策推進計画」を改定し、これまで以上に人権尊重の理念を市政全般に反映させ、市民の誰もが幸せに暮らせるまちづくりを推進しているところです。

本調査は、市民の皆様の人権に関する意識を把握し、今後の人権施策を推進する上での基礎資料とするため、1985（昭和60）年から概ね5年に一度実施、今回が第7回目となります。本市といたしましては、本報告書に示される調査結果を分析するとともに、市民の皆様をはじめ広く関係機関の皆様にも周知し、平和ですべての人の人権が尊重されるまちづくりの実現に活用してまいります。

最後になりましたが、この調査にあたり、多大なご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の皆様にも心から厚くお礼を申し上げます。

2016（平成28）年3月

堺市長 **竹山修身**

もくじ

I	調査の概要	1
1	調査目的	1
2	調査項目	1
3	調査設計	1
4	回収結果	1
5	信頼区間	2
6	調査の監修	3
7	報告書の見方	3
8	回答者の基本属性	4
II	調査の結果	12
1	人権に関する考え方について	12
	(1) 人権に関する考え方	12
	(2) 人権問題への関心	14
	(3) 人権問題で暮らしにくさを感じている人	21
2	自分自身に関することについて	23
	(1) 他人から傷つけられた経験	23
	(2) 他人から傷つけられた内容	25
	(3) 傷つけられた相手	28
	(4) 他人を傷つけた経験	29
3	同和問題について	31
	(1) 同和地区や同和地区の人々に対する差別	31
	(2) 同和問題や被差別部落を知った経緯	33
	(3) 就職、結婚、引っ越しや住宅の購入時の部落差別について	35
	(4) 同和問題についての考え方	38
	(5) 同和地区の方との結婚について	43
	(6) 日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合	46
	(7) 同和地区内で住宅を購入、賃貸することについて	48
	(8) 同和地区を避ける理由	50
	(9) 同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験	52
	(10) 同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応	54
	(11) 部落差別をなくす方法に関する意見	56
	(12) 学校での「同和教育」について	61
4	女性の人権について	64
	(1) 女性に対する人権問題についての考え方	64
	(2) 性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験	72
	(3) 恋人や配偶者間での人権侵害	76
5	子どもの人権について	81
	(1) 児童虐待だと思ふ行為	81
	(2) 子どもに対する人権問題についての考え方	85
6	障害者の人権について	90
	(1) 合理的配慮についての考え方	90
	(2) 合理的配慮は重要でないと考える理由	92
	(3) 障害がある場合に日本で安心して暮らせるか	93

(4) 障害がある場合に日本で安心して暮らせないと思う理由.....	95
7 高齢者の人権について	97
(1) 高齢者虐待だと思ふ行為	97
(2) 高齢になったときに安心して暮らせるか.....	102
(3) 高齢になったときに安心して暮らせないと思う理由.....	104
8 日本に住む外国籍住民の人権について	106
(1) 外国籍住民への差別だと思ふ行為	106
(2) 外国に住むことになった場合、その国の人に希望する対応.....	111
(3) 戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況.....	112
(4) ヘイトスピーチに対する考え方	114
9 さまざまな人権問題について	117
(1) 特定の疾患の方に対する人権問題についての考え方.....	117
(2) 犯罪に関する人権問題についての考え方.....	121
(3) インターネット上の人権問題に遭遇した経験.....	125
(4) インターネット上の人権問題に遭遇した時の対応.....	128
(5) インターネット上の人権問題に遭遇した媒体.....	129
(6) 性的少数者に対する支援の広がりについての考え方.....	132
(7) 家族に性的少数者であると告白された場合の理解.....	134
(8) 地球規模の問題についての考え方	136
10 人権問題の啓発活動について	137
(1) 人権に関する宣言、法律、条約等の認知状況.....	137
(2) 人権についての学習の経験	143
(3) 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の場.....	146
(4) 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野.....	147
(5) 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の手法.....	150
(6) 人権意識を高めるうえで良い内容だと思ふ学習がなかった理由.....	152
III 経年比較	153
1 同和問題について	153
(1) 同和問題や被差別部落を知った経緯（問8）	153
(2) 就職、結婚、引っ越しや住宅の購入時の部落差別について（問9）	154
(3) 同和問題についての考え方（問10）	156
(4) 同和地区の方との結婚について（問11）	160
(5) 日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合（問12）	161
(6) 同和地区内で住宅を購入、賃貸することについて（問13）	161
(7) 同和地区を避ける理由（問14）	162
(8) 同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験（問15）	162
(9) 同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応（問16）	163
(10) 部落差別をなくす方法に関する意見（問17）	163
(11) 学校での「同和教育」について（問18）	167
2 日本に住む外国籍住民の人権について	168
(1) 戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況（問33）	168
IV 総括	169
1 人権問題（同和問題を除く）について	169
(1) 回答者の基本属性	169
(2) 人権に関する意識と経験	169

(3) 女性の人権	173
(4) 子どもの人権	176
(5) 障害者の人権	177
(6) 高齢者の人権	177
(7) 外国籍住民の人権	178
(8) さまざまな人権問題	179
(9) 人権教育と啓発活動	180
(10) 市民の経験と人権意識	182
2 同和問題について	184
V 巻末資料（使用した調査票）	206

I 調査の概要

1 調査目的

本調査は「人権擁護宣言都市」「平和と人権を尊重するまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、平和ですべての人の人権が尊重される共生社会の実現に向けたまちづくりを推進するため、市民の人権に関する意識の現状を把握し、今後の人権教育・啓発施策の方向性を明らかにすることを目的に実施した。

2 調査項目

- (1) 人権に関する考え方について
- (2) 自分自身に関することについて
- (3) 同和問題について
- (4) 女性の人権について
- (5) 子どもの人権について
- (6) 障害者の人権について
- (7) 高齢者の人権について
- (8) 日本に住む外国籍住民の人権について
- (9) さまざまな人権問題について
- (10) 人権問題の啓発活動について
- (11) あなた自身について

3 調査設計

- (1) 調査地域 堺市内全域
- (2) 調査対象 市内在住の16歳以上の男女
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 抽出方法 各区の人口比率に合わせ住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 調査方法 質問紙による郵送調査法（調査期間中に全調査対象者にお礼状はがきを送付）
- (6) 調査期間 平成27年11月16日から12月7日

4 回収結果

サンプル数	回収数	無効回答数	有効回収数	有効回収率
3,000	1,302	9	1,293	43.1%

5 信頼区間

本調査は無作為抽出で対象者を選び出す標本調査であるため、調査結果から堺市全体（母集団）の値を推計できるが、その際に統計的に生じる誤差（標本誤差）は、次の式で得られる。

$$\text{標本誤差} = \pm 2 \times \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{p(100-p)}{n}}$$

N：母集団

n：有効回答者数

p：回答比率

上記の式で主な回答比率の標本誤差を算出したものは下表のとおりである。

【図表 信頼度 95%における主要な回答比率の信頼区間の 1/2 幅】

	p(%) n	5 95	10 90	15 85	20 80	25 75	30 70	35 65	40 60	45 55	50 50
総数	1,293	1.2	1.7	2.0	2.2	2.4	2.5	2.7	2.7	2.8	2.8
〈性別〉											
男性	518	1.9	2.6	3.1	3.5	3.8	4.0	4.2	4.3	4.4	4.4
女性	744	1.6	2.2	2.6	2.9	3.2	3.4	3.5	3.6	3.6	3.7
〈年齢別〉											
20歳未満	44	6.6	9.0	10.8	12.1	13.0	13.8	14.4	14.8	15.0	15.1
20歳代	83	4.8	6.6	7.8	8.8	9.5	10.1	10.5	10.7	10.9	11.0
30歳代	164	3.4	4.7	5.6	6.2	6.8	7.2	7.4	7.6	7.8	7.8
40歳代	205	3.0	4.2	5.0	5.6	6.0	6.4	6.7	6.8	6.9	7.0
50歳代	184	3.2	4.4	5.3	5.9	6.4	6.8	7.0	7.2	7.3	7.4
60歳代	301	2.5	3.5	4.1	4.6	5.0	5.3	5.5	5.6	5.7	5.8
70歳以上	284	2.6	3.6	4.2	4.7	5.1	5.4	5.7	5.8	5.9	5.9

※図表の見方

たとえば、問 1-ア「権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている」に対して「そう思う」と回答した者の割合は総数の 33.7%となっている。図表でこの回答比率に近いのは p (%) が 35 の場合であるが、その信頼区間の 1/2 幅は 2.7 である。

この調査結果から堺市全体の値は、同じ調査を 100 回行った場合、95 回までは 33.7%±2.7%が「そう思う」と回答すると推計できる。

6 調査の監修

下記の調査項目について、それぞれの専門的観点から意見をいただき、調査結果のまとめを作成していただいた。

調査項目	監修者
人権問題（同和問題を除く）について	大阪府立大学人間社会学部 教授 西田 芳正
同和問題について	大阪市立大学大学院 創造都市研究科 教授 阿久澤 麻理子

7 報告書の見方

- (1) 集計結果はすべて、小数点第2位を四捨五入しており、比率の合計が100.0%にならないことがある。
- (2) 複数回答を依頼した質問では、集計結果の合計は100%を超える。また、本文中、表やグラフにMA%の表示がある場合、複数回答を依頼した質問である。
- (3) 回答比率(%)は、その質問の回答者数を基数(N=Number of case)として算出した。
- (4) 本報告書において、第5回堺市人権意識調査（以下、グラフ内：2005(平成17)年度、本文中：前々回調査）および第6回堺市人権意識調査（以下、グラフ内：2010(平成22)年度、本文中：前回調査）との経年比較を行っている質問がある。その概要は以下のとおりである。

●第5回堺市人権意識調査

調査地域：堺市内全域

調査対象：市内在住の16歳以上の男女

標本数：6,000人（有効回収率：47.5%）

抽出方法：各区の人口比率に合わせ住民基本台帳および外国人登録原票から無作為抽出

調査方法：質問紙による郵送調査法（調査期間中に全調査対象者にお礼状はがきを送付）

調査期間：平成17年11月15日から11月30日

●第6回堺市人権意識調査

調査地域：堺市内全域

調査対象：市内在住の16歳以上の男女

標本数：3,000人（有効回収率：49.4%）

抽出方法：各区の人口比率に合わせ住民基本台帳および外国人登録原票から無作為抽出

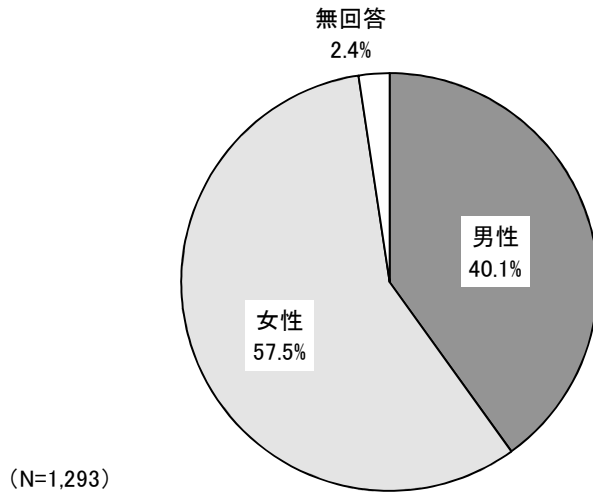
調査方法：質問紙による郵送調査法（調査期間中に全調査対象者にお礼状はがきを送付）

調査期間：平成22年6月21日から7月9日

8 回答者の基本属性

(1) 性別

【図表 1-1 性別 (16 歳以上)】

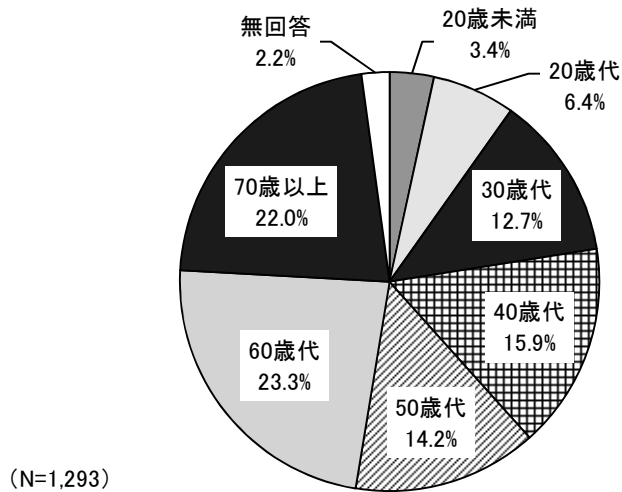


回答者 (16 歳以上) の性別をみると、「女性」が 57.5%に対し「男性」が 40.1%で、女性の回答率が高い。(図表 1-1)

平成 27 年 9 月末時点の堺市全体 (16 歳以上) の性別構成をみると、「女性」が 52.4%、「男性」が 47.6%で、回答者の性別構成は堺市全体の性別構成と比べて女性が多くなっている。

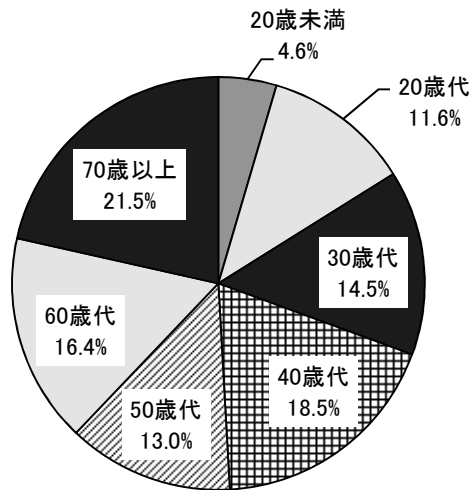
(2) 年齢

【図表 1-2 年齢 (16 歳以上)】



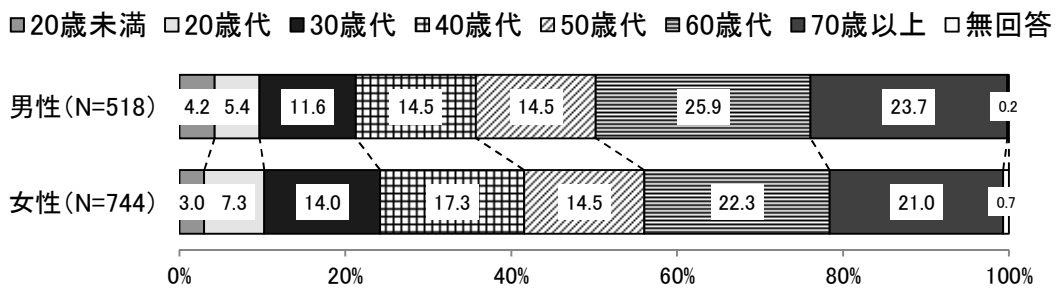
回答者 (16 歳以上) の年齢をみると、「60 歳代」が 23.3%で最も高く、次いで「70 歳以上」が 22.0%、「40 歳代」が 15.9%、「50 歳代」が 14.2%、「30 歳代」が 12.7%、「20 歳代」が 6.4%、「20 歳未満」が 3.4%となっている。(図表 1-2)

【図表 1-2-1 年齢 堺市全体（16歳以上）】



平成 27 年 9 月末時点の堺市全体（16 歳以上）の年齢構成をみると、「20 歳未満」が 4.6%、「20 歳代」が 11.6%、30 歳代が 14.5%、「40 歳代」が 18.5%、「50 歳代」が 13.0%、「60 歳代」が 16.4%、「70 歳以上」が 21.5%で、回答者の年齢構成は堺市全体の年齢構成と比べて、40 歳代以下が少なく、50 歳代以上が多くなっている。（図表 1-2-1）

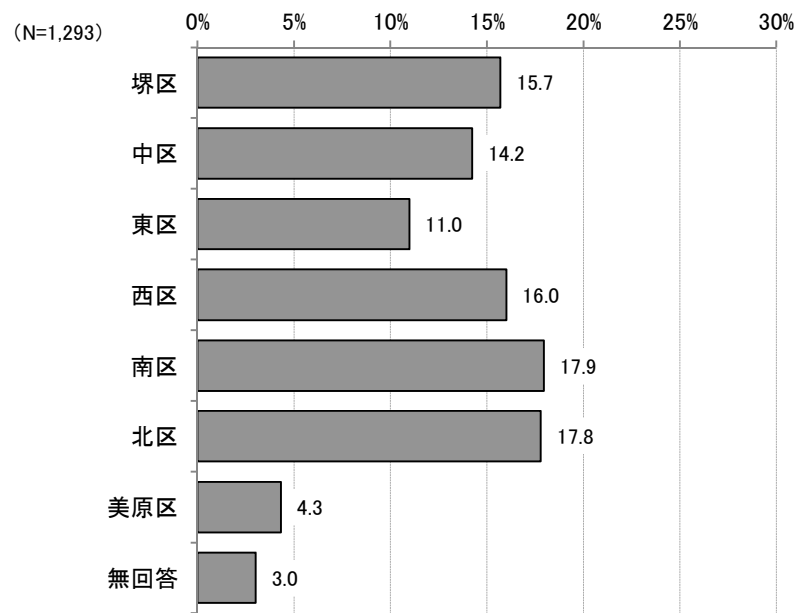
【図表 1-2-2 性別 年齢】



年齢を性別で見ると、男性は女性と比べて「60 歳代」と「70 歳以上」がそれぞれ 3.6 ポイント、2.7 ポイント高く、女性は男性と比べて「30 歳代」と「40 歳代」がそれぞれ 2.4 ポイント、2.8 ポイント高くなっている。（図表 1-2-2）

(3) 居住区

【図表 1-3 居住区 (16 歳以上)】

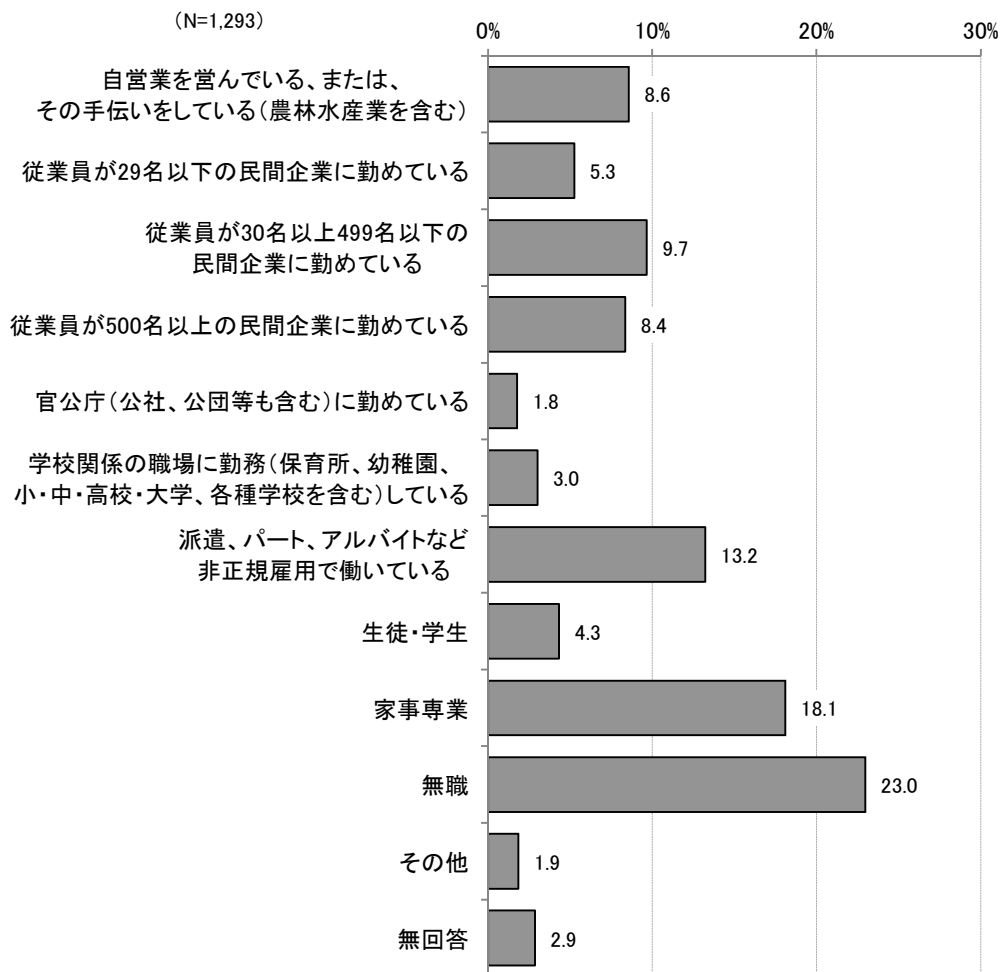


居住区 (16 歳以上) をみると、「南区」が 17.9% で最も高く、次いで「北区」が 17.8%、「西区」が 16.0%、「堺区」が 15.7%、「中区」が 14.2%、「東区」が 11.0%、「美原区」が 4.3% となっている。(図表 1-3)

平成 27 年 9 月末時点の堺市全体 (16 歳以上) の居住区の構成をみると、「北区」が 18.6%、「南区」が 17.9%、「堺区」が 17.8%、「西区」が 16.1%、「中区」が 14.6%、「東区」が 10.3%、「美原区」が 4.7% で、回答者の居住区の構成は堺市全体の居住区の構成とおおむね同様となっている。

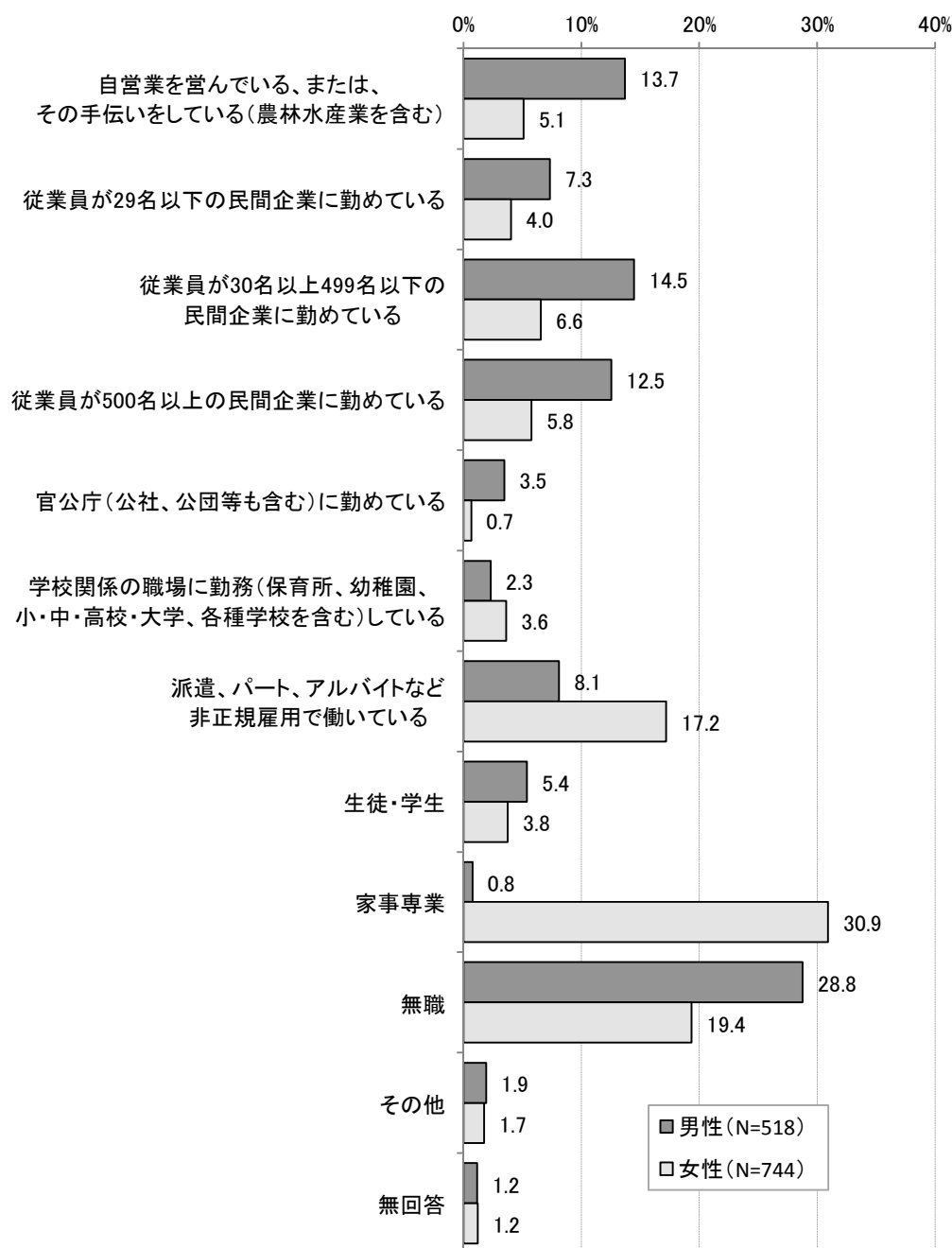
(4) 職業

【図表 1-4 職業】



職業をみると、「無職」が 23.0%で最も高く、次いで「家事専業」が 18.1%、「派遣、パート、アルバイトなど非正規雇用で働いている」が 13.2%となっている。(図表 1-4)

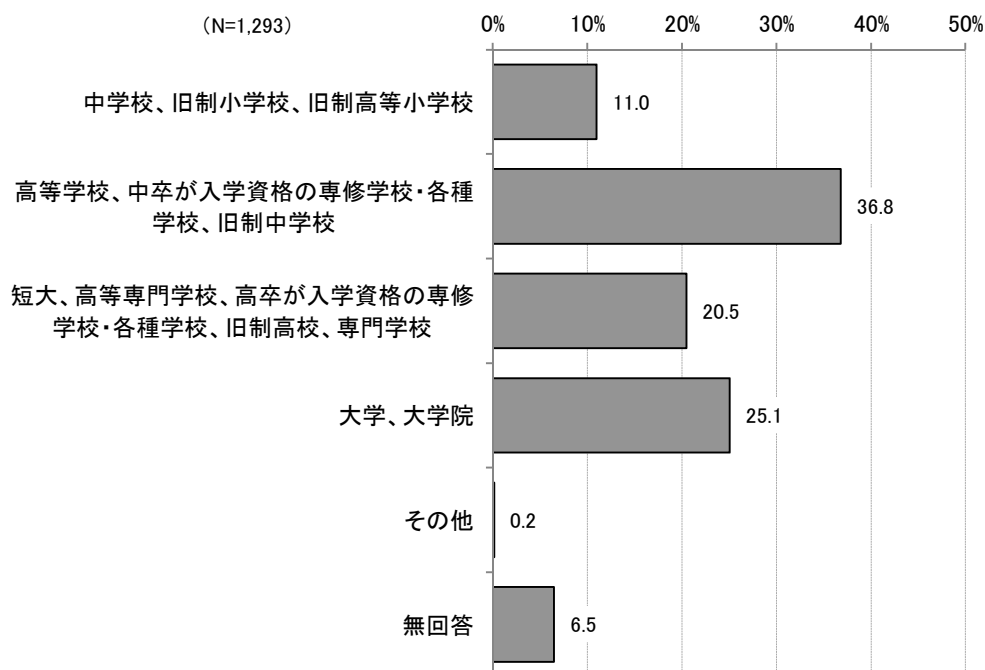
【図表 1-4-1 性別 職業】



職業を性別で見ると、男性は「無職」が28.8%で最も高く、次いで「従業員が30名以上499名以下の民間企業に勤めている」が14.5%、「自営業を営んでいる、または、その手伝いをしている(農林水産業を含む)」が13.7%となっている。女性は「家事専業」が30.9%で最も多く、次いで「無職」が19.4%、「派遣、パート、アルバイトなど非正規雇用で働いている」が17.2%となっている。(図表 1-4-1)

(5) 最終学歴

【図表 1-5 最終学歴】

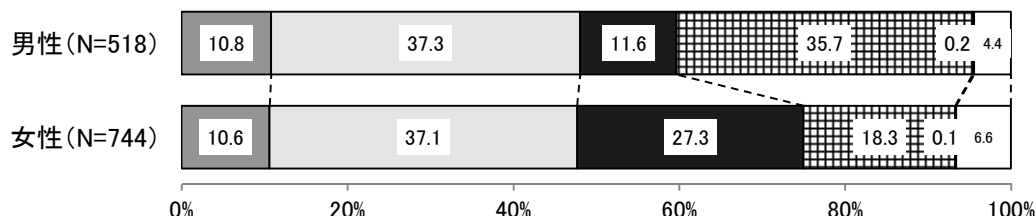


最終学歴をみると、「高等学校、中卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中学校」が 36.8%で最も高く、次いで「大学、大学院」が 25.1%、「短大、高等専門学校、高卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制高校、専門学校」が 20.5%、「中学校、旧制小学校、旧制高等小学校」が 11.0%となっている。(図表 1-5)

参考として平成 22 年国勢調査による堺市全体の最終学歴の構成をみると、「高校・旧制中学校」が 33.3%、「大学・大学院」が 15.6%、「小学校・中学校」が 12.7%、「短大・高専」が 12.2%となっている。

【図表 1-5-2 性別 最終学歴】

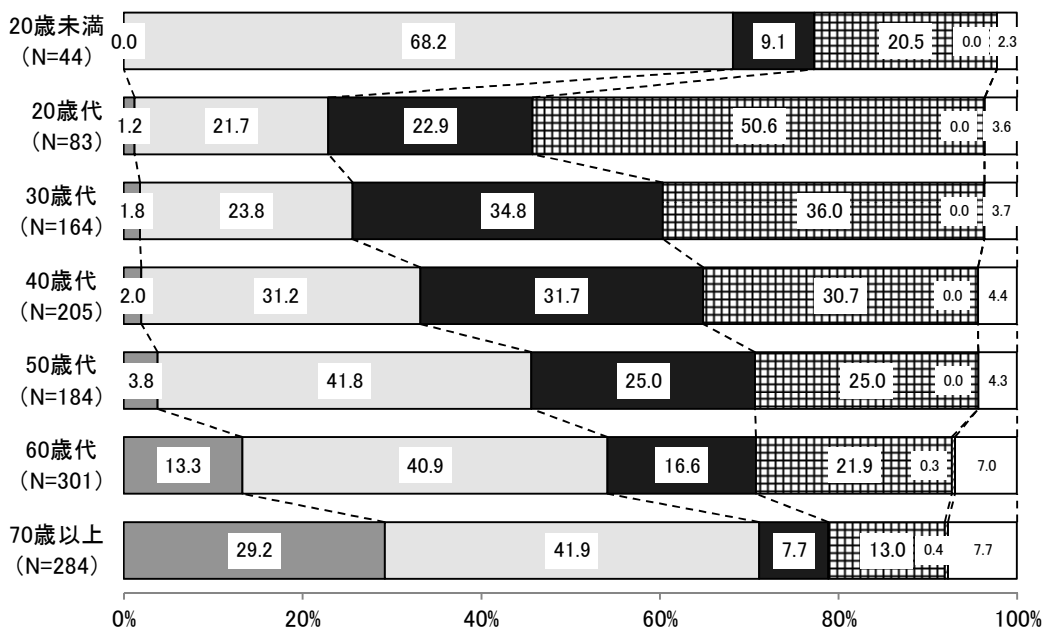
- 中学校、旧制小学校、旧制高等小学校
- 高等学校、中卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中学校
- 短大、高等専門学校、高卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制高校、専門学校
- 田 大学、大学院
- その他
- 無回答



最終学歴を性別で見ると、男性は女性と比べて「大学、大学院」が 17.4 ポイント高く、女性は男性と比べて「短大、高等専門学校、高卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制高校、専門学校」が 15.7 ポイント高くなっている。(図表 1-5-2)

【図表 1-5-3 年齢別 最終学歴】

- 中学校、旧制小学校、旧制高等小学校
- 高等学校、中卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中学校
- 短大、高等専門学校、高卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制高校、専門学校
- 田 大学、大学院
- その他
- 無回答

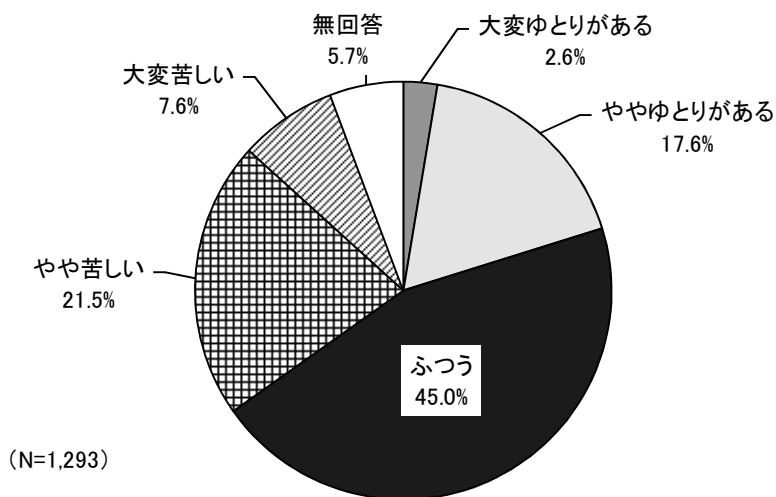


最終学歴を年齢別で見ると、20歳未満は「高等学校、中卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中学校」が 68.2% で最も高くなっている。20歳代と30歳代は「大学、大学院」がそれぞれ 50.6%、36.0% で最も高くなっている。40歳代は「短大、高等専門学校、高卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制

高校、専門学校」が 31.7%で最も高くなっている。50 歳代、60 歳代、70 歳以上は「高等学校、中卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中学校」がそれぞれ 41.8%、40.9%、41.9%で最も高くなっている。(図表 1-5-3)

(6) 暮らし向き

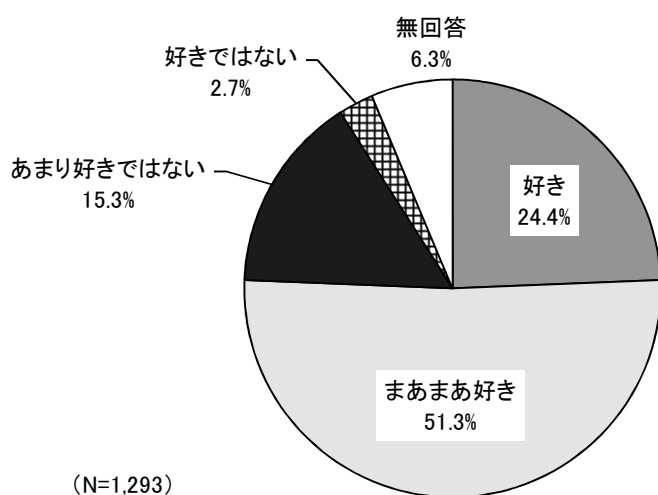
【図表 1-6 暮らし向き】



暮らし向きをみると、「ふつう」が 45.0%で最も高く、次いで「やや苦しい」が 21.5%、「ややゆとりがある」が 17.6%、「大変苦しい」が 7.6%、「大変ゆとりがある」が 2.6%となっている。(図表 1-6)

(7) 自己好意

【図表 1-7 自己好意】



自己好意をみると、「まあまあ好き」が 51.3%と最も高く、次いで「好き」が 24.4%、「あまり好きではない」が 15.3%、「好きではない」が 2.7%となっている。(図表 1-7)

II 調査の結果

1 人権に関する考え方について

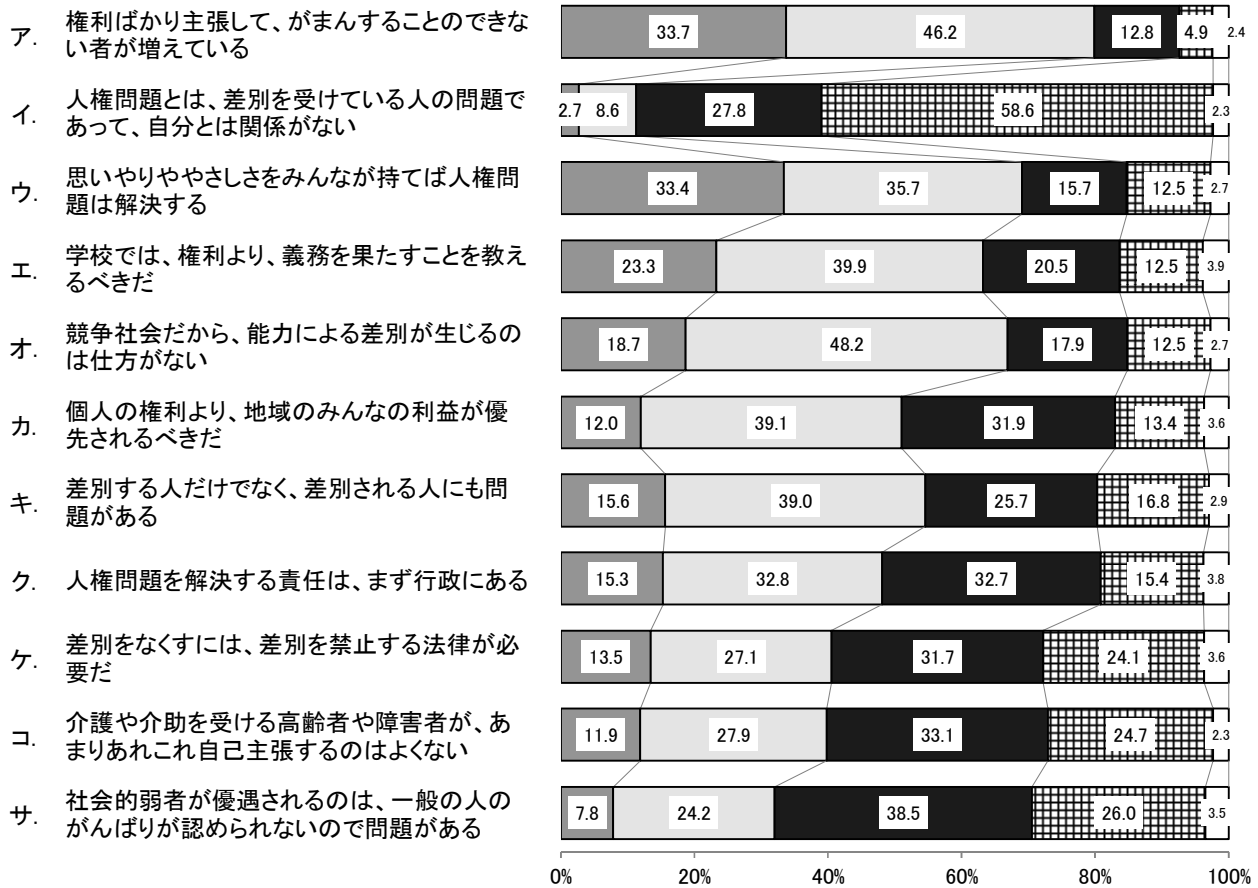
(1) 人権に関する考え方

問1 人権について、いろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思われますか。それぞれについて、あなたの考えに最も近いものについて○をつけてください。
(それぞれあてはまる番号1つに○)

【図表 1-1 人権に関する考え方】

(N=1,293)

■ そう思う
□ どちらかといえばそう思う
■ どちらかといえばそう思わない
□ そう思わない
□ 無回答



人権に関する考え方として、“肯定派”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた数）が“否定派”（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた数）に比べて高い項目は、「ア. 権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている」（79.9%）、「ウ. 思いやりやさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」（69.1%）、「エ. 学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」（63.2%）、「オ. 競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない」（66.9%）、「カ. 個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ」（51.1%）、「キ. 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」（54.6%）となっている。

一方、“否定派”が“肯定派”に比べて高い項目は、「イ. 人権問題とは、差別を受けている人の問題

であって、自分とは関係がない」(86.4%)、「ケ. 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ」(55.8%)、「コ. 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」(57.8%)、「サ. 社会的弱者が優遇されるのは、一般の人のがんばりが認められないので問題がある」(64.5%)となっている。

「ク. 人権問題を解決する責任は、まず行政にある」については、“肯定派”と“否定派”が同数となっている。(図表 1-1)

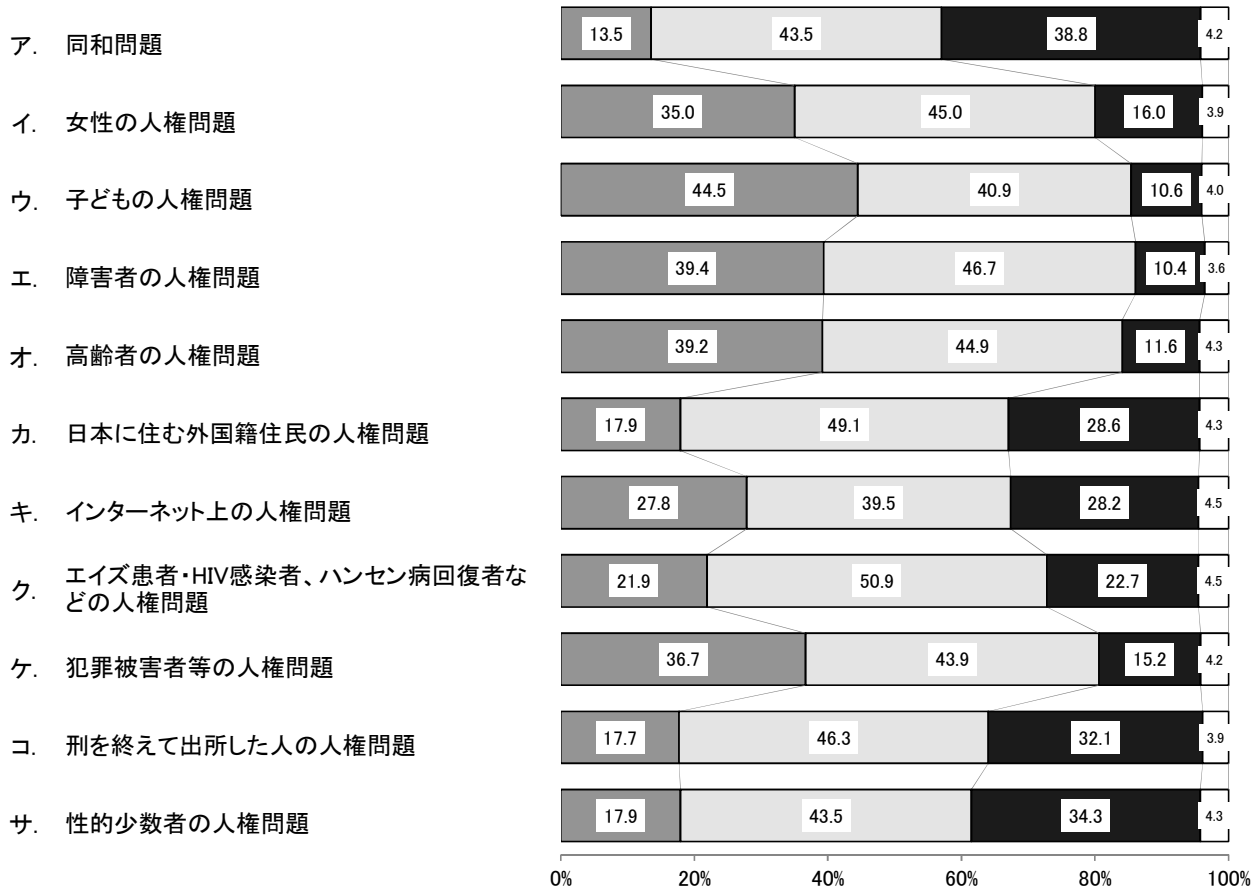
(2) 人権問題への関心

問2 あなたは、次の人権問題に関心がありますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

【図表 1-2 人権問題への関心】

(N=1,293)

□関心がある □少し関心がある ■関心がない □無回答

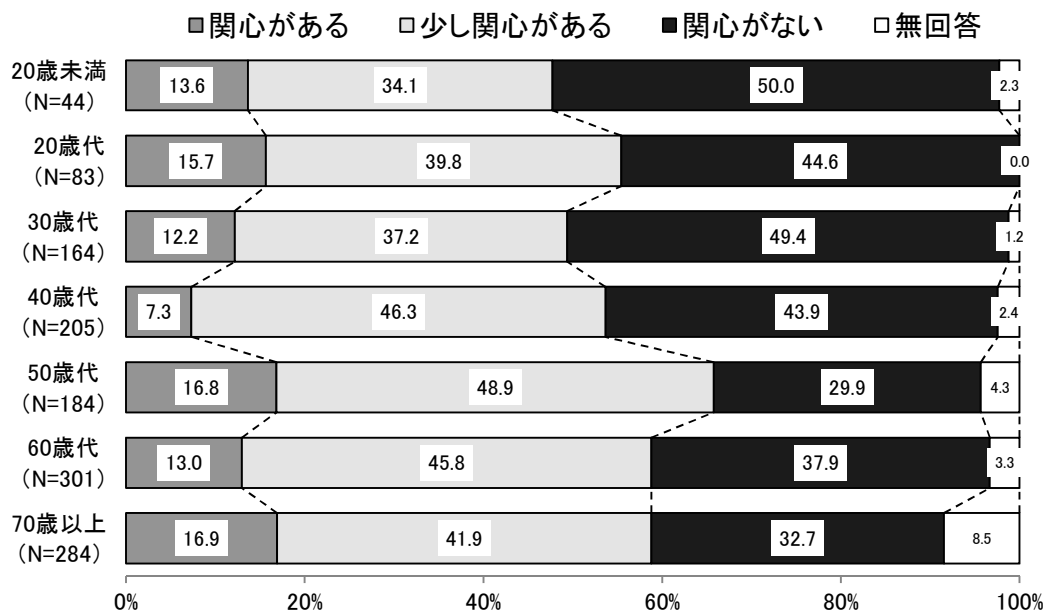


人権問題への関心については、いずれの項目でも“関心がある”（「関心がある」と「少し関心がある」を合わせた数）が過半数を占めている。

“関心がある”が8割以上の項目は、高い順に、「エ. 障害者の人権問題」（86.1%）、「ウ. 子どもの人権問題」（85.4%）、「オ. 高齢者の人権問題」（84.1%）、「ケ. 犯罪被害者等の人権問題」（80.6%）、「イ. 女性の人権問題」（80.0%）となっている。

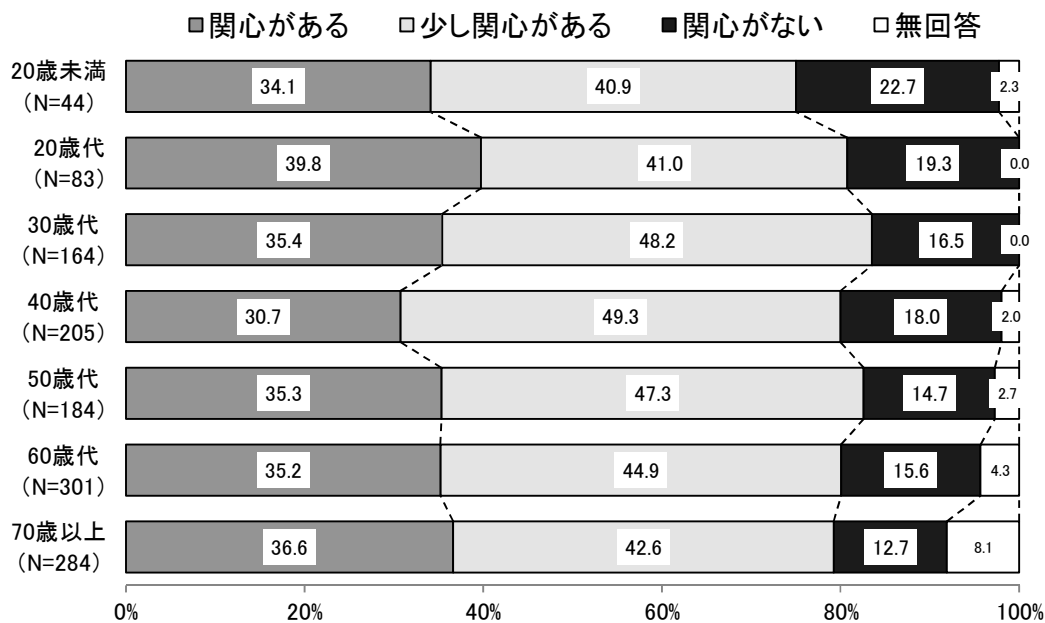
一方、「関心がない」が高い項目は順に、「ア. 同和問題」（38.8%）、「サ. 性的少数者の人権問題」（34.3%）、「コ. 刑を終えて出所した人の人権問題」（32.1%）、「カ. 日本に住む外国籍住民の人権問題」（28.6%）、「キ. インターネット上の人権問題」（28.2%）となっている。（図表 1-2）

【図表 1-2-1 年齢別 ア. 同和問題】



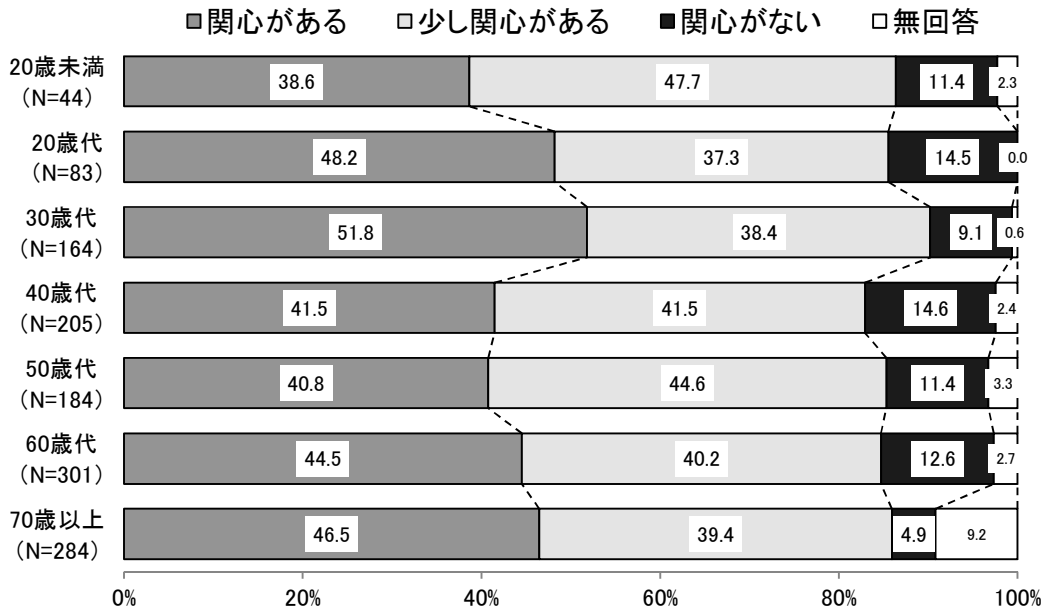
「ア. 同和問題」を年齢別でみると、「関心がある」は20歳未満と30歳代では4割台、20歳代と40歳代、60歳代以上では5割台、50歳代では6割台となっている。(図表 1-2-1)

【図表 1-2-2 年齢別 イ. 女性の人権問題】



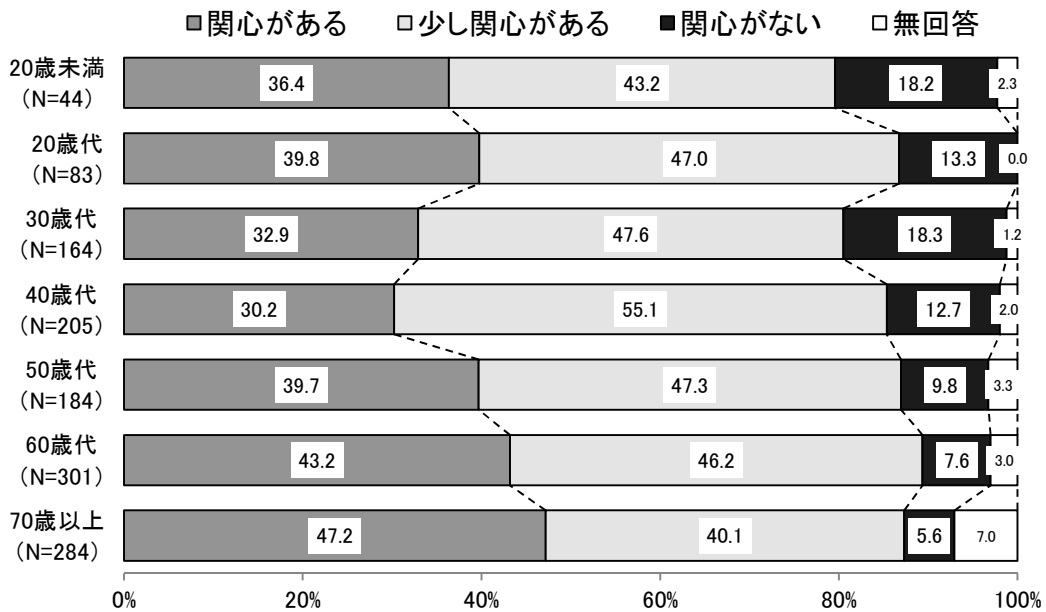
「イ. 女性の人権問題」を年齢別でみると、「関心がある」はいずれの年齢でも約8割となっている。(図表 1-2-2)

【図表 1-2-3 年齢別 ウ. 子どもの人権問題】



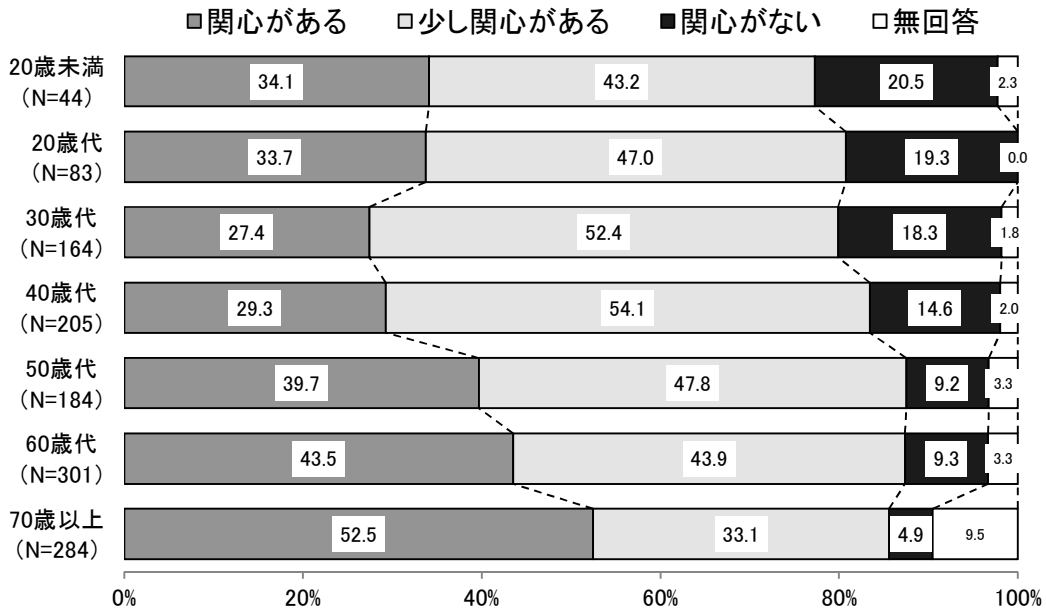
「ウ. 子どもの人権問題」を年齢別で見ると、「関心がある」は30歳代では9割台、それ以外の年齢では8割台となっている。(図表 1-2-3)

【図表 1-2-4 年齢別 エ. 障害者の人権問題】



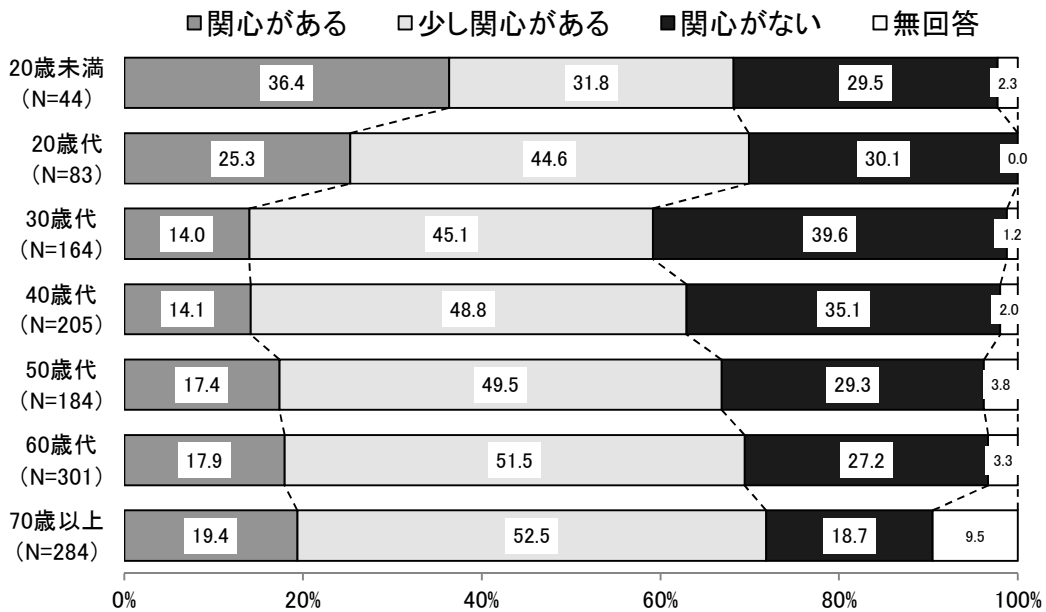
「エ. 障害者の人権問題」を年齢別で見ると、いずれの年齢でも「関心がある」が約8~9割となっている。「関心がある」は60歳代以上では4割を超えている。(図表 1-2-4)

【図表 1-2-5 年齢別 オ. 高齢者の人権問題】



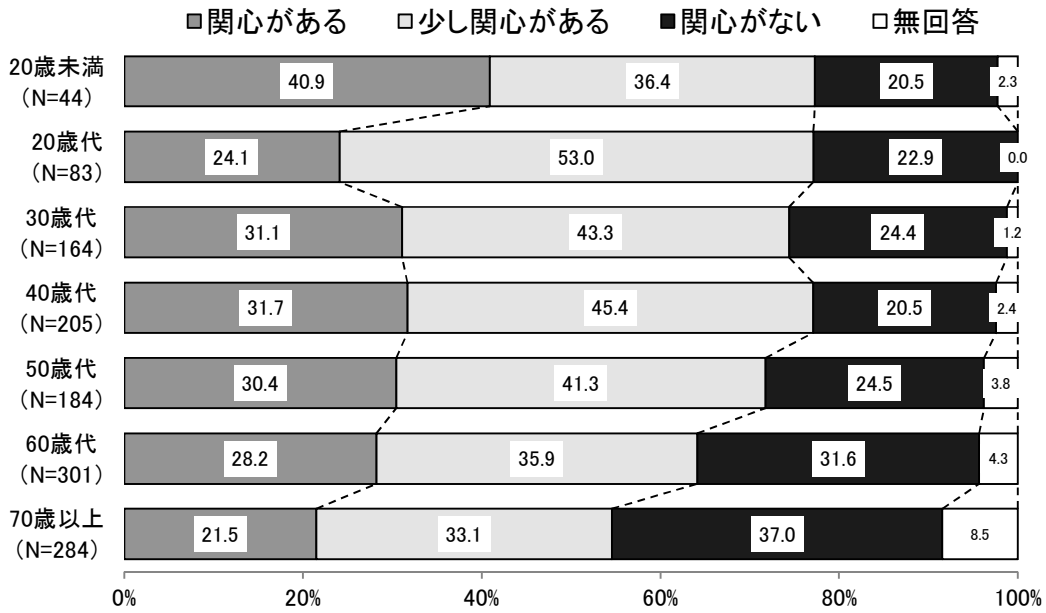
「オ. 高齢者の人権問題」を年齢別で見ると、「関心がある」は40歳代以下では7割台後半～8割台前半、50歳代以上では8割台後半となっている。また「関心がある」は40歳代以下では3割前後だが、50歳代以上から年齢が上がるにつれて割合が高くなり、70歳以上では過半数を占めている。(図表 1-2-5)

【図表 1-2-6 年齢別 カ. 日本に住む外国籍住民の人権問題】



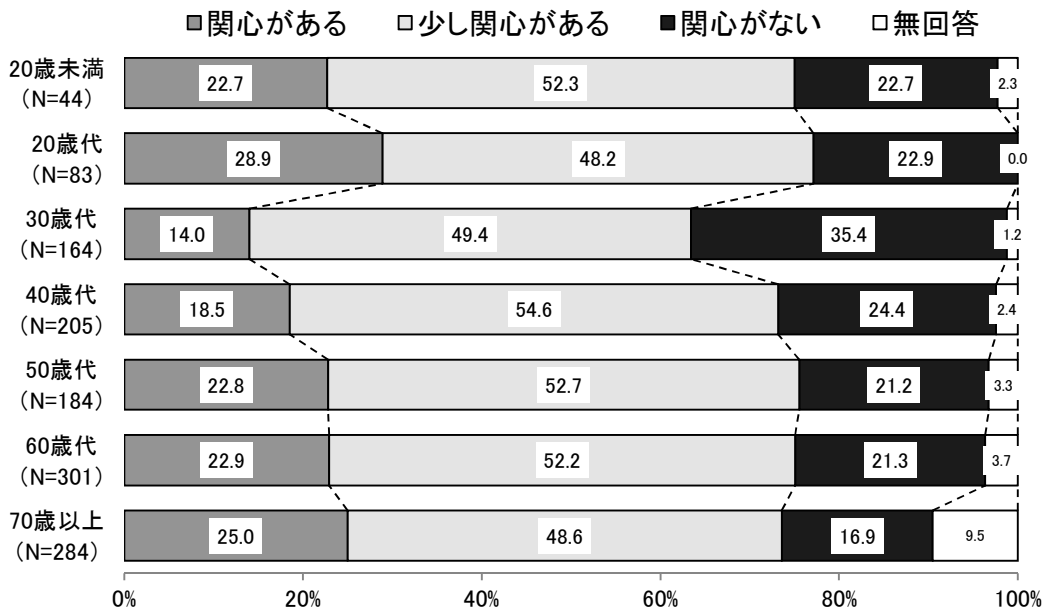
「カ. 日本に住む外国籍住民の人権問題」を年齢別にみると、「関心がある」は30歳代と40歳代では約6割、それ以外の年齢では約7割となっている。「関心がある」は20歳未満では4割近くだが、20歳代では2割あまり、30歳代以上では2割を下回っている。(図表 1-2-6)

【図表 1-2-7 年齢別 キ. インターネット上の人権問題】



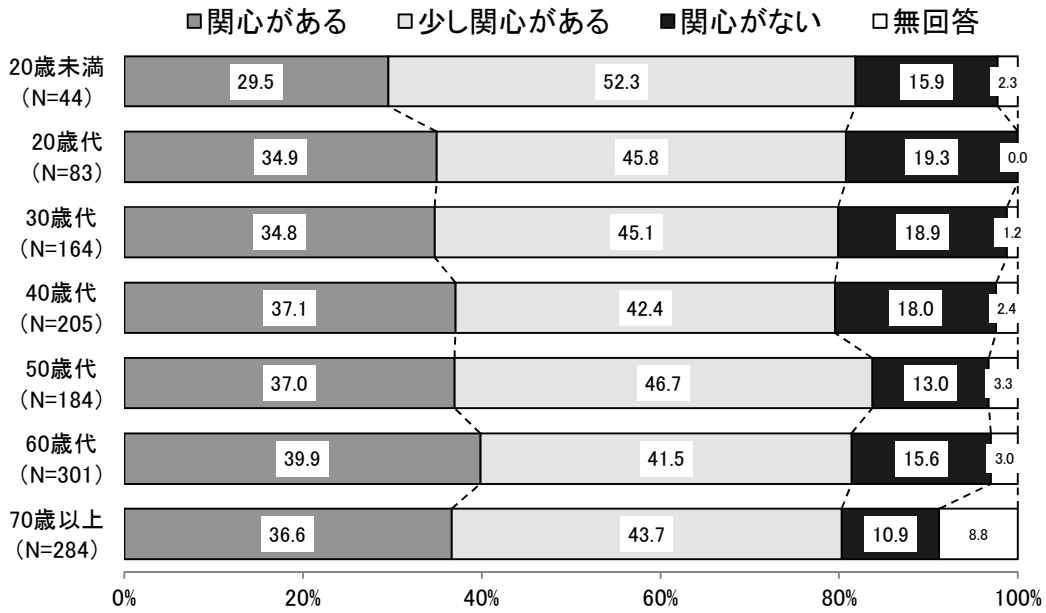
「キ. インターネット上の人権問題」を年齢別で見ると、「興味がある」は50歳代以下では7割台、60歳代では6割台、70歳以上では5割台となっている。20歳未満は「興味がある」が4割を占めている。(図表 1-2-7)

【図表 1-2-8 年齢別 ク. エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者などの人権問題】



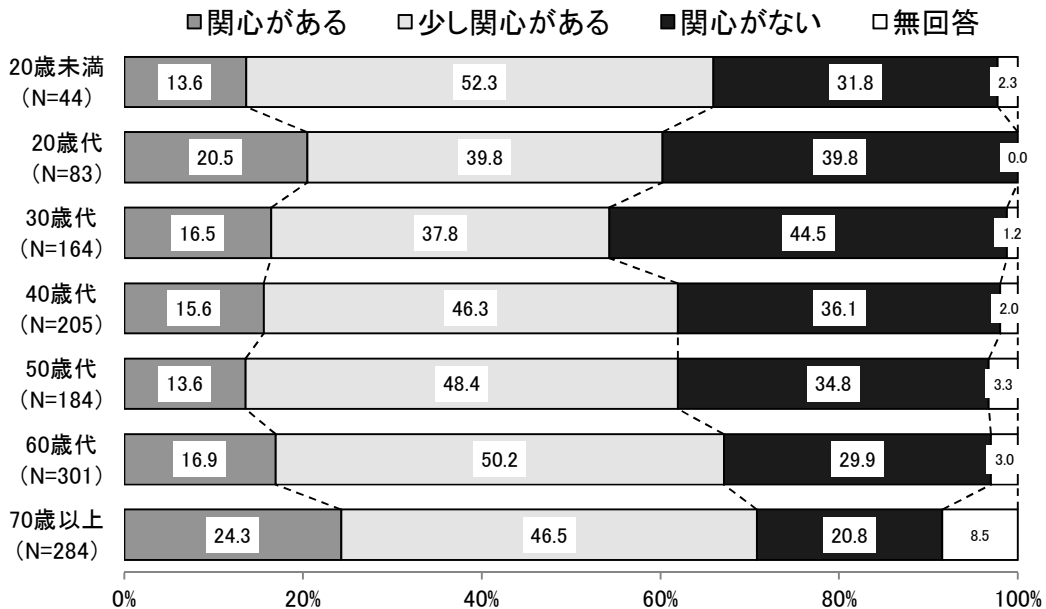
「ク. エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者などの人権問題」を年齢別にみると、「興味がある」は30歳代では6割台、それ以外の年齢では7割台となっている。(図表 1-2-8)

【図表 1-2-9 年齢別 ケ. 犯罪被害者等の人権問題】



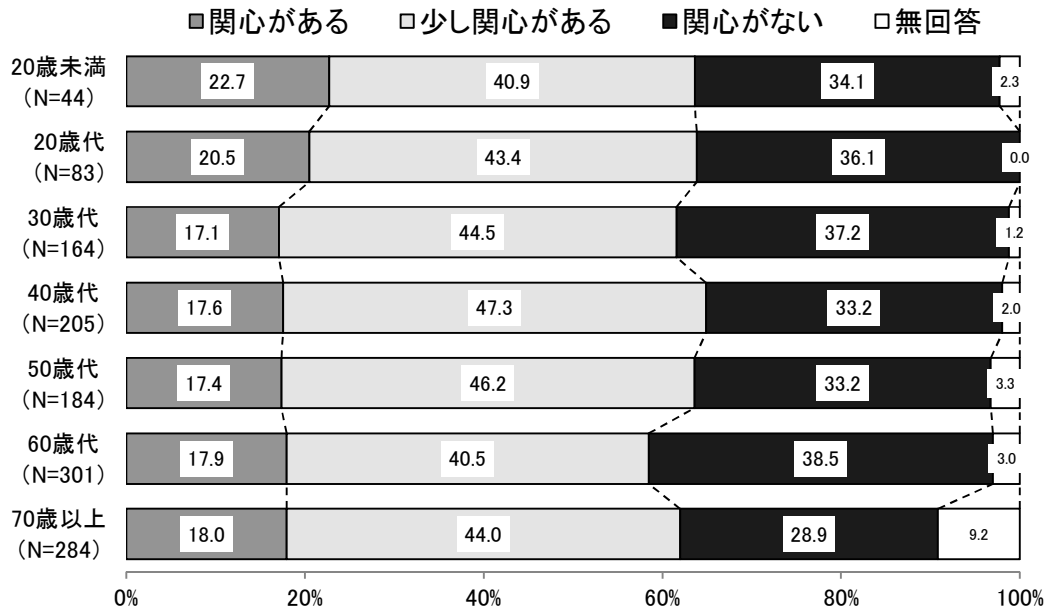
「ケ. 犯罪被害者等の人権問題」を年齢別で見ると、いずれの年齢でも“興味がある”が約 8 割となっている。(図表 1-2-9)

【図表 1-2-10 年齢別 コ. 刑を終えて出所した人の人権問題】



「コ. 刑を終えて出所した人の人権問題」を年齢別で見ると、“興味がある”は 30 歳代では 5 割台、20 歳代以下と 40 歳代～60 歳代では 6 割台、70 歳以上では 7 割台となっている。(図表 1-2-10)

【図表 1-2-11 年齢別 サ. 性的少数者の人権問題】



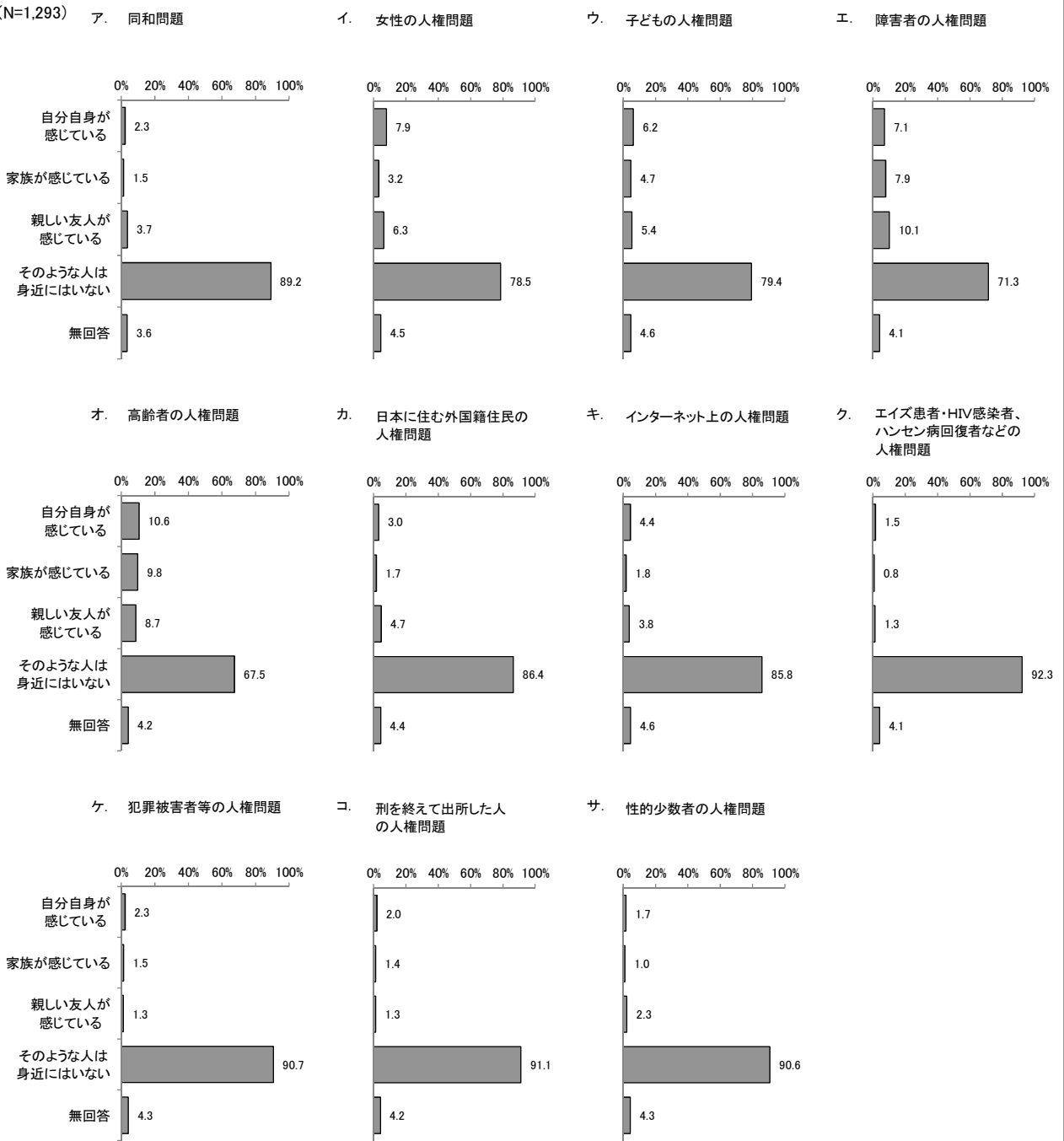
「サ. 性的少数者の人権問題」を年齢別で見ると、いずれの年齢でも“興味がある”が約 6 割となっている。また「興味がある」も年齢別で大きな差はみられない。(図表 1-2-11)

(3) 人権問題で暮らしにくさを感じている人

問3 あなた、もしくはあなたの家族や親しい友人に、次の人権問題で暮らしにくさを感じている人はいますか。(それぞれあてはまる番号すべてに○)

【図表 1-3 人権問題で暮らしにくさを感じている人】

(N=1,293)



人権問題で暮らしにくさを感じている人については、いずれの項目でも「そのような人は身近にはいない」が最も高くなっている。

「自分自身が感じている」は「オ. 高齢者の人権問題」が10.6%で最も高く、次いで「イ. 女性の人権問題」が7.9%、「エ. 障害者の人権問題」が7.1%となっている。

「家族が感じている」は「オ. 高齢者の人権問題」が9.8%で最も高く、次いで「エ. 障害者の人権問題」が7.9%となっている。

題」が7.9%、「ウ.子どもの人権問題」が4.7%となっている。

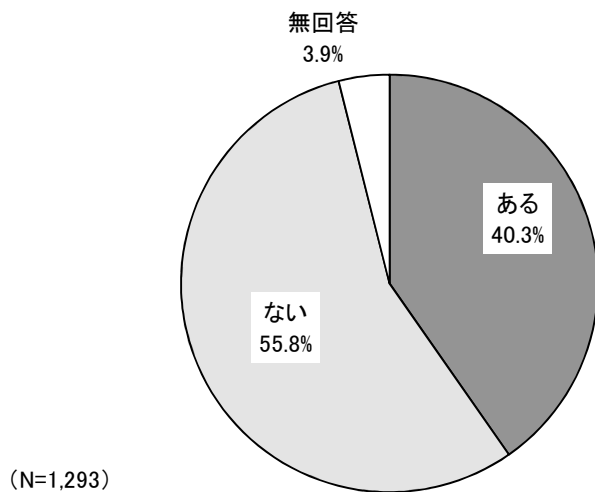
「親しい友人が感じている」は「エ.障害者の人権問題」が10.1%と最も高く、次いで「オ.高齢者の人権問題」が8.7%、「イ.女性の人権問題」が6.3%となっている。(図表 1-3)

2 自分自身に関することについて

(1) 他人から傷つけられた経験

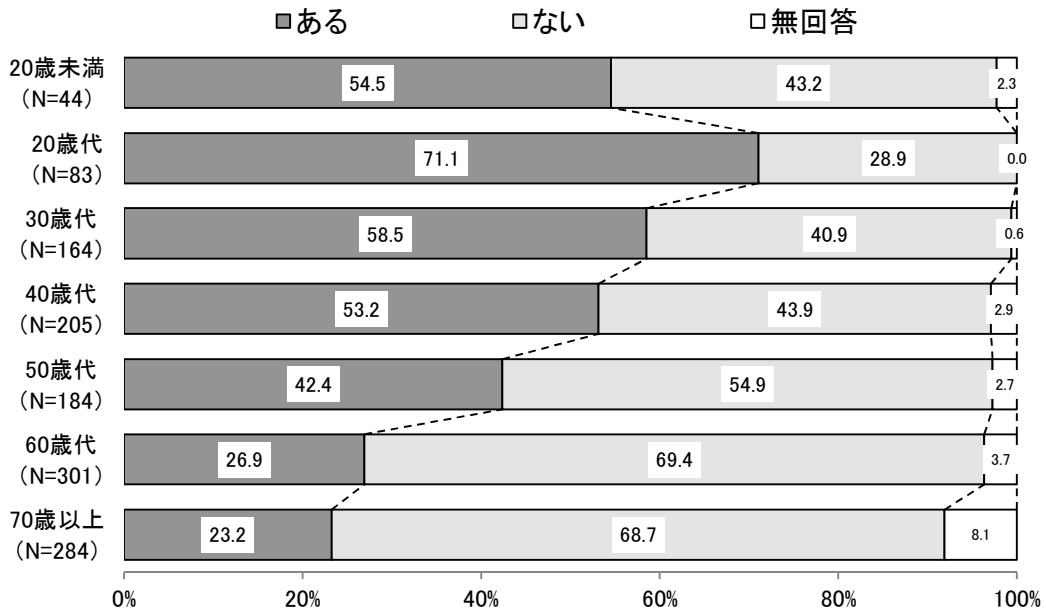
問4 あなたは日常生活の中で、他人から傷つけられたと感じたことはありますか。
(あてはまる番号1つに○)

【図表 2-1 他人から傷つけられた経験】



他人から傷つけられた経験については、「ある」が40.3%、「ない」が55.8%となっている。(図表 2-1)

【図表 2-1-1 年齢別 他人から傷つけられた経験】

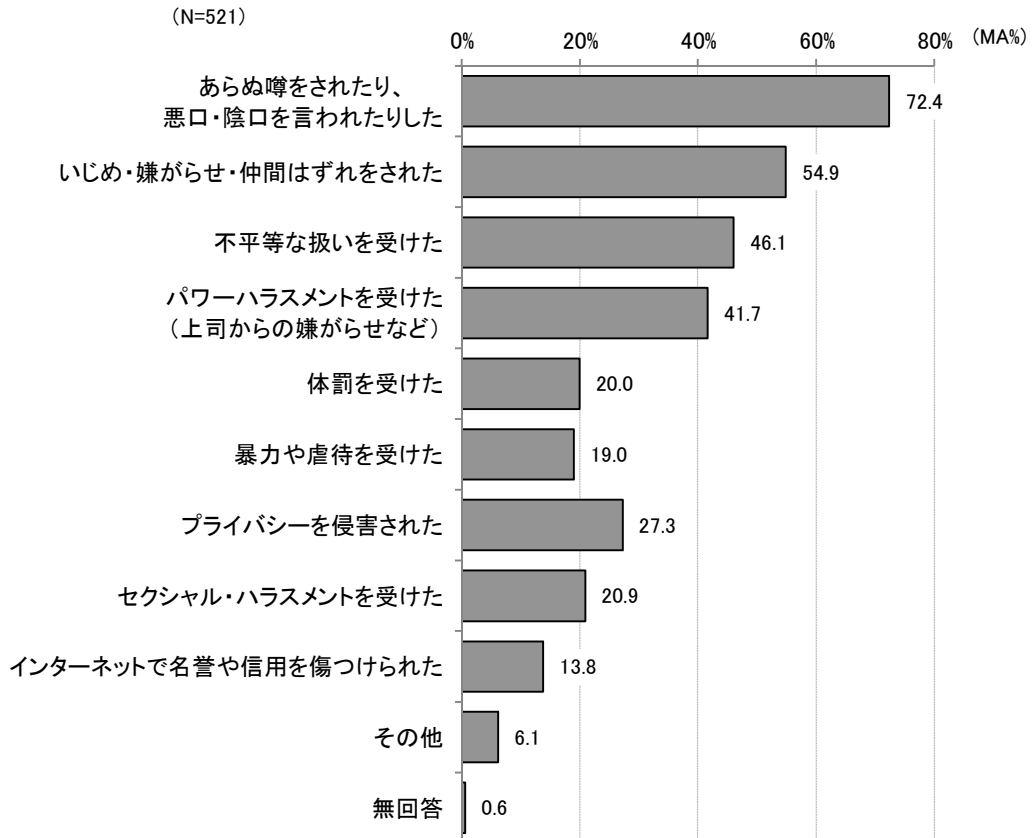


他人から傷つけられた経験を年齢別で見ると、「ある」は20歳代が71.1%で最も高く、それ以上の年齢では年齢が上がるにつれて割合が低くなり、70歳以上では23.2%となっている。20歳未満は「ある」が54.5%となっている。(図表 2-1-1)

(2) 他人から傷つけられた内容

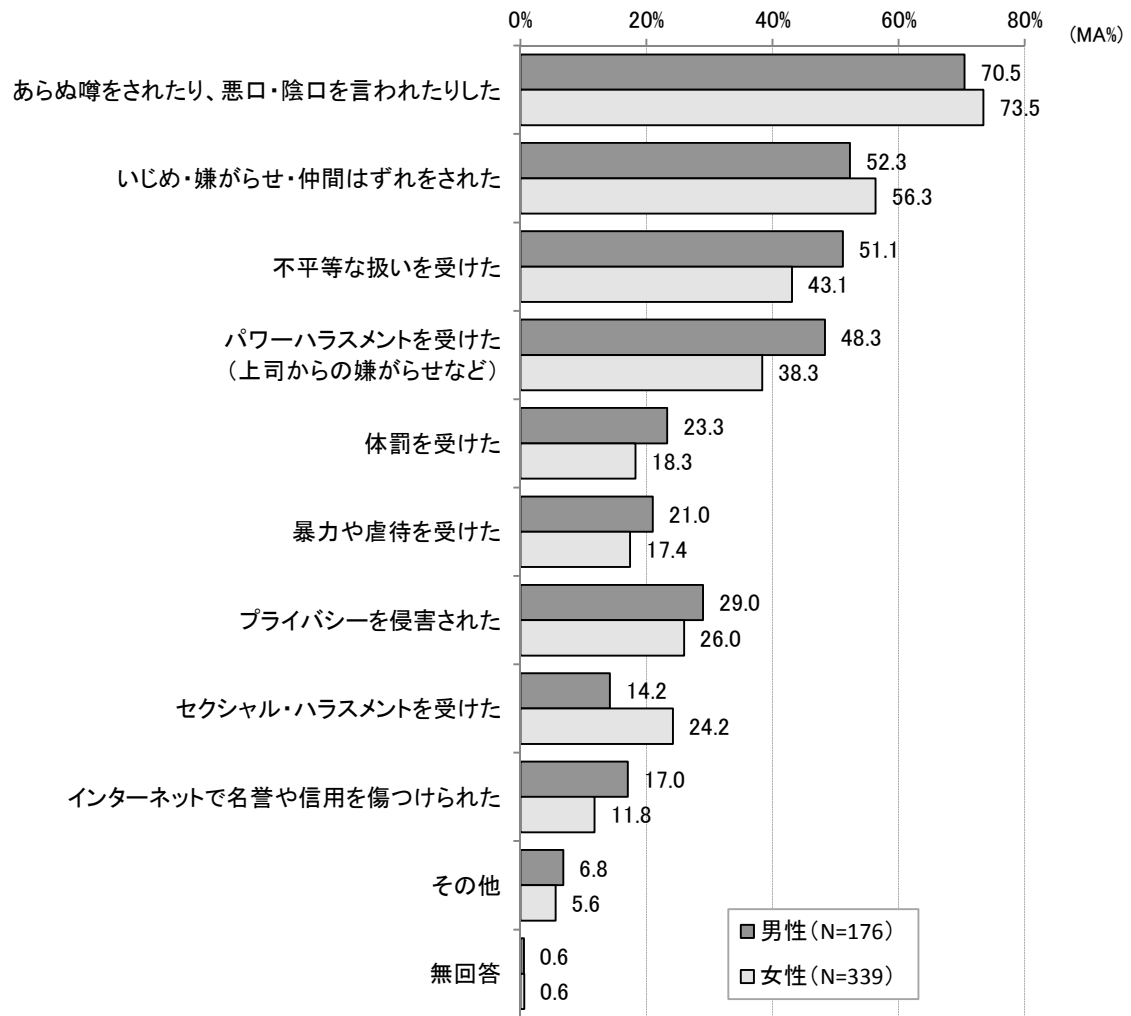
問5 問4で、「1. ある」と答えた方にお聞きします。
それはどのような内容で、誰（どこ）から傷つけられたと感じましたか。
（それぞれあてはまる番号すべてに○）

【図表 2-2 他人から傷つけられた内容】



他人から傷つけられた内容については、「あらぬ噂をされたり、悪口・陰口を言われたりした」が72.4%で最も高く、次いで「いじめ・嫌がらせ・仲間はずれをされた」が54.9%、「不平等な扱いを受けた」が46.1%となっている。（図表 2-2）

【図表 2-2-1 性別 他人から傷つけられた内容】



他人から傷つけられた内容を性別で見ると、性別で比較的差が大きかった内容は、「不平等な扱いを受けた」、「パワーハラスメントを受けた（上司からの嫌がらせなど）」、「セクシャル・ハラスメントを受けた」で、「不平等な扱いを受けた」は男性が女性と比べて8ポイント、「パワーハラスメントを受けた（上司からの嫌がらせなど）」は男性が女性と比べて10ポイント、「セクシャル・ハラスメントを受けた」は女性が男性と比べて10ポイント、それぞれ高くなっている。（図表 2-2-1）

【図表 2-2-2 年齢別 他人から傷つけられた内容】

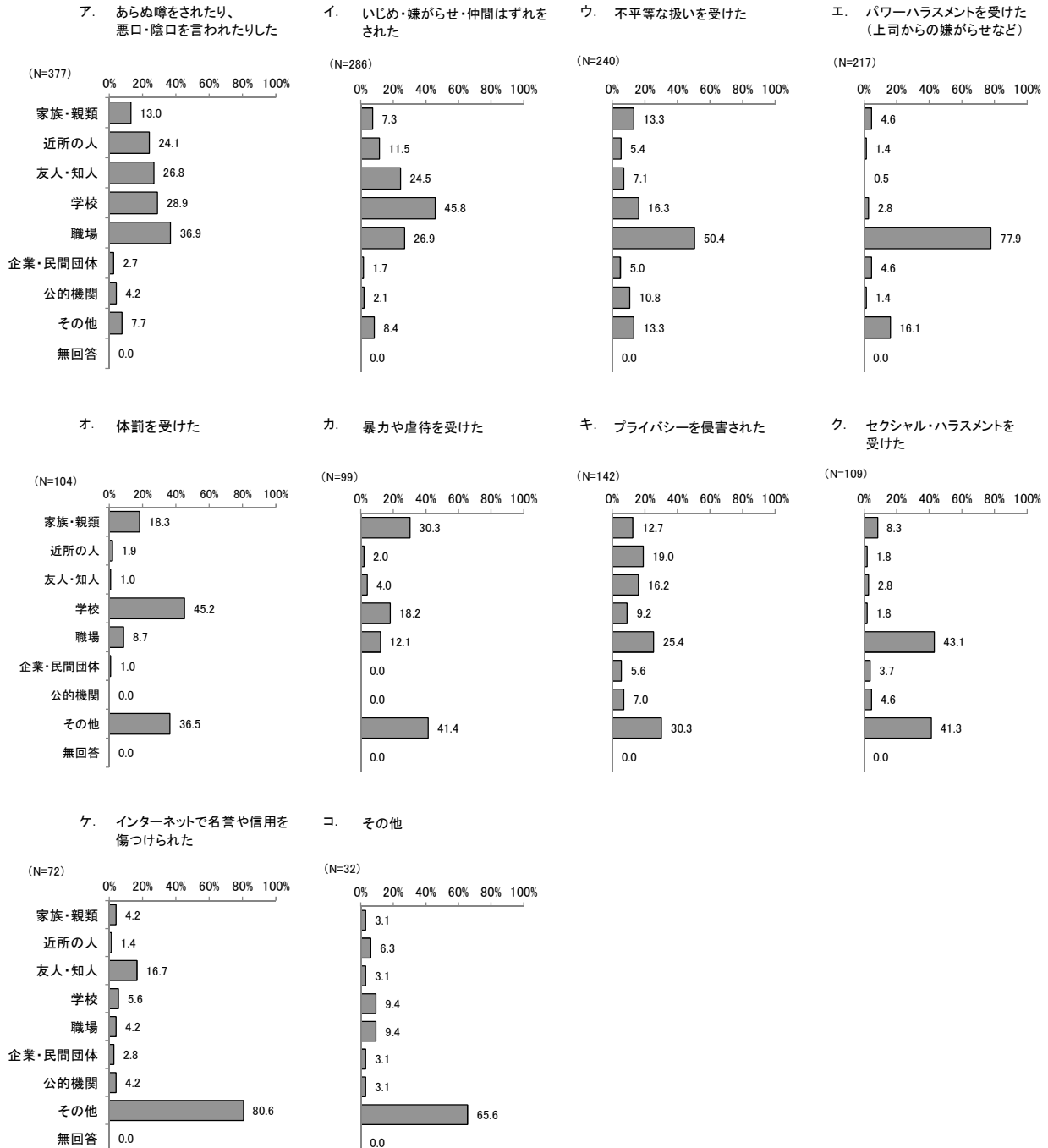
上段(人) 下段(%)		問5												
		問4で、「1.ある」と答えた方にお聞きます												
		他人から傷つけられた内容												
		【複数回答】												
回答者数	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	無回答			
	り悪あ間い不 し口あらはは平 た・ぬめはじ等 陰噂れずはめ ををををを 言言言言言 わわわわわ れれれれれ たたたたた	間い はは ずず れれ をを をを ささ れれ たた ・仲	不 平 等 な 扱 い を 受 け た	が 受 け た (上 司 か ら の 嫌 を	パ ワ ー ハ ラ ス メ ン ト	体 罰 を 受 け た	暴 力 や 虐 待 を 受 け た	ブ ラ イ バ シ ー を 侵 害 さ れ た	セ ク シ ヤ ル ・ ハ ラ ス メ ン ト を 受 け た	イ ン タ ー ネ ッ ト で 名 誉 を 傷 つ け ら れ た	そ の 他			
年齢別	20歳未満	24 100.0	20 83.3	12 50.0	8 33.3	5 20.8	4 16.7	5 20.8	6 25.0	6 25.0	6 25.0	3 12.5	0 0.0	
	20歳代	59 100.0	46 78.0	41 69.5	29 49.2	29 49.2	7 11.9	11 18.6	16 27.1	13 22.0	12 20.3	0 0.0	0 0.0	
	30歳代	96 100.0	70 72.9	52 54.2	41 42.7	45 46.9	21 21.9	13 13.5	25 26.0	20 20.8	14 14.6	3 3.1	0 0.0	
	40歳代	109 100.0	68 62.4	56 51.4	43 39.4	44 40.4	22 20.2	23 21.1	24 22.0	22 20.2	12 11.0	10 9.2	0 0.0	
	50歳代	78 100.0	52 66.7	41 52.6	38 48.7	29 37.2	11 14.1	9 11.5	17 21.8	13 16.7	3 3.8	2 2.6	1 1.3	
	60歳代	81 100.0	67 82.7	42 51.9	37 45.7	36 44.4	16 19.8	15 18.5	24 29.6	13 16.0	8 9.9	6 7.4	1 1.2	
	70歳以上	66 100.0	50 75.8	39 59.1	38 57.6	26 39.4	22 33.3	20 30.3	26 39.4	20 30.3	16 24.2	8 12.1	1 1.5	

他人から傷つけられた内容を年齢別で見ると、いずれの年齢でも「あらぬ噂をされたり、悪口・陰口を言われたりした」が最も高く、次いで「いじめ・嫌がらせ・仲間はずれをされた」となっている。(図表 2-2-2)

(3) 傷つけられた相手

問5 問4で、「1.ある」と答えた方にお聞きします。
 それはどのような内容で、誰（どこ）から傷つけられたと感じましたか。
 （それぞれあてはまる番号すべてに○）

【図表 2-3 傷つけられた相手】

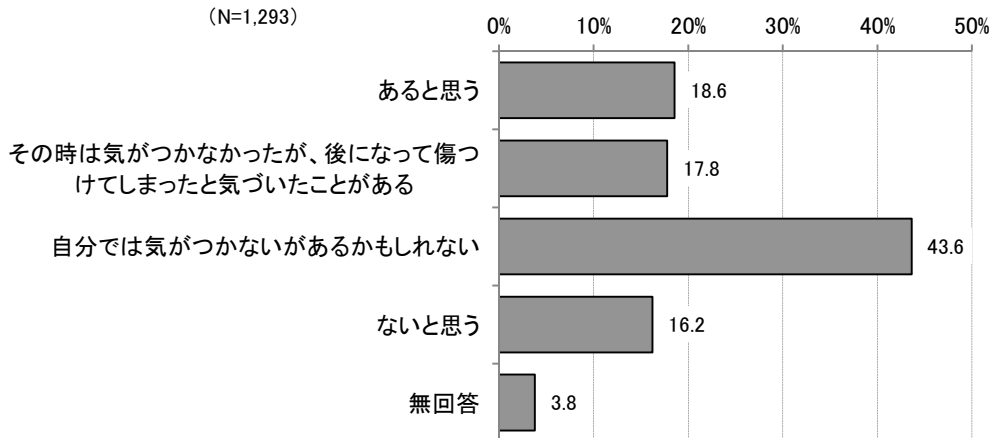


傷つけられた相手については、おおむね「職場」と「学校」から受けている場合が多くなっている。「職場」が最も高い項目は「ウ. 不平等な扱いを受けた」(50.4%)、「エ. パワーハラスメントを受けた（上司からの嫌がらせなど）」(77.9%)、「ク. セクシャル・ハラスメントを受けた」(43.1%)で、「学校」が最も高い項目は「イ. いじめ・嫌がらせ・仲間はずれをされた」(45.8%)、「オ. 体罰を受けた」(45.2%)となっている。(図表 2-3)

(4) 他人を傷つけた経験

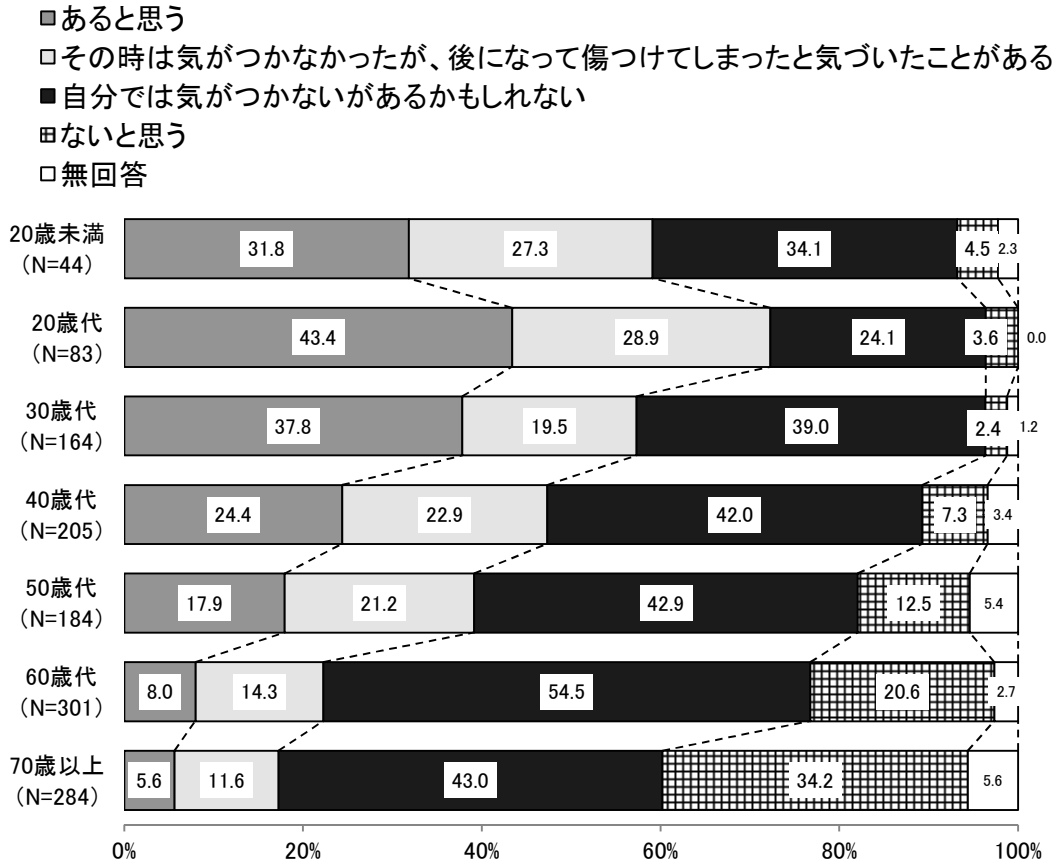
問6 あなたは日常生活の中で、他人を傷つけてしまったことはありますか。
(あてはまる番号1つに○)

【図表 2-4 他人を傷つけた経験】



他人を傷つけた経験については、「自分では気がつかないがあるかもしれない」が43.6%で最も高く、次いで「あると思う」が18.6%、「その時は気がつかなかったが、後になって傷つけてしまったと気づいたことがある」が17.8%、「ないと思う」が16.2%となっている。(図表 2-4)

【図表 2-4-1 年齢別 他人を傷つけた経験】



他人を傷つけた経験を年齢別で見ると、「あると思う」は20歳代が最も高く、それ以上の年齢では年齢が上がるにつれて低くなっている。「その時は気がつかなかったが、後になって傷つけてしまったと気づいたことがある」もおおむね同様の傾向となっている。

一方、「自分では気がつかないがあるかもしれない」は20歳代が最も低く、それ以上の年齢ではおおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。「ないと思う」も同様の傾向となっている。

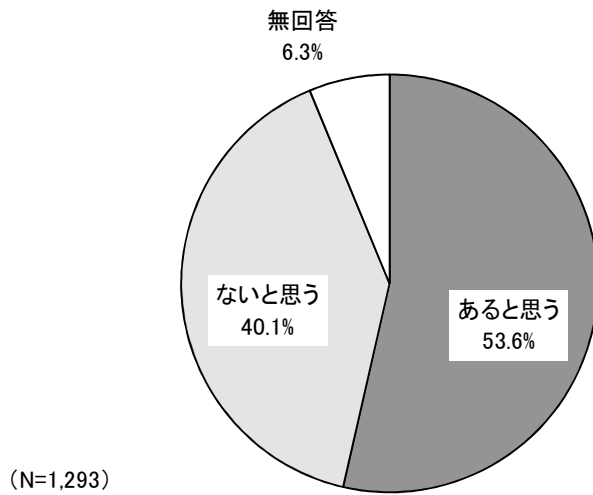
20歳未満は、30歳代と割合の構成が近くなっている。(図表 2-4-1)

3 同和問題について

(1) 同和地区や同和地区の人々に対する差別

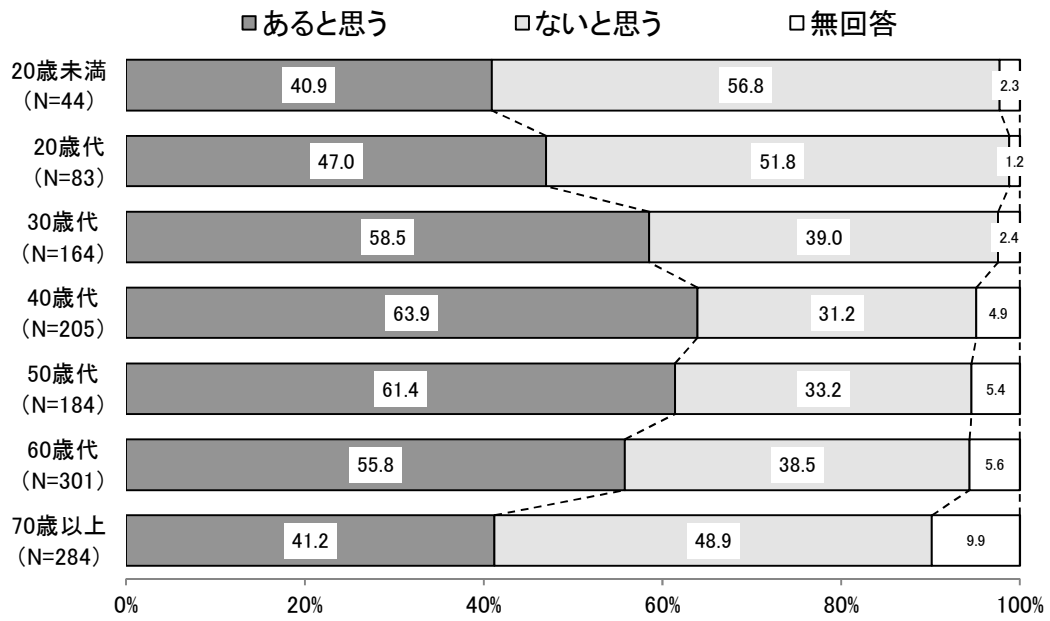
問7 あなたは、同和地区や同和地区の人々に対する差別があると思いますか。
(あてはまる番号1つに○)

【図表 3-1 同和地区や同和地区の人々に対する差別】



同和地区や同和地区の人々に対する差別については、「あると思う」が 53.6%、「ないと思う」が 40.1% で、「あると思う」が過半数を占めている。(図表 3-1)

【図表 3-1-1 年齢別 同和地区や同和地区の人々に対する差別】

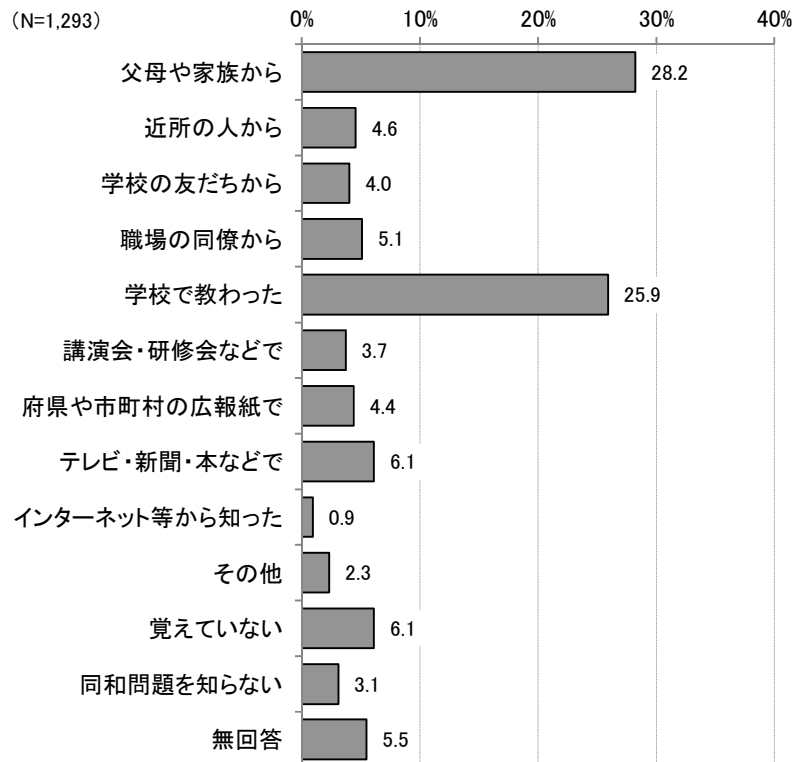


同和地区や同和地区の人々に対する差別を年齢別で見ると、「あると思う」は40歳代の63.9%を頂点に年齢が下がるまたは上がるにつれて低くなっている。(図表 3-1-1)

(2) 同和問題や被差別部落を知った経緯

問8 あなたは同和問題や被差別部落（同和地区）があることを、どのようにして知りましたか。
（あてはまる番号1つに○）

【図表 3-2 同和問題や被差別部落を知った経緯】



同和問題や被差別部落を知った経緯については、「父母や家族から」が28.2%で最も高く、次いで「学校で教わった」が25.9%となっている。それ以外の回答項目は1割を下回っている。（図表 3-2）

【図表 3-2-1 年齢別 同和問題や被差別部落を知った経緯】

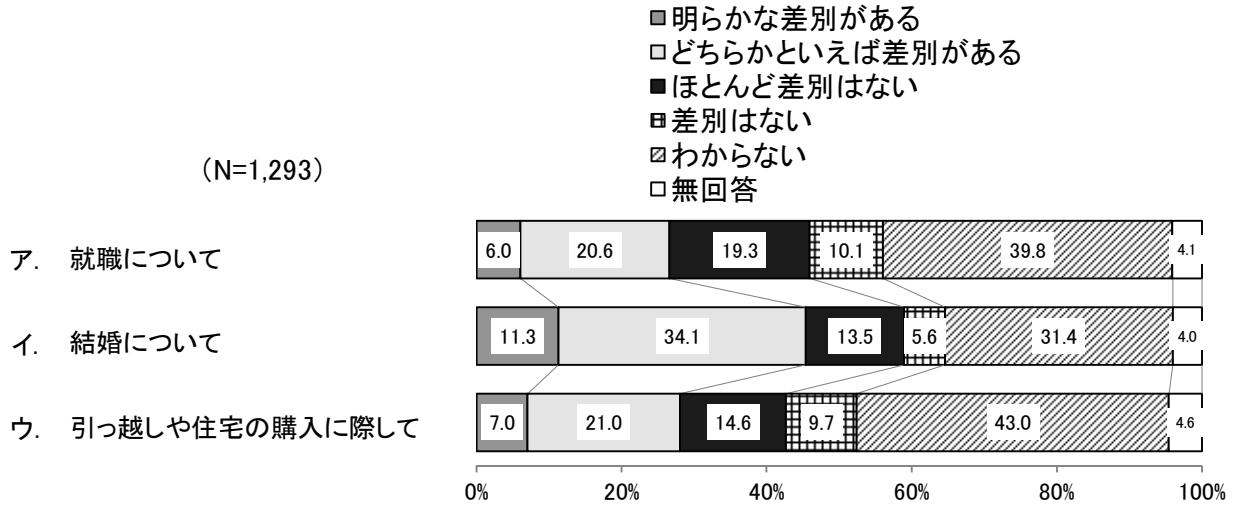
上段(人) 下段(%)		問8													
		あなたは同和問題や被差別部落(同和地区)があることを、どのようにして知りましたか。													
		【単一回答】													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
回答者数	父母や家族から	近所の人から	学校の友だちから	職場の同僚から	学校で教わった	講演会・研修会などで	府県や市町村の広報紙	でテレビ・新聞・本など	知ったインターネット等から	その他	覚えていない	同和問題を知らない	無回答		
年齢別	20歳未満	44 100.0	11 25.0	0 0.0	1 2.3	0 0.0	21 47.7	0 0.0	1 2.3	2 4.5	2 4.5	0 0.0	1 2.3	4 9.1	1 2.3
	20歳代	83 100.0	21 25.3	2 2.4	2 2.4	2 2.4	26 31.3	1 1.2	2 2.4	3 3.6	3 3.6	1 1.2	4 4.8	11 13.3	5 6.0
	30歳代	164 100.0	43 26.2	1 0.6	3 1.8	7 4.3	70 42.7	3 1.8	0 0.0	5 3.0	6 3.7	2 1.2	9 5.5	9 5.5	6 3.7
	40歳代	205 100.0	53 25.9	6 2.9	8 3.9	6 2.9	99 48.3	6 2.9	1 0.5	4 2.0	0 0.0	3 1.5	5 2.4	5 2.4	9 4.4
	50歳代	184 100.0	51 27.7	3 1.6	8 4.3	5 2.7	72 39.1	6 3.3	3 1.6	7 3.8	0 0.0	3 1.6	14 7.6	0 0.0	12 6.5
	60歳代	301 100.0	111 36.9	13 4.3	11 3.7	22 7.3	29 9.6	15 5.0	22 7.3	28 9.3	0 0.0	7 2.3	24 8.0	9 3.0	10 3.3
	70歳以上	284 100.0	70 24.6	31 10.9	19 6.7	23 8.1	15 5.3	14 4.9	26 9.2	28 9.9	1 0.4	13 4.6	21 7.4	2 0.7	21 7.4

同和問題や被差別部落を知った経緯を年齢別でみると、50歳代以下では「学校で教わった」が約3～5割で最も高く、次いで「父母や家族から」が3割近くとなっている。60歳代以上では「父母や家族から」が3割前後で最も高く、それ以外の回答項目は1割前後となっている。(図表 3-2-1)

(3) 就職、結婚、引っ越しや住宅の購入時の部落差別について

問9 現在、次のことについて部落差別があると思いますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

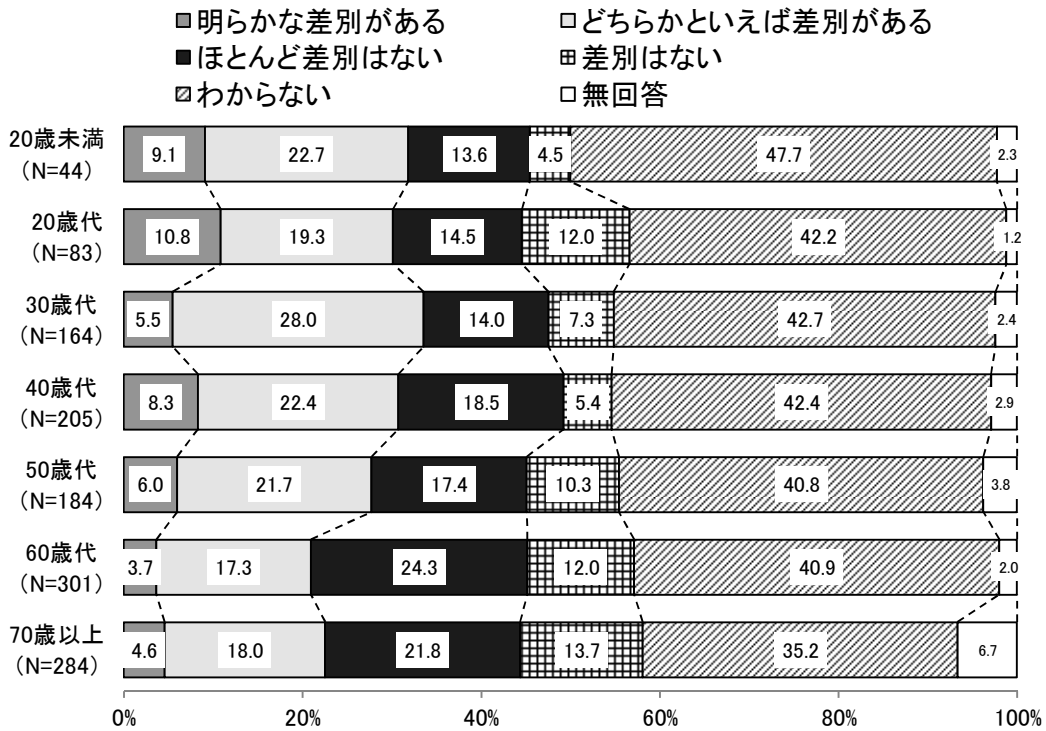
【図表 3-3 就職、結婚、引っ越しや住宅の購入時の部落差別について】



就職、結婚、引っ越しや住宅の購入時の部落差別については、“差別がある”（「明らかな差別がある」と「どちらかといえば差別がある」を合わせた数）は「イ.結婚について」が45.4%で最も高く、次いで「ウ.引っ越しや住宅の購入に際して」が28.0%、「ア.就職について」が26.6%となっている。

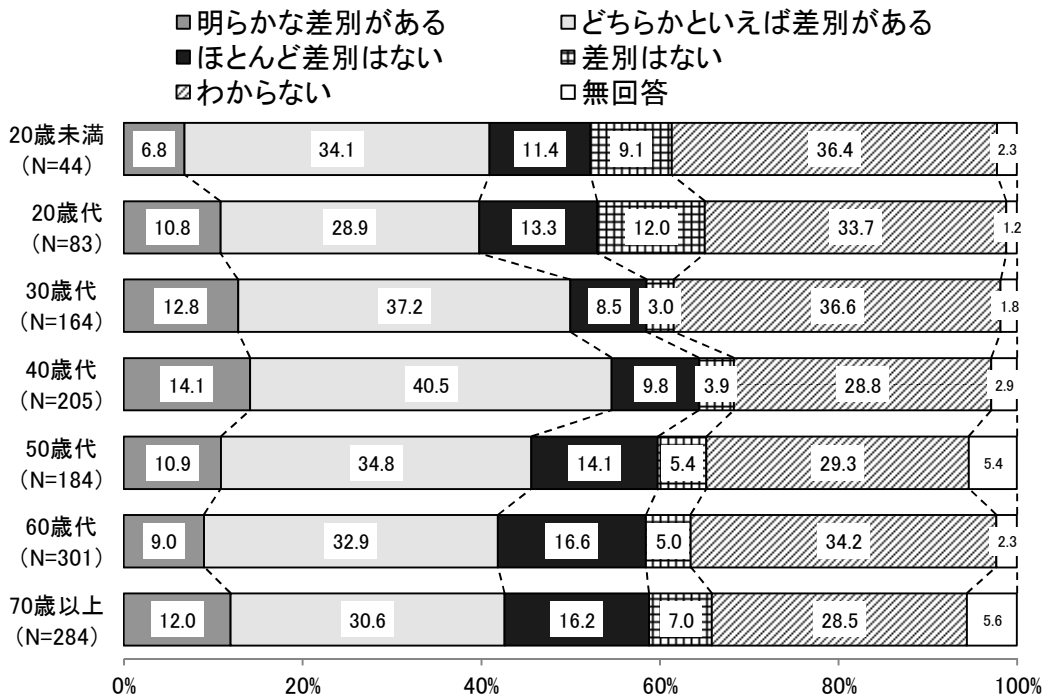
“差別がある”と“差別はない”（「ほとんど差別はない」と「差別はない」を合わせた数）を比べると、「ア.就職について」は“差別はない”が2.8ポイント、「イ.結婚について」は“差別がある”が26.3ポイント、「ウ.引っ越しや住宅の購入に際して」は“差別がある”が3.7ポイント、それぞれ高くなっている。（図表 3-3）

【図表 3-3-1 年齢別 ア. 就職についての部落差別】



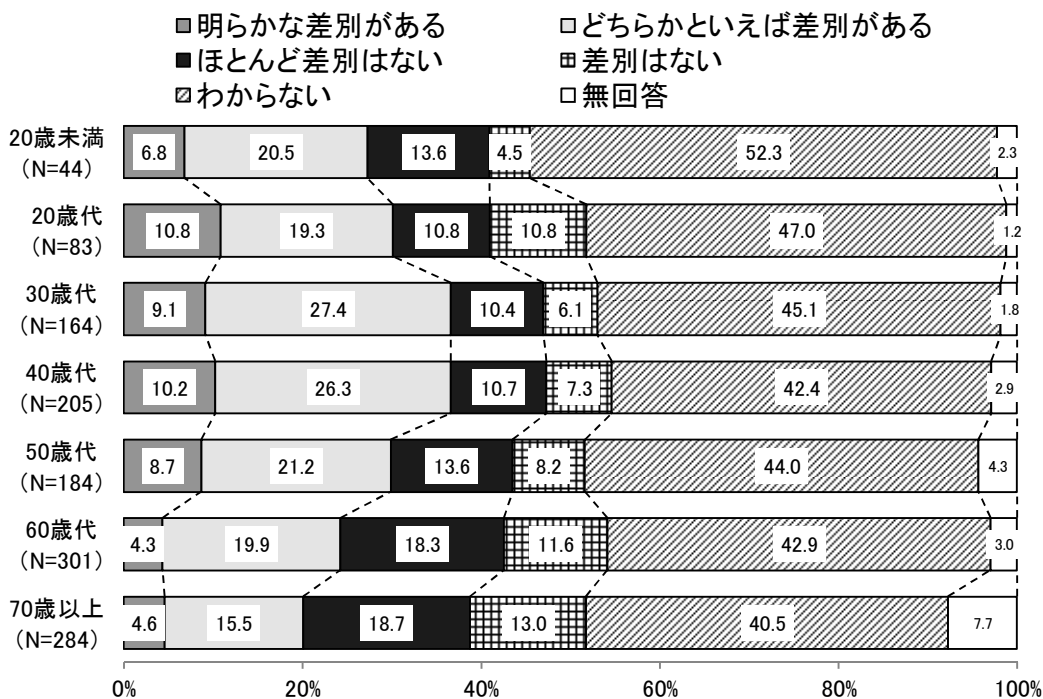
「ア. 就職について」の部落差別を年齢別でみると、“差別がある”は50歳代以下では3割前後、60歳以上では約2割となっている。“差別はない”は20歳未満、30歳代、40歳代は約2割、20歳代と50歳代は3割近く、60歳代以上は3割を超えている。(図表 3-3-1)

【図表 3-3-2 年齢別 イ. 結婚についての部落差別】



「イ. 結婚について」の部落差別を年齢別でみると、いずれの年齢でも“差別がある”が“差別はない”を大きく上回っている。“差別がある”は40歳代が54.6%で最も高く、次いで30歳代が50.0%、50歳代が45.7%となっている。(図表 3-3-2)

【図表 3-3-3 年齢別 ウ. 引っ越しや住宅の購入に際しての部落差別】



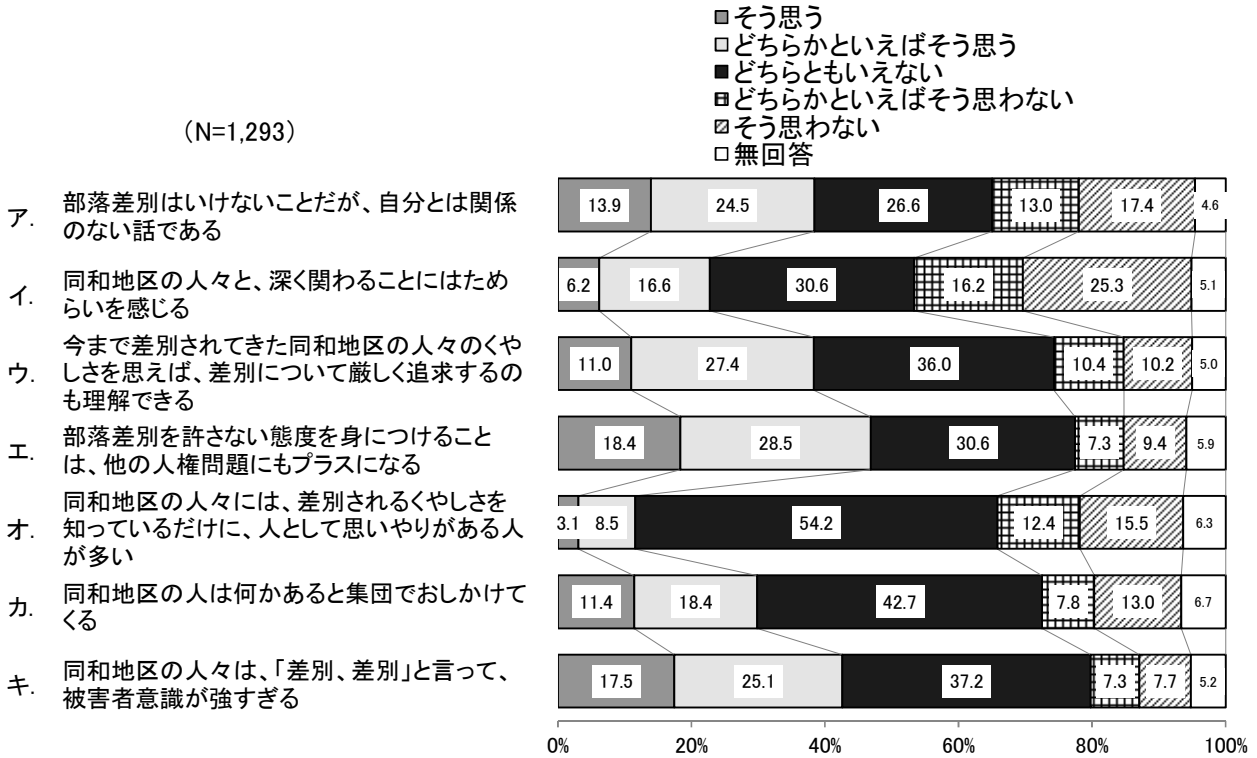
「ウ. 引っ越しや住宅の購入に際して」の部落差別を年齢別で見ると、50歳代以下では“差別がある”が“差別はない”を上回っている。“差別がある”は30歳代と40歳代が36.5%で最も高く、次いで20歳代が30.1%、50歳代が29.9%となっている。(図表 3-3-3)

(4) 同和問題についての考え方

問 10 同和問題について、次のような意見がありますが、あなたはどのように思いますか。
(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

【図表 3-4 同和問題についての考え方】

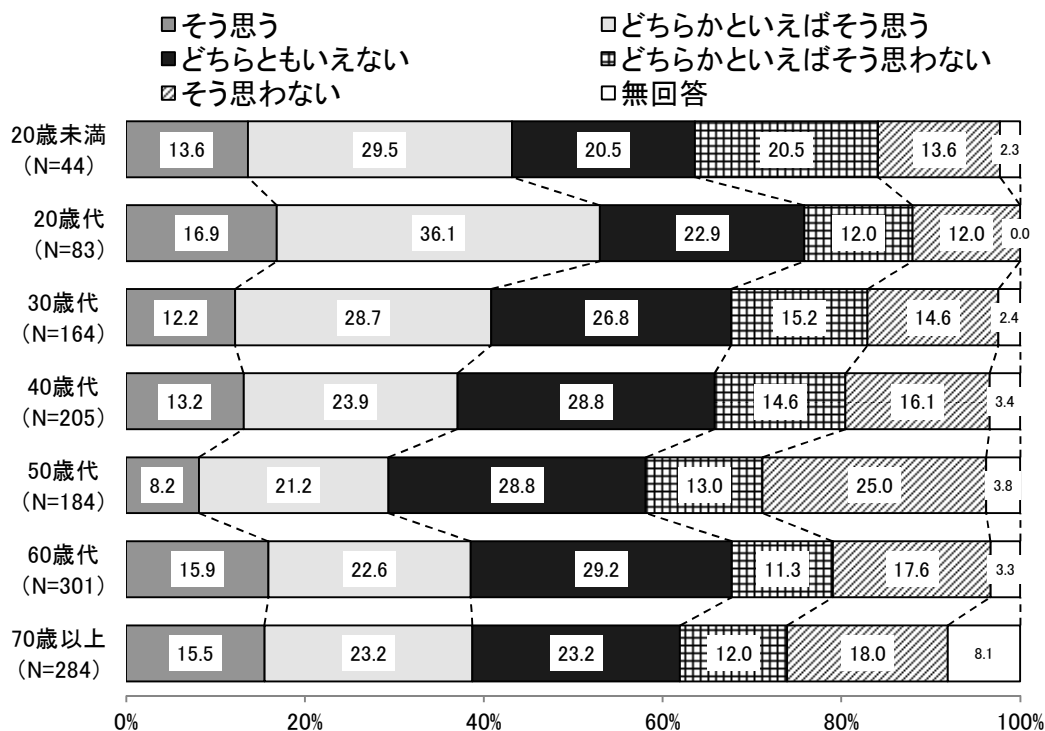
(N=1,293)



同和問題についての考え方について、“肯定派”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた数）が“否定派”（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた数）に比べて高い項目は、「ア. 部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である」（38.4%）、「ウ. 今まで差別されてきた同和地区の人々のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる」（38.4%）、「エ. 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになる」（46.9%）、「カ. 同和地区の人は何かあると集団でおしかけてくる」（29.8%）、「キ. 同和地区の人々は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる」（42.6%）となっている。

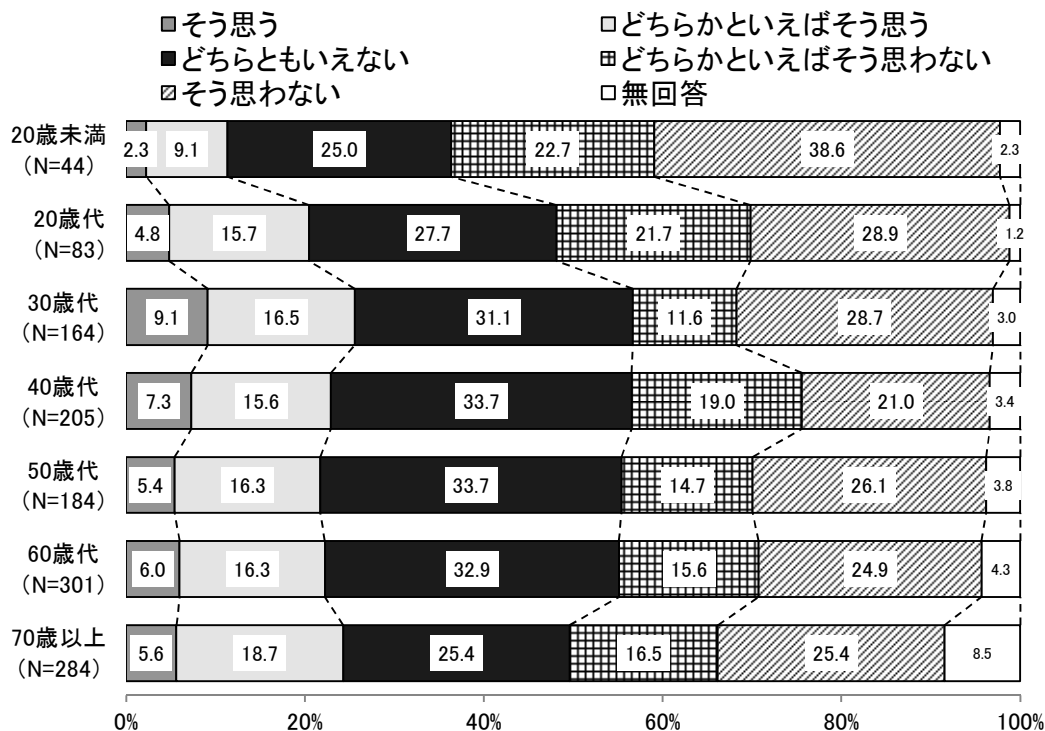
一方、“否定派”が“肯定派に比べて高い項目は、「イ. 同和地区の人々と、深く関わることにはためらいを感じる」（41.5%）、「オ. 同和地区の人々には、差別されるくやしさを知っているだけに、人として思いやりがある人が多い」（27.9%）となっている。（図表 3-4）

【図表 3-4-1 年齢別 ア. 部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である】



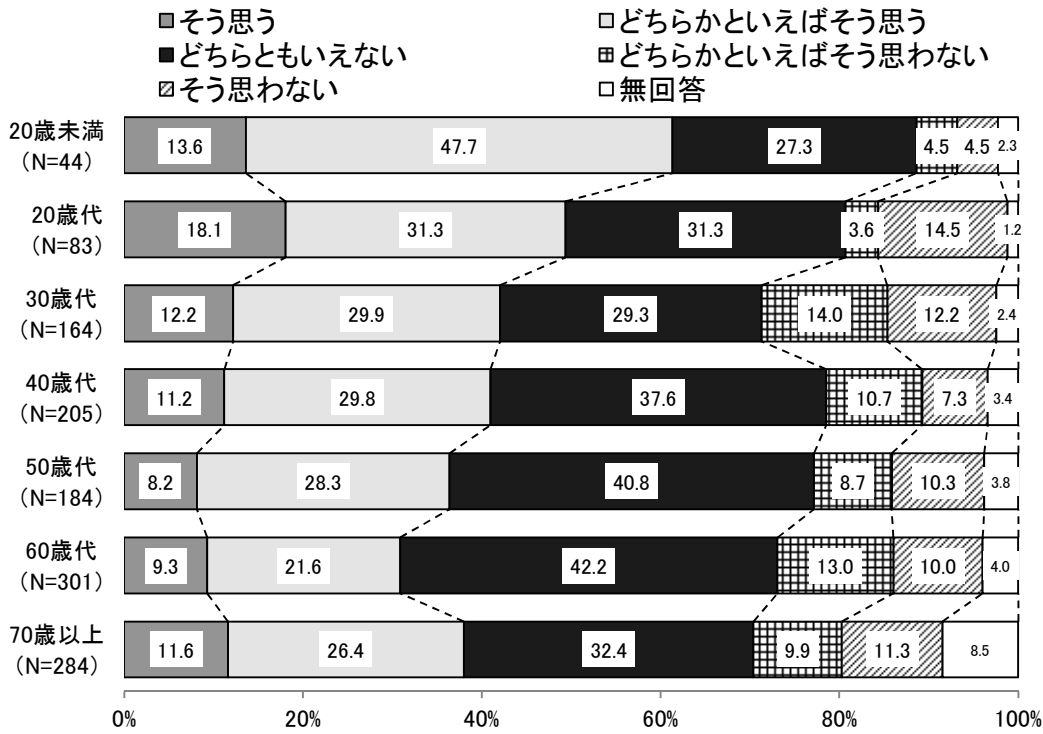
「ア. 部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である」を年齢別でみると、30歳代以下は“肯定派”が4割を超えている。特に20歳代は53.0%と高くなっている。“否定派”は50歳代が38.0%で最も高く、次いで20歳未満が34.1%、40歳代が30.7%となっている。(図表 3-4-1)

【図表 3-4-2 年齢別 イ. 同和地区の人々と、深く関わることにはためらいを感じる】



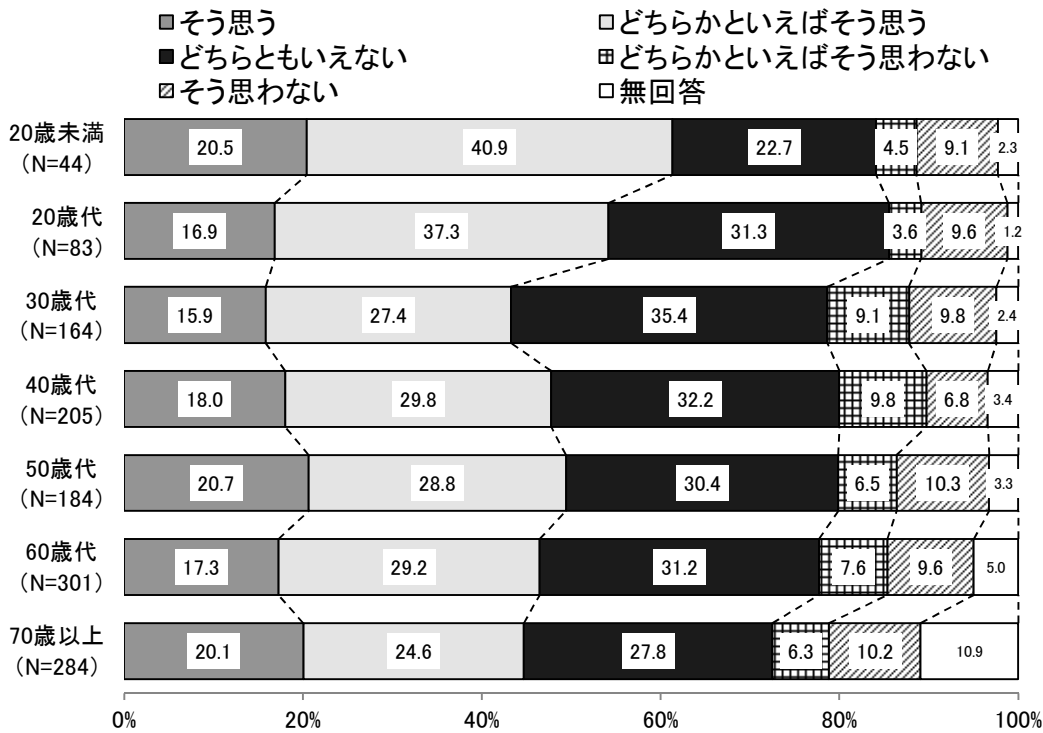
「イ. 同和地区の人々と、深く関わることにはためらいを感じる」を年齢別にみると、いずれの年齢でも“否定派”が“肯定派”を上回っている。“肯定派”は20歳未満では1割あまり、20歳代以上では2割あまりとなっている。(図表 3-4-2)

【図表 3-4-3 年齢別 ウ. 今まで差別されてきた同和地区の人々のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる】



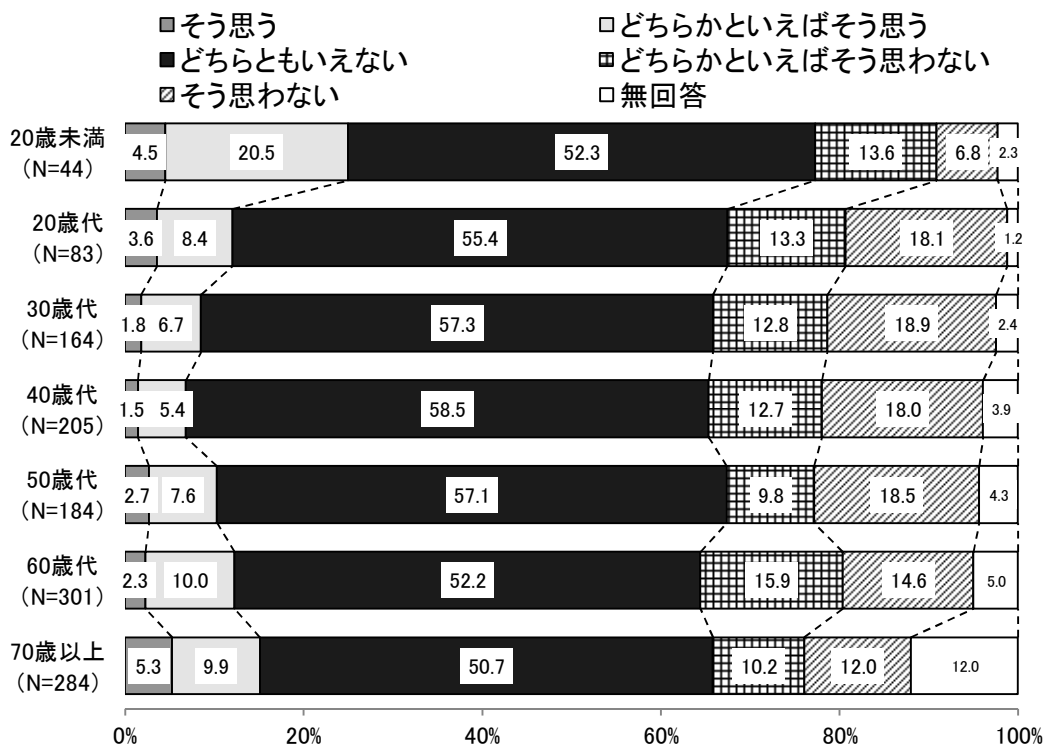
「ウ. 今まで差別されてきた同和地区の人々のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる」を年齢別でみると、いずれの年齢でも“肯定派”が“否定派”を上回っている。“肯定派”は20歳未満が61.3%で最も高く、年齢が上がるにつれておおむね割合が低くなっている。(図表 3-4-3)

【図表 3-4-4 年齢別 エ. 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになる】



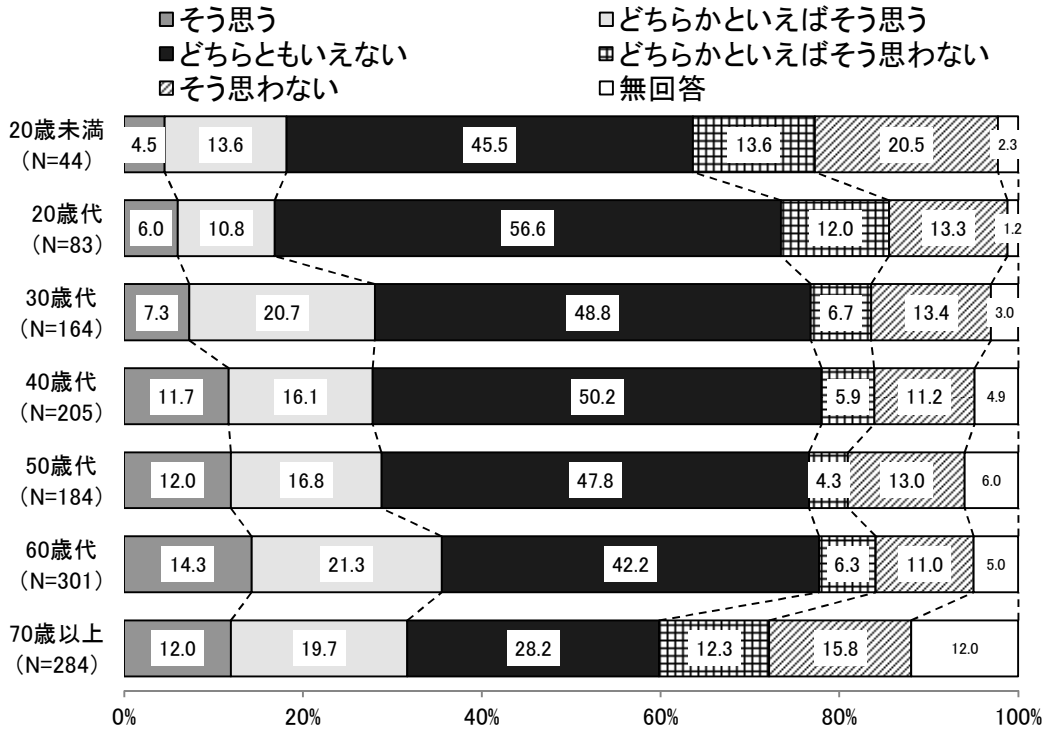
「エ. 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになる」を年齢別でみると、いずれの年齢でも“肯定派”が“否定派”を上回っている。“肯定派”は20歳未満が61.4%で最も高く、次いで20歳代が54.2%となっている。30歳代以上では“肯定派”は4割台となっている。(図表 3-4-4)

【図表 3-4-5 年齢別 オ. 同和地区の人々には、差別されるくやしさを知っているだけに、
人として思いやりがある人が多い】



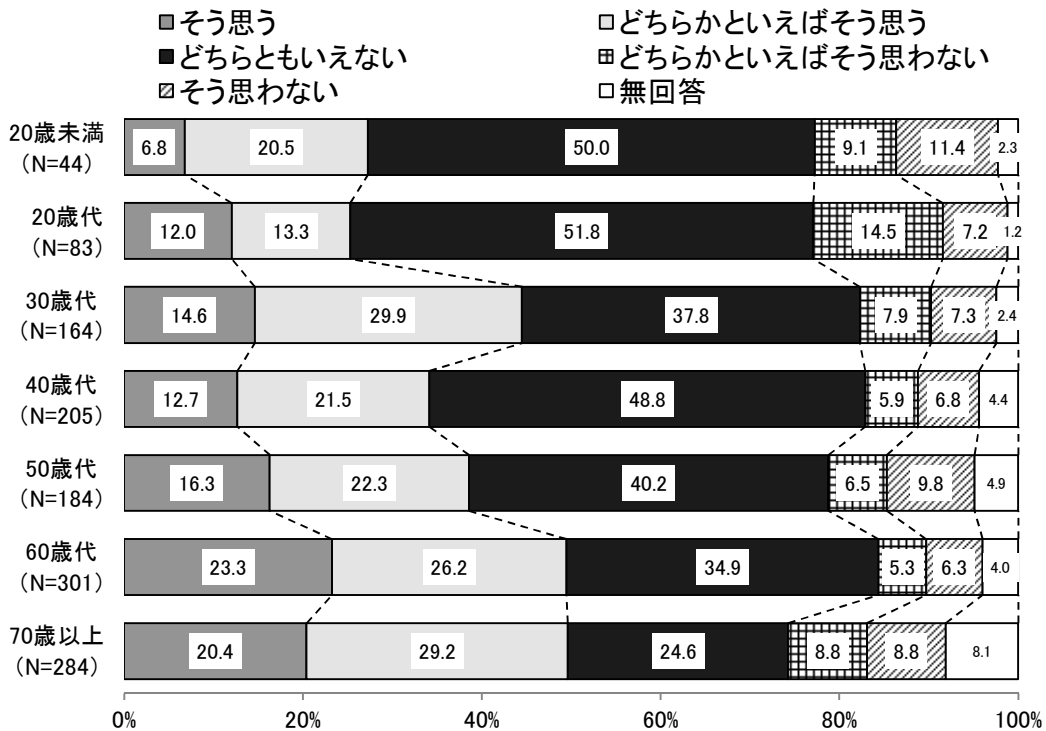
「オ. 同和地区の人々には、差別されるくやしさを知っているだけに、人として思いやりがある人が多い」を年齢別でみると、20歳未満では“肯定派”が“否定派”を上回っているが、それ以外の年齢では“否定派”が“肯定派”を上回っている。(図表 3-4-5)

【図表 3-4-6 年齢別 カ. 同和地区の人は何かあると集団でおしかけてくる】



「カ. 同和地区の人は何かあると集団でおしかけてくる」を年齢別で見ると、20歳代以下では“否定派”が“肯定派”を上回っているが、30歳代以上では“肯定派”が“否定派”を上回っている。(図表 3-4-6)

【図表 3-4-7 年齢別 キ. 同和地区の人々は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる】



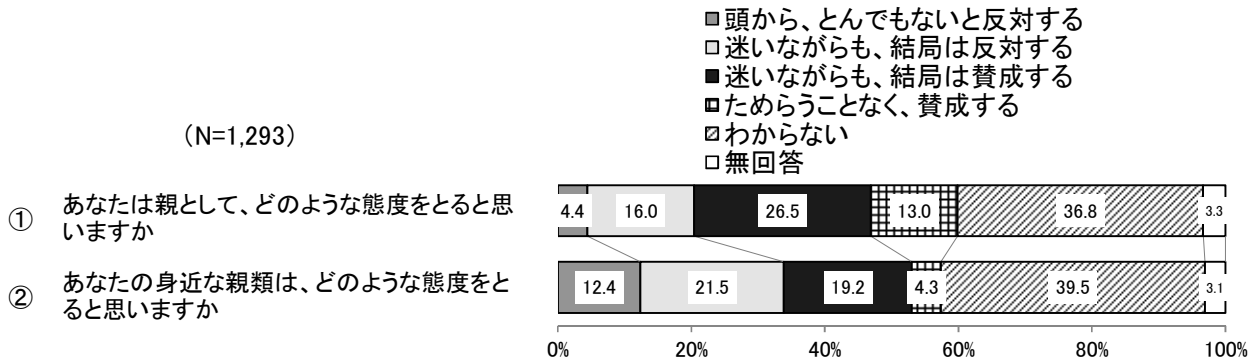
「キ. 同和地区の人々は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる」を年齢別で見ると、いずれの年齢でも“肯定派”が“否定派”を上回っている。“肯定派”は60歳代以上では約5割、30歳代では4割あまりで、それ以外の年齢と比べて高くなっている。(図表 3-4-7)

(5) 同和地区の方との結婚について

問 11 もし仮に、あなたのお子さん（お子さんがいない場合は、いると仮定してお答えください）が恋愛をし、結婚をしたいといている相手が同和地区の人であった場合についてお聞きします。（それぞれあてはまる番号 1 つに○）

【図表 3-5 同和地区の方との結婚について】

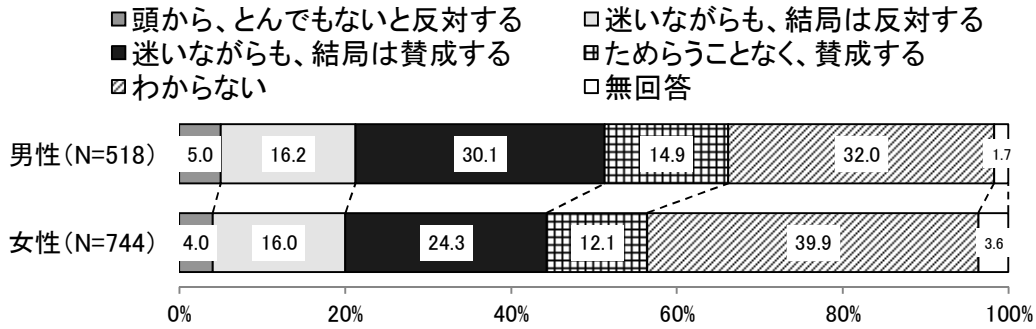
(N=1,293)



同和地区の方との結婚について、「①あなたは親として、どのような態度をとると思いますか」の質問に対しては“賛成派”（「迷いながらも、結局は賛成する」と「ためらうことなく、賛成する」を合わせた数）が“反対派”（「頭から、とんでもないと反対する」と「迷いながらも、結局は反対する」を合わせた数）と比べて 19.1 ポイント高くなっている。

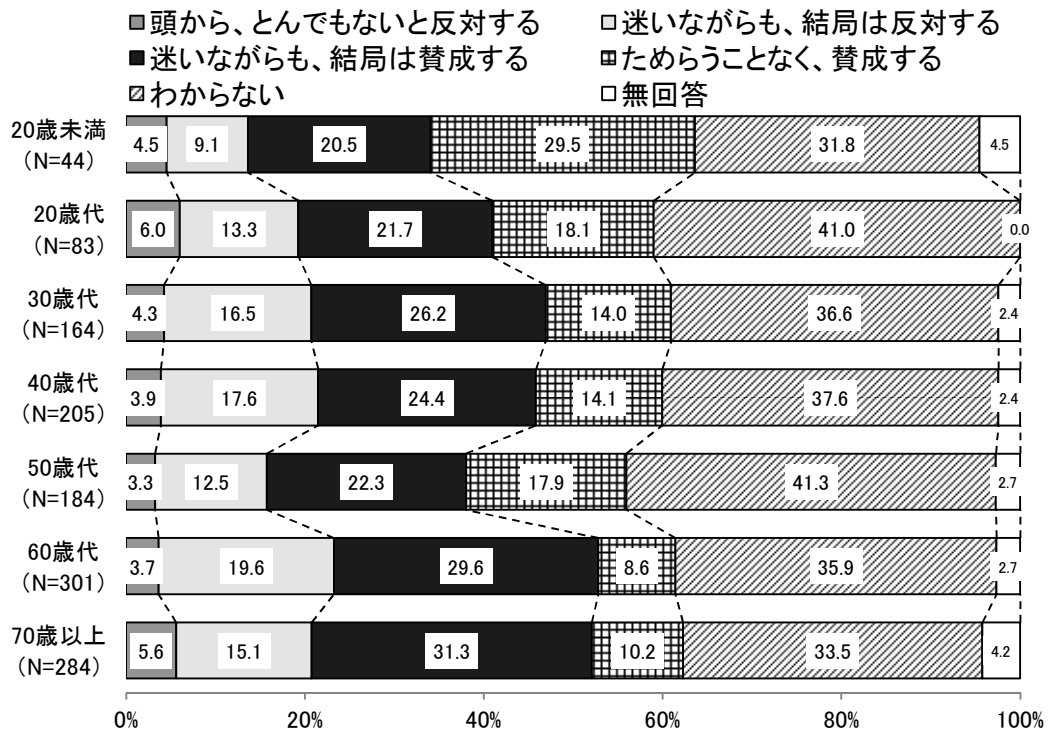
一方、「②あなたの身近な親類は、どのような態度をとると思いますか」の質問に対しては“反対派”が“賛成派”と比べて 10.4 ポイント高くなっている。（図表 3-5）

【図表 3-5-1 性別 ①あなたは親として、どのような態度をとるとお考えですか】



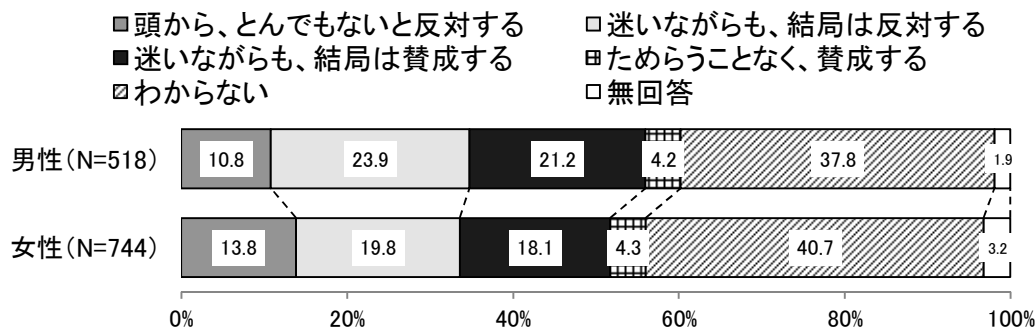
「①あなたは親として、どのような態度をとるとお考えですか」を性別でみると、男女ともに“賛成派”が“反対派”を上回っている。また男性は女性と比べて“賛成派”が8.6ポイント高くなっている。(図表 3-5-1)

【図表 3-5-2 年齢別 ①あなたは親として、どのような態度をとるとお考えですか】



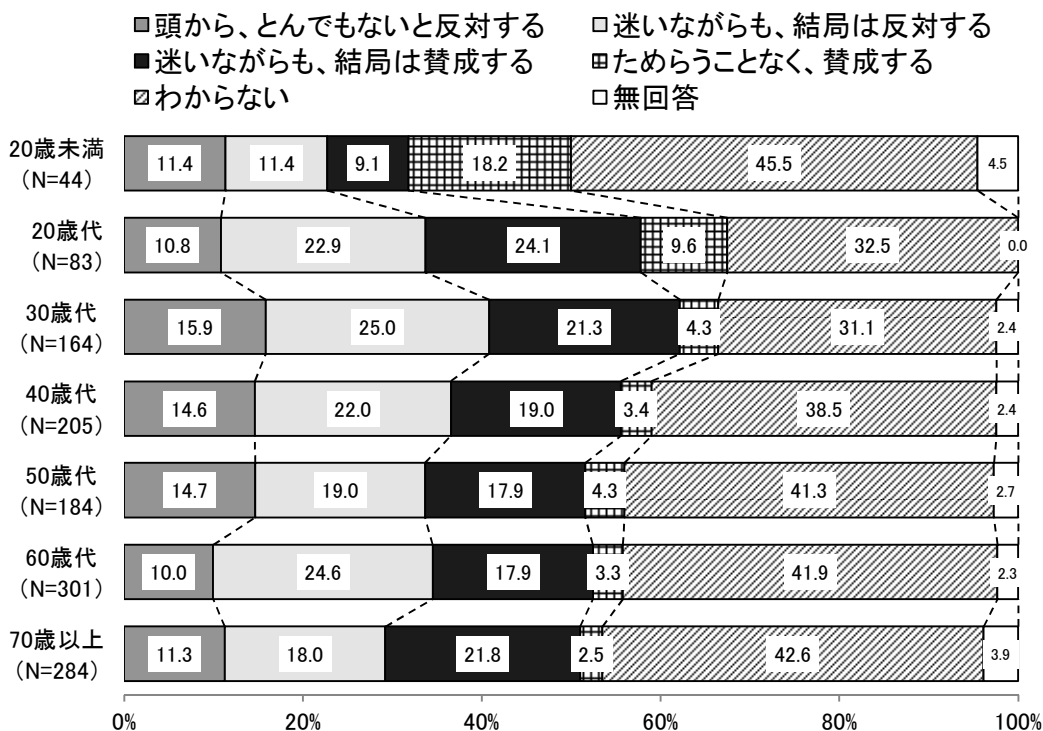
「①あなたは親として、どのような態度をとるとお考えですか」を年齢別でみると、いずれの年齢でも“賛成派”が“反対派”を上回っている。“反対派”は60歳代が23.3%で最も高く、次いで40歳代が21.5%、70歳以上が20.7%となっている。(図表 3-5-2)

【図表 3-5-3 性別 ②あなたの身近な親類は、どのような態度をとると思いますか】



「②あなたの身近な親類は、どのような態度をとると思いますか」を性別で見ると、男女ともに“反対派”が“賛成派”を上回っている。(図表 3-5-3)

【図表 3-5-4 年齢別 ②あなたの身近な親類は、どのような態度をとると思いますか】

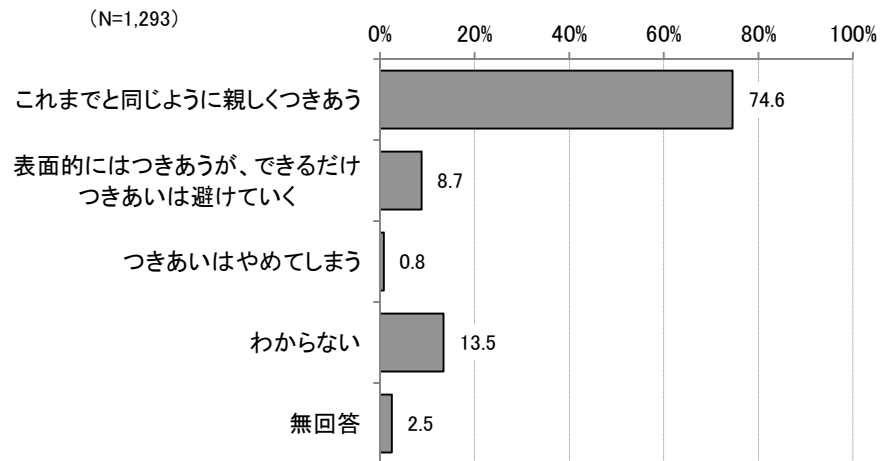


「②あなたの身近な親類は、どのような態度をとると思いますか」を年齢別で見ると、30歳代以上では“反対派”が“賛成派”を上回っている。20歳未満では“賛成派”が“反対派”と比べて4.5ポイント高く、20歳代では“賛成派”と“反対派”が同数となっている。(図表 3-5-4)

(6) 日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合

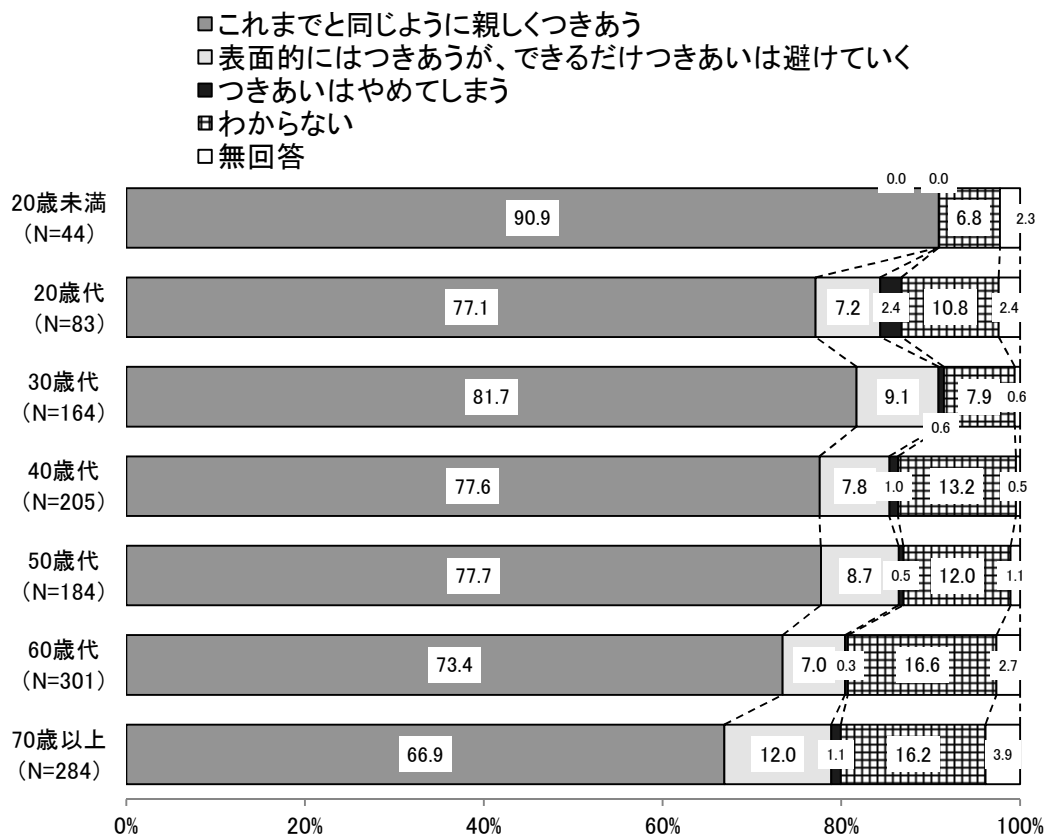
問 12 仮に、日ごろから親しくつきあっている人が、なにかのことで同和地区出身の人であることがわかった場合、あなたはどうしますか。(あてはまる番号1つに○)

【図表 3-6 日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合】



日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合については、「これまでと同じように親しくつきあう」が74.6%で最も高くなっている。(図表 3-6)

【図表 3-6-1 年齢別 日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合】



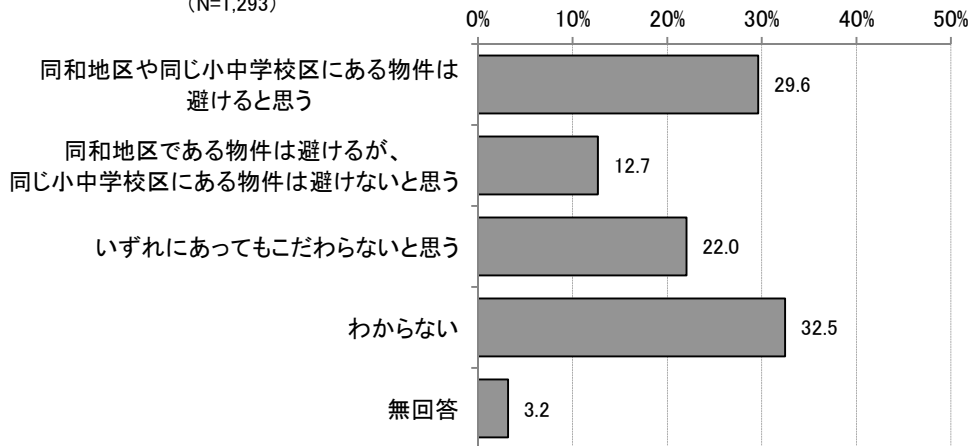
日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合を年齢別で見ると、いずれの年齢でも「これまでと同じように親しくつきあう」が最も高くなっているが、おおむね年齢が上がるにつれて低くなり、20歳未満では90.9%だが70歳以上では66.9%にとどまっている。(図表 3-6-1)

(7) 同和地区内で住宅を購入、賃貸することについて

問 13 もしあなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件、もしくは小中学校区に同和地区がある物件ならばどのようにしたいと思いますか。(あてはまる番号1つに○)

【図表 3-7 同和地区内で住宅を購入、賃貸することについて】

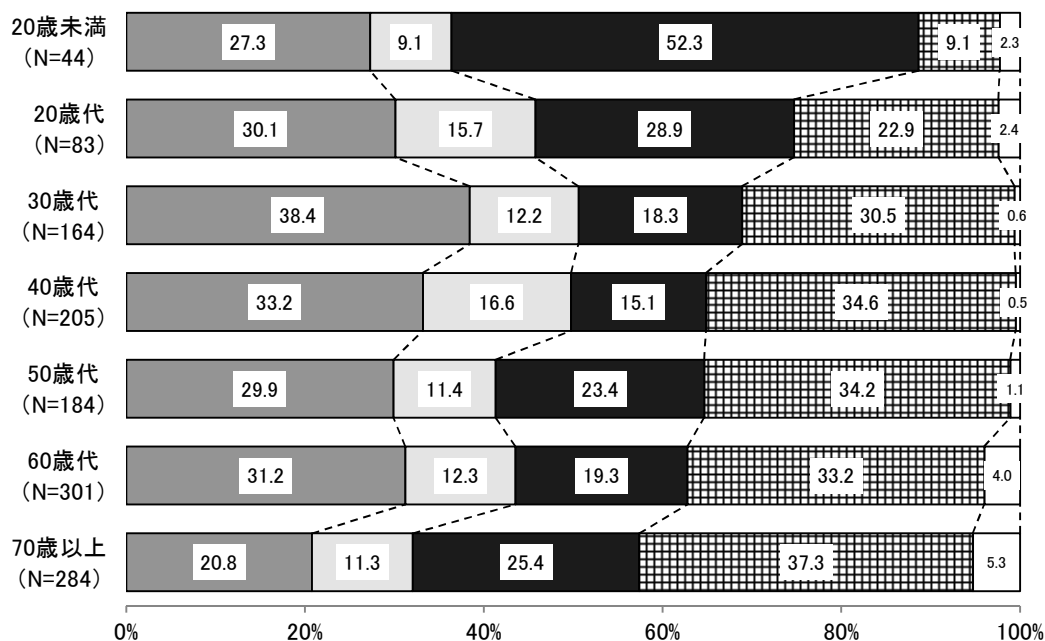
(N=1,293)



同和地区内で住宅を購入、賃貸することについては、「わからない」が32.5%で最も高く、次いで「同和地区や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」が29.6%、「いずれにあってもこだわらないと思う」が22.0%となっている。(図表 3-7)

【図表 3-7-1 年齢別 同和地区内で住宅を購入、賃貸することについて】

- 同和地区や同じ小中学校区にある物件は避けると思う
- 同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う
- いずれにあってもこだわらないと思う
- 田 わからない
- 無回答



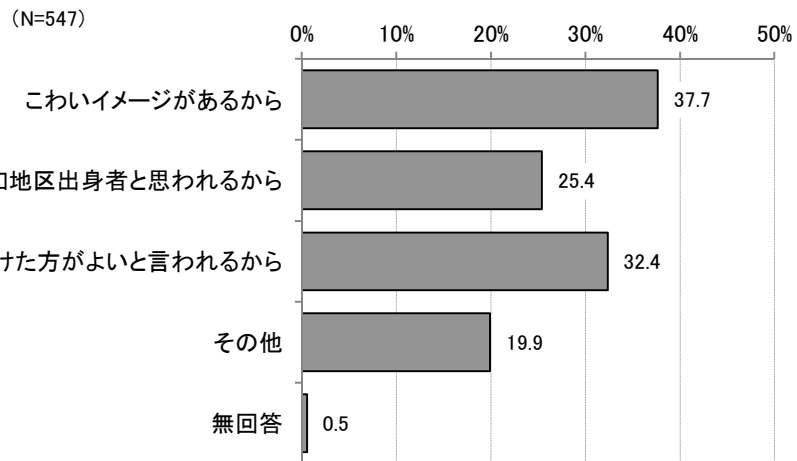
同和地区内で住宅を購入、賃貸することについて年齢別でみると、“同和地区を避ける”（「同和地区や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」と「同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う」を合わせた数）は30歳代が50.6%で最も高く、次いで40歳代が49.8%、20歳代が45.8%となっている。（図表 3-7-1）

(8) 同和地区を避ける理由

問14 問13で、「1」「2」と答えた方にお聞きします。

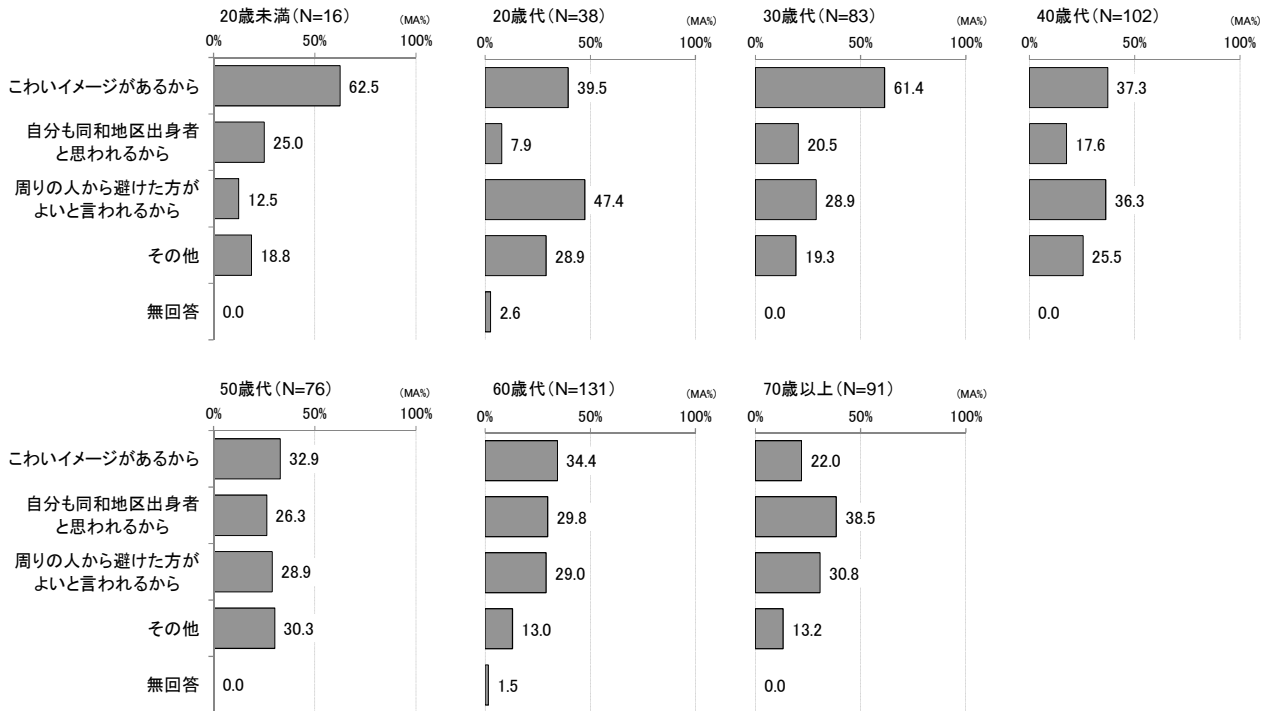
あなたはなぜそう思うのですか。(あてはまる番号すべてに○)

【図表 3-8 同和地区を避ける理由】



同和地区を避ける理由については、「怖いイメージがあるから」が 37.7%で最も高く、次いで「周りの人から避けた方がよいと言われるから」が 32.4%、「自分も同和地区出身者と思われるから」が 25.4%となっている。(図表 3-8)

【図表 3-8-1 年齢別 同和地区を避ける理由】

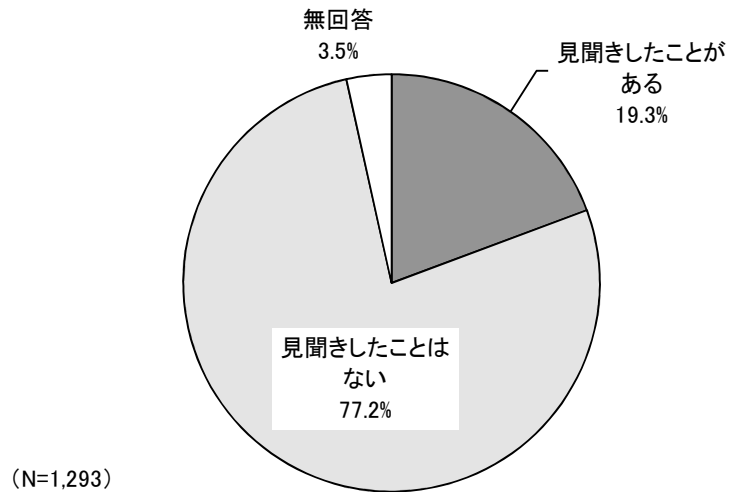


同和地区を避ける理由を年齢別にみると、20歳未満と30歳代は「こわいイメージがあるから」が6割台で、それ以外の回答項目を大きく上回っている。20歳代と40歳代は「こわいイメージがあるから」と「周りの人から避けた方がよいと言われるから」が4割前後となっている。50歳代と60歳代は「こわいイメージがあるから」が3割余りで最も高くなっている。70歳以上は「自分も同和地区出身者と思われるから」が約4割で最も高くなっている。(図表 3-8-1)

(9) 同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験

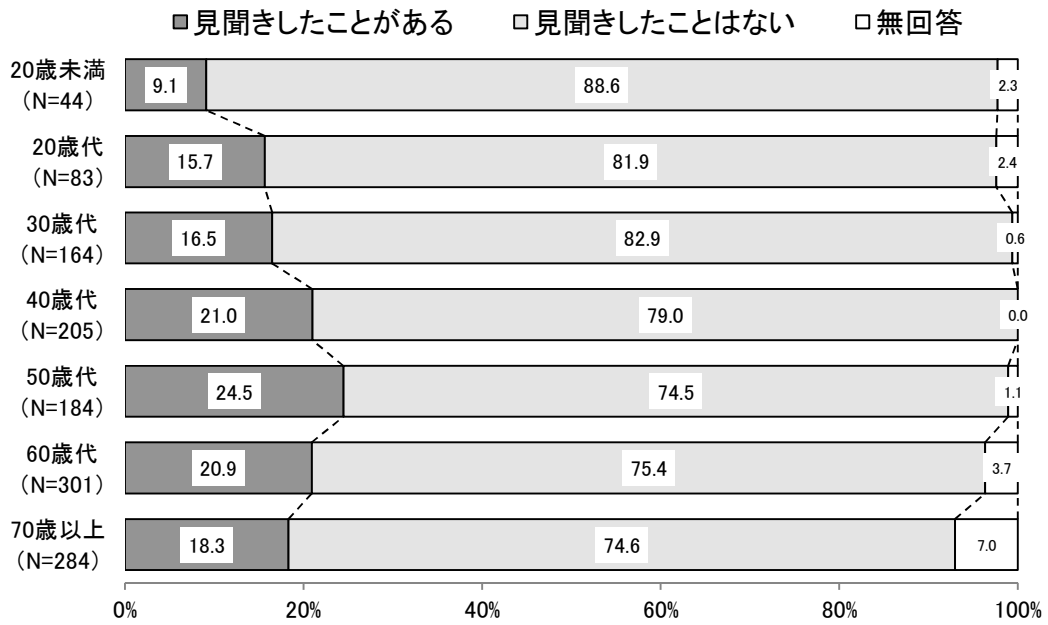
問 15 あなたは、同和地区の人々に対する差別的な言動や落書きを見聞きしたことがありますか。
(あてはまる番号 1 つに○)

【図表 3-9 同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験】



同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験については、「見聞きしたことがある」が 19.3%、「見聞きしたことはない」が 77.2%となっている。(図表 3-9)

【図表 3-9-1 年齢別 同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験】



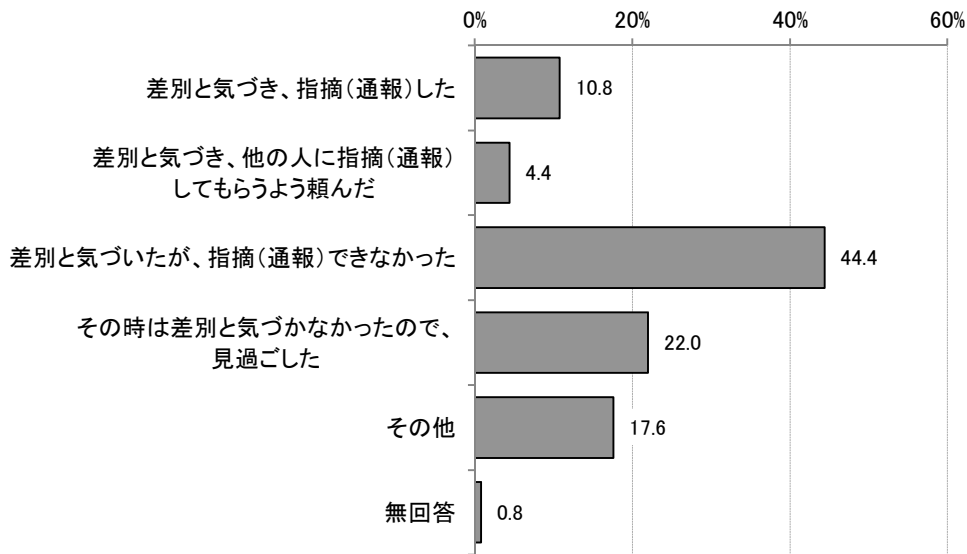
同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験を年齢別で見ると、「見聞きしたことがある」は50歳代の24.5%を頂点に、年齢が上がるまたは下がるにつれて低くなっている。(図表 3-9-1)

(10) 同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応

問 16 問 15 で、「1. 見聞きしたことがある」と答えた方にお聞きします。
その時あなたは、どうされましたか。(あてはまる番号 1 つに○)

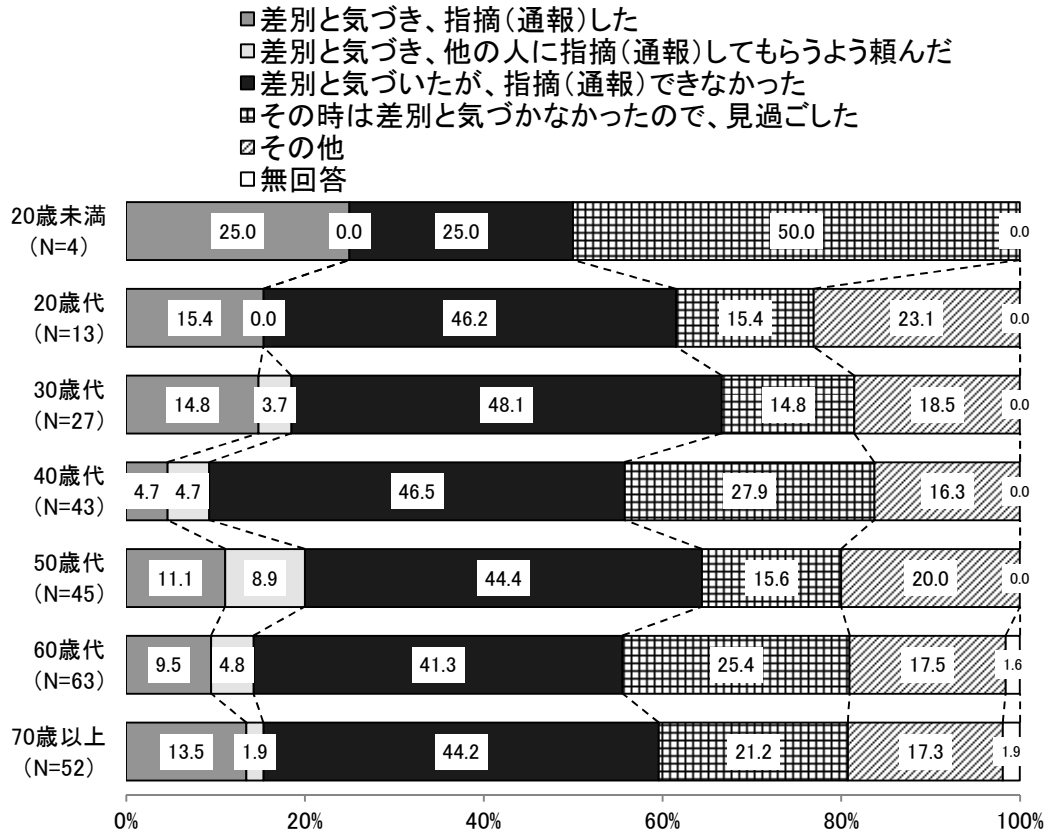
【図表 3-10 同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応】

(N=250)



同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応については、「差別と気づいたが、指摘(通報)できなかった」が44.4%で最も高く、次いで「その時は差別と気づかなかったので、見過ごした」が22.0%となっている。“指摘した”(「差別と気づき、指摘(通報)した」と「差別と気づき、他の人に指摘(通報)してもらおう頼んだ」を合わせた数)は15.2%となっている。(図表 3-10)

【図表 3-10-1 年齢別 同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応】



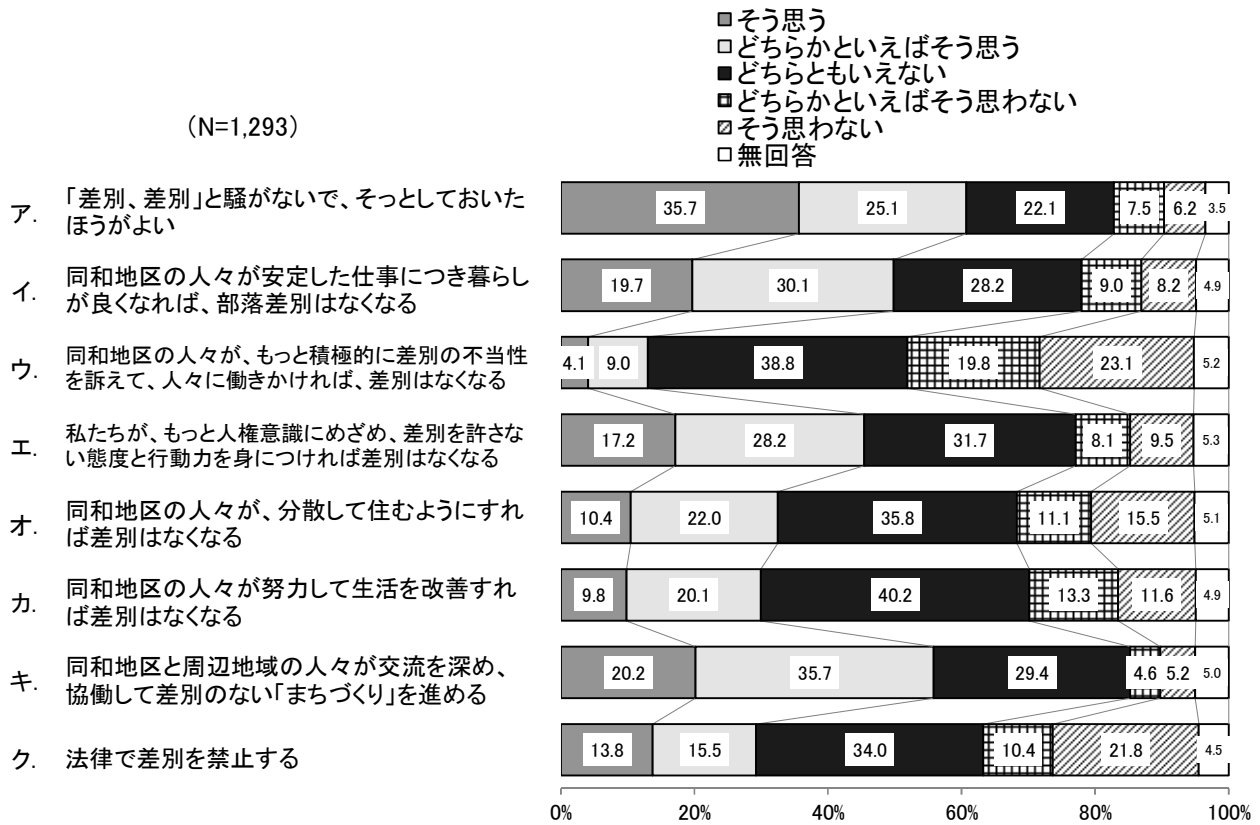
同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応を年齢別でみると、20歳代以上では「差別と気づいたが、指摘（通報）できなかった」が4割を超え最も高くなっている。（図表 3-10-1）

(11) 部落差別をなくす方法に関する意見

問 17 部落差別をなくす方法について、次のような意見があります。あなたはどのように思いますか。
(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

【図表 3-11 部落差別をなくす方法に関する意見】

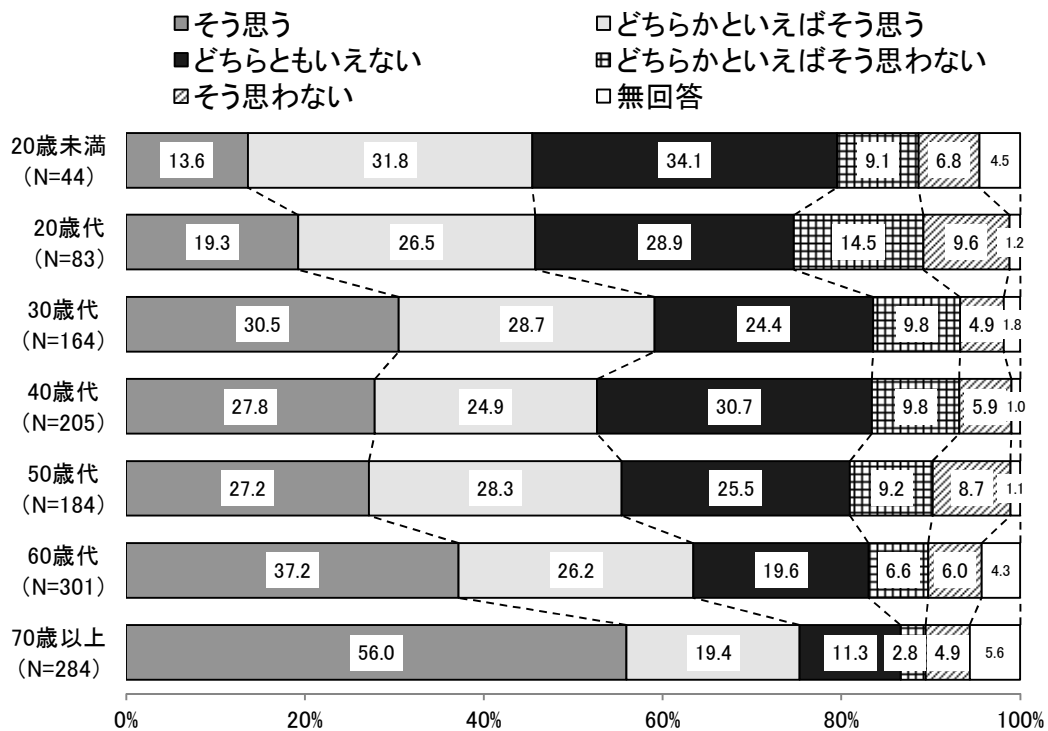
(N=1,293)



部落差別をなくす方法に関する意見として、“肯定派”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた数）が“否定派”（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた数）に比べて高い項目は、「ア. 「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいたほうがよい」（60.8%）、「イ. 同和地区の人々が安定した仕事につき暮らしが良くなれば、部落差別はなくなる」（49.8%）、「エ. 私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる」（45.4%）、「オ. 同和地区の人々が、分散して住むようにすれば差別はなくなる」（32.4%）、「カ. 同和地区の人々が努力して生活を改善すれば差別はなくなる」（29.9%）、「キ. 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して差別のない「まちづくり」を進める」（55.9%）となっている。

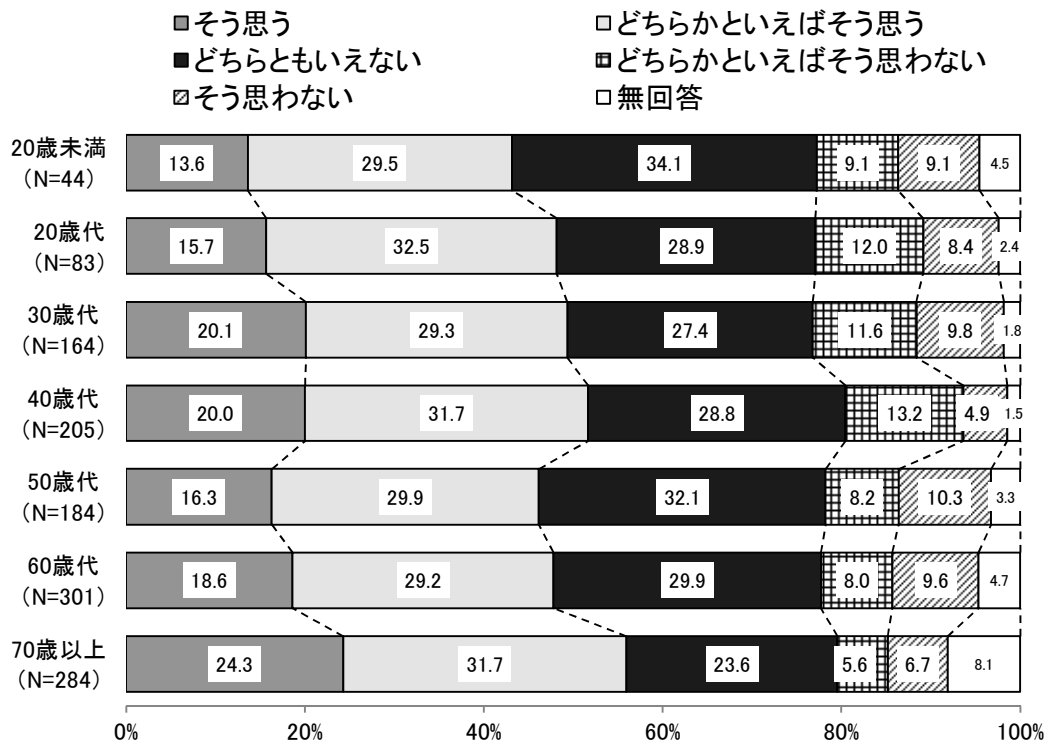
一方、“否定派”が“肯定派”に比べて高い項目は、「ウ. 同和地区の人々が、もっと積極的に差別の不当性を訴えて、人々に働きかければ、差別はなくなる」（42.9%）、「ク. 法律で差別を禁止する」（32.2%）となっている。（図表 3-11）

【図表 3-11-1 年齢別 ア. 「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいたほうがよい】



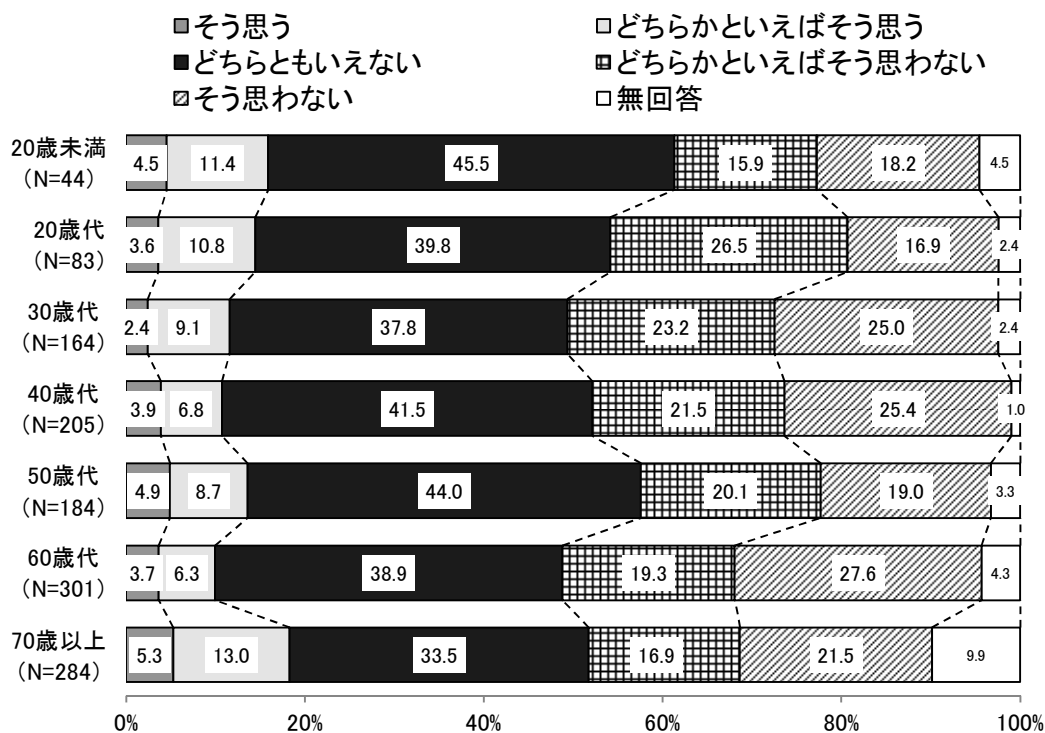
「ア. 「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいたほうがよい」を年齢別でみると、おおむね年齢が上がるにつれて“肯定派”が高くなり、20歳未満では45.4%だが70歳以上では75.4%に達している。(図表 3-11-1)

【図表 3-11-2 年齢別 イ. 同和地区の人々が安定した仕事につき暮らしが良くなれば、部落差別はなくなる】



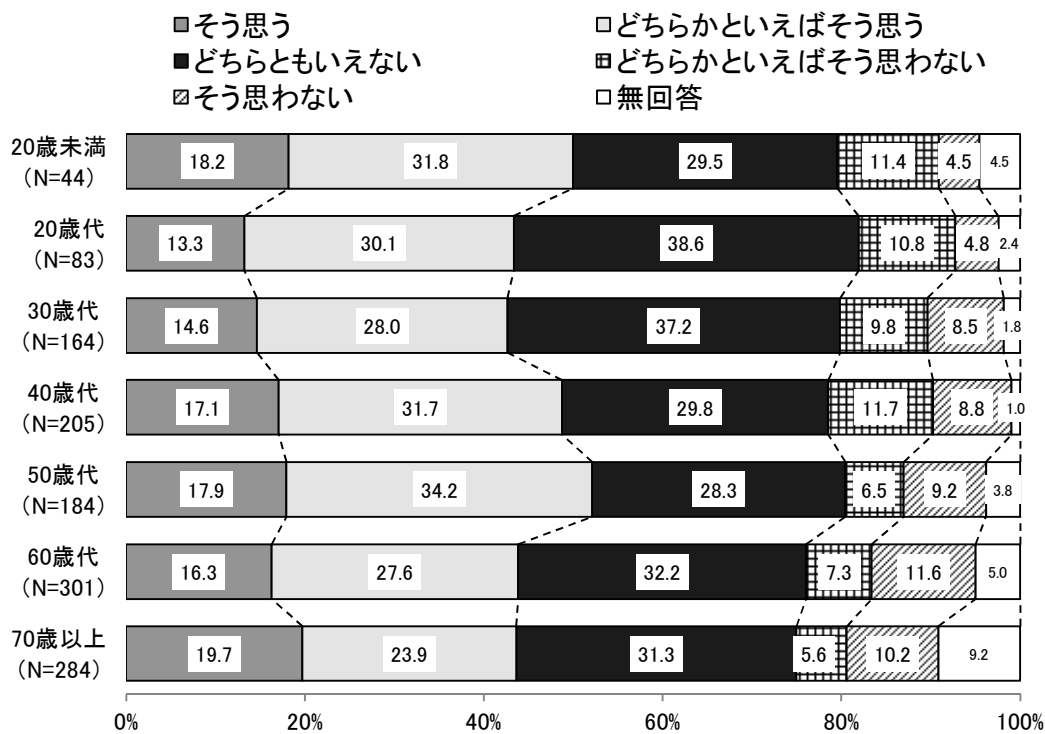
「イ. 同和地区の人々が安定した仕事につき暮らしが良くなれば、部落差別はなくなる」を年齢別でみると、40歳代と70歳以上は“肯定派”が5割台、それ以外の年齢では4割台となっている。(図表 3-11-2)

【図表 3-11-3 年齢別 ウ. 同和地区の人々が、もっと積極的に差別の不当性を訴えて、人々に働きかければ、差別はなくなる】



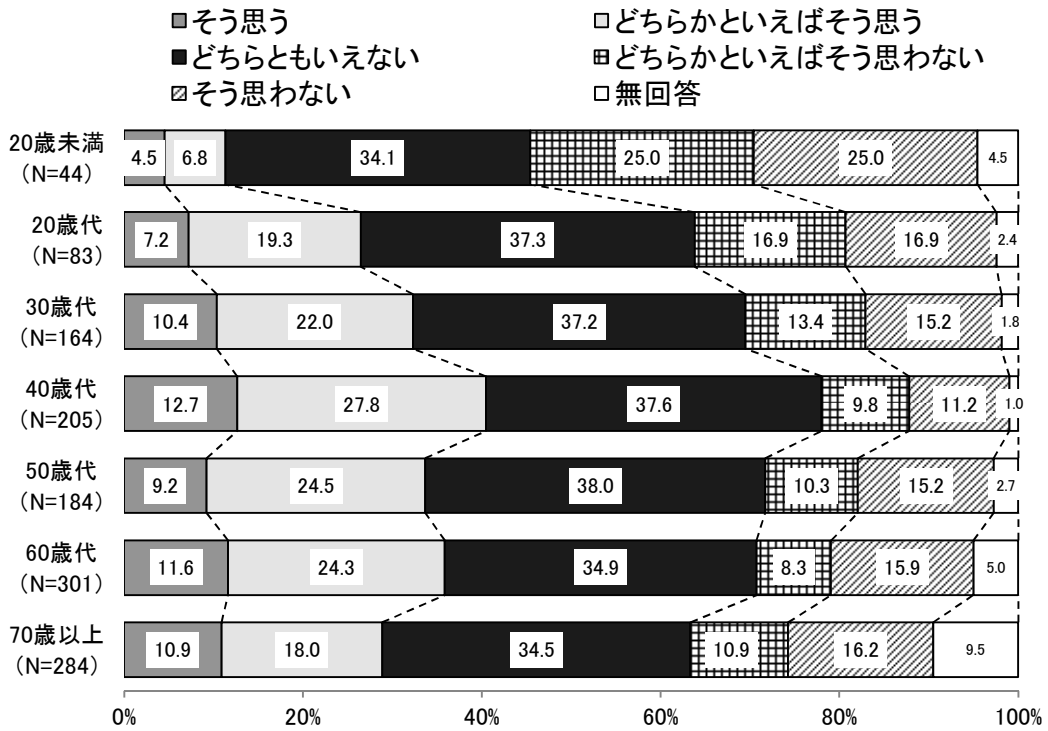
「ウ. 同和地区の人々が、もっと積極的に差別の不当性を訴えて、人々に働きかければ、差別はなくなる」を年齢別でみると、「否定派」は30歳代が48.2%で最も高く、次いで40歳代と60歳代が46.9%、20歳代が43.4%となっている。(図表 3-11-3)

【図表 3-11-4 年齢別 エ. 私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる】



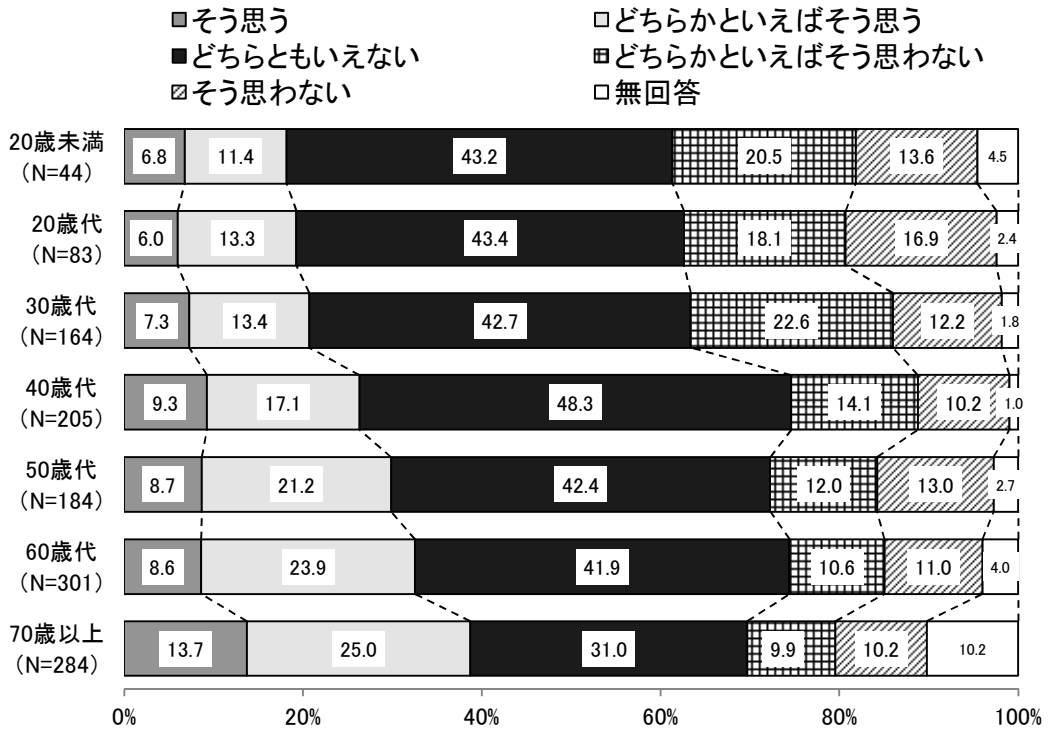
「エ. 私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる」を年齢別でみると、「肯定派」は50歳代が52.1%で最も高く、次いで20歳未満が50.0%、40歳代が48.8%となっている。(図表 3-11-4)

【図表 3-11-5 年齢別 オ. 同和地区の人々が、分散して住むようにすれば差別はなくなる】



「オ. 同和地区の人々が、分散して住むようにすれば差別はなくなる」を年齢別でみると、“肯定派”は40歳代が40.5%で最も高く、次いで60歳代が35.9%、50歳代が33.7%となっている。20歳代以下は“否定派”が“肯定派”を上回っている。(図表 3-11-5)

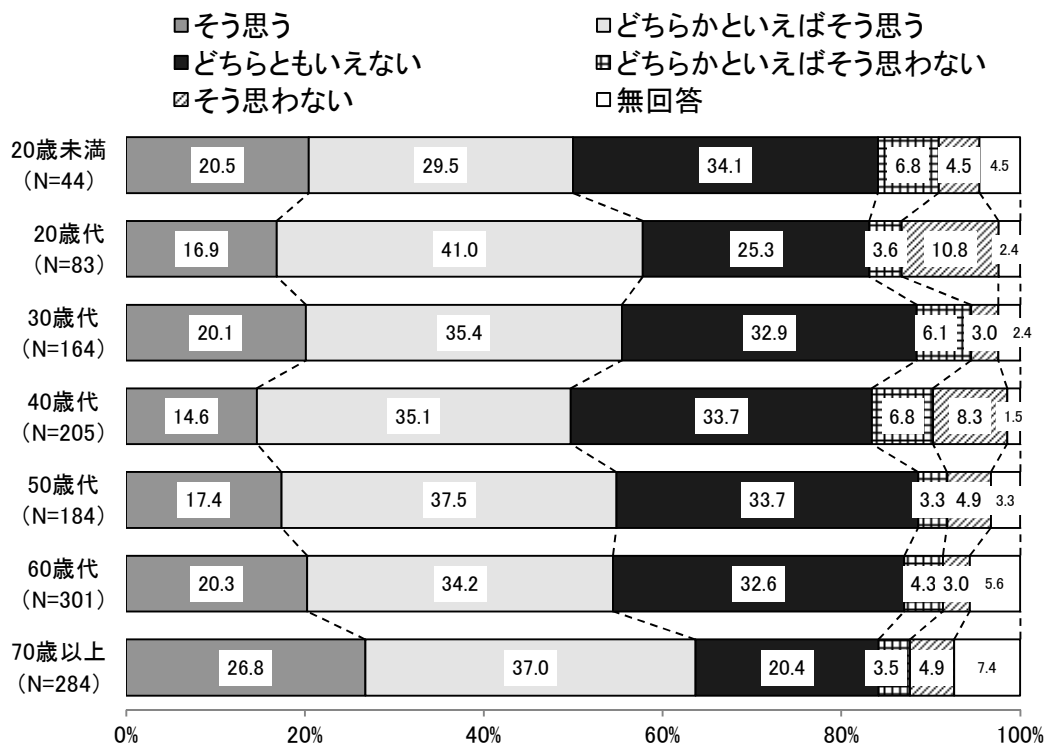
【図表 3-11-6 年齢別 カ. 同和地区の人々が努力して生活を改善すれば差別はなくなる】



「カ. 同和地区の人々が努力して生活を改善すれば差別はなくなる」を年齢別でみると、“肯定派”は年齢が上がるにつれて高くなり、40歳代から“肯定派”が“否定派”を上回っている。(図表 3-11-6)

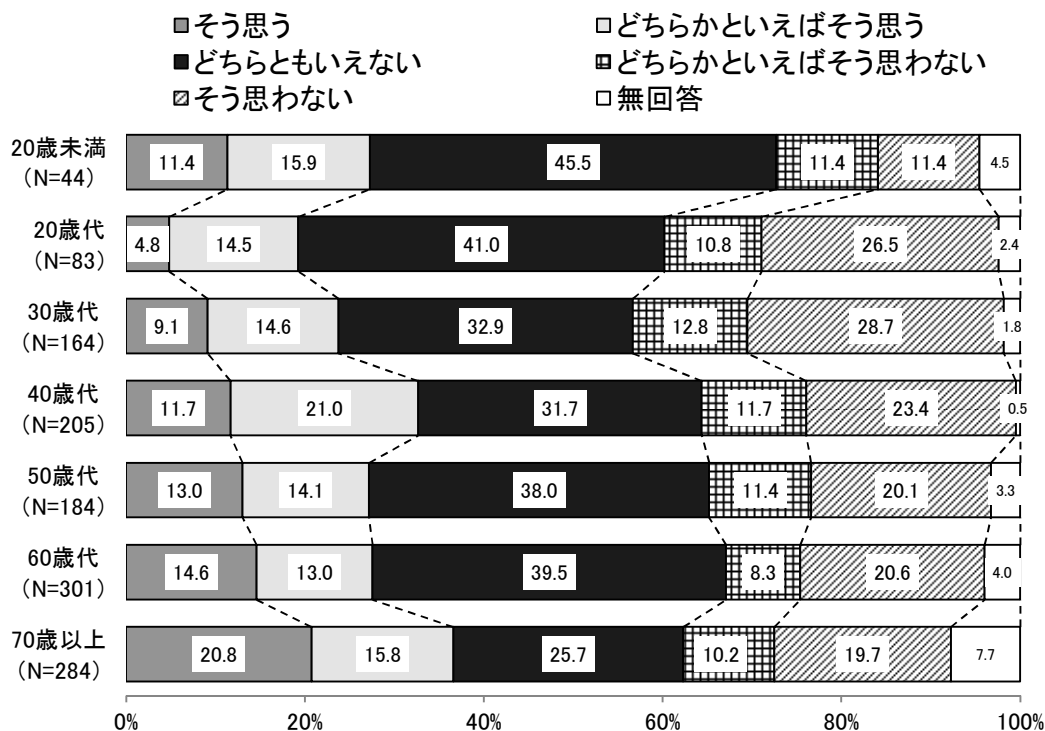
【図表 3-11-7 年齢別 キ. 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、

協働して差別のない「まちづくり」を進める】



「キ. 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して差別のない「まちづくり」を進める」を年齢別でみると、「肯定派」は70歳以上が63.8%で最も高く、次いで20歳代が57.9%、30歳代が55.5%となっている。(図表 3-11-7)

【図表 3-11-8 年齢別 ク. 法律で差別を禁止する】

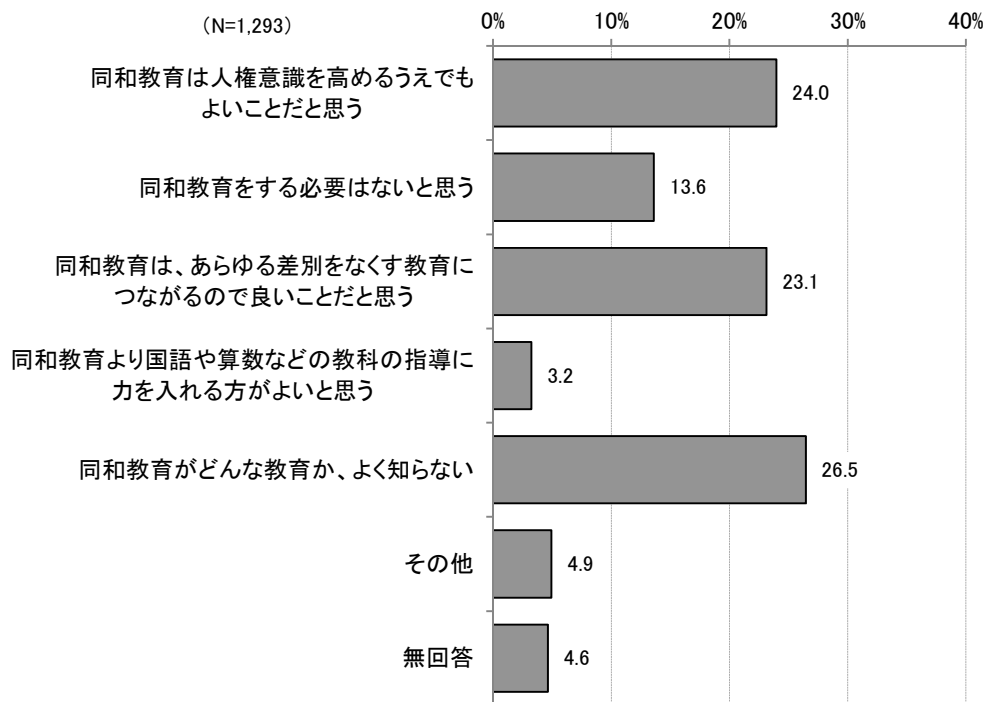


「ク. 法律で差別を禁止する」を年齢別でみると、「肯定派」が「否定派」を上回っているのは20歳未満と70歳以上で、それ以外の年齢は「否定派」が「肯定派」を上回っている。(図表 3-11-8)

(12) 学校での「同和教育」について

問 18 堺市では、学校で「同和教育」が行われていますが、あなたはどのようなお考えですか。
(あてはまる番号 1 つに○)

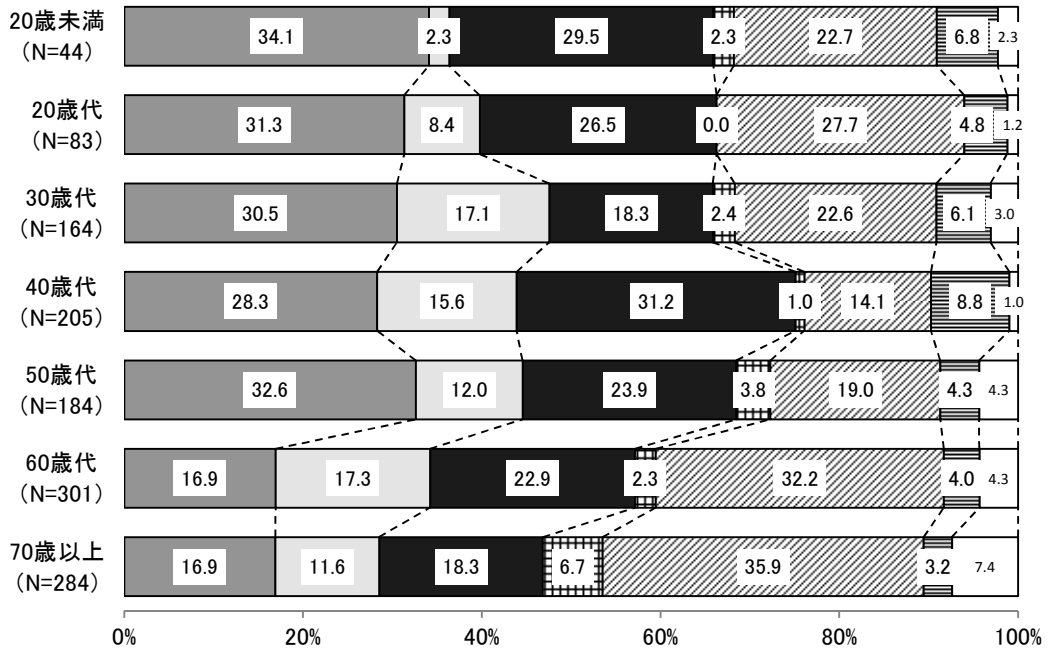
【図表 3-12 学校での「同和教育」について】



学校での「同和教育」については、“肯定派”（「同和教育は人権意識を高めるうえでもよいことだと思う」と「同和教育は、あらゆる差別をなくす教育につながるので良いことだと思う」を合わせた数）は 47.1%、“否定派”（「同和教育をする必要はないと思う」と「同和教育より国語や算数などの教科の指導に力を入れる方がよいと思う」を合わせた数）は 16.8%で、“肯定派”が“否定派”を 30.3 ポイント上回っている。（図表 3-12）

【図表 3-12-1 年齢別 学校での「同和教育」について】

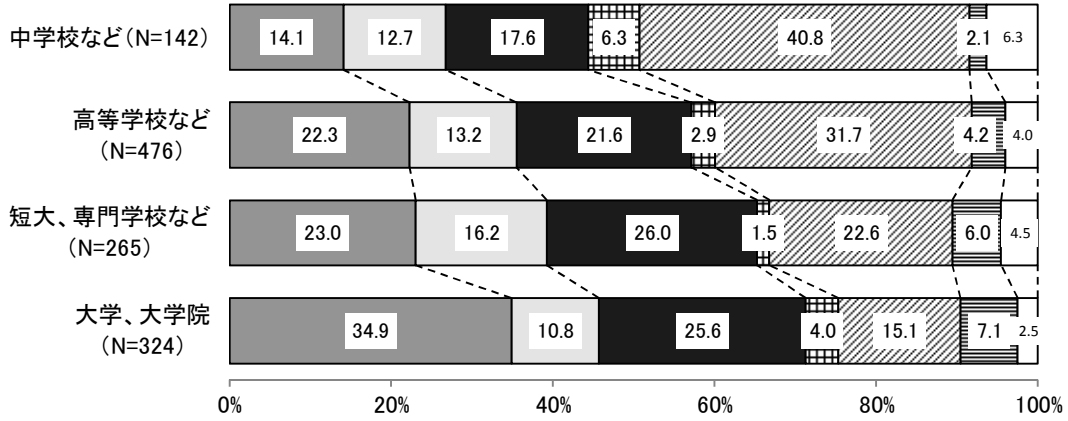
- 同和教育は人権意識を高めるうえでもよいことだと思う
- 同和教育をする必要はないと思う
- 同和教育は、あらゆる差別をなくす教育につながるので良いことだと思う
- ▨ 同和教育より国語や算数などの教科の指導に力を入れる方がよいと思う
- ▩ 同和教育がどんな教育か、よく知らない
- その他
- 無回答



学校での「同和教育」について年齢別でみると、いずれの年齢でも“肯定派”が“否定派”に比べて高くなっているが、その差は20歳未満、20歳代、40歳代、50歳代では40ポイントを上回っているのに対して、30歳代、60歳代、70歳以上では30ポイントを下回っている。(図表 3-12-1)

【図表 3-12-2 最終学歴別 学校での「同和教育」について】

- 同和教育は人権意識を高めるうえでもよいことだと思う
- 同和教育をする必要はないと思う
- 同和教育は、あらゆる差別をなくす教育につながるので良いことだと思う
- 同和教育より国語や算数などの教科の指導に力を入れる方がよいと思う
- ▨ 同和教育がどんな教育か、よく知らない
- その他
- 無回答



学校での「同和教育」について最終学歴別で見ると、高学歴になるにつれて“肯定派”が高くなっている。(図表 3-12-2)

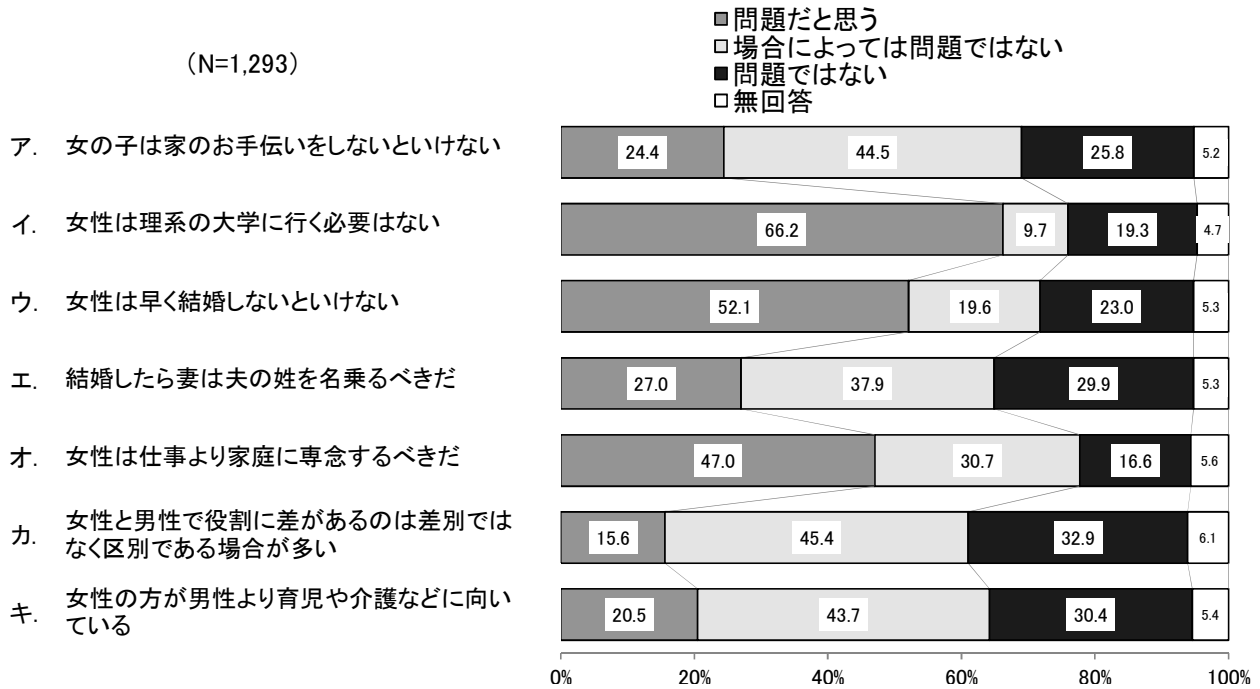
4 女性の人権について

(1) 女性に対する人権問題についての考え方

問 19 次のような考え方について、あなたはどのように思いますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

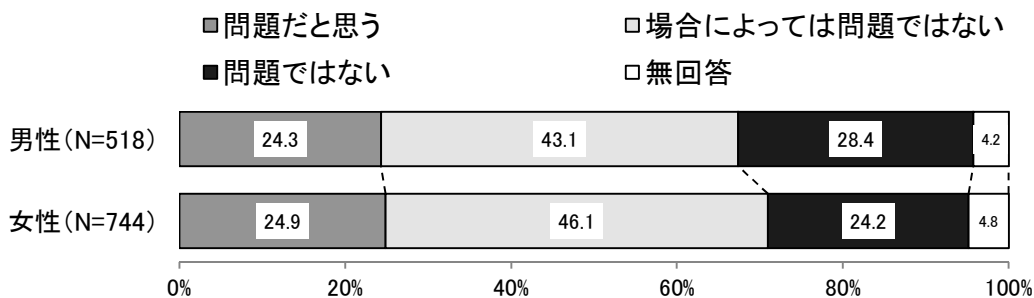
【図表 4-1 女性に対する人権問題についての考え方】

(N=1,293)



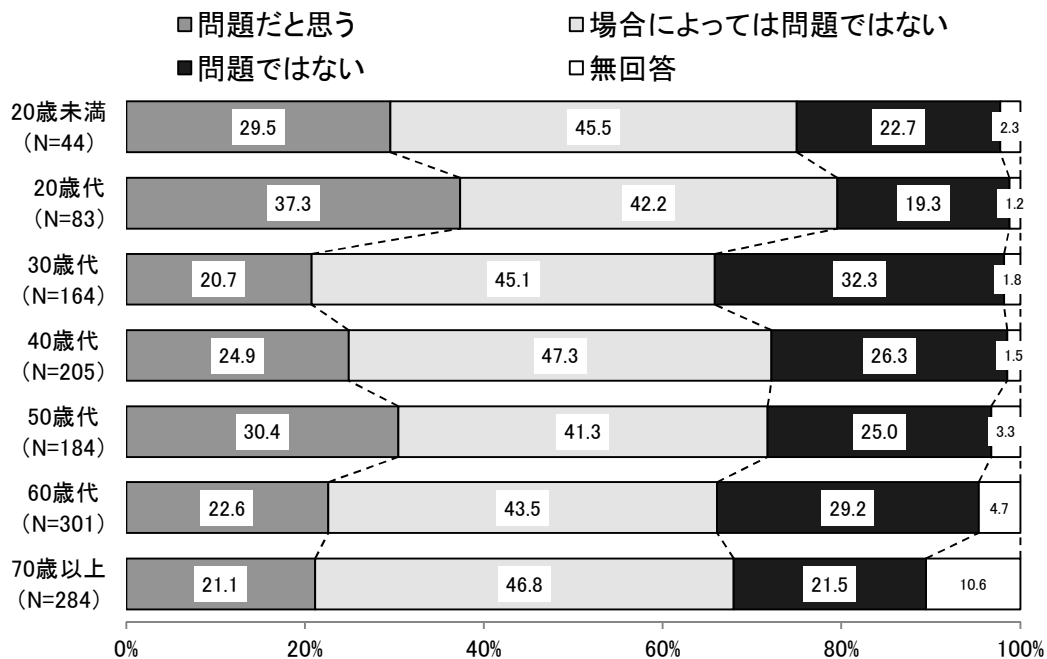
女性に対する人権問題についての考え方として、「問題だと思う」が最も高い項目は、「イ. 女性は理系の大学に行く必要はない」(66.2%)、「ウ. 女性は早く結婚しないといけない」(52.1%)、「オ. 女性は仕事より家庭に専念するべきだ」(47.0%)で、「場合によっては問題ではない」が最も高い項目は、「ア. 女の子は家のお手伝いをしないといけない」(44.5%)、「エ. 結婚したら妻は夫の姓を名乗るべきだ」(37.9%)、「カ. 女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い」(45.4%)、「キ. 女性の方が男性より育児や介護などに向いている」(43.7%)となっている。「問題ではない」が最も高い項目はないが、すべての項目で約2~3割を占めている。(図表 4-1)

【図表 4-1-1 性別 ア.女の子は家のお手伝いをしないといけない】



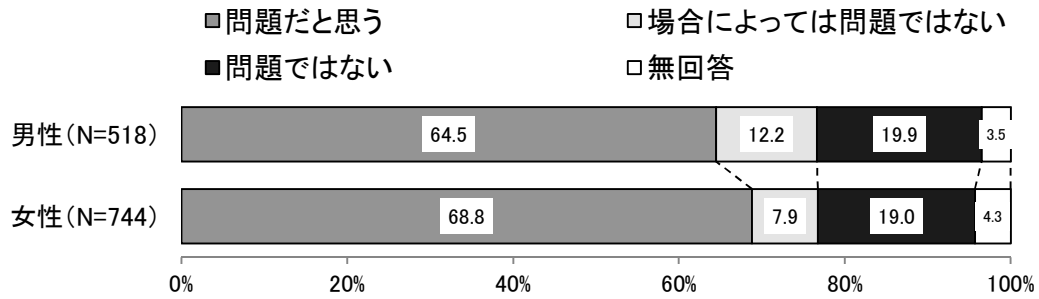
「ア.女の子は家のお手伝いをしないといけない」を性別で見ると、男女ともに「問題だと思う」は2割余りとなっている。(図表 4-1-1)

【図表 4-1-2 年齢別 ア.女の子は家のお手伝いをしないといけない】



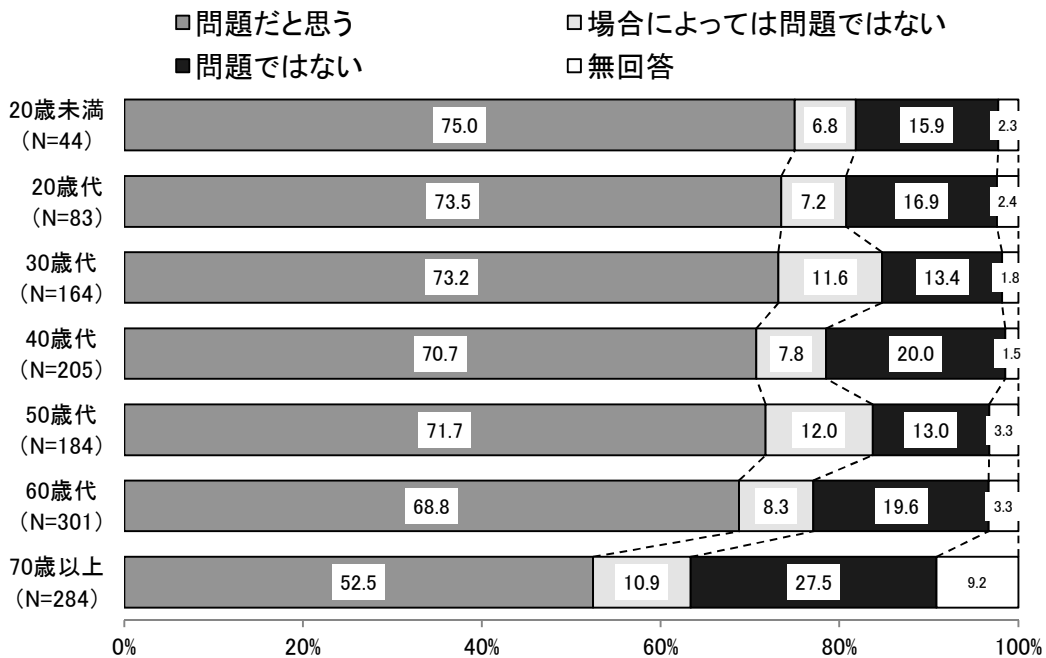
「ア.女の子は家のお手伝いをしないといけない」を年齢別で見ると、「問題だと思う」は20歳代では約4割だが、それ以外の年齢では2~3割にとまっている。いずれの年齢でも「場合によっては問題ではない」が最も高くなっている。(図表 4-1-2)

【図表 4-1-3 性別 イ. 女性は理系の大学に行く必要はない】



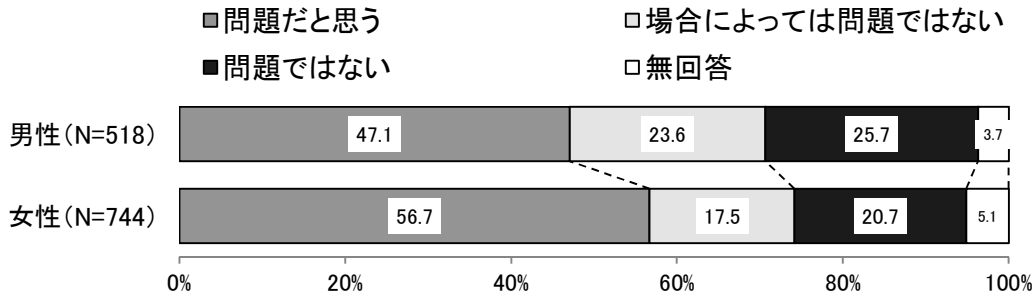
「イ. 女性は理系の大学に行く必要はない」を性別で見ると、女性は男性と比べて「問題だと思う」が 4.3 ポイント高くなっている。(図表 4-1-3)

【図表 4-1-4 年齢別 イ. 女性は理系の大学に行く必要はない】



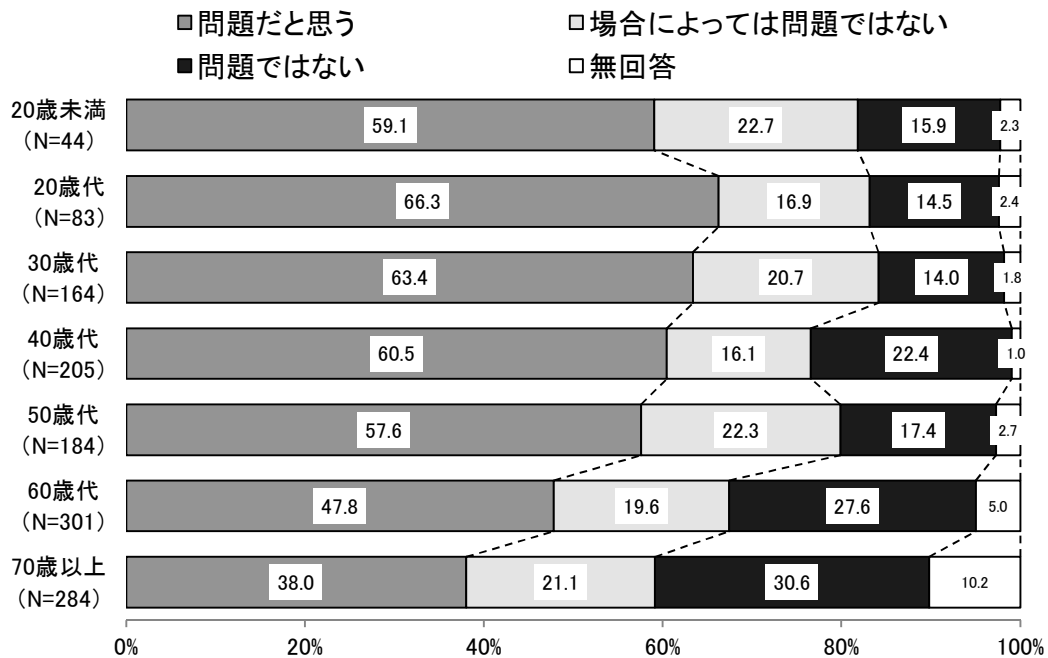
「イ. 女性は理系の大学に行く必要はない」を年齢別で見ると、「問題だと思う」は 60 歳代以下では 7 割前後だが、70 歳以上では約 5 割にとどまっている。(図表 4-1-4)

【図表 4-1-5 性別 ウ. 女性は早く結婚しないといけない】



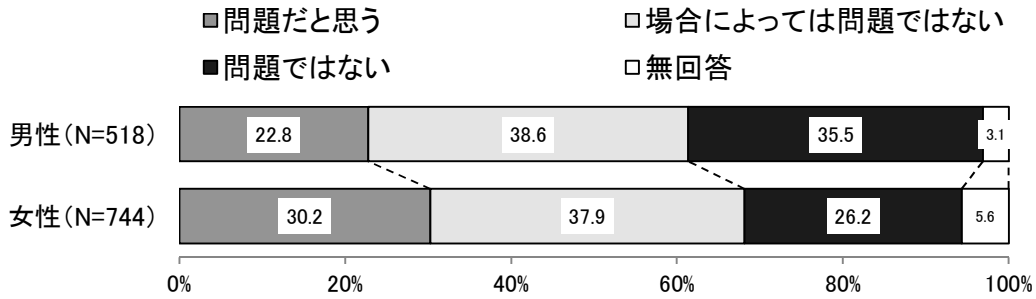
「ウ. 女性は早く結婚しないといけない」を性別で見ると、女性は男性と比べて「問題だと思う」が9.6ポイント高くなっている。(図表 4-1-5)

【図表 4-1-6 年齢別 ウ. 女性は早く結婚しないといけない】



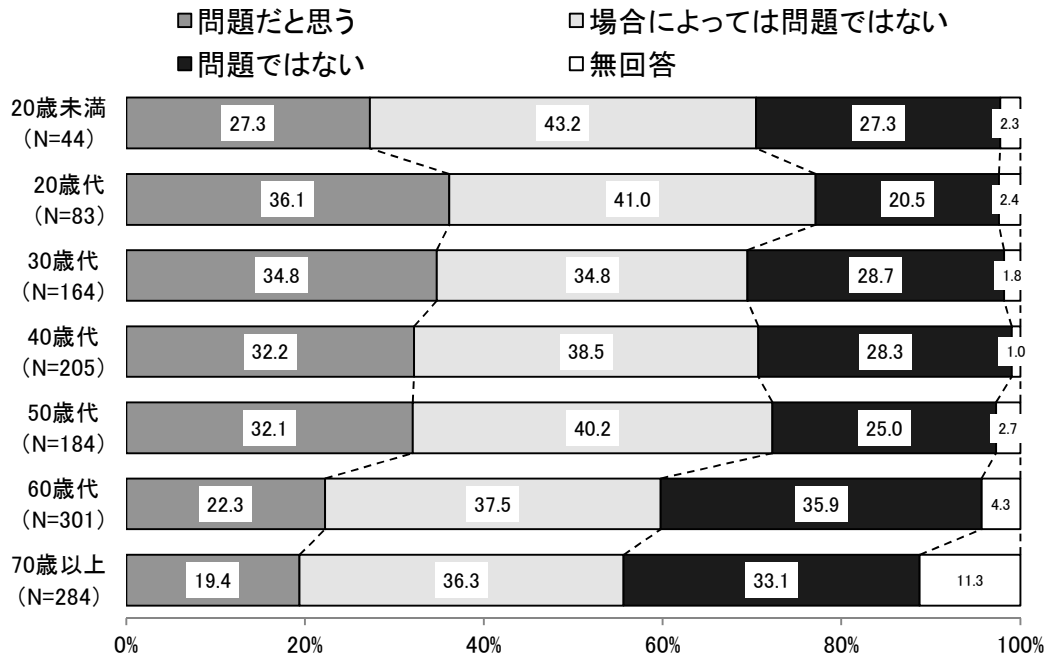
「ウ. 女性は早く結婚しないといけない」を年齢別で見ると、おおむね年齢が上がるにつれて「問題だと思う」が低くなっており、60歳代以上では半数を下回っている。(図表 4-1-6)

【図表 4-1-7 性別 エ. 結婚したら妻は夫の姓を名乗るべきだ】



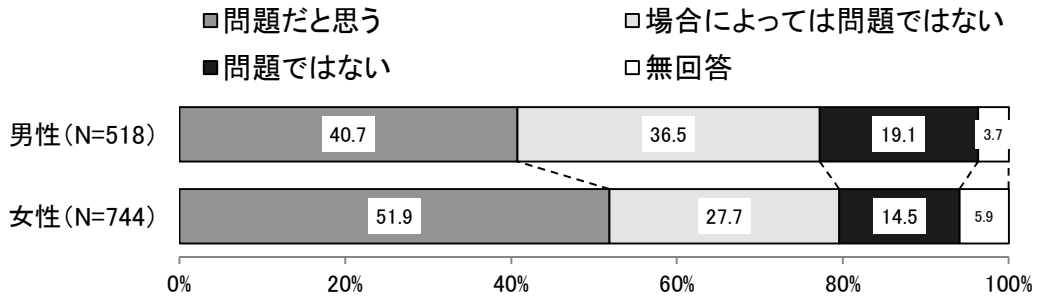
「エ. 結婚したら妻は夫の姓を名乗るべきだ」を性別で見ると、女性は男性と比べて「問題だと思う」が 7.4 ポイント高くなっている。(図表 4-1-7)

【図表 4-1-8 年齢別 エ. 結婚したら妻は夫の姓を名乗るべきだ】



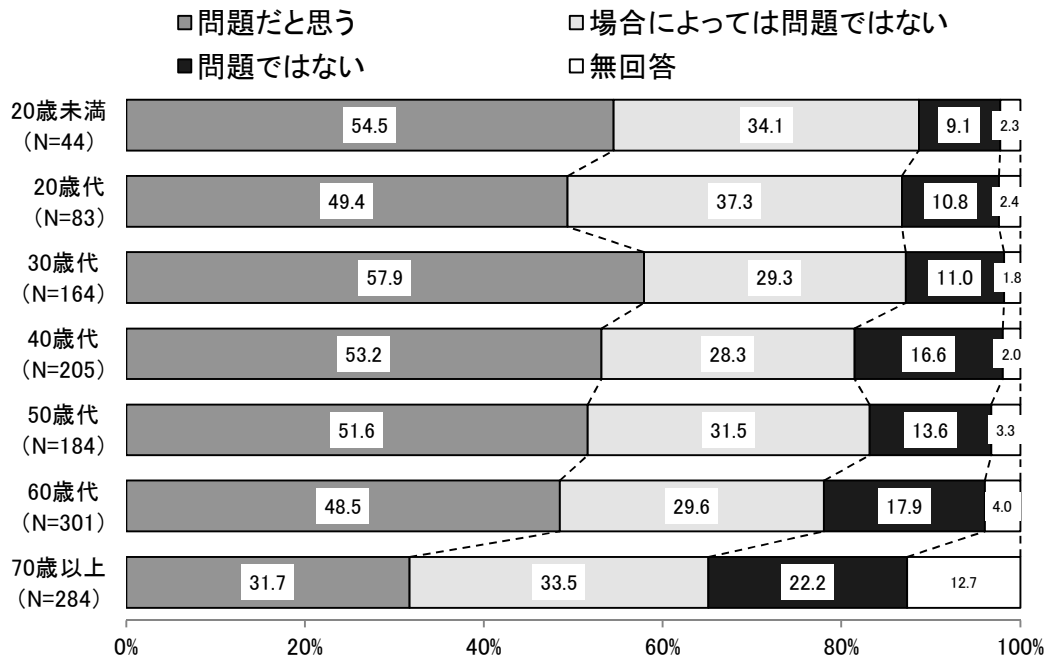
「エ. 結婚したら妻は夫の姓を名乗るべきだ」を年齢別で見ると、「問題だと思う」は 50 歳代以下では 3 割前後、60 歳代以上では 2 割前後となっている。また 60 歳代以上は「問題ではない」が 3 割を超えている。20 歳未満は「問題ではない」が他の年齢と比べて高いわけではないが、「場合によっては問題ではない」が他の年齢と比べて高いため、「問題だと思う」が 3 割を下回っている。(図表 4-1-8)

【図表 4-1-9 性別 オ. 女性は仕事より家庭に専念すべきだ】



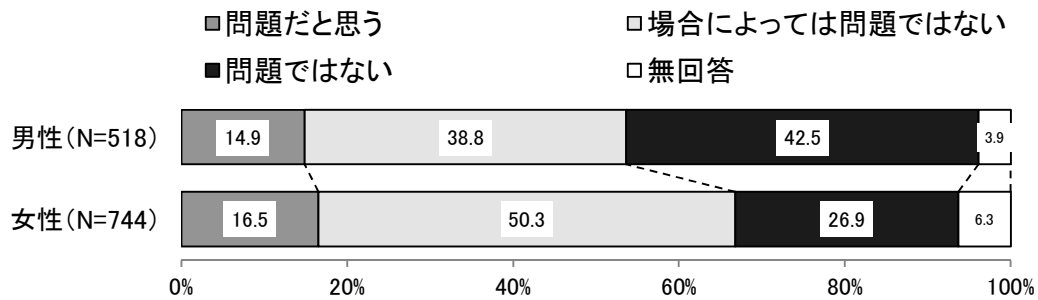
「オ. 女性は仕事より家庭に専念すべきだ」を性別で見ると、女性は男性と比べて「問題だと思う」が 11.2 ポイント高くなっている。(図表 4-1-9)

【図表 4-1-10 年齢別 オ. 女性は仕事より家庭に専念すべきだ】



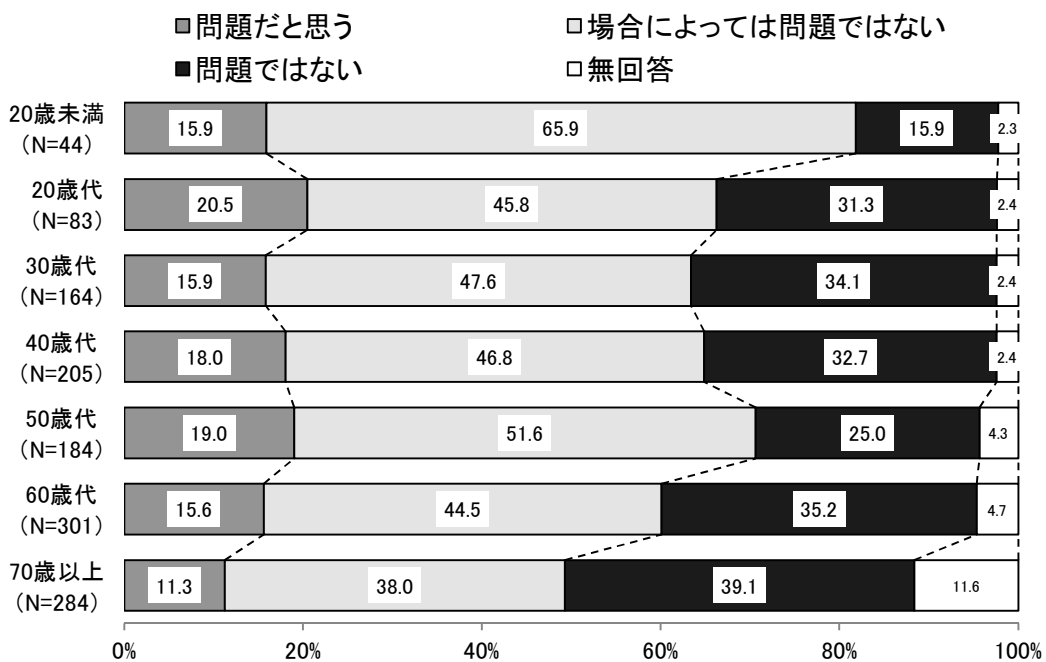
「オ. 女性は仕事より家庭に専念すべきだ」を年齢別で見ると、60歳代以下は「問題だと思う」が 5割前後で最も高くなっている。70歳以上は「場合によっては問題ではない」が最も高く、また「問題だと思う」は約3割にとどまっている。(図表 4-1-10)

【図表 4-1-11 性別 カ. 女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い】



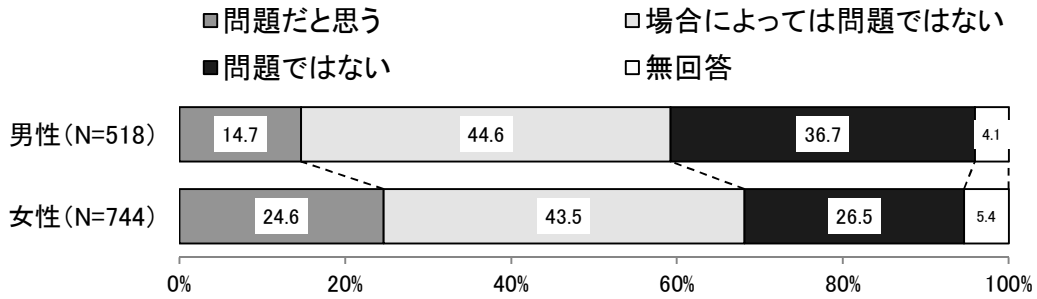
「カ. 女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い」を性別でみると、男女ともに「問題だと思う」は 15%程度となっている。「場合によっては問題ではない」は女性が男性と比べて 11.5 ポイント高く、「問題ではない」は男性が女性と比べて 15.6 ポイント高くなっている。(図表 4-1-11)

【図表 4-1-12 年齢別 カ. 女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い】



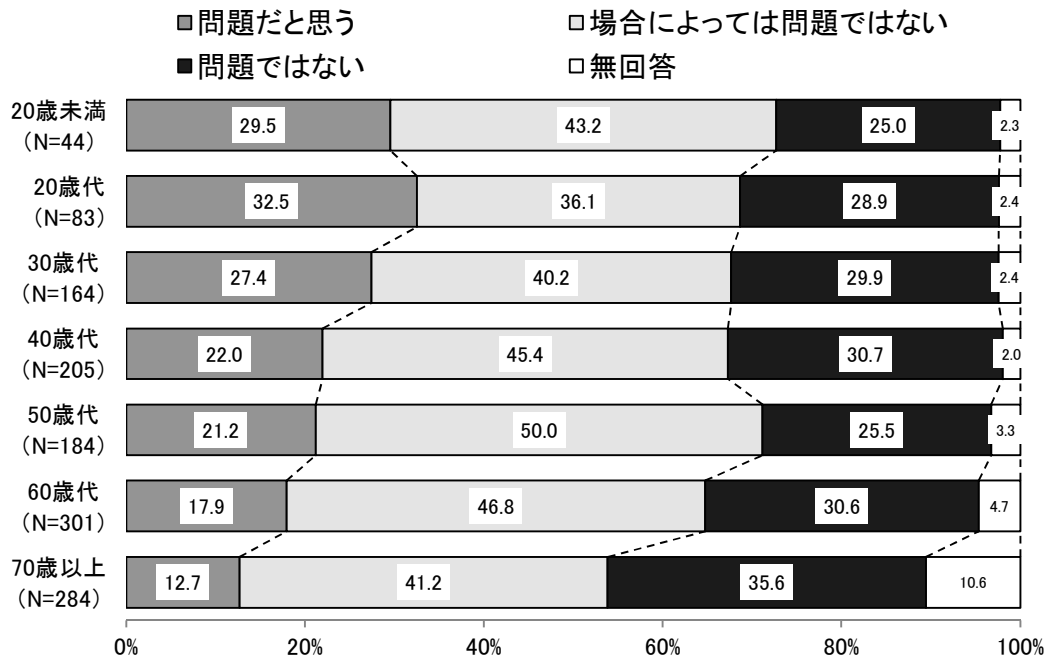
「カ. 女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い」を年齢別でみると、「問題だと思う」は 20 歳代が最も高くなっているが、割合は約 2 割にとどまっている。それ以外の年齢は「問題だと思う」が 2 割を下回っている。「問題ではない」は 70 歳以上が 39.1%で最も高く、次いで 60 歳代が 35.2%、30 歳代が 34.1%となっている。20 歳未満は「場合によっては問題ではない」が 6 割を超えている。(図表 4-1-12)

【図表 4-1-13 性別 キ. 女性の方が男性より育児や介護などに向いている】



「キ. 女性の方が男性より育児や介護などに向いている」を性別で見ると、女性は男性と比べて「問題だと思う」が9.9ポイント高くなっている。(図表 4-1-13)

【図表 4-1-14 年齢別 キ. 女性の方が男性より育児や介護などに向いている】



「キ. 女性の方が男性より育児や介護などに向いている」を年齢別で見ると、「問題だと思う」はおおむね年齢が上がるにつれて低くなり、20歳代前後の年齢では約3割だが、70歳以上では1割あまりにとどまっている。(図表 4-1-14)

(2) 性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験

問 20 あなたは、性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験がありますか。もしそのような経験があれば、どのような内容であったか、覚えている範囲でご記入ください。

【図表 4-2 回答件数】

性別 \ 年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不詳	合計
女性	3	21	24	29	16	17	23	1	134
男性	6	5	14	9	14	19	25	0	92
不詳	0	1	0	0	0	0	0	1	2
合計	9	27	38	38	30	36	48	2	228

【性・年齢別 主な内容】

【家族・家庭関係について】

- (20歳代 女性) 女の子なのだから、部屋をきれいにしろとか。
- (30歳代 女性) 「男性から先に食事を取る」、「男性だから、食事が一品多い」、「『男のもの』『女のもの』と呼ぶ」、「女手があるのに男を動かして…」などと言われる。
- (40歳代 女性) 子どものころ、男兄弟は家事の手伝いをしなかった。「女のくせに」と言われたことがある。
- (40歳代 女性) 女を理由に家の手伝いをさせられた結果、大人になり、家事が得意になり良かった。男、女、関係なく手伝いをすれば良いと思う。
- (50歳代 女性) 女ばかりの姉妹なので、親に生まれた時からはずれあつかいされた。
- (50歳代 女性) 夫は家事などをしません。子どもは3人いるのですが、ある日、次男(当時、小学5年生)が洗い物をしてくれて、助けてくれていました。それを見た主人が次男に「みっともない事するな！」と食器の洗い物をやめさせたのを覚えています。私は毎日みっともない事をしているのかと、ショックを受けました。
- (50歳代 女性) 女性は家庭を守り子育て、介護をすべきだと決めつけられていました。
- (50歳代 男性) 男は家族を養わないといけない。
- (60歳代 男性) 経済的に一家をささえる必要があるので、つらいと思った事がある。
- (70歳以上 女性) 夫の両親の世話を全部しても当たり前と言われた。親の相続は自分の物と決めつける。
- (70歳以上 男性) 男は家庭を守るべし。

【採用・雇用条件、職場環境について】

- (20 歳代 女性) 女だから受けた面接を落とされたことがある。
- (20 歳代 女性) 女性だからと言って雇ってもらえなかった（建設会社）。
- (20 歳代 男性) 性別で就職活動が左右される。事務は女と言われた。男でもしたい。
- (20 歳代 女性) 私の働く会社では、女性であることで制限されることがあります。女性と男性では業務内容に差がある上に、女性は役職につくことは現実的に不可能といわれています。（表面上は女性の活躍等唱っていますが…）
- (20 歳代 女性) 職場で、マタハラがあった。妊娠が分かったとたん、部署の長がその人に「仕事をやめてくれ。なんもできへんのに。」などと、どなったことがあった。その人が、人事課に言いに行ったら、注意をうけたのか、今は落ちついている。
- (20 歳代 女性) 会社で、先輩社員から「もっと女を売っていけ」と言われた。
- (20 歳代 女性) 仕事内容は変わらないのに、会議中など、女だからお茶くみ等の仕事をしなければならないこと。
- (20 歳代 女性) 女性社員にのみお茶くみや清掃を義務づけている。
- (20 歳代 男性) 職場で、何かの準備（会議など）の際、机やイスの移動は男性、女性は受付やお茶配りと分けられているが、向き不向きもあるので好都合だと思っている。
- (30 歳代 女性) 再就職時、独身女性の状態であったが、契約社員からのスタートであった。全員そのようなシステムと言われたが、その後採用された既婚男性は正社員スタートであった。
- (30 歳代 女性) 2人の子を出産後、能力は変わらないのに時短を理由に社員からバイトになった。
- (30 歳代 女性) 性別によってではないが、妊娠した時に育児休暇をとろうとしたら会社をやめろと上司から言われたことがある。
- (30 歳代 女性) 育休を夫にも取得して欲しかった。夫の周り（職場）が取得しにくい雰囲気だったよう。夫も育休を取得することにプライドがきずつくのか（？）いやがっていた。
- (30 歳代 男性) 父親として育休がとれない。とりにくい環境にあり。妻に負担がかかっている。
- (30 歳代 男性) 今は男性役職者は不要と、昇格を先のばしされた。
- (30 歳代 女性) 男の職場で、女だから 9 時（PM）までしか働いてはダメと言われた。違う部署の 50 過ぎの女性から、ちやほやされているとか、女なのにこれはしてはダメとか言われた。
- (30 歳代 女性) 職場で男性職員と言い合いになった際「女は『はい』だけ言っとけばいいんや！」と怒鳴られ、ひどく憤りを感じた。
- (40 歳代 女性) 大学 4 年の企業資料の量に男女差があった。
- (40 歳代 女性) 就職の時、男性は総合職、女性は一般職採用で、女性が総合職になるには昇給試験を受けなければならなかった。
- (40 歳代 女性) 一度、職についた時、営業職を希望したところ「女性には体力的にも精神的にも無理だ」と頭から決めつけ、とりあってももらえなかった（募集の時点では男女で募集されていたのに）。
- (40 歳代 女性) 「女のくせに」や「女は少々バカでも失敗しても笑えば許される。だから笑え。」コンビニバイト先での幹部の発言。
- (40 歳代 女性) 職場において女性事務員は、正社員であってもパートタイマーのような扱い、「女の子」と呼ぶ。
- (40 歳代 男性) サービス業などのお茶出し等。

- (50 歳代 女性) 職場での掃除、お茶だしが、女性の仕事として当然とされている点、男性の仕事が女性躍進として平等化されるなか、女性の仕事は、男性にはそのままなので負担が増えている。
- (50 歳代 男性) 会社で男性がお茶くみをしなくてよい。
- (60 歳代 女性) 職場で新しい技術などが導入される時など、同じ仕事をしているにもかかわらず、技術の講習や習得は男性の方が必ず優先される。女性は補助的な仕事から抜けられないので昇格などにも明らかに差が生じる。
- (60 歳代 男性) 女性の管理職が少ない。
- (60 歳代 男性) 会社員だったので転勤があり、単身赴任等も男性の場合、生活の為やらざるを得ない。
- (60 歳代 女性) お腹に子どものいる時、職場で冷たい目で見られたりした。
- (60 歳代 女性) 職場で、お茶を出したり朝の机のふき掃除等は、女性の役割でしたが、特に不満を感じた事はありません。
- (70 歳以上 女性) 社会人になり仕事を持った時の給料の差。これは同じ仕事をすれば同一でなければと思います。
- (70 歳以上 女性) 男性に負けない様に働いても給料はいつも低かった。
- (70 歳以上 女性) 特になし。男性と同等に仕事をしてきたと思う。
- (70 歳以上 男性) 「出張業務」は男性優先とされる。「トラブル解決」や「揉め事対応」は、男の役割りとする。宿直、残業等は、男性に重点を置く等の扱いを受けた。当然と思っているが。

【その他】

- (20 歳未満 男性) 掃除の時など、「力仕事は男子がやりなさい」などと言われたことがある。
- (20 歳代 女性) 妊婦の時、公共交通機関で中年男性に冷たく厳しい態度をとられたことがあります。
- (20 歳代 女性) 特にないが、自分に不都合な事に対しては差別だ！と主張するがレディース割引などの良い事は受け入れているのは理解に苦しむ。自分勝手な主張にしか感じられない。
- (30 歳代 女性) 結婚したとき自分の姓を名のりたかったが、夫と親達の希望で夫の姓になってしまった。
- (30 歳代 女性) 結婚する時、姓を変えることは何も抵抗がなかったが、離婚して旧姓に戻す際、すべて名義変更をしなければいけないのは女性の方で、とても辛かったし、時間と労力がいった。この時平等ではないと実感しました。
- (30 歳代 女性) 力仕事等は、重いものは男性がしてくれて助かった。
- (30 歳代 男性) 小中学校での教科にしても違いがあったし、問 19 のような事柄であれば、日常身の回りに常在している印象はある。
- (40 歳代 女性) 4 年制大学に行く必要ないと思われた。
- (40 歳代 女性) 特になし。女性、男性にこだわらず、仕事や家事は出来る人がすれば良いと思う。
- (40 歳代 男性) 宴会などで支払が多くなる。
- (50 歳代 女性) 差をつけられたと感じることはない。女性しかできないこともあると思う。
- (50 歳代 男性) 女性専用車両や女性専用が多い。

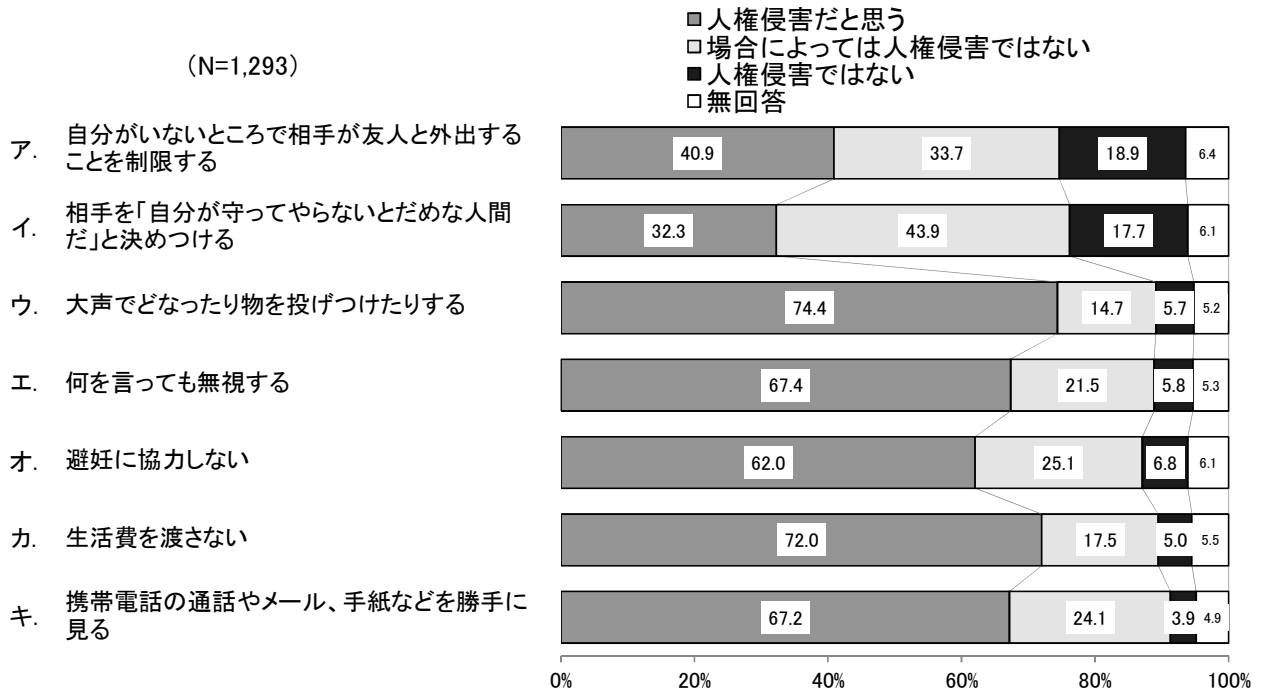
- (50歳代 男性) 「男だから…」 「男のくせに…」 と言われたことが、そういうことなのかなと思います。
- (60歳代 女性) 祖父と父がいつも「女のくせに」とか「女に学問はいらない」と言っていた。母が守ってくれて、大学まで行くことができた。会社は男尊女卑で、女性の給料は男性の70%くらいだった。部屋の掃除、お茶入れなどは女性のみ早出しする必要があった。
- (60歳代 男性) 子どもの頃、近所では「男の子だからしっかりしなさい」とか「女の子みたいになよなよしてたらだめだよ」とか言われていました。
- (60歳代 女性) 世代的には性別役割分担の時に結婚しているので、常に男は外で働く、女は内助の功を無意識に植えつけられている。
- (60歳代 女性) シルバー人材センターの紹介で仕事に行っていましたが、雇い主の都合で、仕事の内容（男の人は受付、女はお茶）から、結局、男の人が全部する事になり、私はやめなければなりませんでした。
- (60歳代 男性) 村まつりの際、女性の参加者は雑用的な仕事ばかり。
- (70歳以上 女性) 昭和一桁時代生まれで、男性を立てる様に育ったので、男の人に逆らえなかった。
- (70歳以上 男性) 女性、男性と意識する時代ではない。
- (70歳以上 男性) 従来は、指揮、命令する人、リーダーを選出する場合、女性だからという理由で、避ける傾向があったが、最近はかなり改善されていると思う。
- (70歳以上 男性) 力仕事は、男性がすると思っていたが、今はどちらでもよいと思う。

(3) 恋人や配偶者間での人権侵害

問 21 次のような行為が恋人や配偶者間で行われた場合、人権侵害だと思いますか。
(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

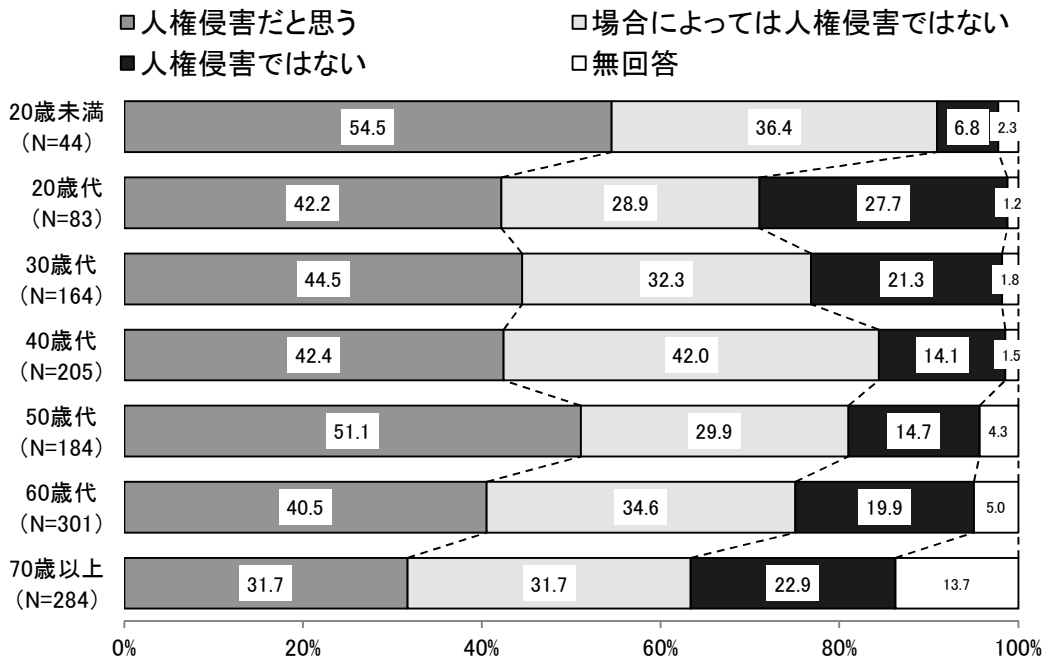
【図表 4-3 恋人や配偶者間での人権侵害】

(N=1,293)



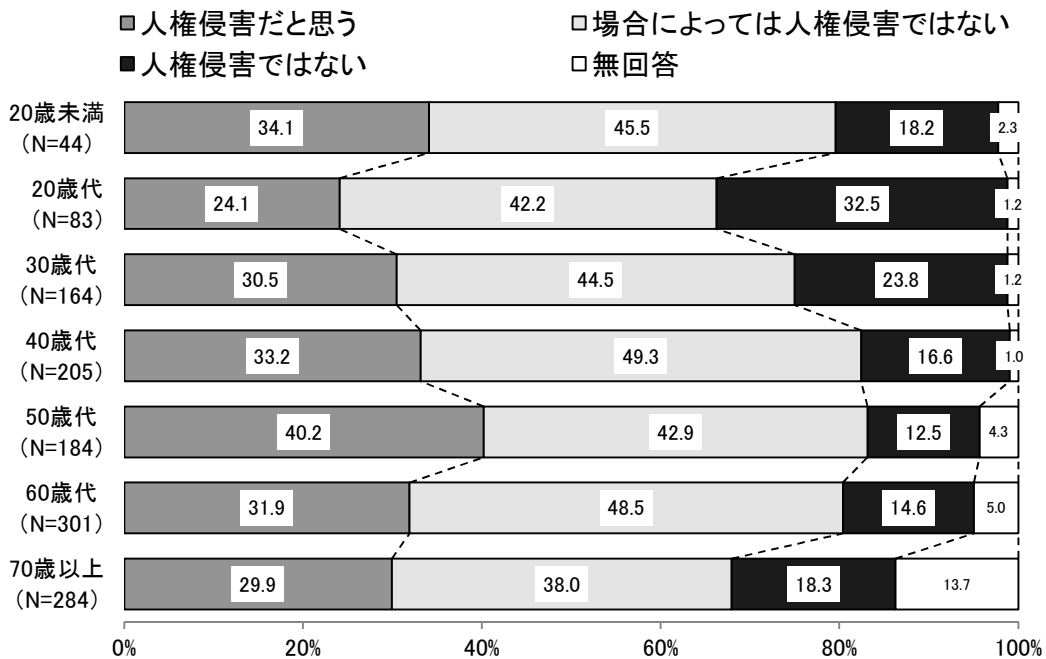
恋人や配偶者間での人権侵害について、「人権侵害だと思う」が最も高くまた 6 割を超えている項目は「ウ. 大声でどなったり物を投げつけたりする」(74.4%)、「エ. 何を言っても無視する」(67.4%)、「オ. 避妊に協力しない」(62.0%)、「カ. 生活費を渡さない」(72.0%)、「キ. 携帯電話の通話やメール、手紙などを勝手に見る」(67.2%)となっている。「ア. 自分がいないところで相手が友人と外出することを制限する」は「人権侵害だと思う」が最も高いものの 40.9%にとどまっている。「イ. 相手を「自分が守ってやらないとだめな人間だ」と決めつける」は「場合によっては人権侵害ではない」が 43.9%で最も高くなっている。(図表 4-3)

【図表 4-3-1 年齢別 ア. 自分がいないところで相手が友人と外出することを制限する】



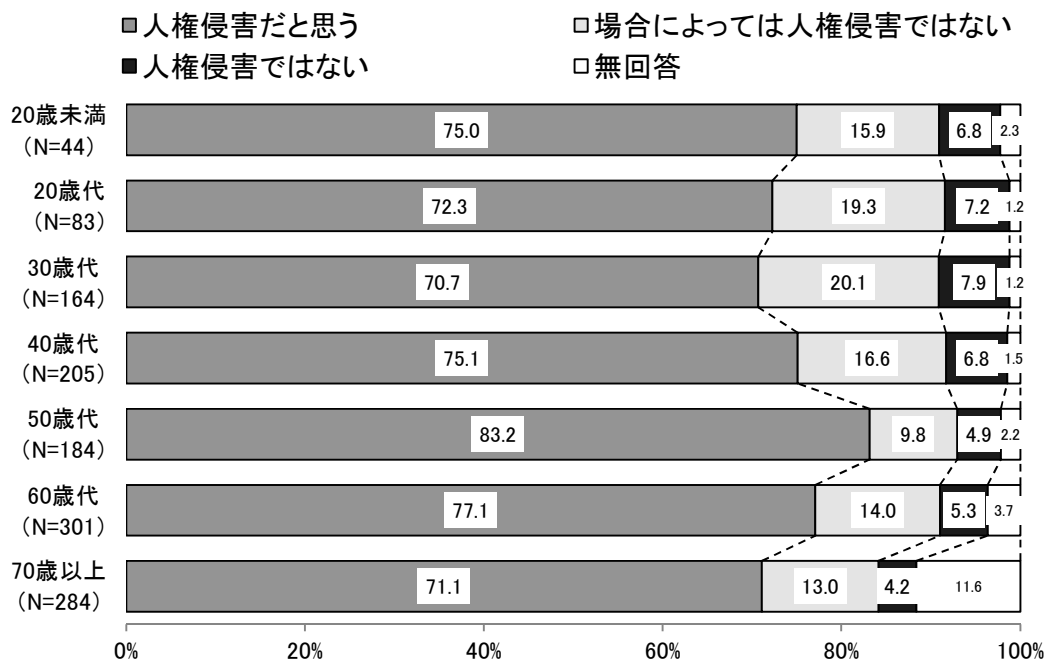
「ア. 自分がいないところで相手が友人と外出することを制限する」を年齢別でみると、「人権侵害だと思う」は20歳未満と50歳代では半数を超えているが、それ以外の年齢では半数を下回っており、特に70歳以上では約3割にとどまっている。「場合によっては人権侵害ではない」はいずれの年齢でも約3~4割を占めている。「人権侵害ではない」は20歳代が27.7%で最も高く、次いで70歳以上が22.9%、30歳代が21.3%となっている。(図表 4-3-1)

【図表 4-3-2 年齢別 イ. 相手を「自分が守ってやらないとだめな人間だ」と決めつける】



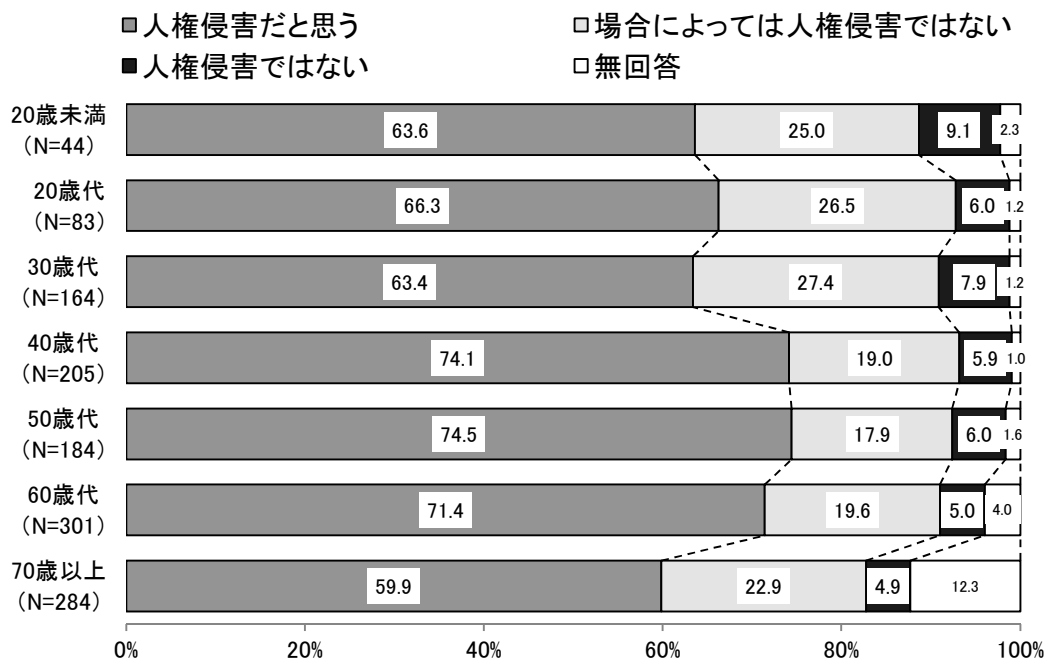
「イ. 相手を「自分が守ってやらないとだめな人間だ」と決めつける」を年齢別でみると、「人権侵害だと思う」は50歳代が40.2%で最も高く、次いで20歳未満が34.1%、40歳代が33.2%となっている。20歳代は「人権侵害だと思う」が最も低く、また「人権侵害ではない」が最も高い年齢となっている。(図表 4-3-2)

【図表 4-3-3 年齢別 ウ. 大声でどなったり物を投げつけたりする】



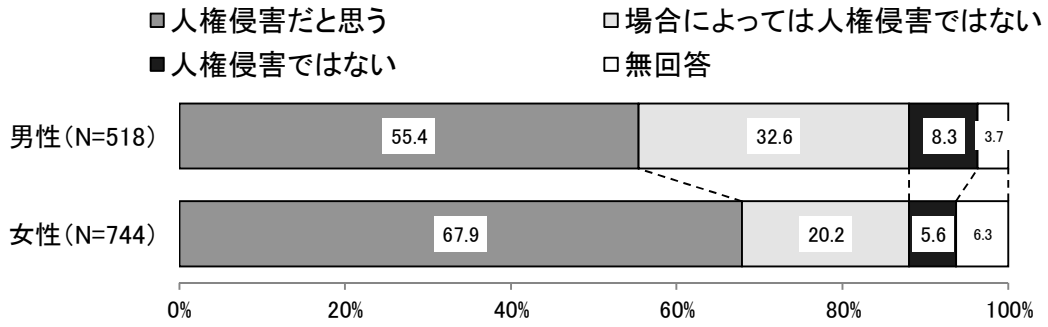
「ウ. 大声でどなったり物を投げつけたりする」を年齢別で見ると、いずれの年齢でも「人権侵害だと思う」が7割を超えている。“人権侵害ではない”（「場合によっては人権侵害ではない」と「人権侵害ではない」を合わせた数）は50歳代以上では1割台だが、40歳代以下では2割を超えている。（図表 4-3-3）

【図表 4-3-4 年齢別 エ. 何を言っても無視する】



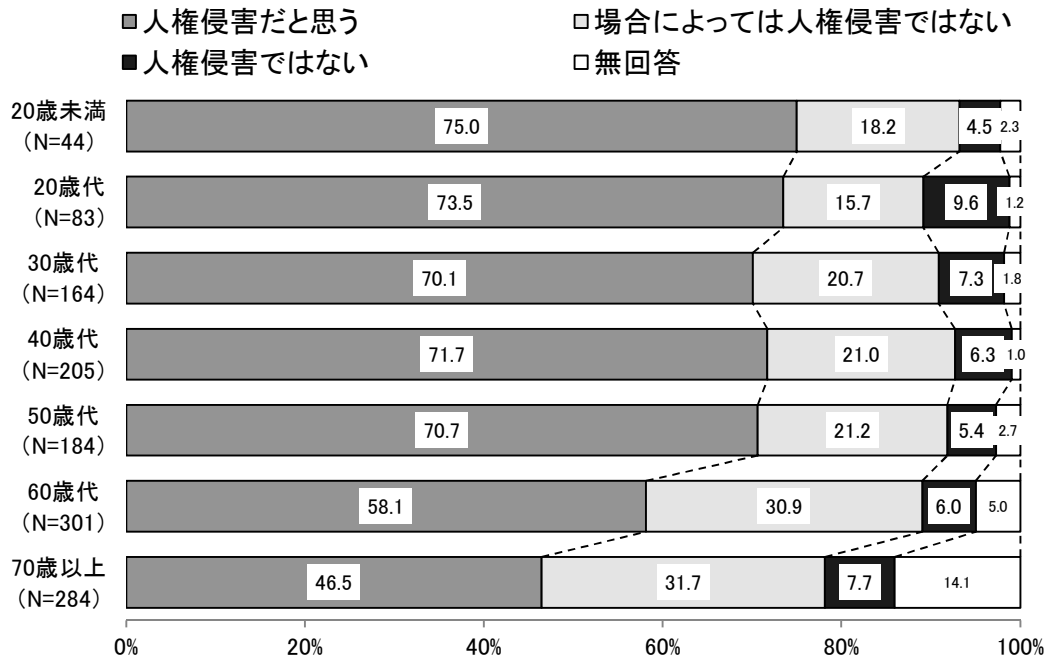
「エ. 何を言っても無視する」を年齢別で見ると、いずれの年齢でも「人権侵害だと思う」が約6~7割となっている。“人権侵害ではない”（「場合によっては人権侵害ではない」と「人権侵害ではない」を合わせた数）は40歳代以上では2割台だが、30歳代以下では3割を超えている。（図表 4-3-4）

【図表 4-3-5 性別 オ. 避妊に協力しない】



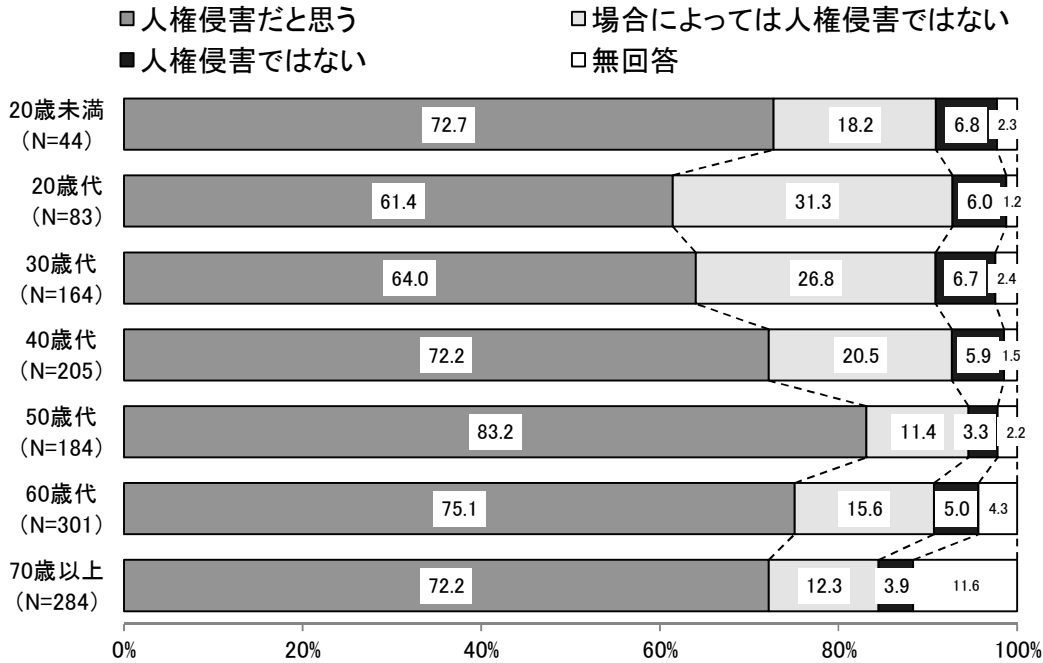
「オ. 避妊に協力しない」を性別で見ると、女性は男性と比べて「人権侵害だと思う」が12.5ポイント高くなっている。(図表 4-3-5)

【図表 4-3-6 年齢別 オ. 避妊に協力しない】



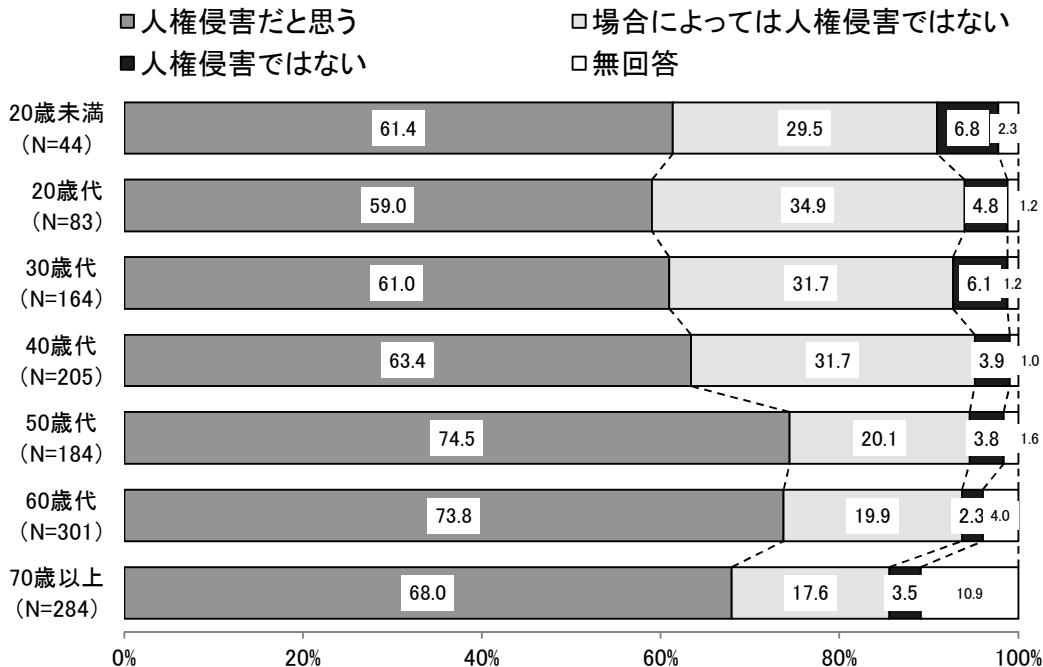
「オ. 避妊に協力しない」を年齢別で見ると、「人権侵害だと思う」は50歳代以下では7割を超えているが、60歳代以上では6割を下回っている。特に70歳以上は半数を下回っている。(図表 4-3-6)

【図表 4-3-7 年齢別 カ. 生活費を渡さない】



「カ. 生活費を渡さない」を年齢別で見ると、「人権侵害だと思う」は50歳代が83.2%で最も高く、次いで60歳代が75.1%、20歳未満が72.7%となっている。20歳代と30歳代は「人権侵害だと思う」が6割あまりにとどまっている。(図表 4-3-7)

【図表 4-3-8 年齢別 キ. 携帯電話の通話やメール、手紙などを勝手に見る】



「キ. 携帯電話の通話やメール、手紙などを勝手に見る」を年齢別で見ると、「人権侵害だと思う」は40歳代以下では6割前後、50歳代以上では7割前後となっている。(図表 4-3-8)

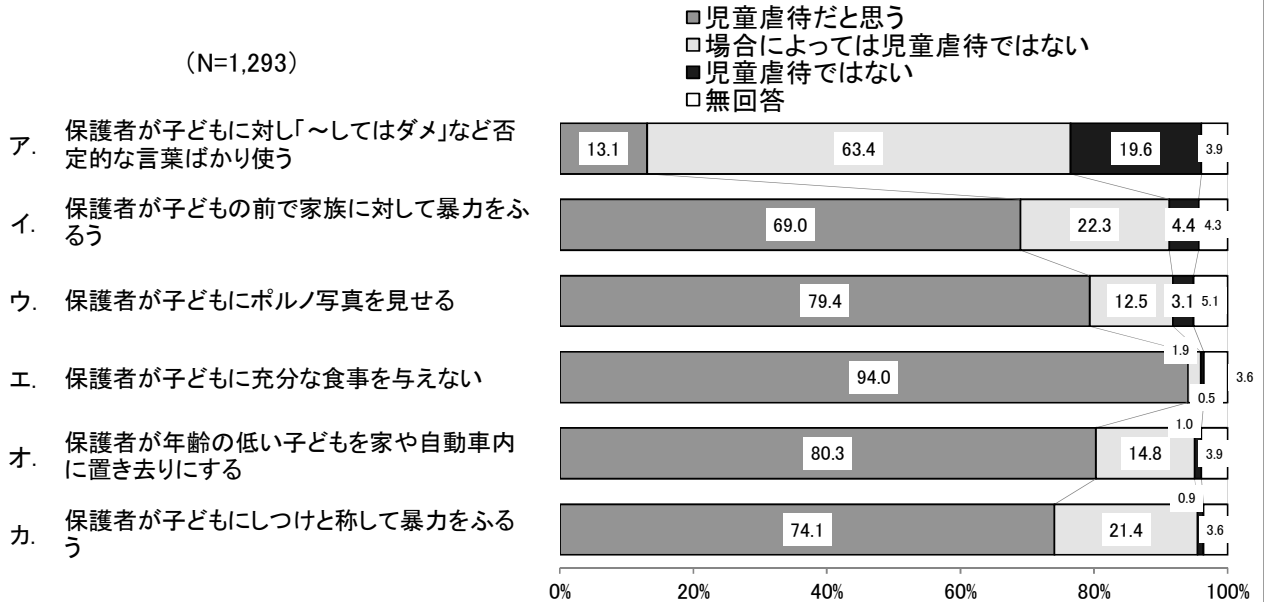
5 子どもの人権について

(1) 児童虐待だと思ふ行為

問 22 あなたは、次のような行為は児童虐待だと思いますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

【図表 5-1 児童虐待だと思ふ行為】

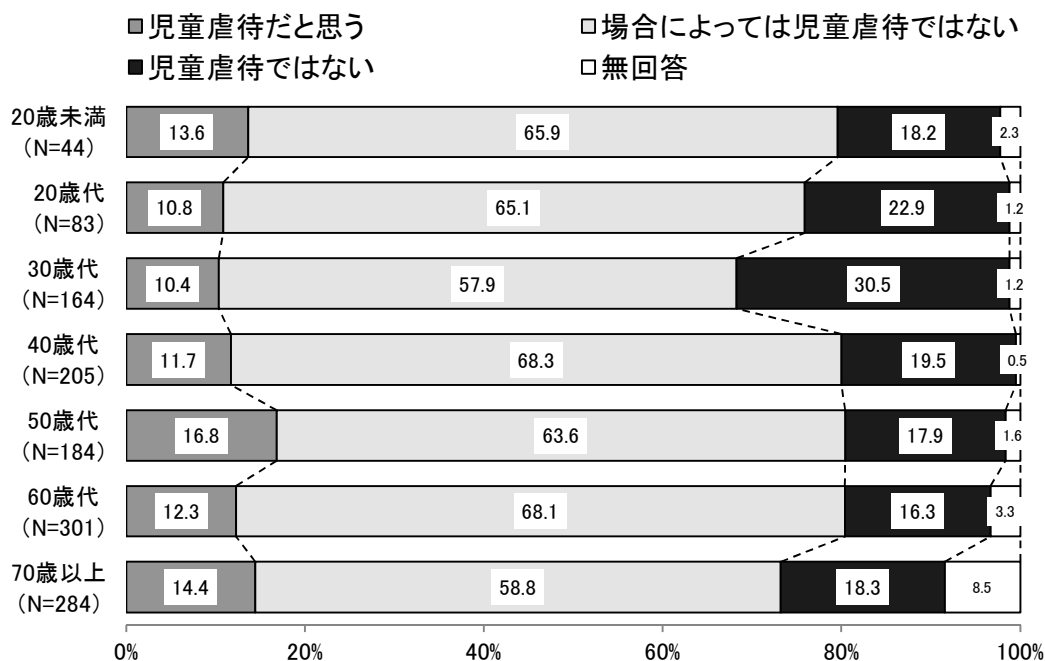
(N=1,293)



児童虐待だと思ふ行為について、「場合によっては児童虐待ではない」が過半数を占めている項目は「ア. 保護者が子どもに対し「～してはダメ」など否定的な言葉ばかり使う」(63.4%)となっている。

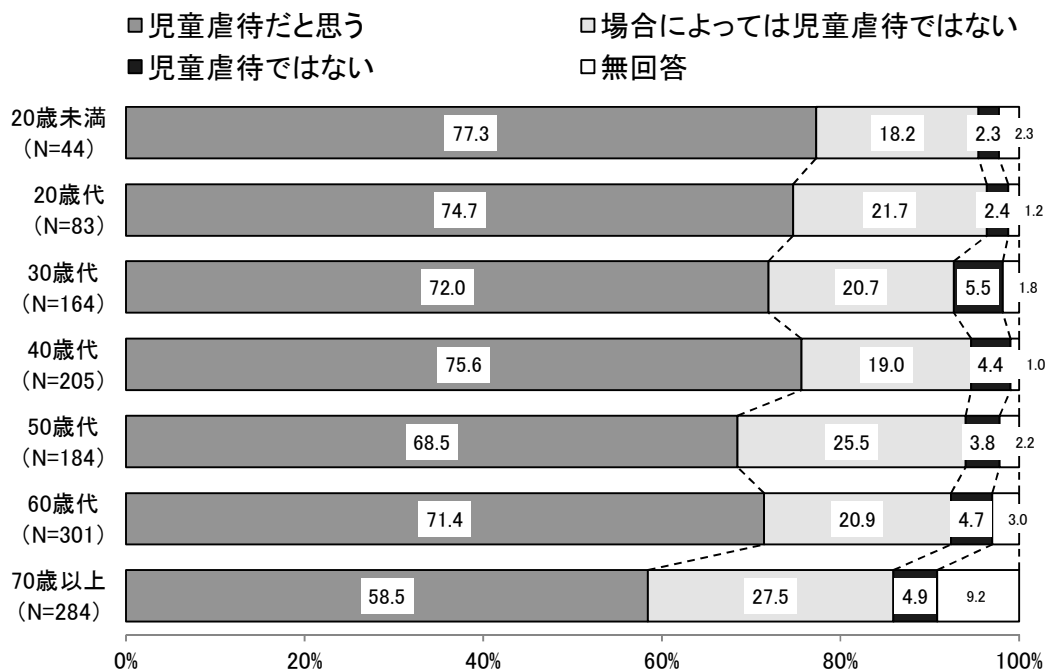
「児童虐待だと思ふ」が過半数を占めている項目は、その割合が高い順に「エ. 保護者が子どもに十分な食事を与えない」(94.0%)、「オ. 保護者が年齢の低い子どもを家や自動車内に置き去りにする」(80.3%)、「ウ. 保護者が子どもにポルノ写真を見せる」(79.4%)、「カ. 保護者が子どもにしつくと称して暴力をふるう」(74.1%)、「イ. 保護者が子どもの前で家族に対して暴力をふるう」(69.0%)、となっている。(図表 5-1)

【図表 5-1-1 年齢別 ア. 保護者が子どもに対し「～してはダメ」など否定的な言葉ばかり使う】



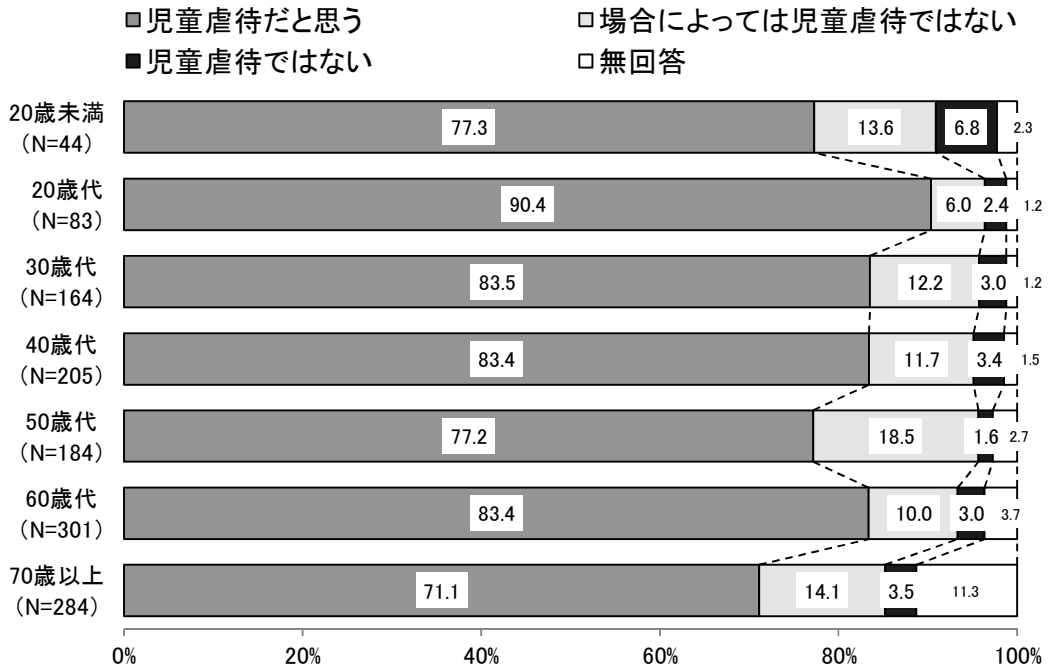
「ア. 保護者が子どもに対し「～してはダメ」など否定的な言葉ばかり使う」を年齢別でみると、いずれの年齢でも「児童虐待だと思う」は1割台となっている。30歳代は「児童虐待ではない」が約3割と高くなっている。(図表 5-1-1)

【図表 5-1-2 年齢別 イ. 保護者が子どもの前で家族に対して暴力をふるう】



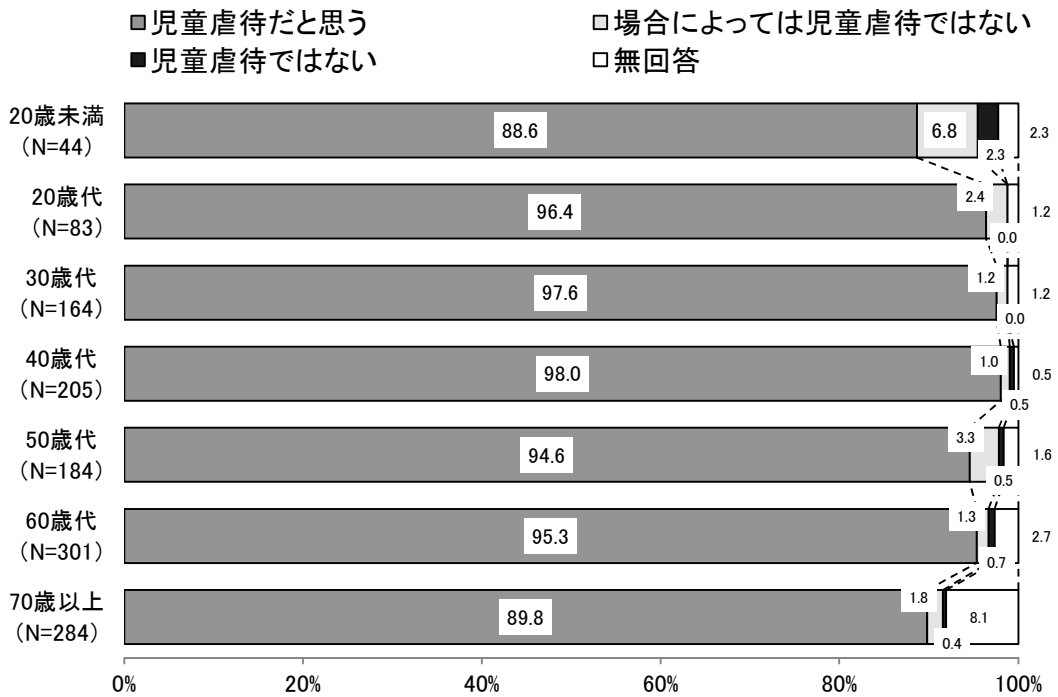
「イ. 保護者が子どもの前で家族に対して暴力をふるう」を年齢別でみると、「児童虐待だと思う」は60歳代以下では7割前後だが、70歳以上では6割を下回っている。(図表 5-1-2)

【図表 5-1-3 年齢別 ウ. 保護者が子どもにポルノ写真を見せる】



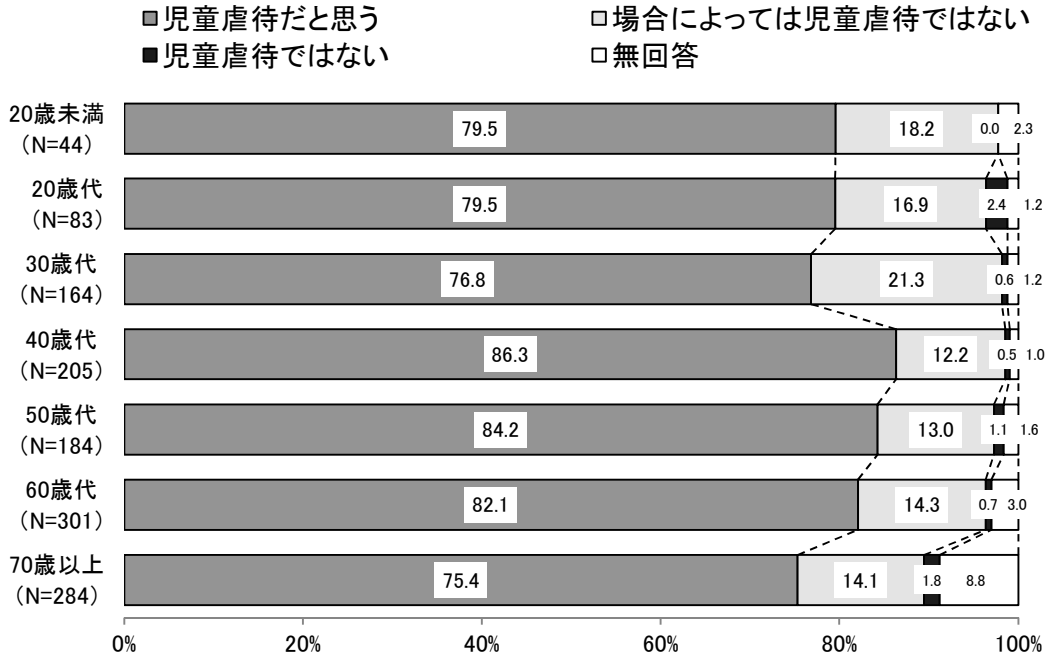
「ウ. 保護者が子どもにポルノ写真を見せる」を年齢別でみると、「児童虐待だと思う」は 20 歳代が 90.4%で最も高く、70 歳以上が 71.1%で最も低くなっている。(図表 5-1-3)

【図表 5-1-4 年齢別 エ. 保護者が子どもに十分な食事を与えない】



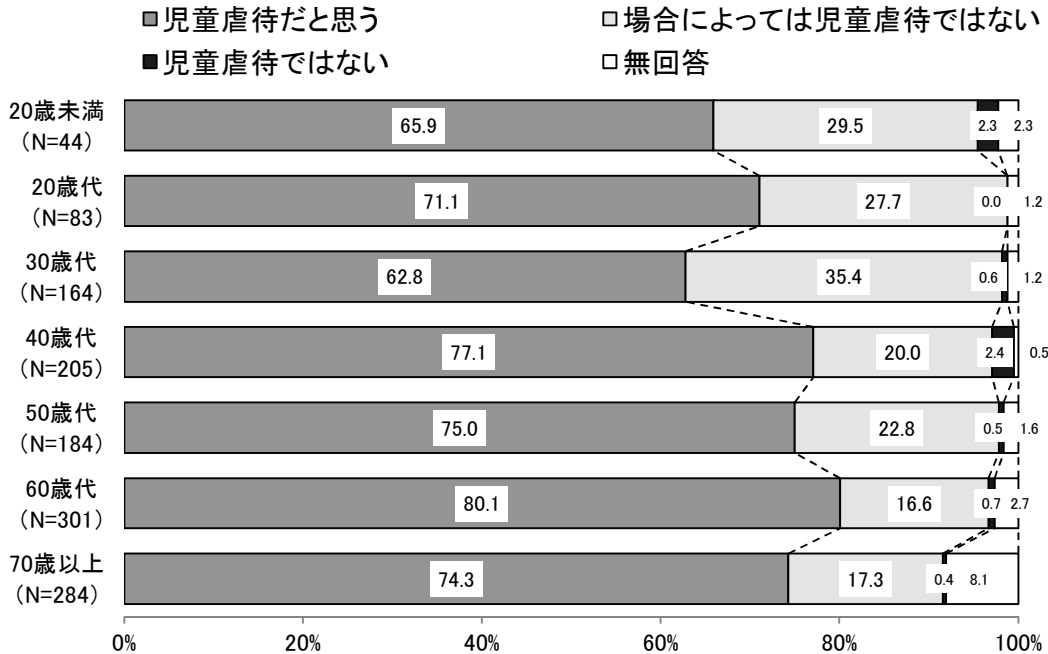
「エ. 保護者が子どもに十分な食事を与えない」を年齢別でみると、いずれの年齢でも「児童虐待だと思う」が 9 割前後となっている。(図表 5-1-4)

【図表 5-1-5 年齢別 オ. 保護者が年齢の低い子どもを家や自動車内に置き去りにする】



「オ. 保護者が年齢の低い子どもを家や自動車内に置き去りにする」を年齢別でみると、いずれの年齢でも「児童虐待だと思う」が7割を超えている。「場合によっては児童虐待ではない」は40歳代以上では1割あまりだが、30歳代以下では2割前後となっている。(図表 5-1-5)

【図表 5-1-6 年齢別 カ. 保護者が子どもにしつけと称して暴力をふるう】



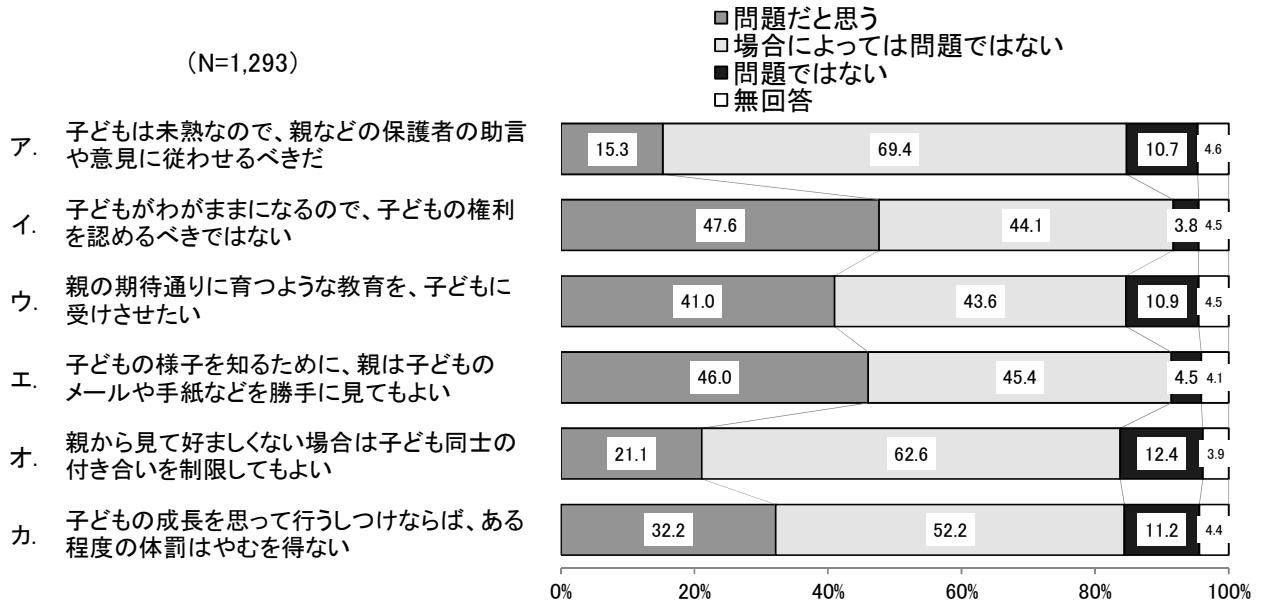
「カ. 保護者が子どもにしつけと称して暴力をふるう」を年齢別でみると、いずれの年齢でも「児童虐待だと思う」が6割を超えている。「場合によっては児童虐待ではない」は40歳代以上では2割前後だが、30歳代以下では3割前後となっている。(図表 5-1-6)

(2) 子どもに対する人権問題についての考え方

問 23 次のようなことがらについて、あなたはどのように思いますか。
(それぞれあてはまる番号1つに○)

【図表 5-2 子どもに対する人権問題についての考え方】

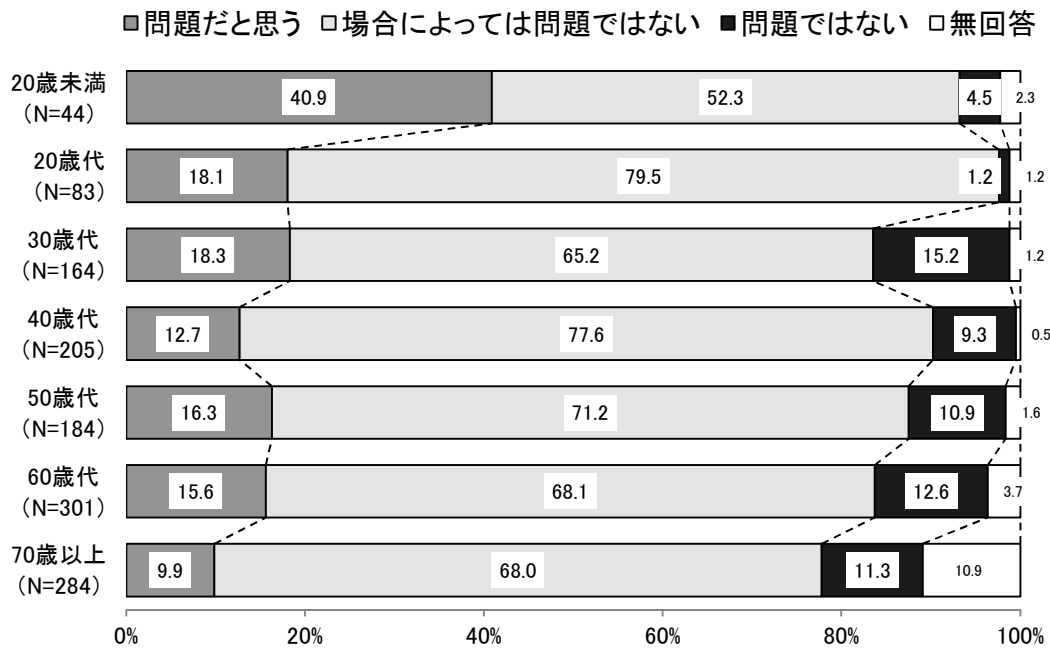
(N=1,293)



子どもに対する人権問題についての考え方として、「問題だと思う」が過半数を占める項目はなく、いずれの項目でも“問題ではない”（「場合によっては問題ではない」と「問題ではない」を合わせた数）が「問題だと思う」を上回っている。

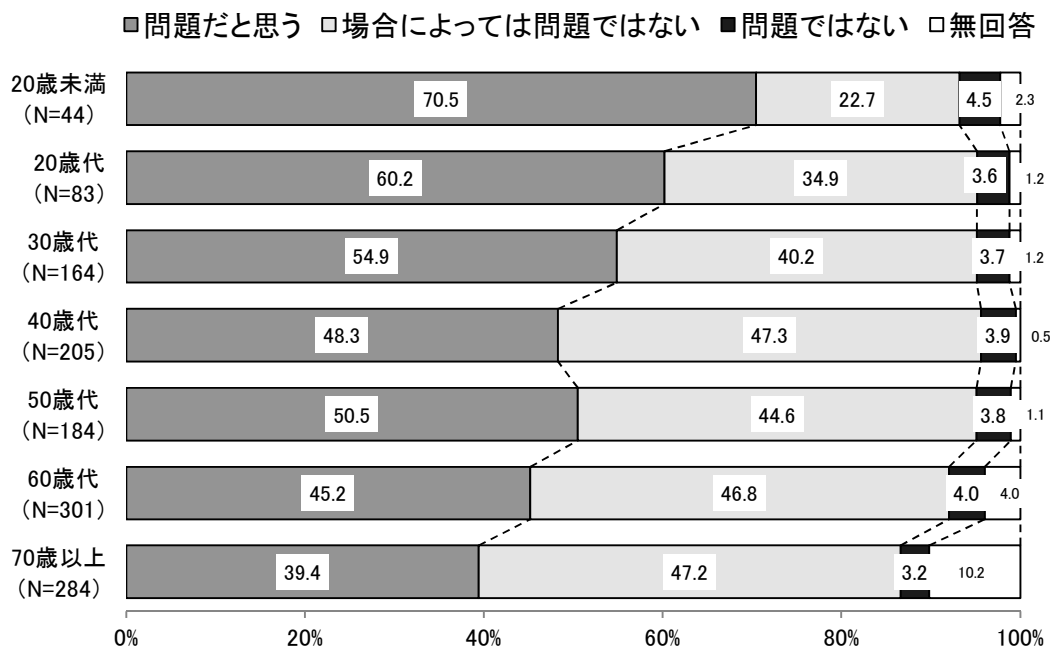
「問題だと思う」が高い項目は順に「イ. 子どもがわがままになるので、子どもの権利を認めるべきではない」（47.6%）、「エ. 子どもの様子を知るために、親は子どものメールや手紙などを勝手に見てもよい」（46.0%）、「ウ. 親の期待通りに育つような教育を、子どもに受けさせたい」（41.0%）、「カ. 子どもの成長を思っているしつけならば、ある程度の体罰はやむを得ない」（32.2%）、「オ. 親から見て好ましくない場合は子ども同士の付き合いを制限してもよい」（21.1%）、「ア. 子どもは未熟なので、親などの保護者の助言や意見に従わせるべきだ」（15.3%）となっている。（図表 5-2）

【図表 5-2-1 年齢別 ア. 子どもは未熟なので、親などの保護者の助言や意見に従わせるべきだ】



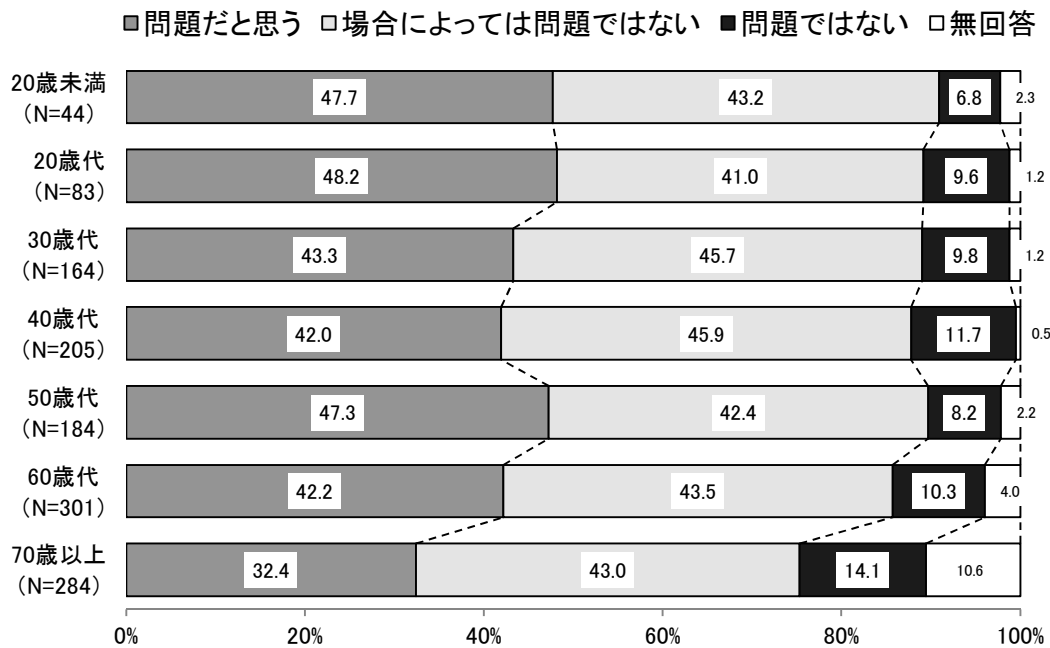
「ア. 子どもは未熟なので、親などの保護者の助言や意見に従わせるべきだ」を年齢別でみると、「問題だと思う」は20歳未満では約4割だが、20歳代以上では2割を下回っている。30歳代は「問題ではない」が15.2%で、他の年齢に比べてやや高くなっている。(図表 5-2-1)

【図表 5-2-2 年齢別 イ. 子どもがわがままになるので、子どもの権利を認めるべきではない】



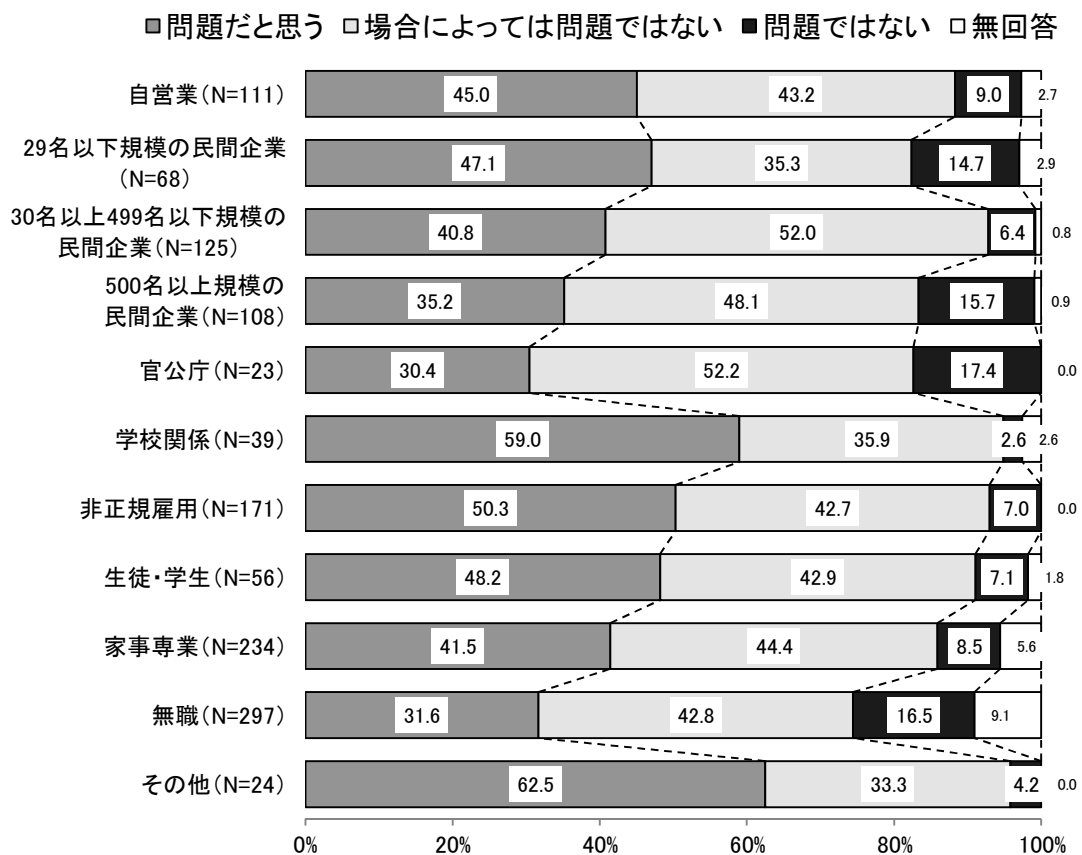
「イ. 子どもがわがままになるので、子どもの権利を認めるべきではない」を年齢別でみると、「問題だと思う」はおおむね年齢が上がるにつれて低くなっており、20歳未満では70.5%だが、70歳以上では39.4%にとどまっている。(図表 5-2-2)

【図表 5-2-3 年齢別 ウ. 親の期待通りに育つような教育を、子どもに受けさせたい】



「ウ. 親の期待通りに育つような教育を、子どもに受けさせたい」を年齢別でみると、「問題だと思う」は60歳代以下では4割台、70歳以上では3割台となっている。(図表 5-2-3)

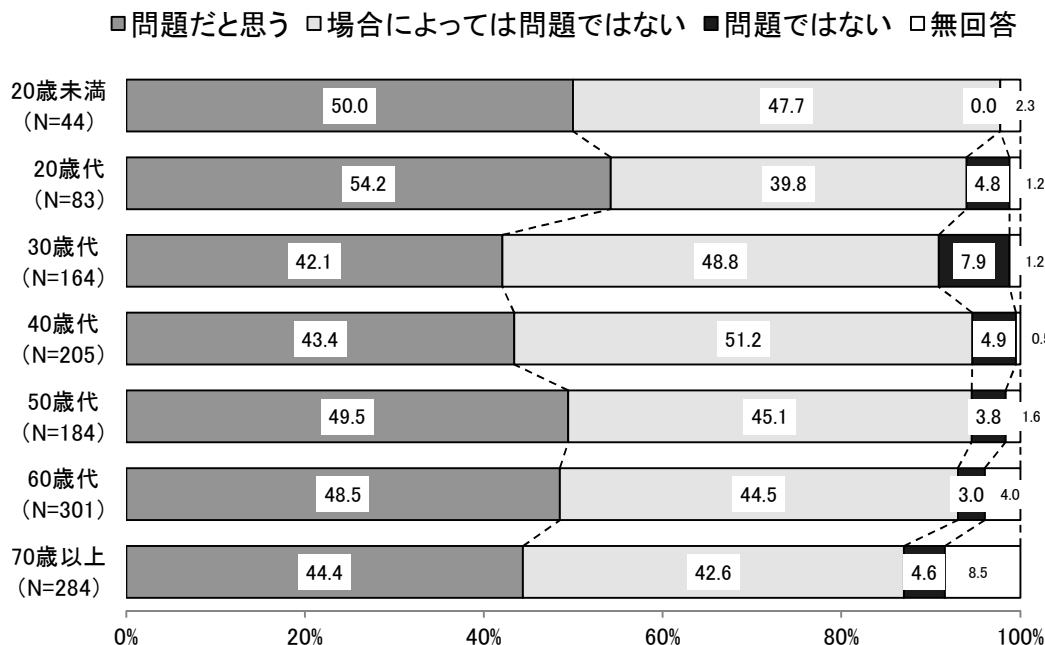
【図表 5-2-4 職業別 ウ. 親の期待通りに育つような教育を、子どもに受けさせたい】



「ウ. 親の期待通りに育つような教育を、子どもに受けさせたい」を職業別でみると、500名以上規模の民間企業、官公庁、無職は「問題だと思う」が3割台で、それ以外の職業に比べて低くなっている。(図表 5-2-4)

【図表 5-2-5 年齢別 エ. 子どもの様子を知るために、

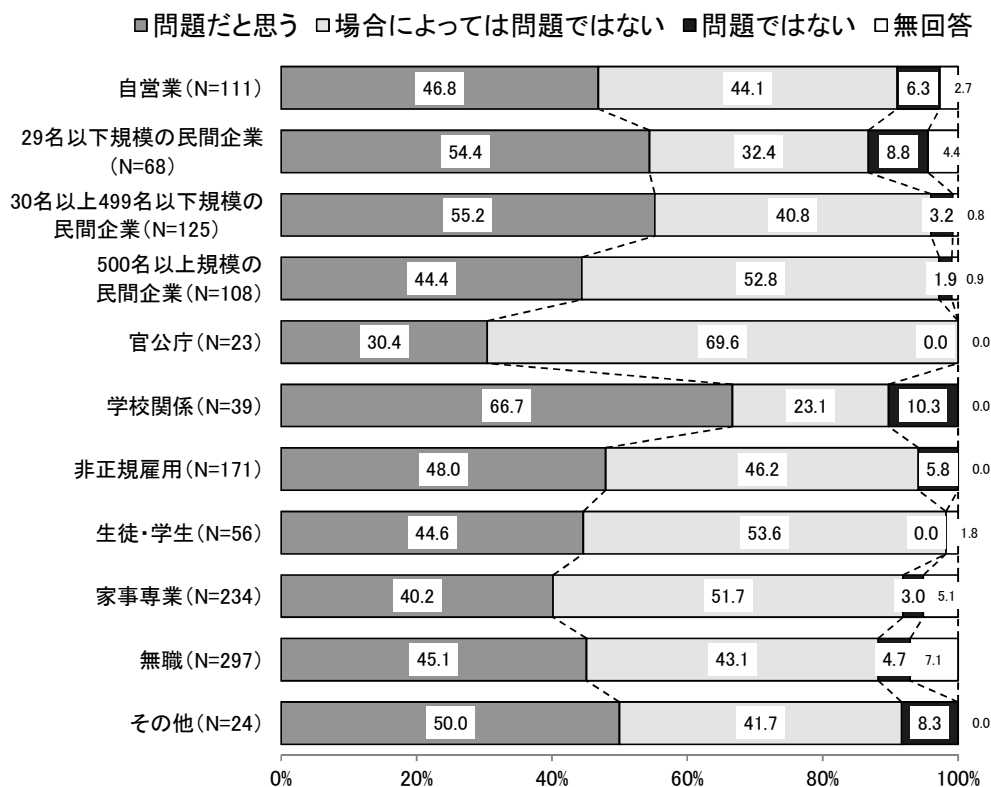
親は子どものメールや手紙などを勝手に見てもよい】



「エ. 子どもの様子を知るために、親は子どものメールや手紙などを勝手に見てもよい」を年齢別で見ると、30歳代、40歳代、70歳以上は「問題だと思う」が4割あまりで、それ以外の年齢と比べてやや低くなっている。(図表 5-2-5)

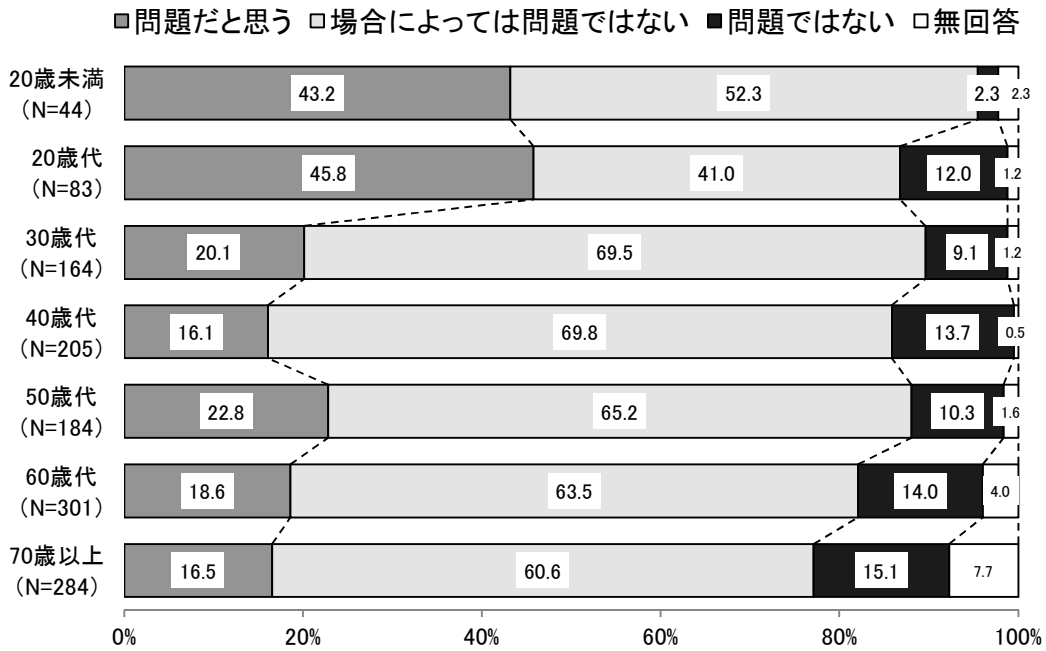
【図表 5-2-6 職業別 エ. 子どもの様子を知るために、

親は子どものメールや手紙などを勝手に見てもよい】



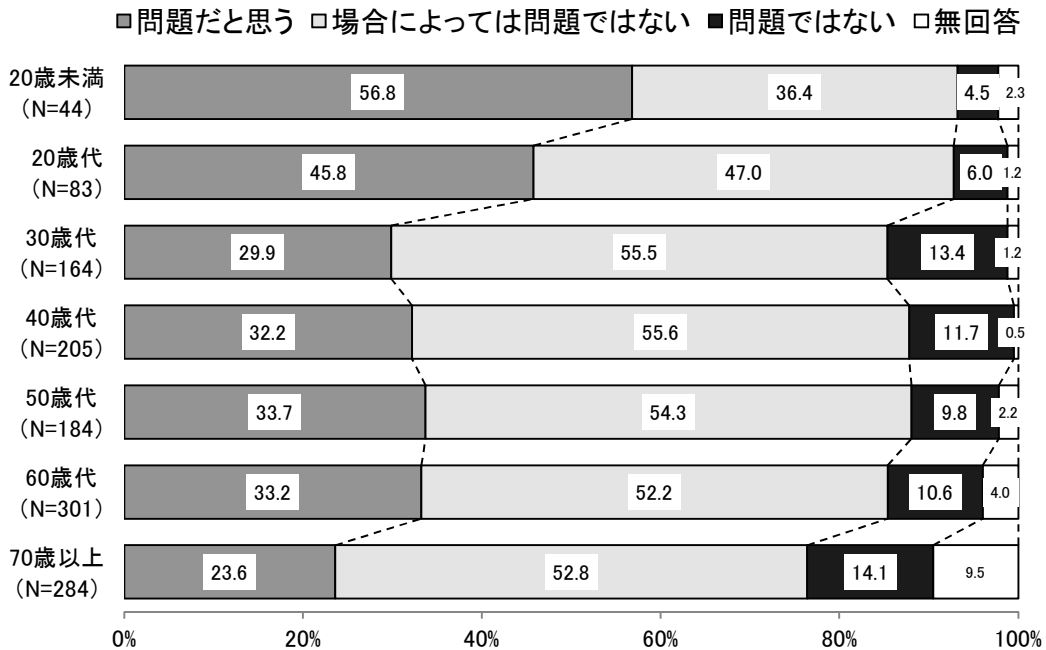
「エ. 子どもの様子を知るために、親は子どものメールや手紙などを勝手に見てもよい」を職業別で見ると、官公庁は「問題だと思う」が30.4%で、それ以外の職業と比べて低くなっている。(図表 5-2-6)

【図表 5-2-7 年齢別 オ. 親から見て好ましくない場合は子ども同士の付き合いを制限してもよい】



「オ. 親から見て好ましくない場合は子ども同士の付き合いを制限してもよい」を年齢別でみると、「問題だと思う」は20歳代以下では4割を超えているが、30歳代以上では2割前後となっている。(図表 5-2-7)

【図表 5-2-8 年齢別 カ. 子どもの成長を思っで行うしつけならば、ある程度の体罰はやむを得ない】



「カ. 子どもの成長を思っで行うしつけならば、ある程度の体罰はやむを得ない」を年齢別でみると、「問題だと思う」は20歳未満では過半数、20歳代では4割を超えているが、30歳代～60歳代では3割前後、70歳以上では2割あまりにとどまっている。(図表 5-2-8)

6 障害者の人権について

(1) 合理的配慮についての考え方

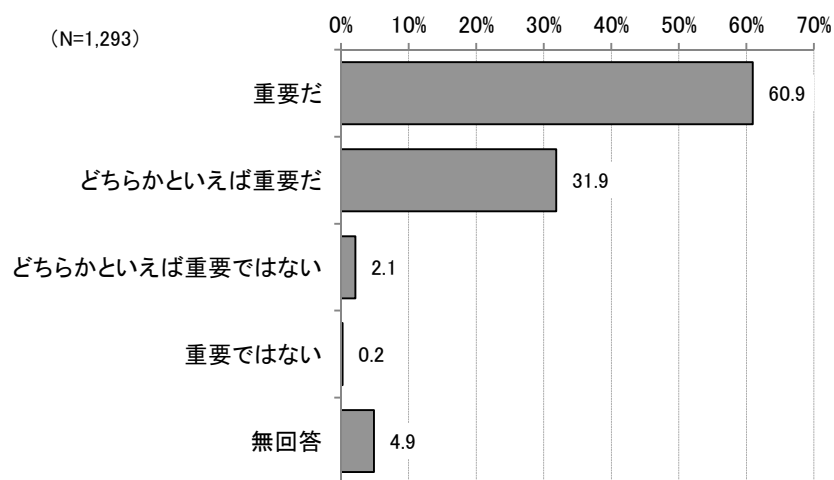
問 24 障害者一人ひとりが社会活動に参加したり、能力を最大限に発揮できたりするために、環境の整備や必要に応じた配慮を行う「合理的配慮」の考え方について、あなたはどのように思いますか。(あてはまる番号1つに○)

(例) 目の見えない人に、点字の会議資料を用意する。

耳の聞こえない人に、筆談で面接をする。

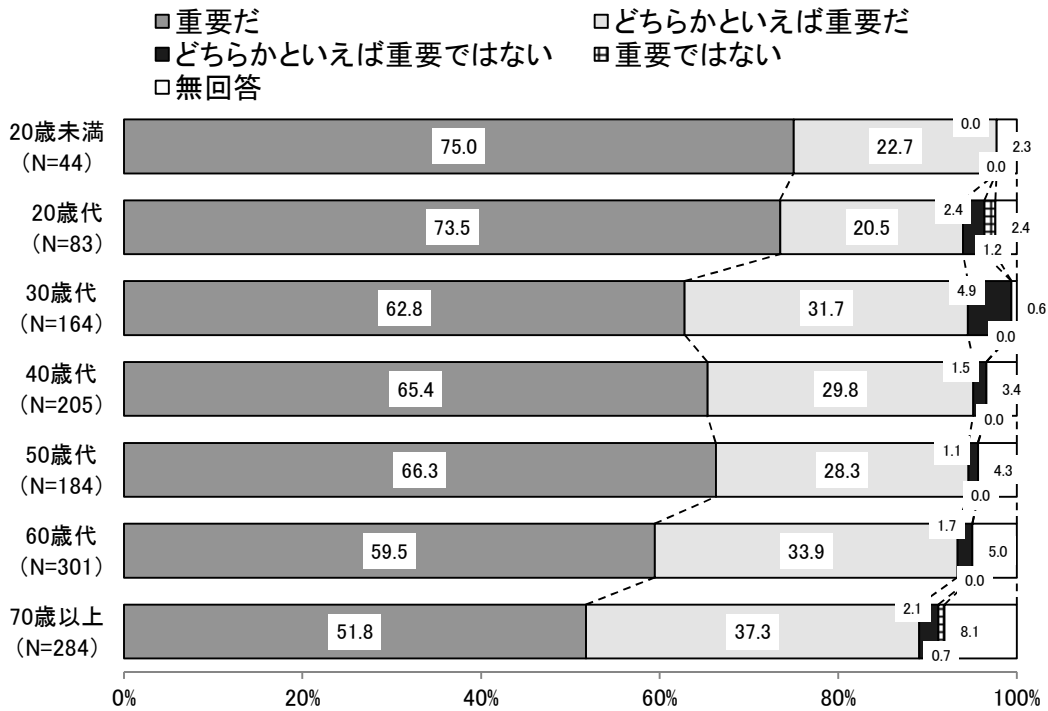
注意や集中が困難な人に、集中力が持続する時間に合わせて休憩時間を設ける。など

【図表 6-1 合理的配慮についての考え方】



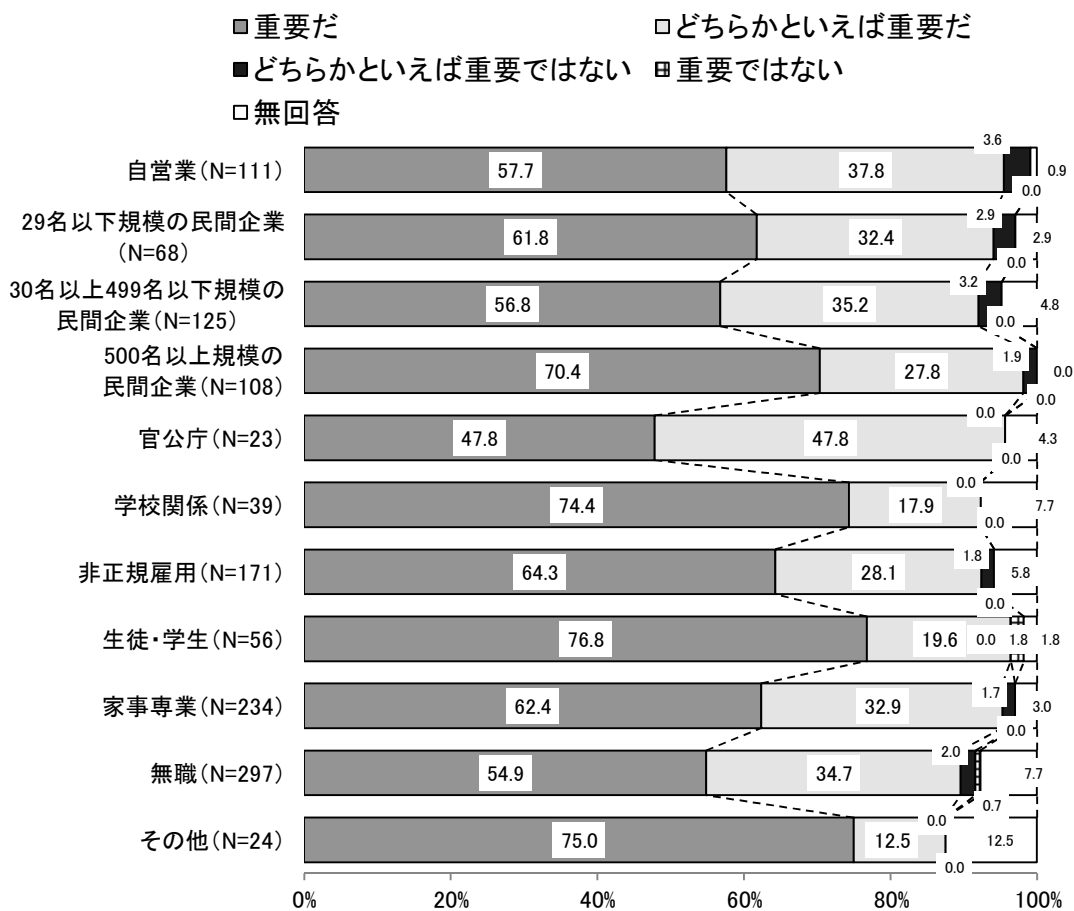
合理的配慮についての考え方は、「重要だ」が60.9%で最も高く、次いで「どちらかといえば重要だ」が31.9%となっている。「どちらかといえば重要ではない」は2.1%、「重要ではない」は0.2%で、非常に低くなっている。(図表 6-1)

【図表 6-1-1 年齢別 合理的配慮についての考え方】



合理的配慮についての考え方を年齢別で見ると、「重要だ」は20歳代以下では7割台、30歳代～50歳代では6割台、60歳代以上では5割台となっている。(図表 6-1-1)

【図表 6-1-2 職業別 合理的配慮についての考え方】



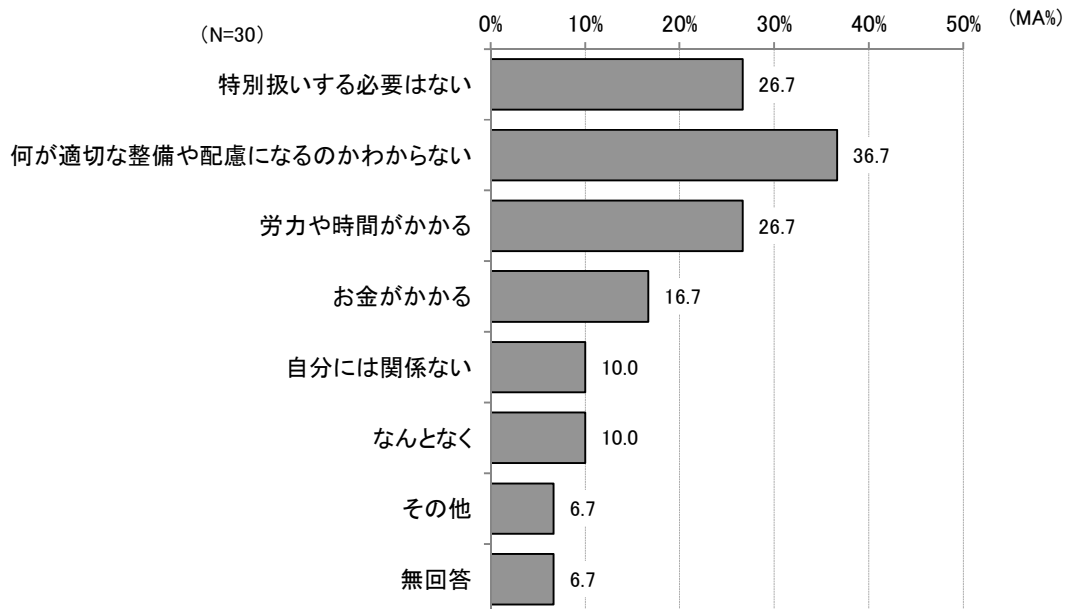
合理的配慮についての考え方を職業別で見ると、「重要だ」は官公庁を除く職業では過半数を占めているが、官公庁では47.8%で、それ以外の職業に比べて低くなっている。(図表 6-1-2)

(2) 合理的配慮は重要でないとする理由

問 25 問 24 で、「3. どちらかといえば重要ではない」「4. 重要ではない」と答えた方にお聞きします。

その理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

【図表 6-2 合理的配慮は重要でないとする理由】

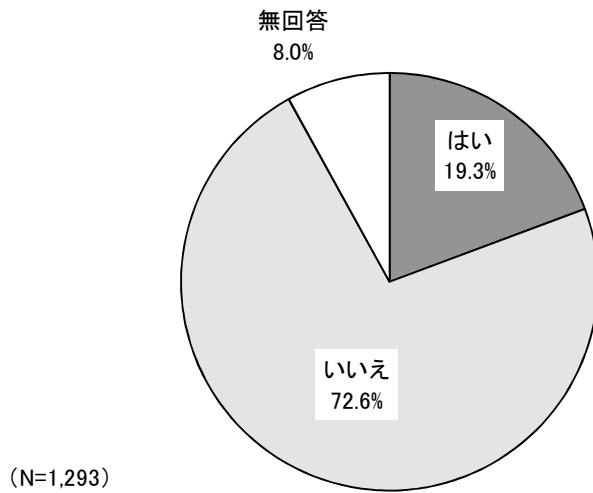


合理的配慮は重要でないとする理由については、「何が適切な整備や配慮になるのかわからない」が 36.7%で最も高く、次いで「特別扱いする必要はない」と「労力や時間がかかる」が 26.7%、「お金がかかる」が 16.7%となっている。(図表 6-2)

(3) 障害がある場合に日本で安心して暮らせるか

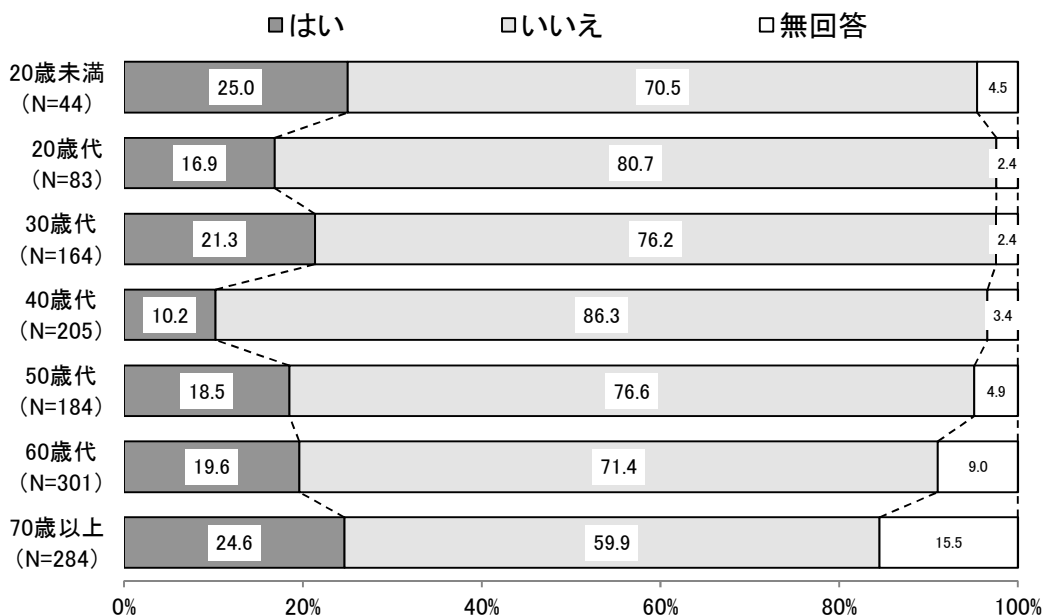
問 26 全ての方にお聞きします。あなたにもし障害がある場合、今の日本で安心して暮らせると
思いますか。障害がある方は、今の状況をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

【図表 6-3 障害がある場合に日本で安心して暮らせるか】



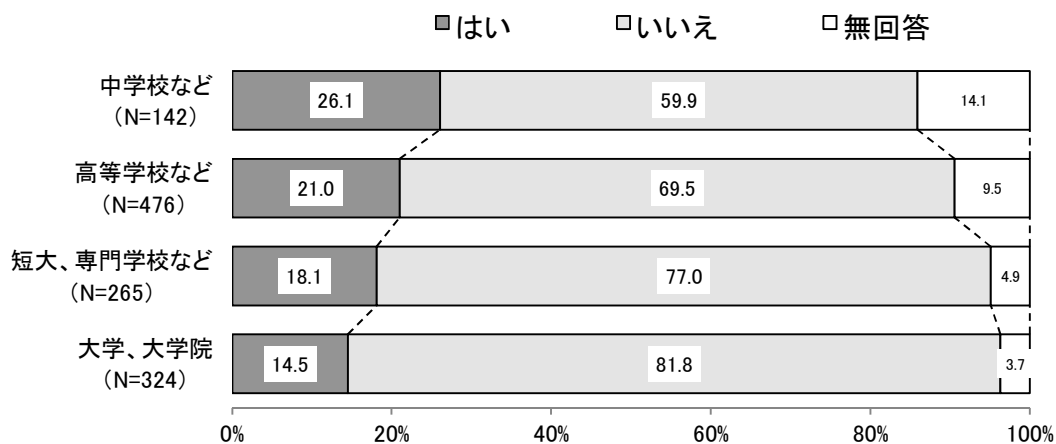
障害がある場合に日本で安心して暮らせるかについては、「はい」が 19.3%、「いいえ」が 72.6%となっている。(図表 6-3)

【図表 6-3-1 年齢別 障害がある場合に日本で安心して暮らせるか】



障害がある場合に日本で安心して暮らせるかを年齢別で見ると、「いいえ」は40歳代が86.3%で最も高く、次いで20歳代が80.7%、50歳代が76.6%となっている。(図表 6-3-1)

【図表 6-3-2 最終学歴別 障害がある場合に日本で安心して暮らせるか】

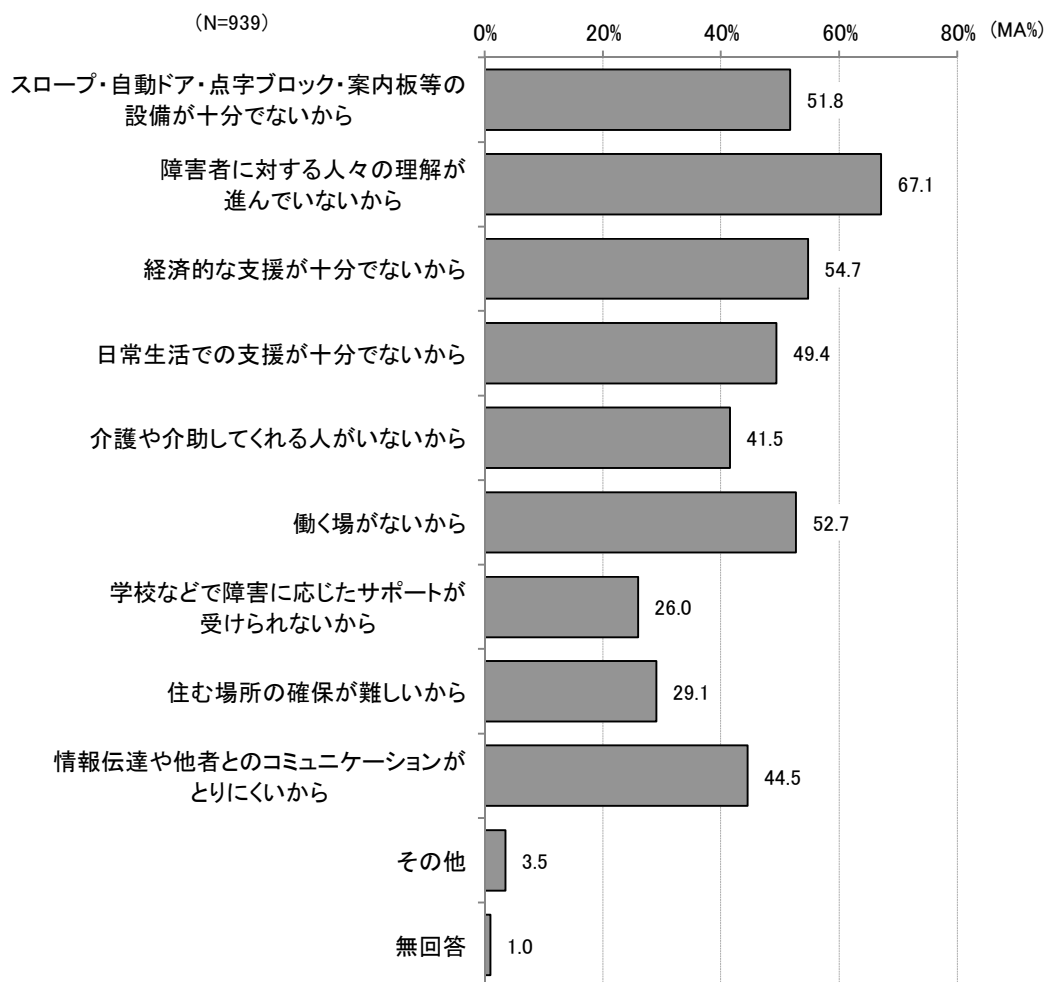


障害がある場合に日本で安心して暮らせるかを最終学歴別で見ると、高学歴になるにつれて「いいえ」が高くなっている。(図表 6-3-2)

(4) 障害がある場合に日本で安心して暮らせないと思う理由

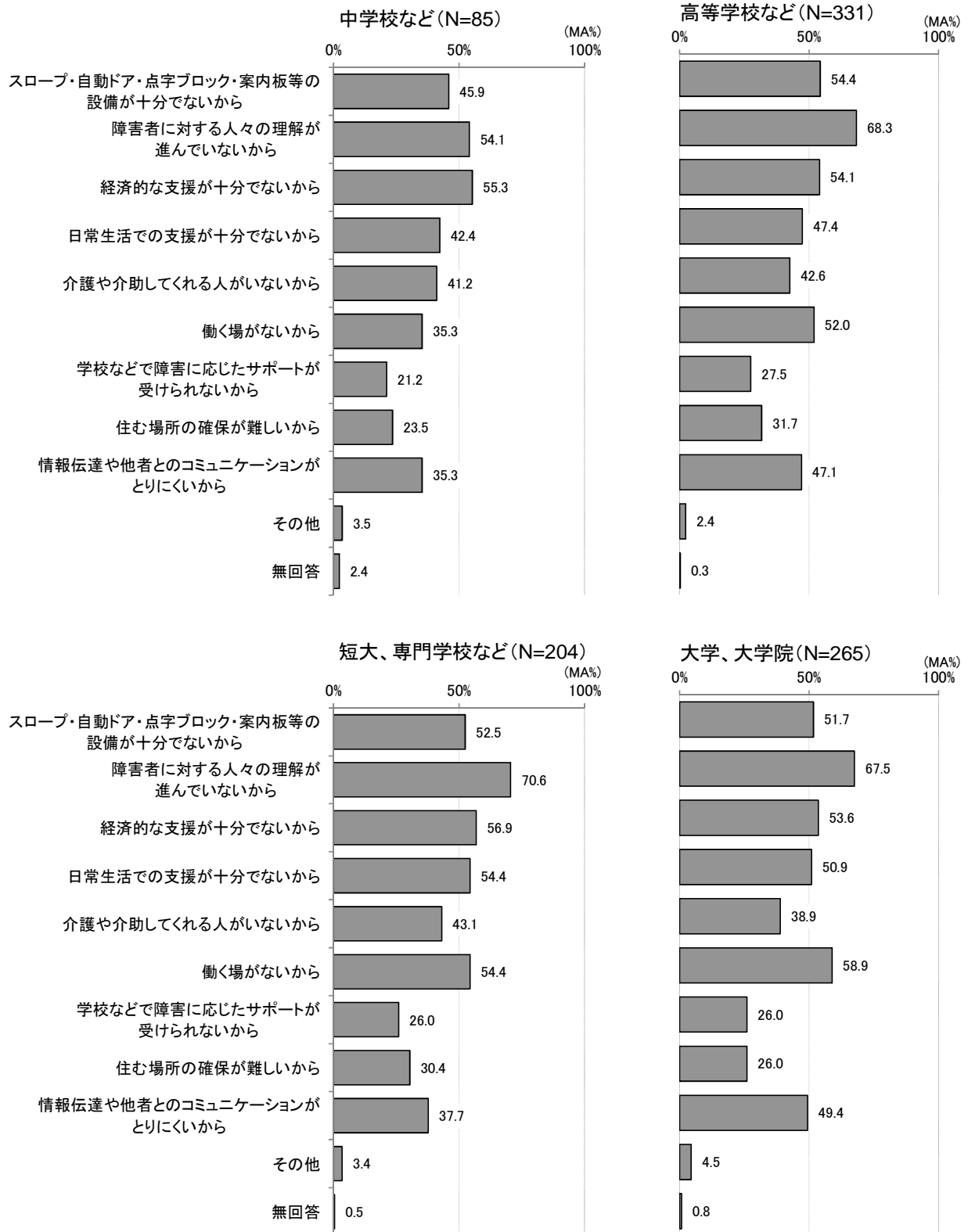
問 27 問 26 で「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。
そう思う理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

【図表 6-4 障害がある場合に日本で安心して暮らせないと思う理由】



障害がある場合に日本で安心して暮らせないと思う理由については、「障害者に対する人々の理解が進んでいないから」が 67.1%で最も高く、次いで「経済的支援が十分でないから」が 54.7%、「働く場がないから」が 52.7%となっている。(図表 6-4)

【図表 6-4-1 最終学歴別 障害がある場合に日本で安心して暮らせないと思う理由】



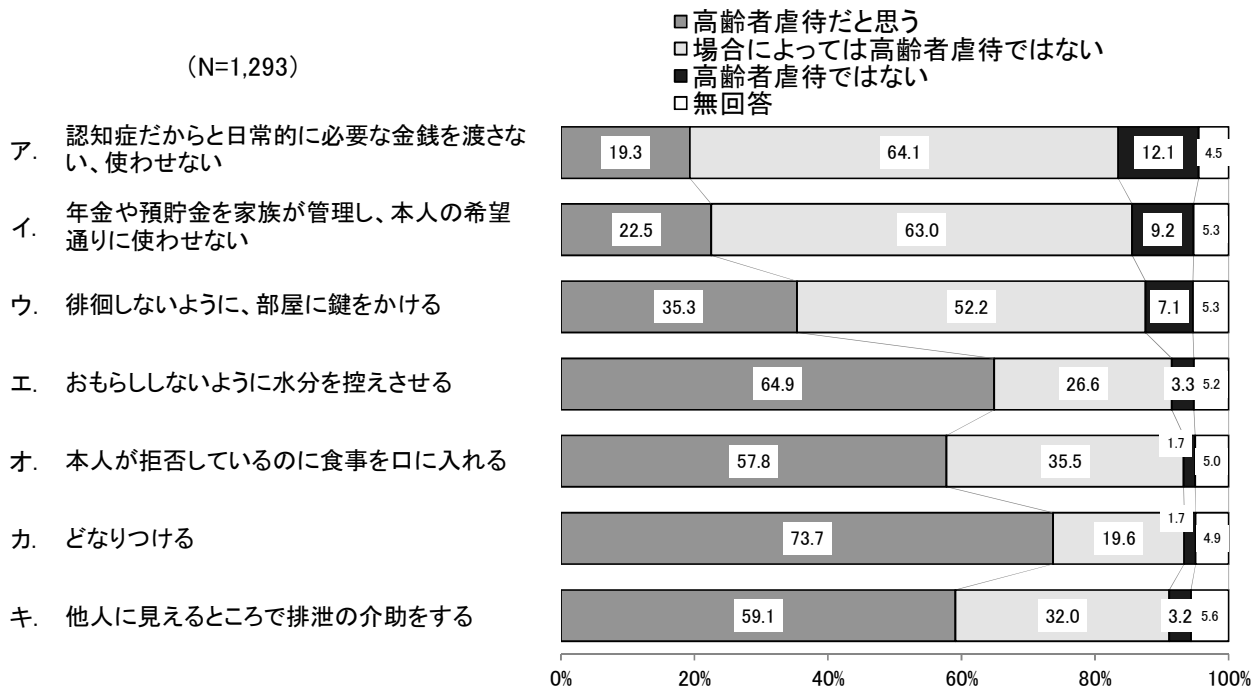
障害がある場合に日本で安心して暮らせないと思う理由を最終学歴別で見ると、いずれの学歴でも「障害者に対する人々の理解が進んでいないから」が最も高くなっている。「働く場がないから」は高学歴になるにつれて高くなっている。(図表 6-4-1)

7 高齢者の人権について

(1) 高齢者虐待だと思ふ行為

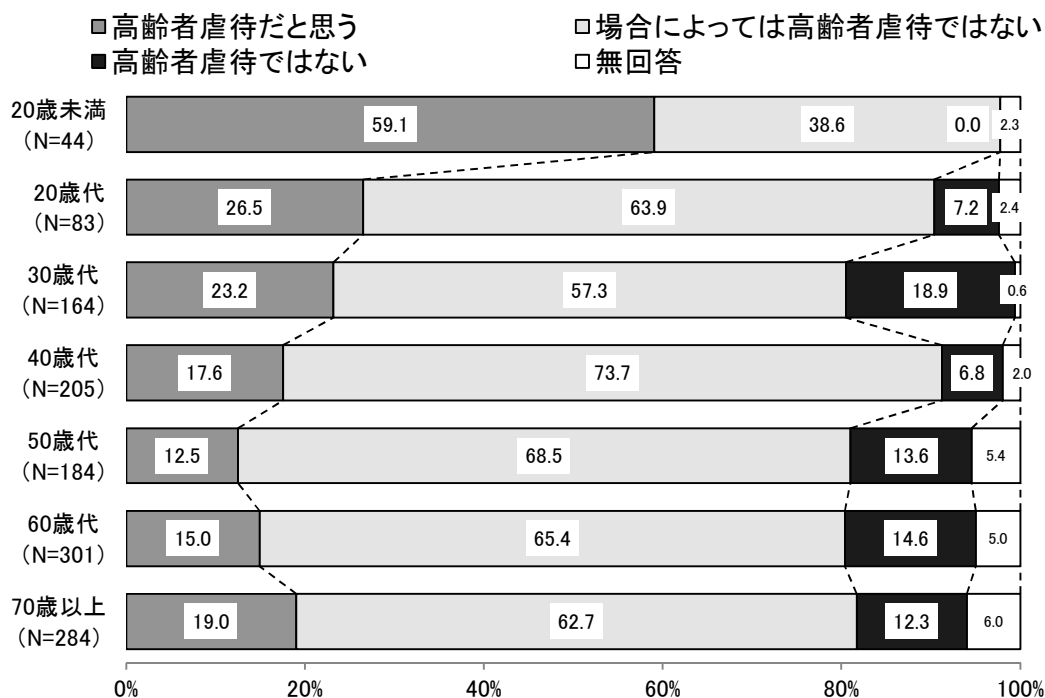
問 28 あなたは、次のような行為は高齢者虐待だと思いますか。
(それぞれあてはまる番号1つに○)

【図表 7-1 高齢者虐待だと思ふ行為】



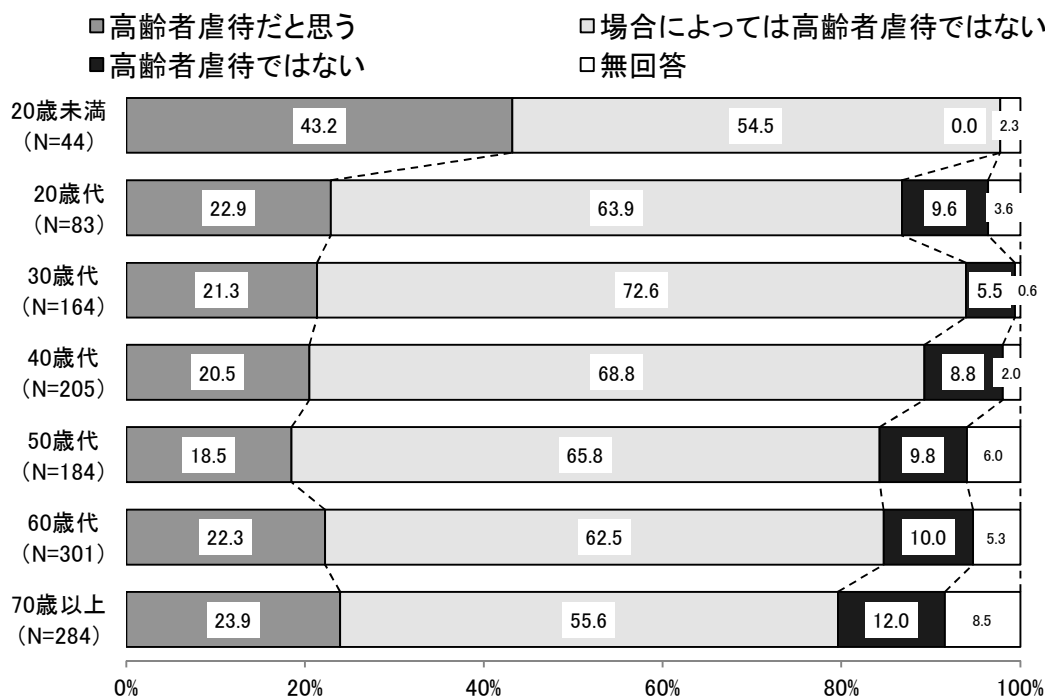
高齢者虐待だと思ふ行為について、「高齢者虐待だと思ふ」が過半数を占めている項目は「エ. おもらししないように水分を控えさせる」(64.9%)、「オ. 本人が拒否しているのに食事を口に入れる」(57.8%)、「カ. どなりつける」(73.7%)、「キ. 他人に見えるところで排泄の介助をする」(59.1%)で、「場合によっては高齢者虐待ではない」が過半数を占めている項目は「ア. 認知症だからと日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない」(64.1%)、「イ. 年金や預貯金を家族が管理し、本人の希望通りに使わせない」(63.0%)、「ウ. 徘徊しないように、部屋に鍵をかける」(52.2%)となっている。(図表 7-1)

【図表 7-1-1 年齢別 ア. 認知症だからと日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない】



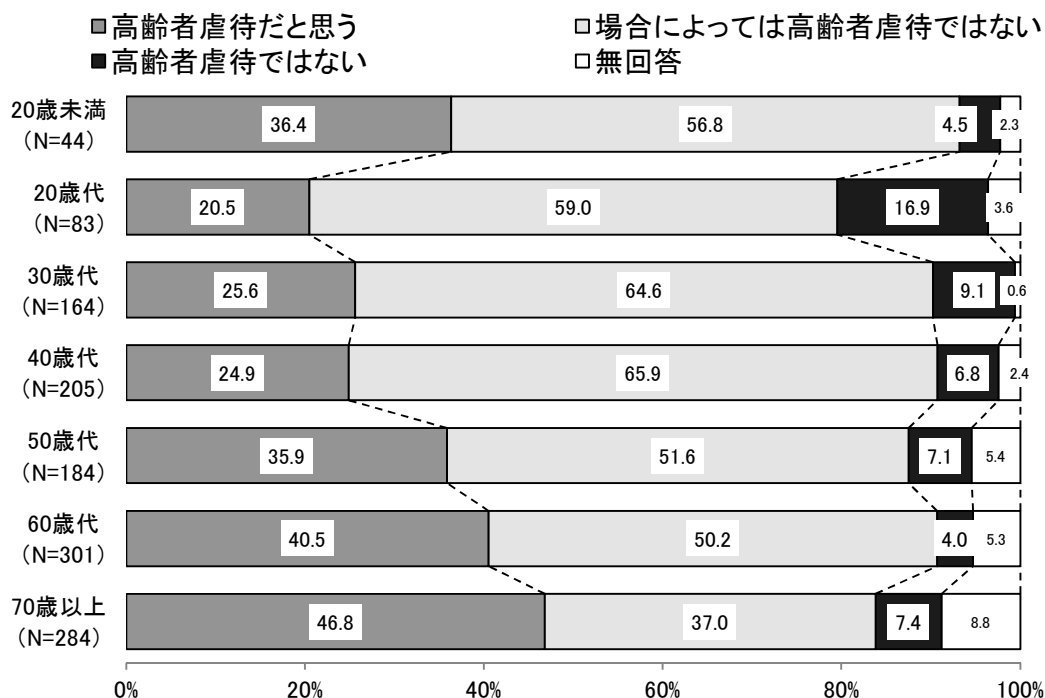
「ア. 認知症だからと日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない」を年齢別でみると、「高齢者虐待だと思う」は20歳未満では59.1%と過半数を占めているが、20歳代と30歳代では2割台、40歳代以上では2割を下回っている。(図表 7-1-1)

【図表 7-1-2 年齢別 イ. 年金や預貯金を家族が管理し、本人の希望通りに使わせない】



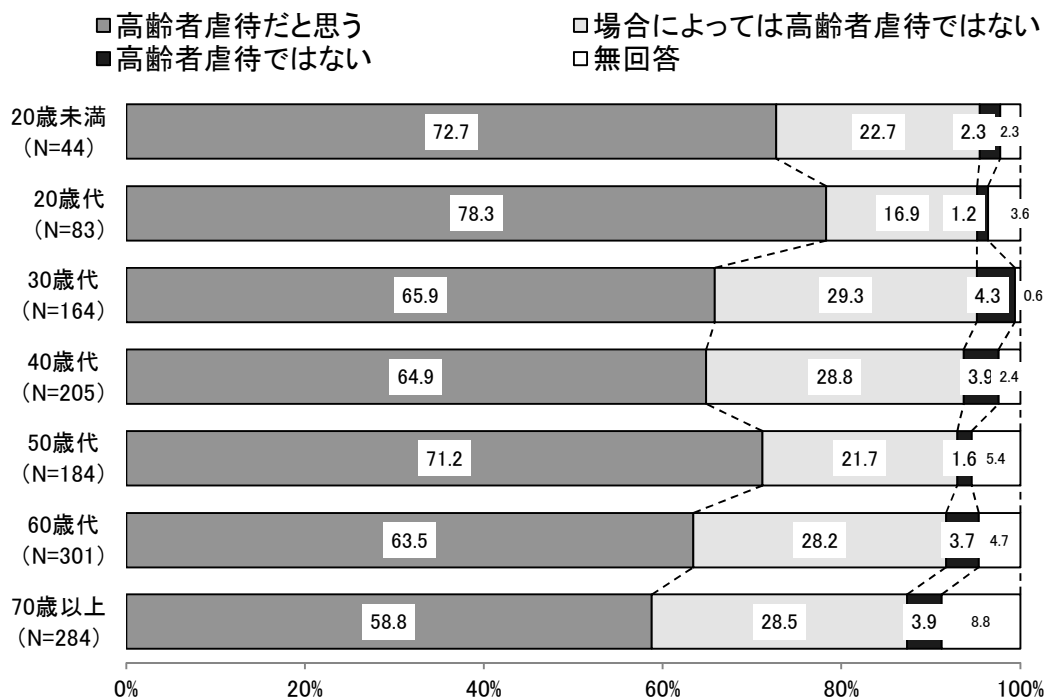
「イ. 年金や預貯金を家族が管理し、本人の希望通りに使わせない」を年齢別でみると、「高齢者虐待だと思う」は20歳未満では4割あまりだが、20歳代以上では2割前後となっている。(図表 7-1-2)

【図表 7-1-3 年齢別 ウ. 徘徊しないように、部屋に鍵をかける】



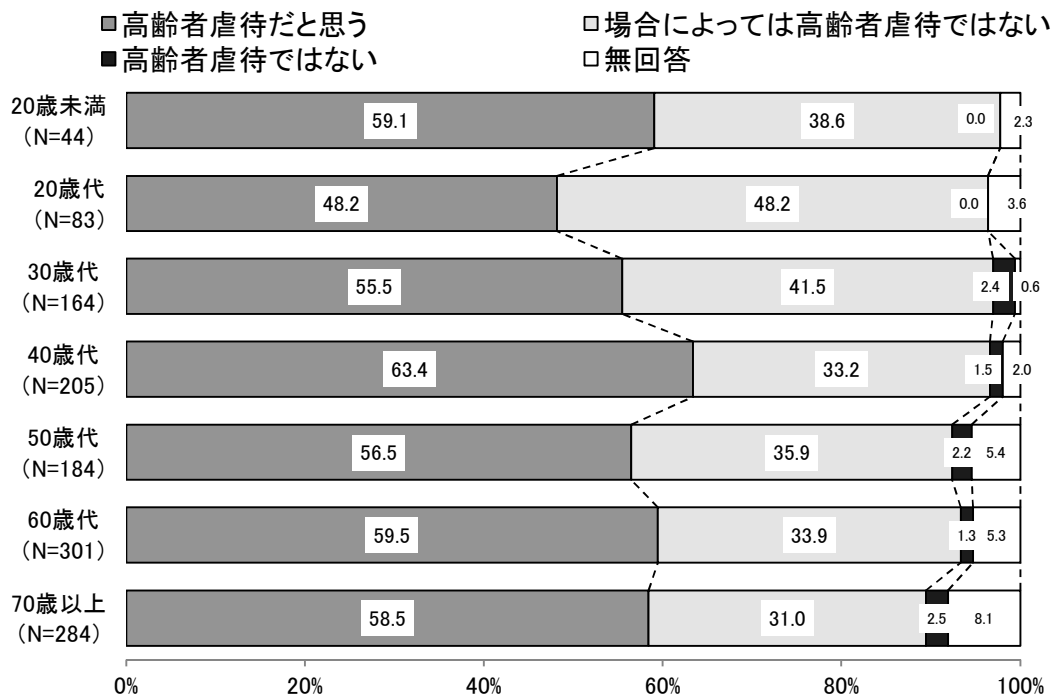
「ウ. 徘徊しないように、部屋に鍵をかける」を年齢別でみると、「高齢者虐待だと思ふ」は 20 歳代～40 歳代では 2 割台、20 歳未満と 50 歳代は 3 割台、60 歳代以上は 4 割台となっている。(図表 7-1-3)

【図表 7-1-4 年齢別 エ. おもらししないように水分を控えさせる】



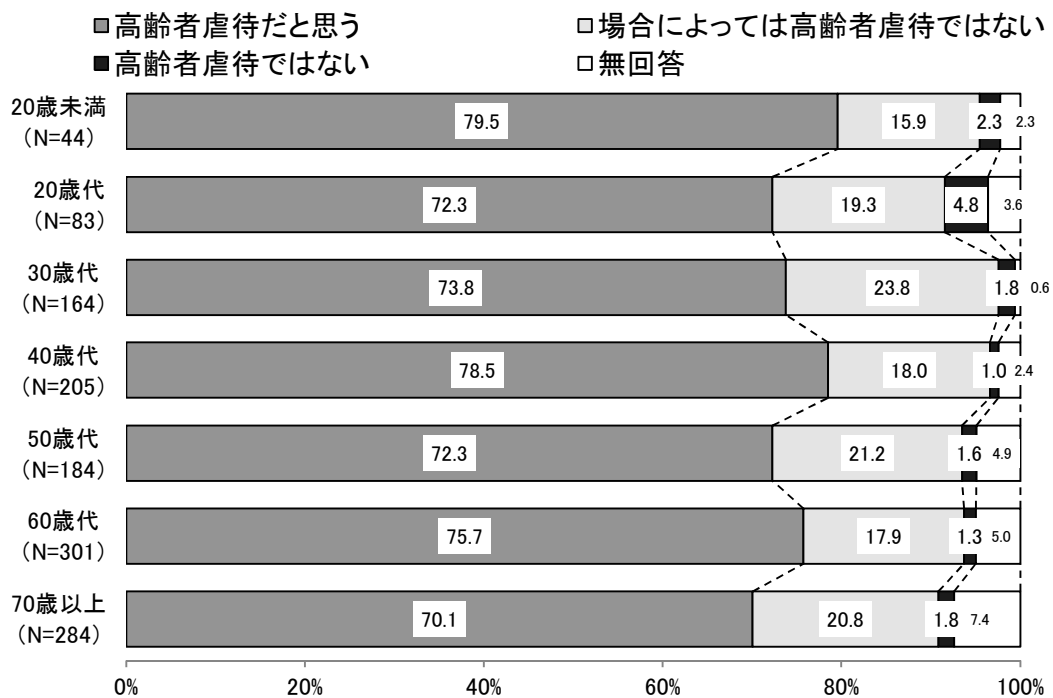
「エ. おもらししないように水分を控えさせる」を年齢別でみると、「高齢者虐待だと思ふ」は 20 歳代以下と 50 歳代では 7 割台、それ以外の年齢では 7 割を下回っている。特に 70 歳以上は 6 割を下回っている。(図表 7-1-4)

【図表 7-1-5 年齢別 オ. 本人が拒否しているのに食事を口に入れる】



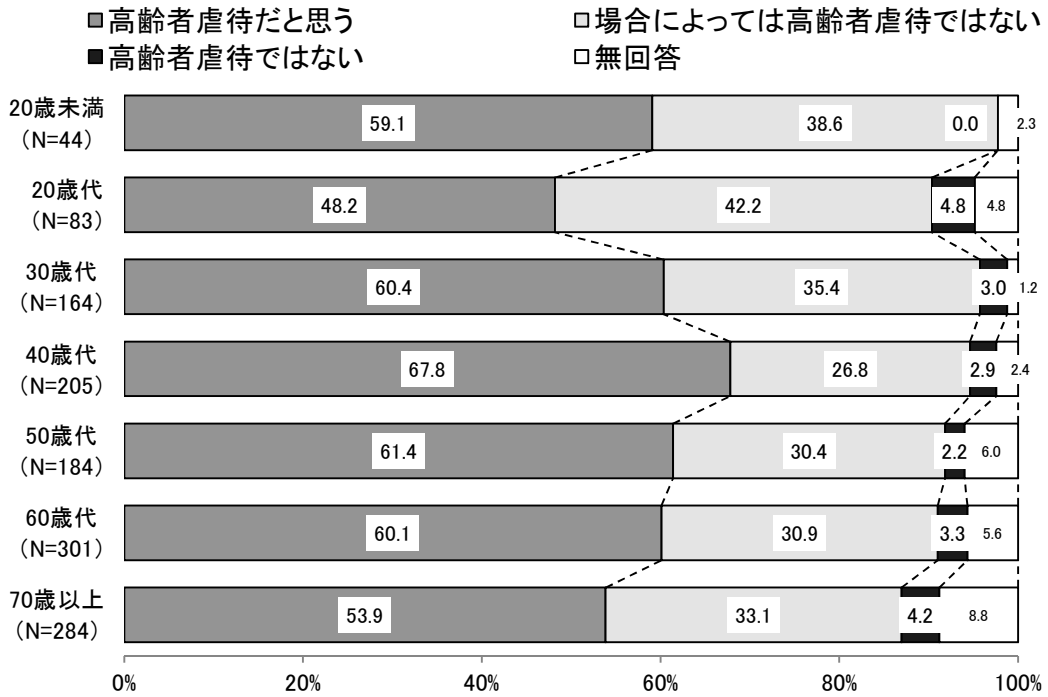
「オ. 本人が拒否しているのに食事を口に入れる」を年齢別でみると、「高齢者虐待だと思う」は 20 歳代を除いて半数を超えているが、20 歳代は 5 割を下回っている。(図表 7-1-5)

【図表 7-1-6 年齢別 カ. どなりつける】



「カ. どなりつける」を年齢別でみると、いずれの年齢でも「高齢者虐待だと思う」が 7 割台となっている。(図表 7-1-6)

【図表 7-1-7 年齢別 キ. 他人に見えるところで排泄の介助をする】

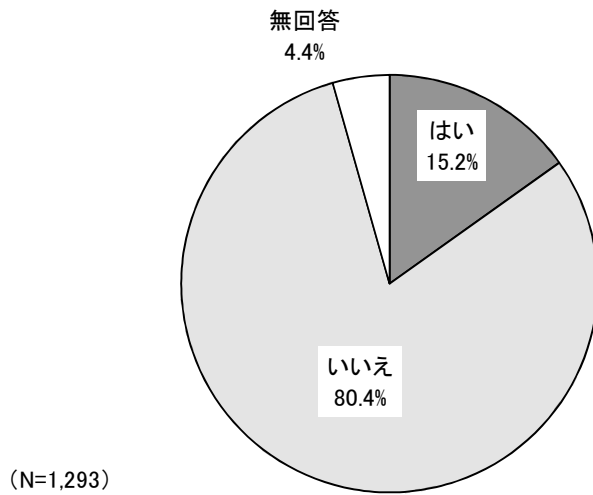


「キ. 他人に見えるところで排泄の介助をする」を年齢別でみると、「高齢者虐待だと思う」は 20 歳代を除いて半数を超えているが、20 歳代は 5 割を下回っている。(図表 7-1-7)

(2) 高齢になったときに安心して暮らせるか

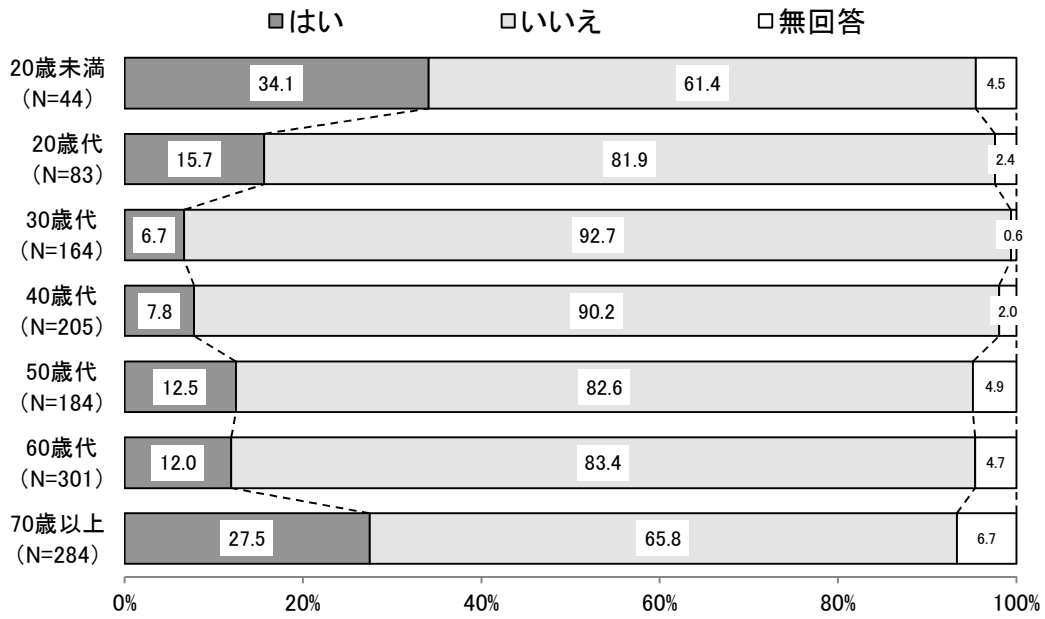
問 29 全ての方にお聞きします。あなたは、高齢になったときに安心して暮らせると思いますか。高齢者の方は、今の状況をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

【図表 7-2 高齢になったときに安心して暮らせるか】



高齢になったときに安心して暮らせるかについては、「はい」が 15.2%、「いいえ」が 80.4%となっている。(図表 7-2)

【図表 7-2-1 年齢別 高齢になったときに安心して暮らせるか】

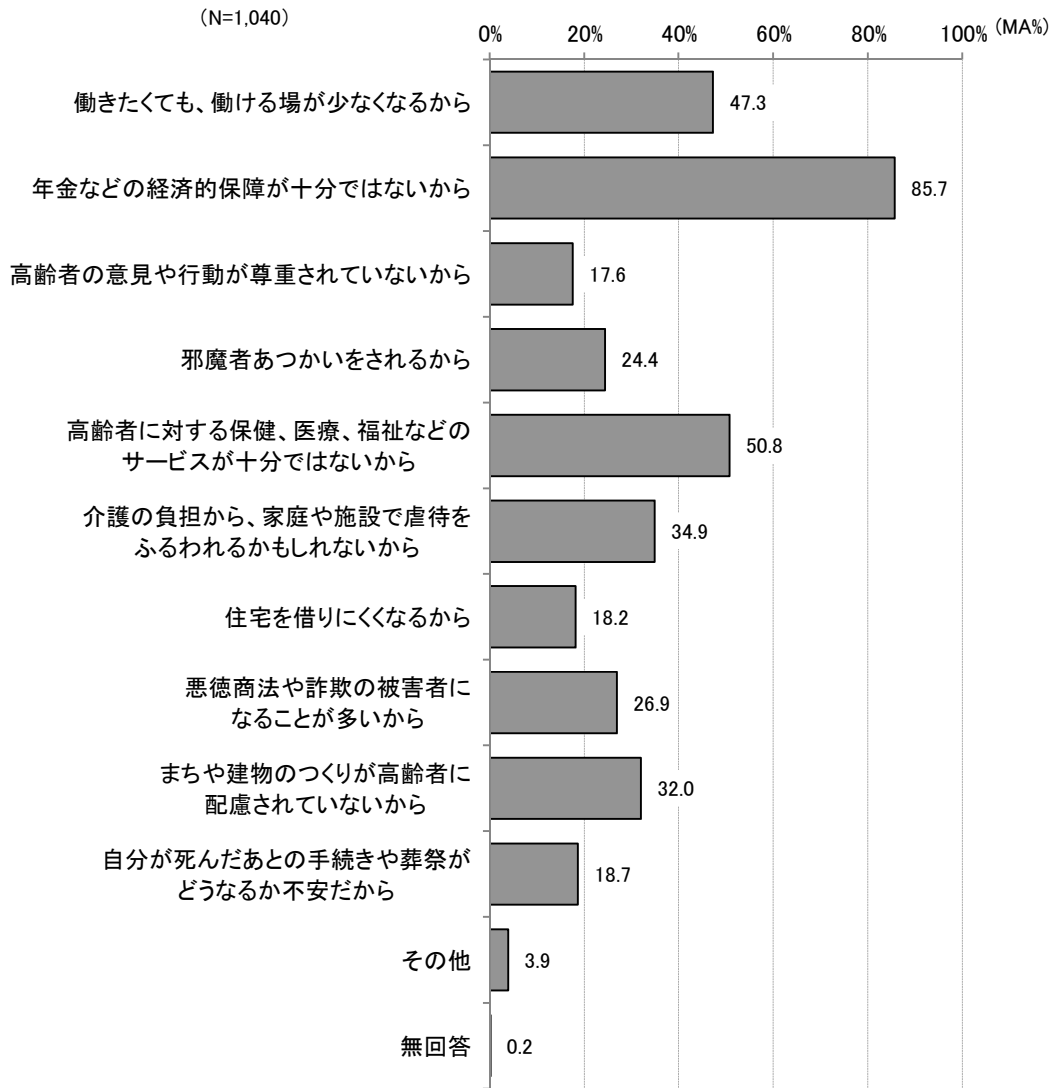


高齢になったときに安心して暮らせるかを年齢別で見ると、「いいえ」は30歳代と40歳代では9割台、20歳代、50歳代、60歳代は8割台、20歳未満と70歳以上は6割台となっている。(図表 7-2-1)

(3) 高齢になったときに安心して暮らせないと思う理由

問 30 問 29 で「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。
そう思う理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

【図表 7-3 高齢になったときに安心して暮らせないと思う理由】



高齢になったときに安心して暮らせないと思う理由については、「年金などの経済的保障が十分ではないから」が85.7%で最も高く、次いで「高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分ではないから」が50.8%、「働きたくても、働ける場が少なくなるから」が47.3%となっている。(図表 7-3)

【図表 7-3-1 年齢別 高齢になったときに安心して暮らせないと思う理由】

上段(人) 下段(%)		問30													
		問29で「2.いいえ」と答えた方にお聞きます。													
		そう思う理由は何ですか。													
		【複数回答】													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
		場働 が 働 が 少 な く な る か ら	が 年 金 な ど の 経 済 的 保 障	尊 重 さ れ て い な い 行 動	邪 魔 者 あ つ か い を さ れ	が 十 分 で は な い か ら	高 齢 者 に 対 す る 保 健 、 医 療 、 福 祉 な ど の サ ー ビ ス	介 護 の 負 担 か ら 、 家 庭 の し ら い な い か ら	住 宅 を 借 り に く く な る	悪 徳 商 法 や 詐 欺 の 被 害	高 齢 者 に 配 慮 さ れ て い	ま ち や 建 物 の つ く り が	自 分 が 死 ん だ あ と の 手	そ の 他	無 回 答
年齢別	20歳未満	27 100.0	7 25.9	17 63.0	6 22.2	12 44.4	10 37.0	10 37.0	6 22.2	11 40.7	6 22.2	7 25.9	3 11.1	0 0.0	
	20歳代	68 100.0	41 60.3	64 94.1	8 11.8	24 35.3	26 38.2	27 39.7	10 14.7	19 27.9	17 25.0	15 22.1	2 2.9	0 0.0	
	30歳代	152 100.0	88 57.9	141 92.8	17 11.2	35 23.0	58 38.2	54 35.5	30 19.7	39 25.7	27 17.8	19 12.5	5 3.3	0 0.0	
	40歳代	185 100.0	104 56.2	171 92.4	29 15.7	45 24.3	86 46.5	65 35.1	43 23.2	54 29.2	54 29.2	48 25.9	9 4.9	0 0.0	
	50歳代	152 100.0	87 57.2	135 88.8	23 15.1	37 24.3	84 55.3	48 31.6	30 19.7	45 29.6	51 33.6	27 17.8	5 3.3	2 1.3	
	60歳代	251 100.0	102 40.6	204 81.3	46 18.3	53 21.1	142 56.6	81 32.3	33 13.1	58 23.1	97 38.6	28 11.2	8 3.2	0 0.0	
	70歳以上	187 100.0	56 29.9	145 77.5	50 26.7	43 23.0	108 57.8	69 36.9	31 16.6	48 25.7	71 38.0	43 23.0	8 4.3	0 0.0	

高齢になったときに安心して暮らせないと思う理由を年齢別でみると、いずれの年齢でも「年金などの経済的保障が十分ではないから」が最も高くなっている。次いで20歳代～50歳代では「働きたくても、働ける場が少なくなるから」、60歳代以上では「高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分ではないから」、20歳未満では「邪魔者あつかいをされるから」となっている。(図表 7-3-1)

8 日本に住む外国籍住民の人権について

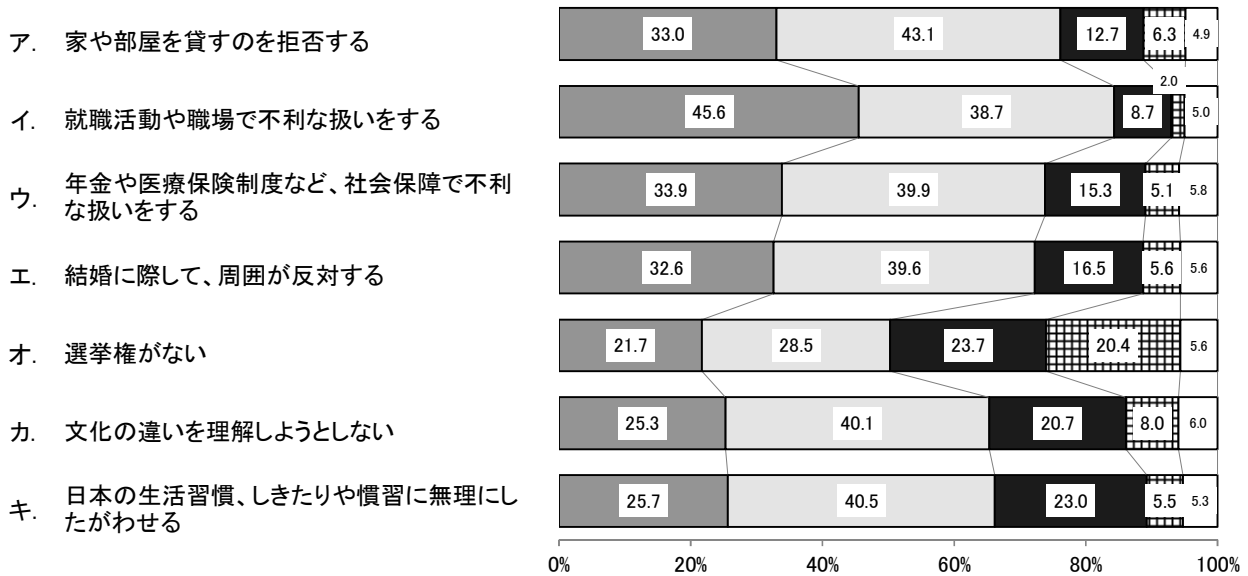
(1) 外国籍住民への差別だと思ふ行為

問 31 あなたは、次のような行為は外国籍住民への差別だと思いますか。
(それぞれあてはまる番号1つに○)

【図表 8-1 外国籍住民への差別だと思ふ行為】

(N=1,293)

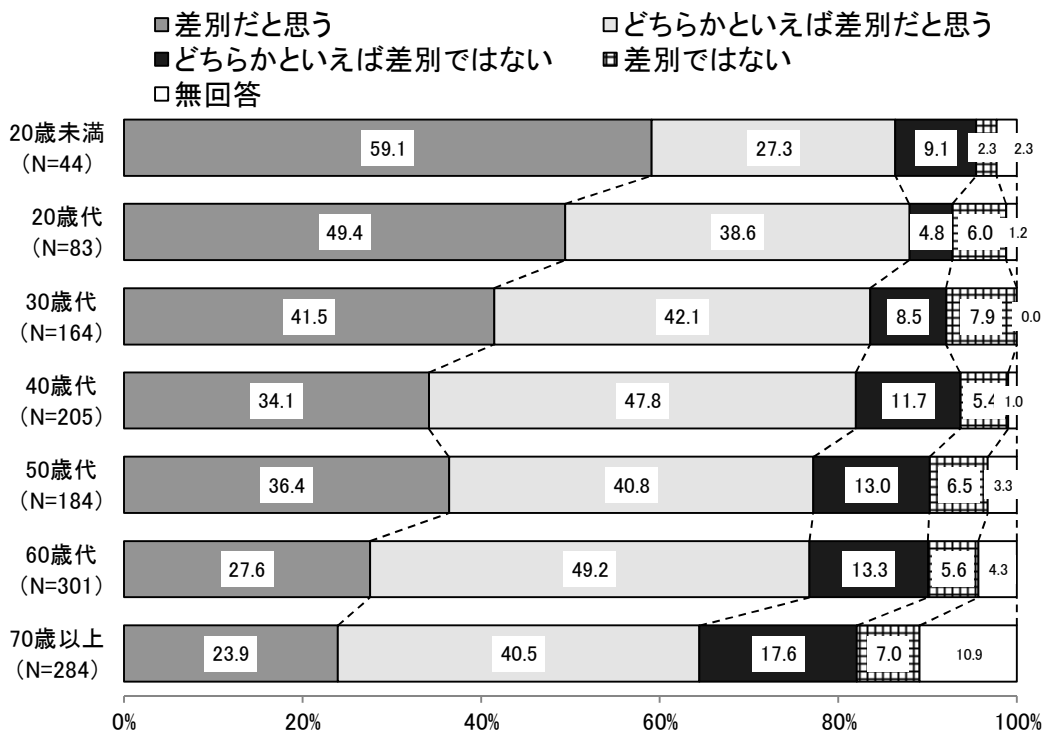
■ 差別だと思ふ
□ どちらかといえば差別だと思ふ
■ どちらかといえば差別ではない
□ 差別ではない
□ 無回答



外国籍住民への差別だと思ふ行為については、いずれの項目でも“差別だと思ふ”（「差別だと思ふ」と「どちらかといえば差別だと思ふ」を合わせた数）が“差別ではない”（「どちらかといえば差別ではない」と「差別ではない」を合わせた数）を上回っている。

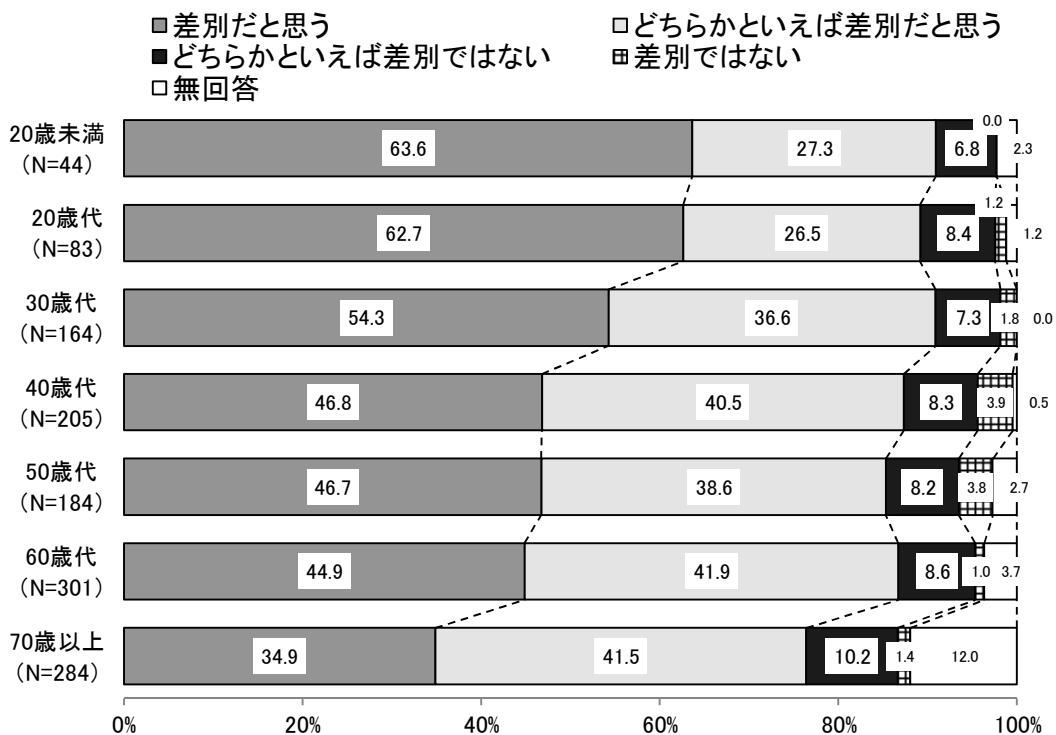
“差別だと思ふ”が高い項目は順に「イ. 就職活動や職場で不利な扱いをする」（84.3%）、「ア. 家や部屋を貸すのを拒否する」（76.1%）、「ウ. 年金や医療保険制度など、社会保障で不利な扱いをする」（73.8%）、「エ. 結婚に際して、周囲が反対する」（72.2%）、「キ. 日本の生活習慣、しきたりや慣習に無理にしたがわせる」（66.2%）、「カ. 文化の違いを理解しようとししない」（65.4%）、「オ. 選挙権がない」（50.2%）となっている。（図表 8-1）

【図表 8-1-1 年齢別 ア. 家や部屋を貸すのを拒否する】



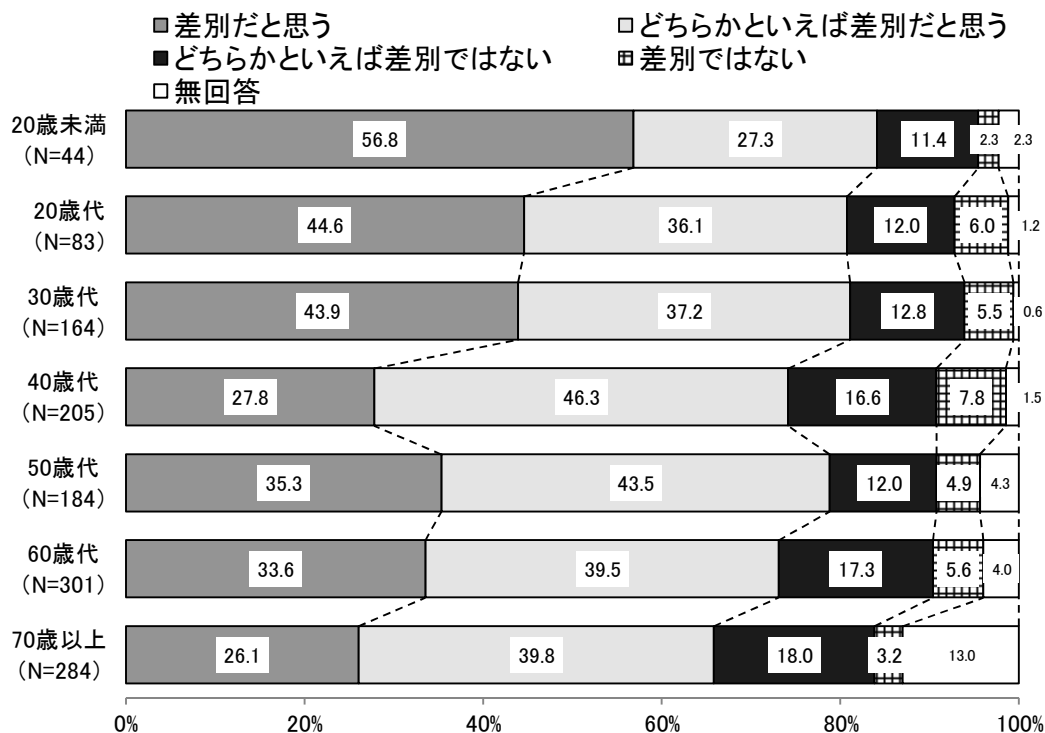
「ア. 家や部屋を貸すのを拒否する」を年齢別でみると、おおむね年齢が上がるにつれて“差別だと思う”が低くなっている。(図表 8-1-1)

【図表 8-1-2 年齢別 イ. 就職活動や職場で不利な扱いをする】



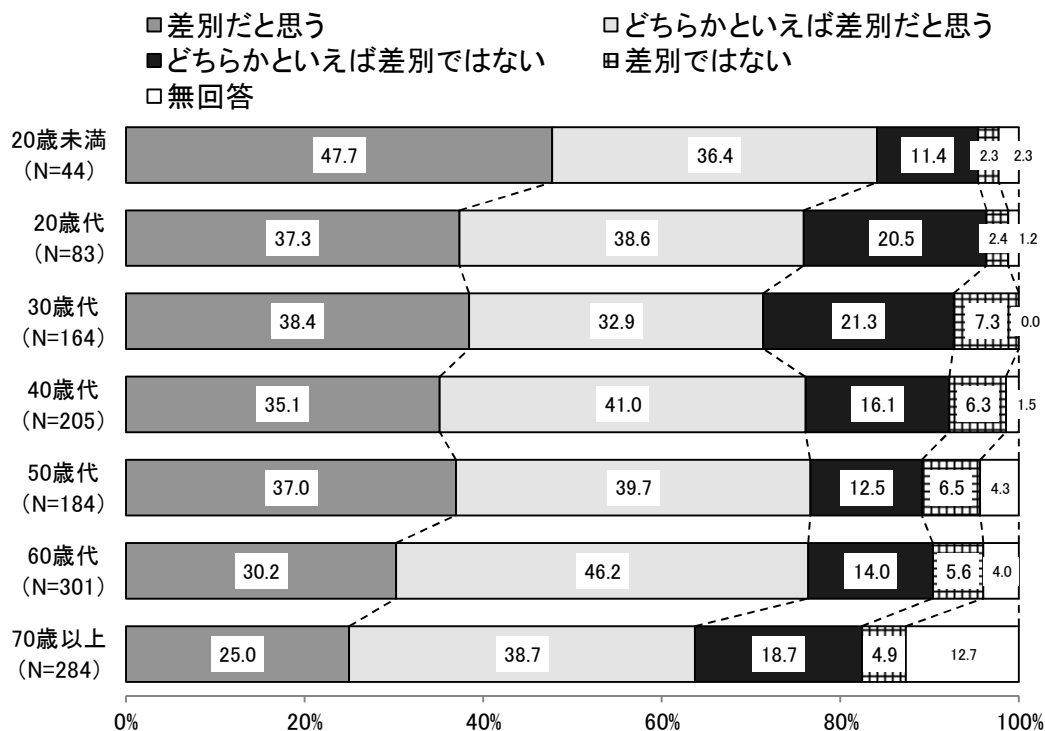
「イ. 就職活動や職場で不利な扱いをする」を年齢別でみると、“差別だと思う”は60歳代以下では9割前後だが、70歳以上では8割を下回っている。(図表 8-1-2)

【図表 8-1-3 年齢別 ウ. 年金や医療保険制度など、社会保障で不利な扱いをする】



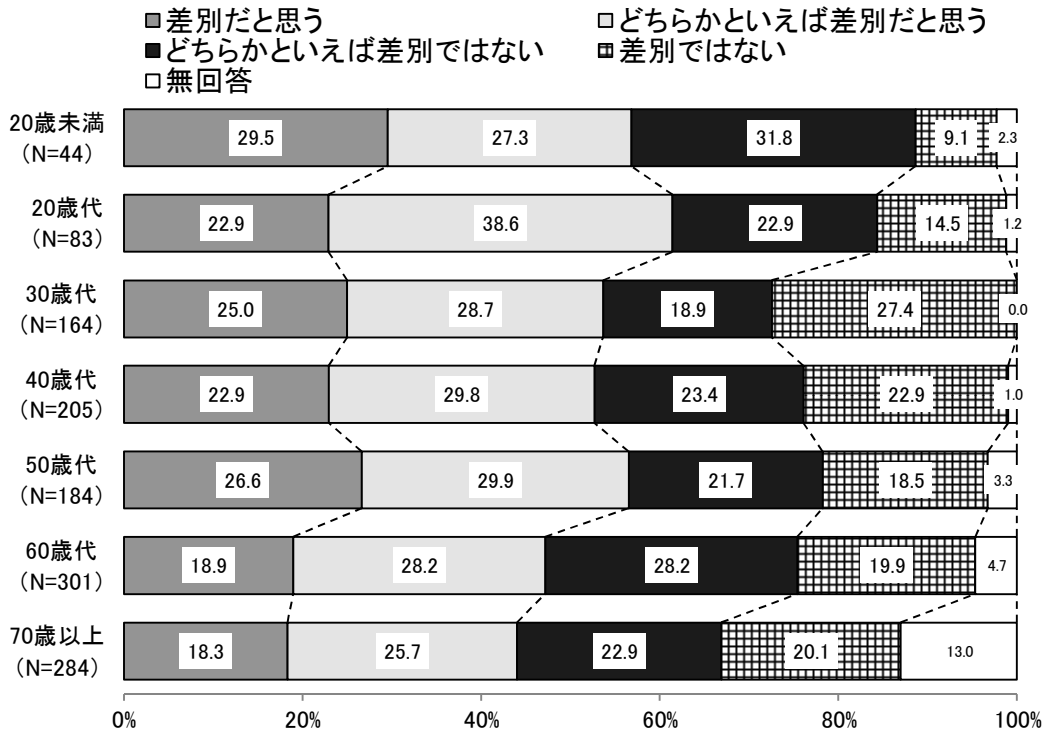
「ウ. 年金や医療保険制度など、社会保障で不利な扱いをする」を年齢別で見ると、“差別だと思う”は30歳代以下では8割台、40歳代～60歳代では7割台、70歳以上では6割台となっている。(図表 8-1-3)

【図表 8-1-4 年齢別 エ. 結婚に際して、周囲が反対する】



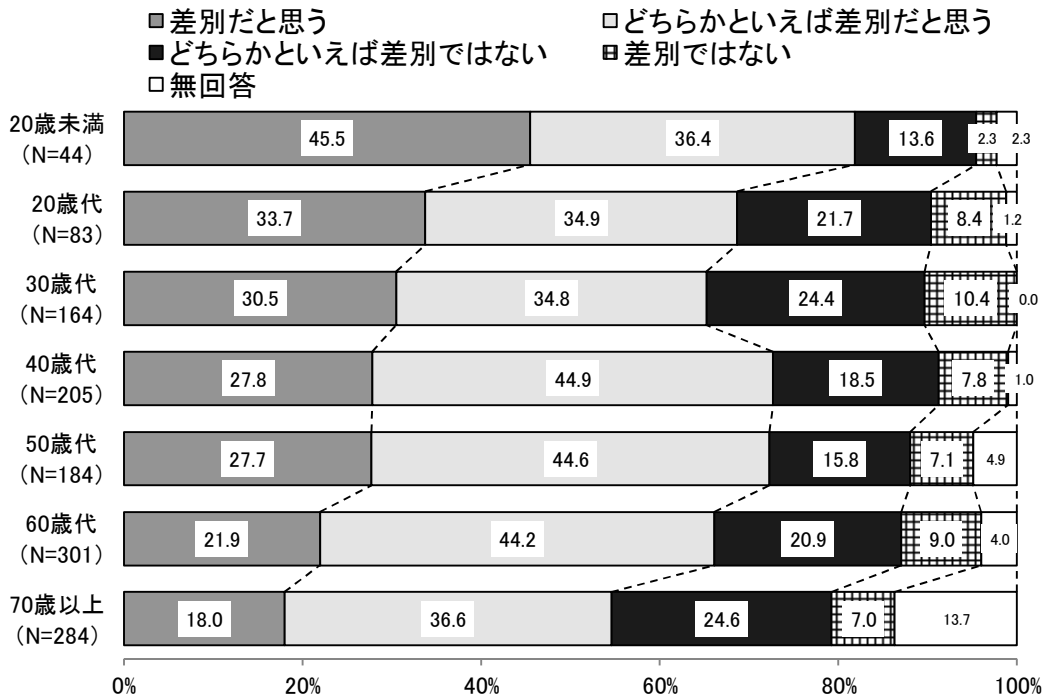
「エ. 結婚に際して、周囲が反対する」を年齢別で見ると、“差別だと思う”は20歳未満では8割台、20歳代～60歳代では7割台、70歳以上では6割台となっている。(図表 8-1-4)

【図表 8-1-5 年齢別 オ. 選挙権がない】



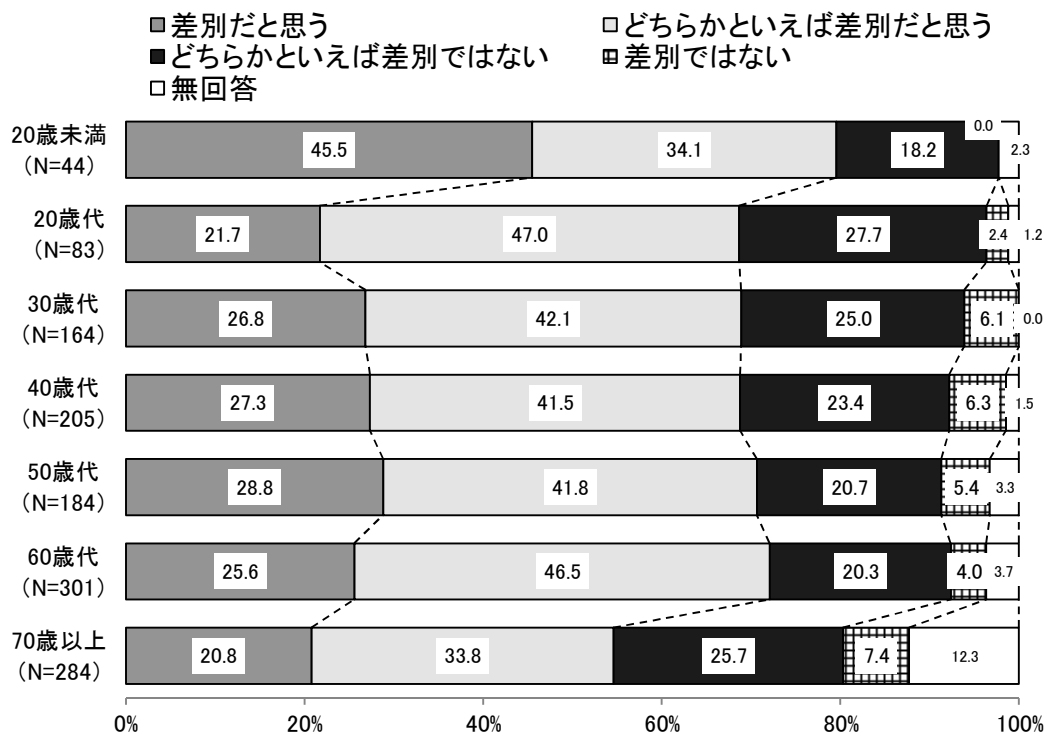
「オ. 選挙権がない」を年齢別で見ると、「差別だと思う」は20歳代では6割台、20歳未満と30歳代～50歳代では5割台、60歳代以上では4割台となっている。(図表 8-1-5)

【図表 8-1-6 年齢別 カ. 文化の違いを理解しようとしらない】



「カ. 文化の違いを理解しようとしらない」を年齢別で見ると、「差別だと思う」は20歳未満では8割台、40歳代と50歳代では7割台、20歳代、30歳代、60歳代では6割台、70歳以上では5割台となっている。(図表 8-1-6)

【図表 8-1-7 年齢別 キ. 日本の生活習慣、しきたりや慣習に無理にしたがわせる】



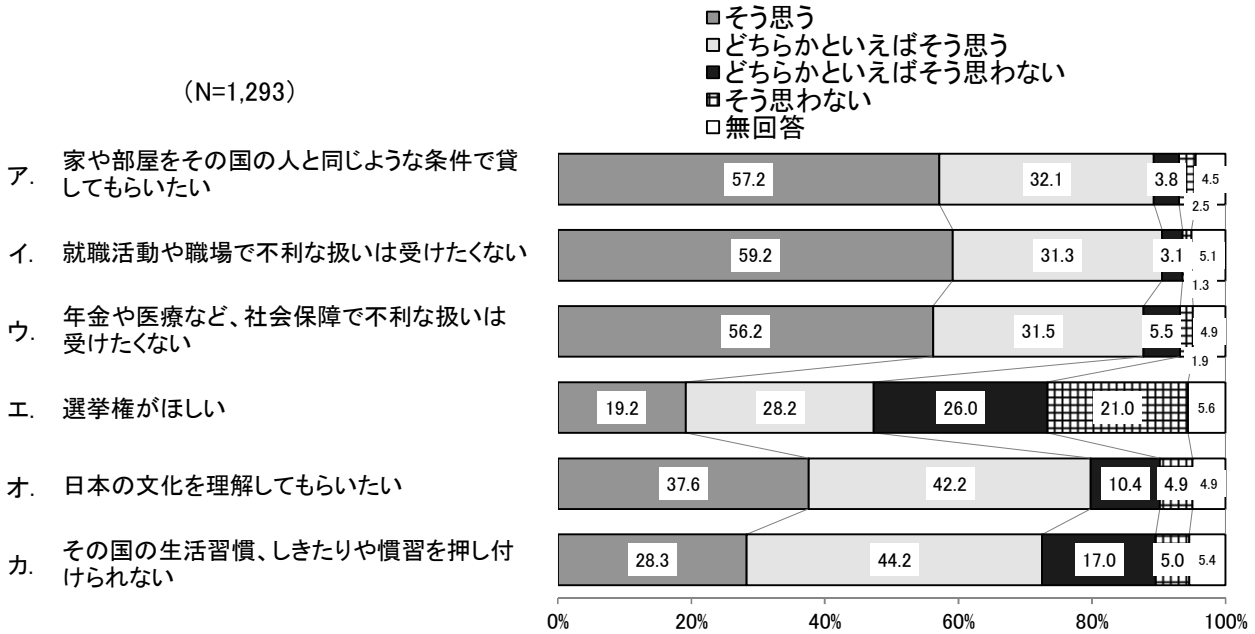
「キ. 日本の生活習慣、しきたりや慣習に無理にしたがわせる」を年齢別で見ると、「差別だと思う」は20歳未満では約8割、20歳代～60歳代では約7割、70歳以上では5割あまりとなっている。(図表8-1-7)

(2) 外国で住むことになった場合、その国の人に希望する対応

問 32 あなたが外国で住むことになった場合、その国の人からどのように対応してもらいたいですか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

【図表 8-2 外国で住むことになった場合、その国の人に希望する対応】

(N=1,293)



外国で住むことになった場合、その国の人に希望する対応については、いずれの項目でも“そう思う”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた数）が“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた数）を上回っている。

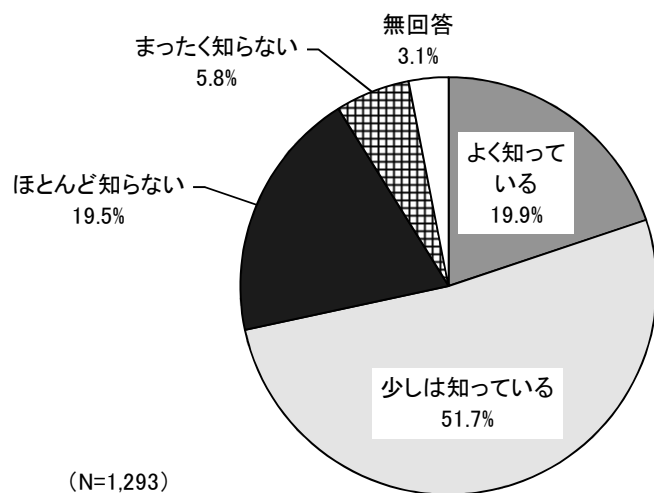
“そう思う”が高い項目は順に「イ. 就職活動や職場で不利な扱いは受けたくない」（90.5%）、「ア. 家や部屋をその国の人と同じような条件で貸してもらいたい」（89.3%）、「ウ. 年金や医療など、社会保障で不利な扱いは受けたくない」（87.7%）、「オ. 日本の文化を理解してもらいたい」（79.8%）、「カ. その国の生活習慣、しきたりや慣習を押し付けられない」（72.5%）、「エ. 選挙権がほしい」（47.4%）となっている。

問 32 は問 31（結婚に関する質問を除く）と対になっており、自分の立場が逆になった場合の質問をしている。選挙権に関する項目以外については、“そう思う”が問 31 の外国籍住民に対して“差別だと思ふ”を上回っている。またその差が大きい項目は順に「オ. 日本の文化を理解してもらいたい」（14.4 ポイント）、「ウ. 年金や医療など、社会保障で不利な扱いは受けたくない」（13.9 ポイント）、「ア. 家や部屋をその国の人と同じような条件で貸してもらいたい」（13.2 ポイント）、「カ. その国の生活習慣、しきたりや慣習を押し付けられない」（6.3 ポイント）、「イ. 就職活動や職場で不利な扱いは受けたくない」（6.2 ポイント）となっている。（図表 8-2）

(3) 戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況

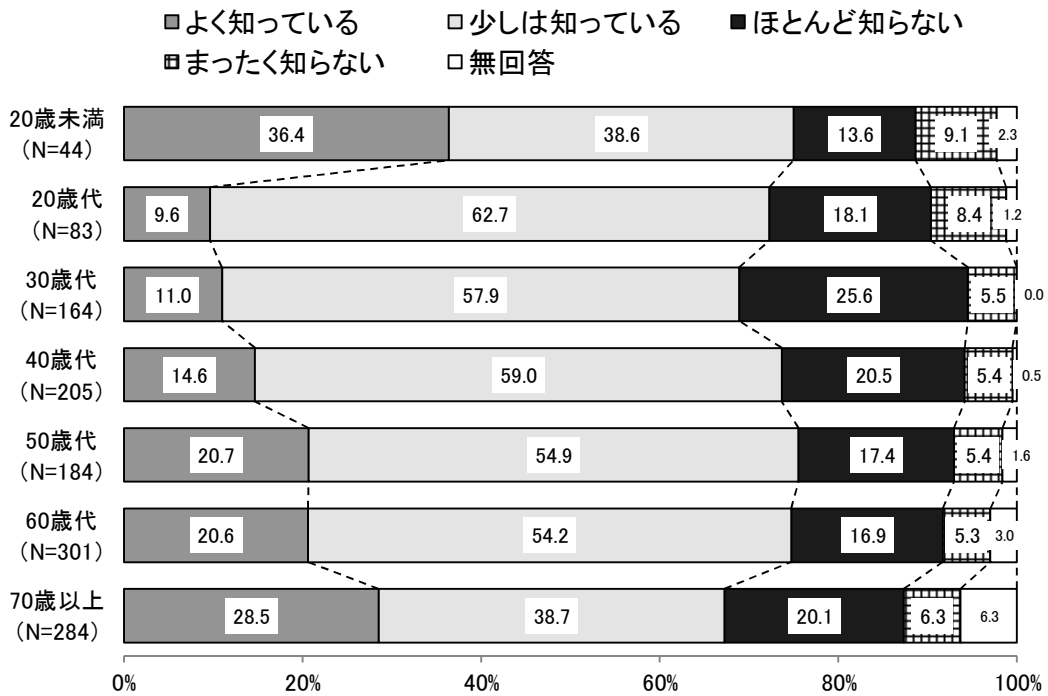
問 33 あなたは、戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことを知っていますか。(あてはまる番号1つに○)

【図表 8-3 戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況】



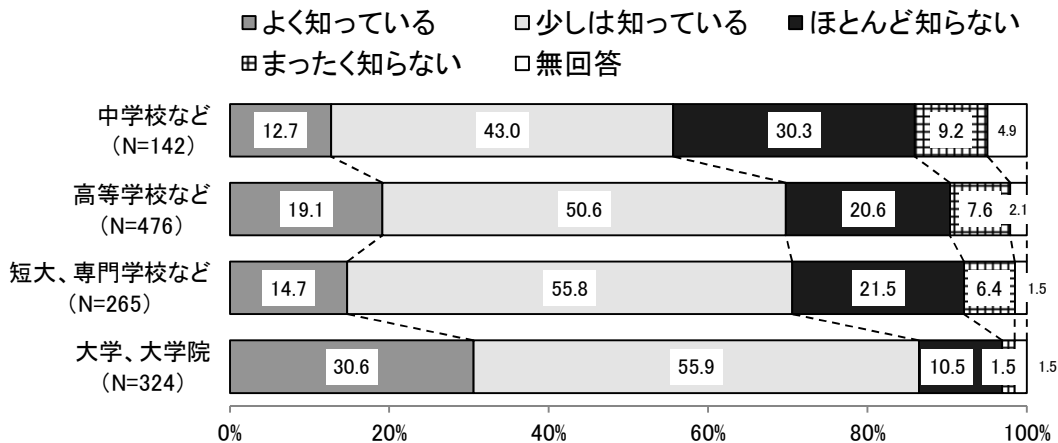
戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況については、「少しは知っている」が51.7%で最も高く、次いで「よく知っている」が19.9%、「ほとんど知らない」が19.5%、「まったく知らない」が5.8%で、“知っている”（「よく知っている」と「少しは知っている」を合わせた数）が71.6%、“知らない”（「ほとんど知らない」と「知らない」を合わせた数）が25.3%となっている。（図表 8-3）

【図表 8-3-1 年齢別 戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況】



戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況を年齢別でみると、「よく知っている」は20歳未満が36.4%で最も高くなっている。20歳代以上では、年齢が上がるにつれて「よく知っている」が高くなっている。「知っている」は30歳代と70歳以上では6割台、それ以外の年齢では7割台となっている。(図表 8-3-1)

【図表 8-3-2 最終学歴別 戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況】

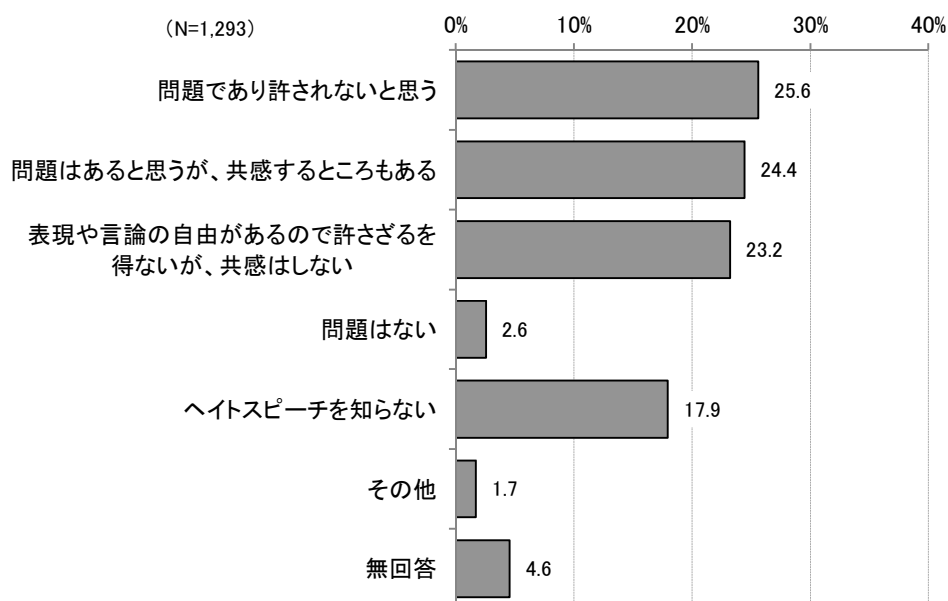


戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況を最終学歴別でみると、高学歴になるにつれて「知っている」が高くなっている。(図表 8-3-2)

(4) ヘイトスピーチに対する考え方

問 34 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めていますが、在日韓国・朝鮮人へのいわゆるヘイトスピーチについて、あなたはどのように思いますか。(あてはまる番号1つに○)

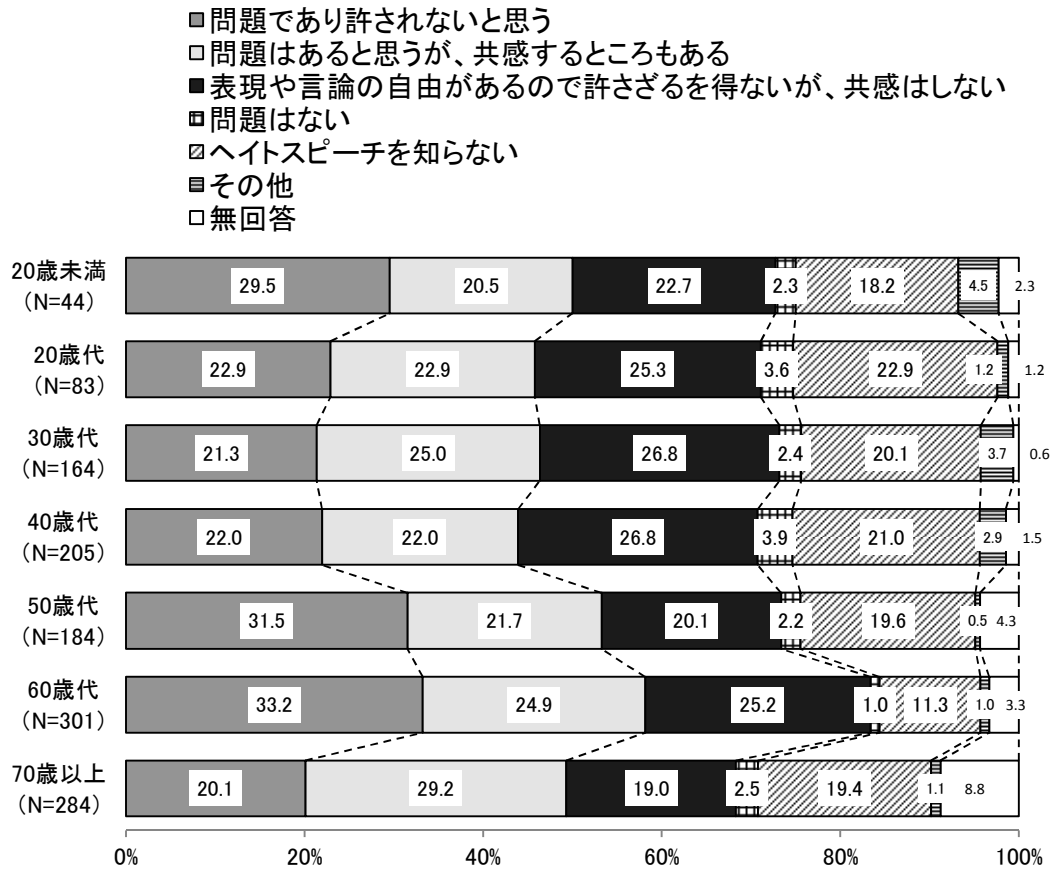
【図表 8-4 ヘイトスピーチに対する考え方】



ヘイトスピーチに対する考え方については、「問題であり許されないと思う」が 25.6%、「問題はあると思うが、共感するところもある」が 24.4%、「表現や言論の自由があるので許さざるを得ないが、共感はしない」が 23.2%、「問題はない」が 2.6%、「ヘイトスピーチを知らない」が 17.9%となっている。

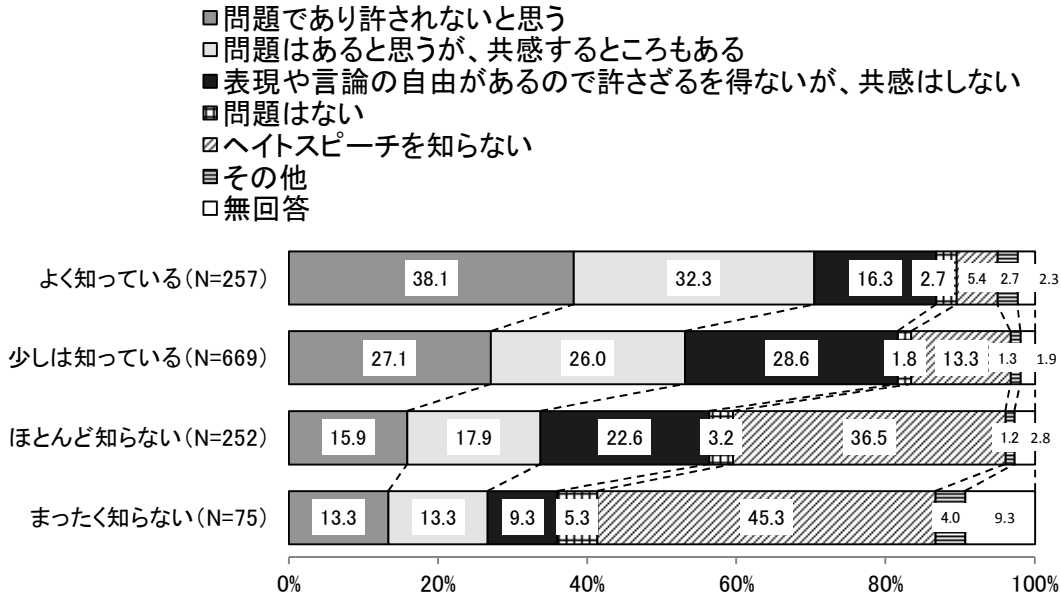
(図表 8-4)

【図表 8-4-1 年齢別 ヘイトスピーチに対する考え方】



ヘイトスピーチに対する考え方を年齢別で見ると、「問題であり許されないと思う」が最も高い割合を占めている年齢は20歳未満(29.5%)、50歳代(31.5%)、60歳代(33.2%)、「問題はあると思うが、共感するところもある」が最も高い割合を占めている年齢は70歳以上(29.2%)、「表現や言論の自由があるので許さざるを得ないが、共感はしない」が最も高い割合を占めている年齢は20歳代(25.3%)、30歳代(26.8%)、40歳代(26.8%)となっている。(図表 8-4-1)

【図表 8-4-2 問 33 別 ヘイトスピーチに対する考え方】



ヘイトスピーチに対する考え方を問 33 の「戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況」別でみると、認知度が低くなるにつれて「問題であり許されないと思う」が低くなり、「問題はない」がおおむね高くなっている。(図表 8-4-2)

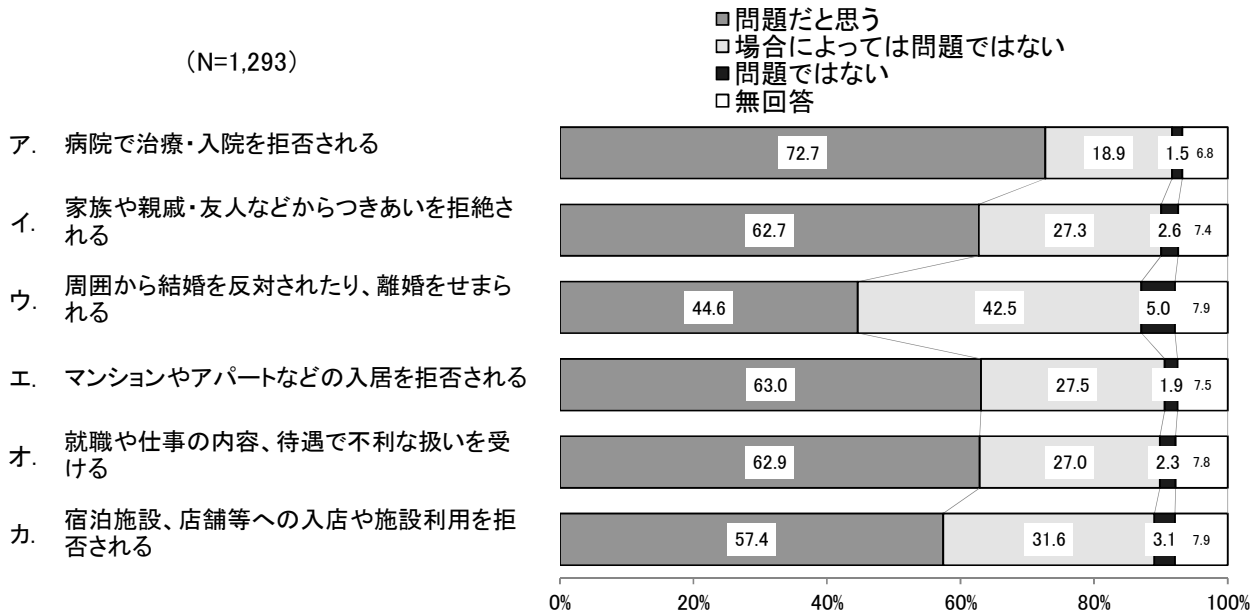
9 さまざまな人権問題について

(1) 特定の疾患の方に対する人権問題についての考え方

問 35 あなたは、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者に対する次のような行為は問題であると思いますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

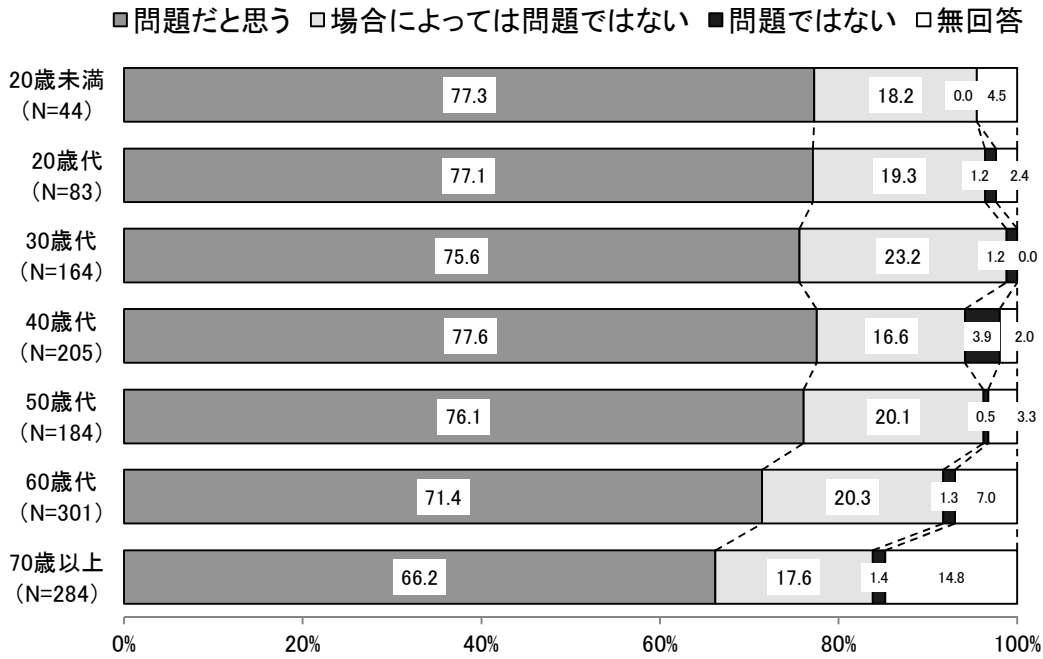
【図表 9-1 特定の疾患の方に対する人権問題についての考え方】

(N=1,293)



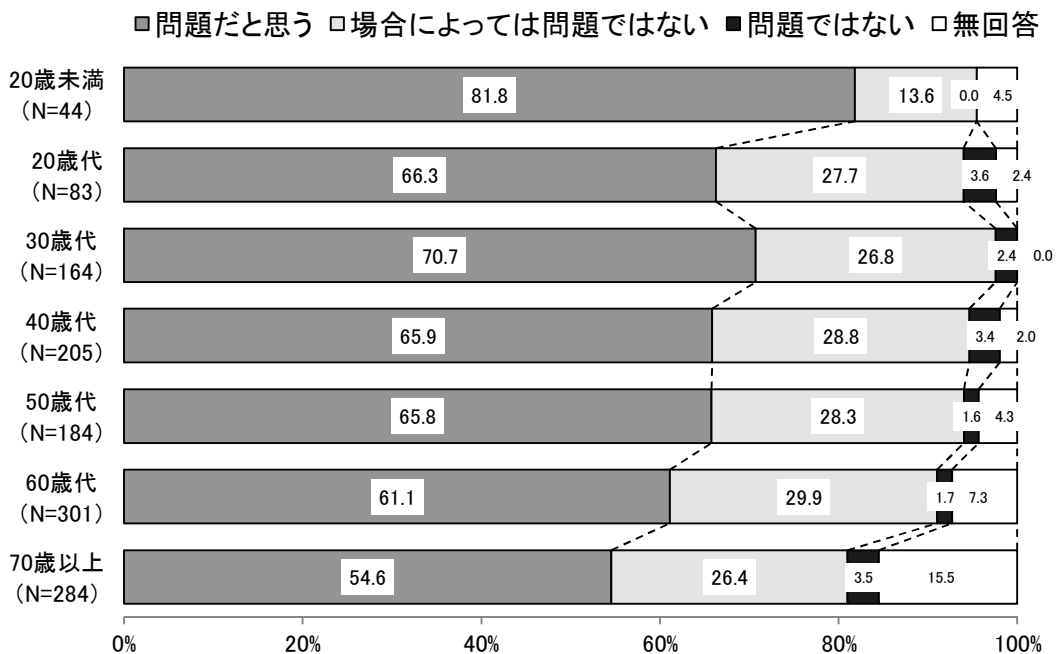
特定の疾患の方に対する人権問題についての考え方について、「問題だと思う」が過半数を占めている項目は「ア. 病院で治療・入院を拒否される」(72.7%)、「イ. 家族や親戚・友人などからつきあいを拒絶される」(62.7%)、「エ. マンションやアパートなどの入居を拒否される」(63.0%)、「オ. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける」(62.9%)、「カ. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される」(57.4%)となっている。「ウ. 周囲から結婚を反対されたり、離婚をせまられる」は「場合によっては問題ではない」が42.5%と「ウ」以外の項目と比べて高く、「問題だと思う」が半数を下回っている。(図表 9-1)

【図表 9-1-1 年齢別 ア. 病院で治療・入院を拒否される】



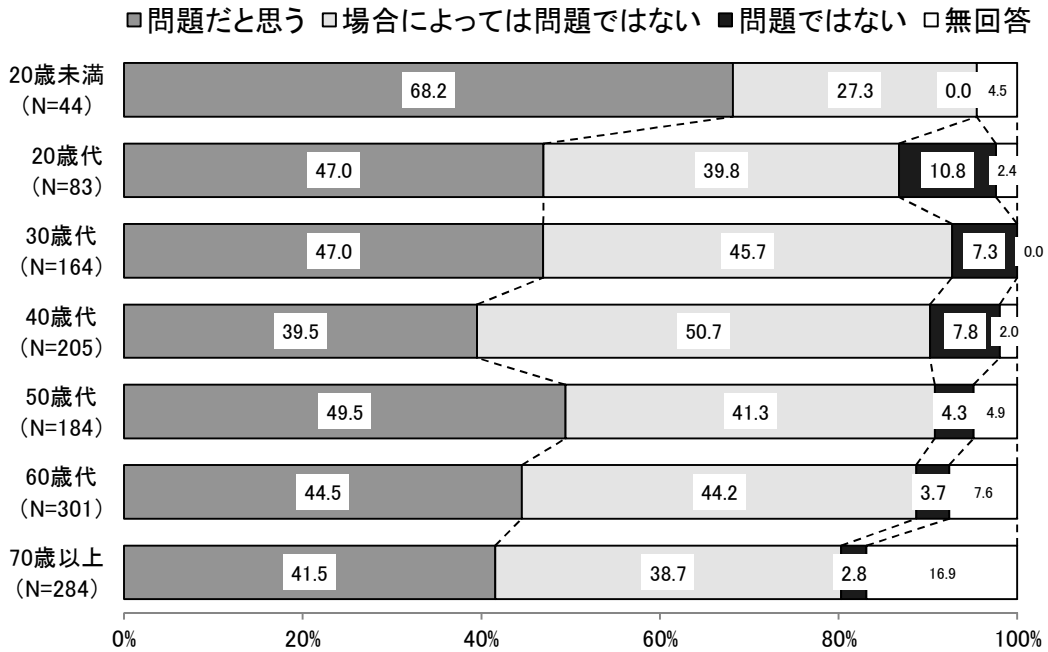
「ア. 病院で治療・入院を拒否される」を年齢別で見ると、「問題だと思う」は50歳代以下では7割台後半、60歳代では7割台前半、70歳以上では6割台となっている。(図表 9-1-1)

【図表 9-1-2 年齢別 イ. 家族や親戚・友人などからつきあいを拒絶される】



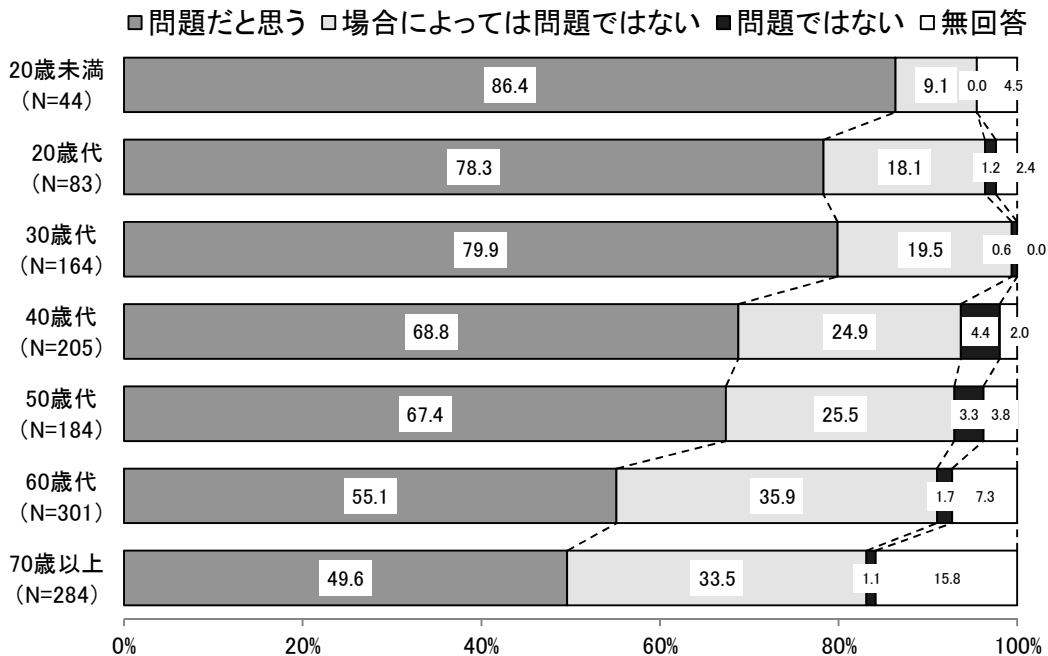
「イ. 家族や親戚・友人などからつきあいを拒絶される」を年齢別で見ると、おおむね年齢が上がるにつれて「問題だと思う」が低くなっており、20歳未満では81.8%だが、70歳以上では54.6%にとどまっている。(図表 9-1-2)

【図表 9-1-3 年齢別 ウ. 周囲から結婚を反対されたり、離婚をせまられる】



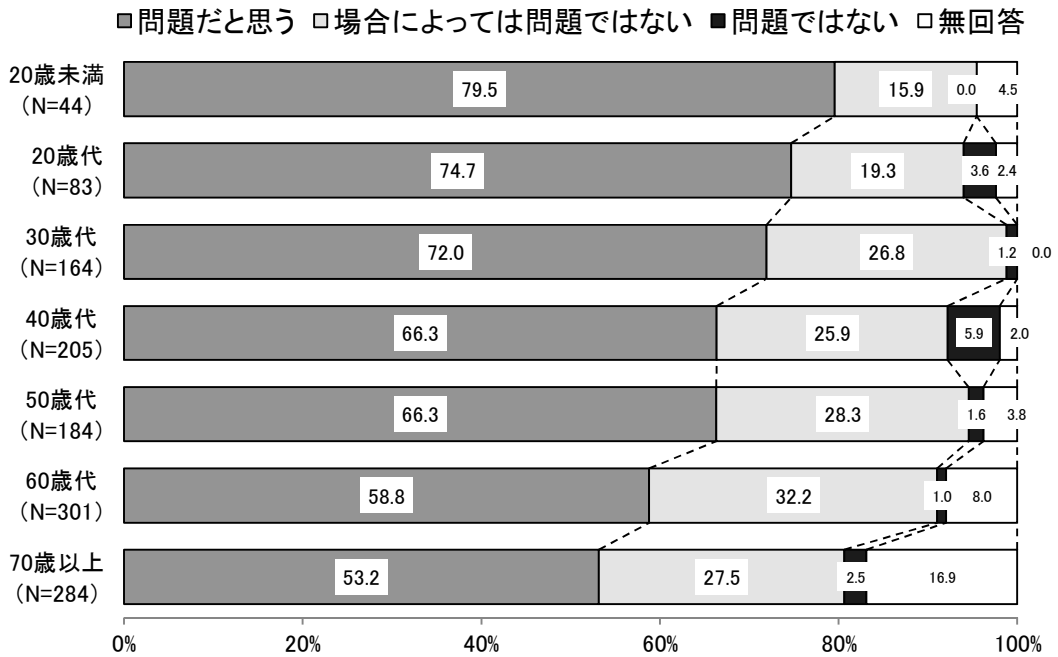
「ウ. 周囲から結婚を反対されたり、離婚をせまられる」を年齢別で見ると、「問題だと思う」は20歳未満が68.2%で最も高くなっている。20歳代以上では「問題だと思う」は約4~5割となっている。(図表 9-1-3)

【図表 9-1-4 年齢別 エ. マンションやアパートなどの入居を拒否される】



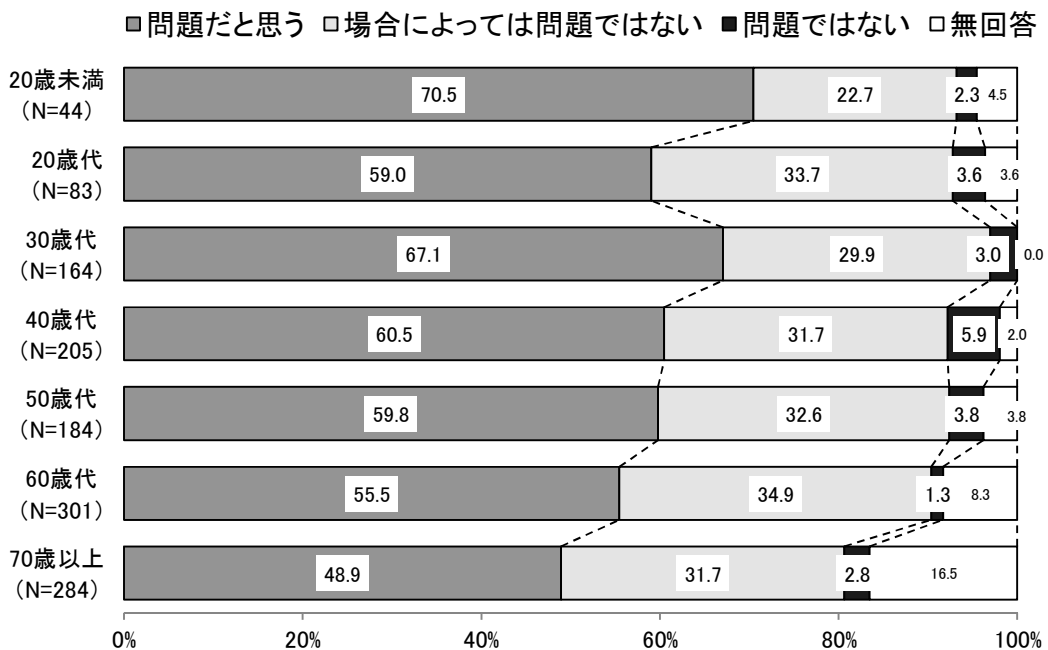
「エ. マンションやアパートなどの入居を拒否される」を年齢別で見ると、おおむね年齢が上がるにつれて「問題だと思う」が低くなっており、20歳未満では86.4%だが、70歳以上では49.6%にとどまっている。(図表 9-1-4)

【図表 9-1-5 年齢別 オ. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける】



「オ. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける」を年齢別で見ると、おおむね年齢が上がるにつれて「問題だと思う」が低くなっており、20歳未満では79.5%だが、70歳以上では53.2%にとどまっている。(図表 9-1-5)

【図表 9-1-6 年齢別 カ. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される】



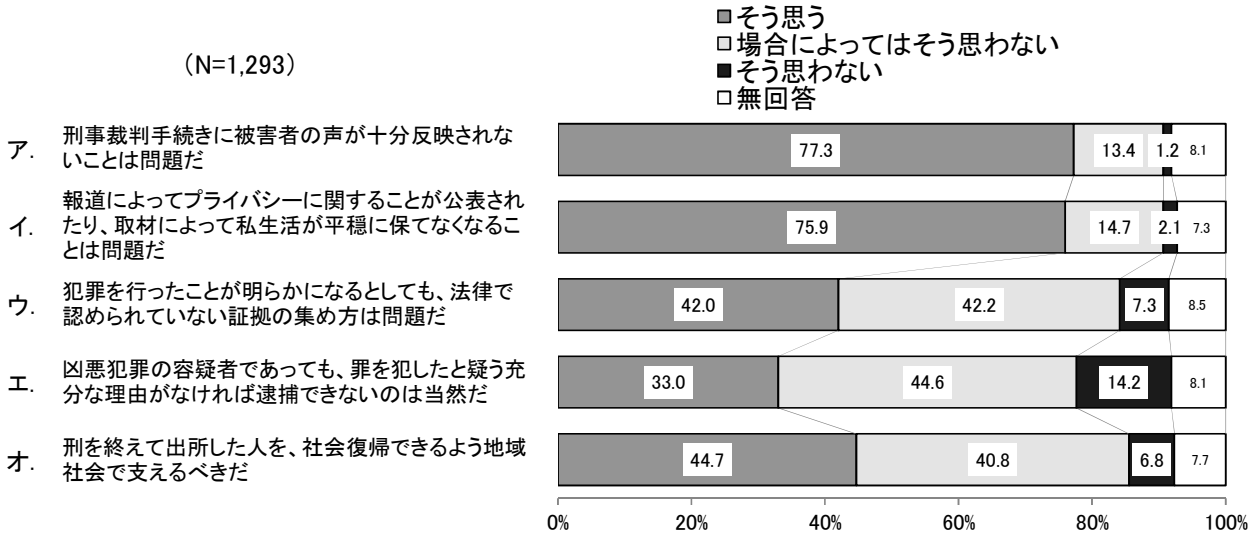
「カ. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される」を年齢別で見ると、おおむね年齢が上がるにつれて「問題だと思う」が低くなっており、20歳未満では70.5%だが、70歳以上では48.9%にとどまっている。(図表 9-1-6)

(2) 犯罪に関する人権問題についての考え方

問 36 あなたは、犯罪に関する次の考え方について、どのように思いますか。
(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

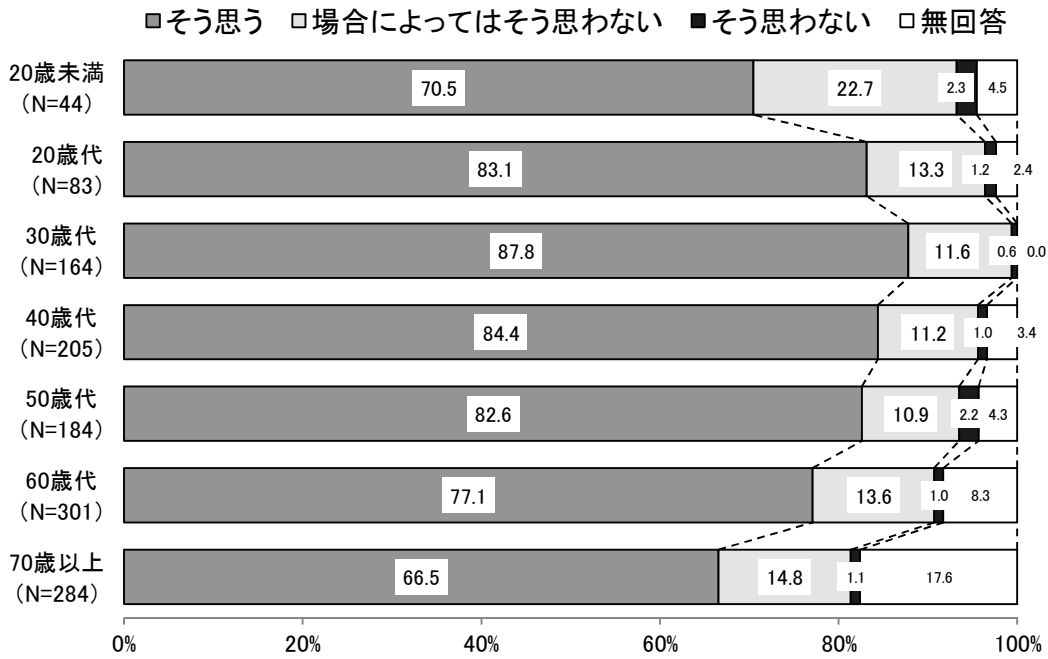
【図表 9-2 犯罪に関する人権問題についての考え方】

(N=1,293)



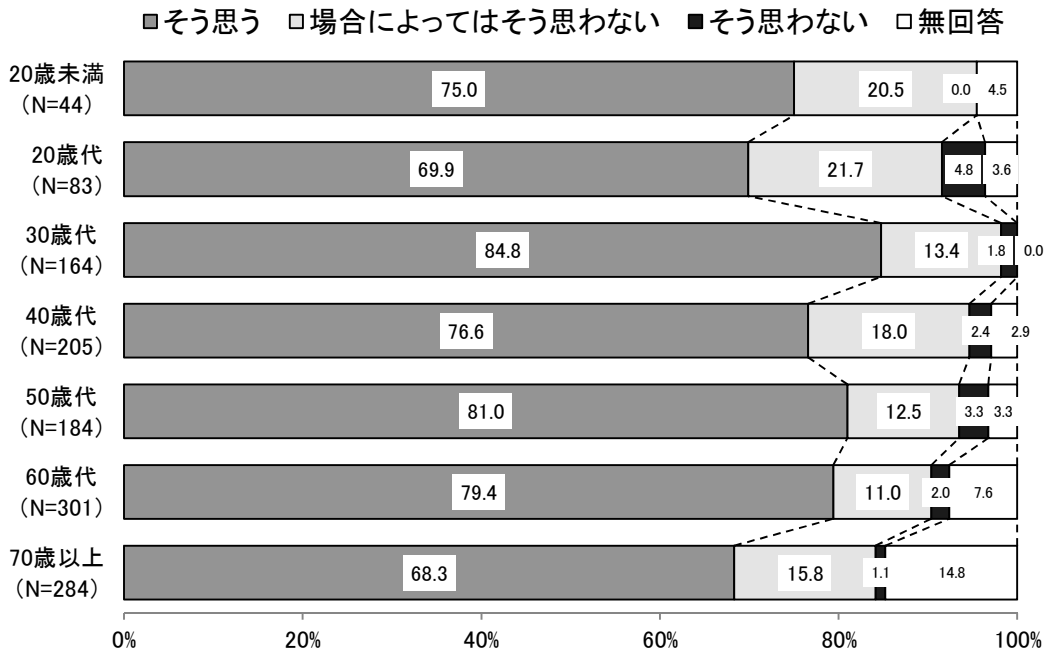
犯罪に関する人権問題についての考え方として、「そう思う」が過半数を占めている項目は「ア. 刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されないことは問題だ」(77.3%)、「イ. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活が平穩に保てなくなることは問題だ」(75.9%)で、「そう思う」が半数を下回っている項目は「ウ. 犯罪を行ったことが明らかになるとしても、法律で認められていない証拠の集め方は問題だ」(42.0%)、「エ. 凶悪犯罪の容疑者であっても、罪を犯したと疑う充分な理由がなければ逮捕できないのは当然だ」(33.0%)、「オ. 刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支えるべきだ」(44.7%)となっている。(図表 9-2)

【図表 9-2-1 年齢別 ア. 刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されないことは問題だ】



「ア. 刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されないことは問題だ」を年齢別でみると、「そう思う」は20歳代～50歳代では8割台、20歳未満と60歳代では7割台、70歳以上では6割台となっている。(図表 9-2-1)

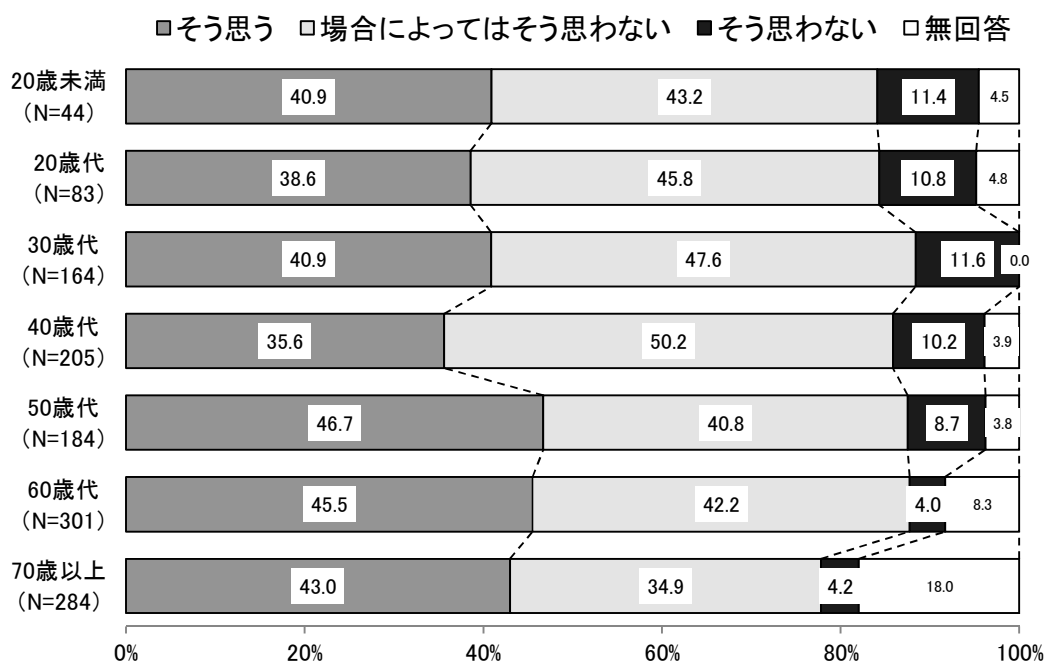
【図表 9-2-2 年齢別 イ. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活が平穏に保てなくなることは問題だ】



「イ. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活が平穏に保てなくなることは問題だ」を年齢別でみると、いずれの年齢でも「そう思う」が約7～8割となっている。(図表 9-2-2)

【図表 9-2-3 年齢別 ウ. 犯罪を行ったことが明らかになるとしても、

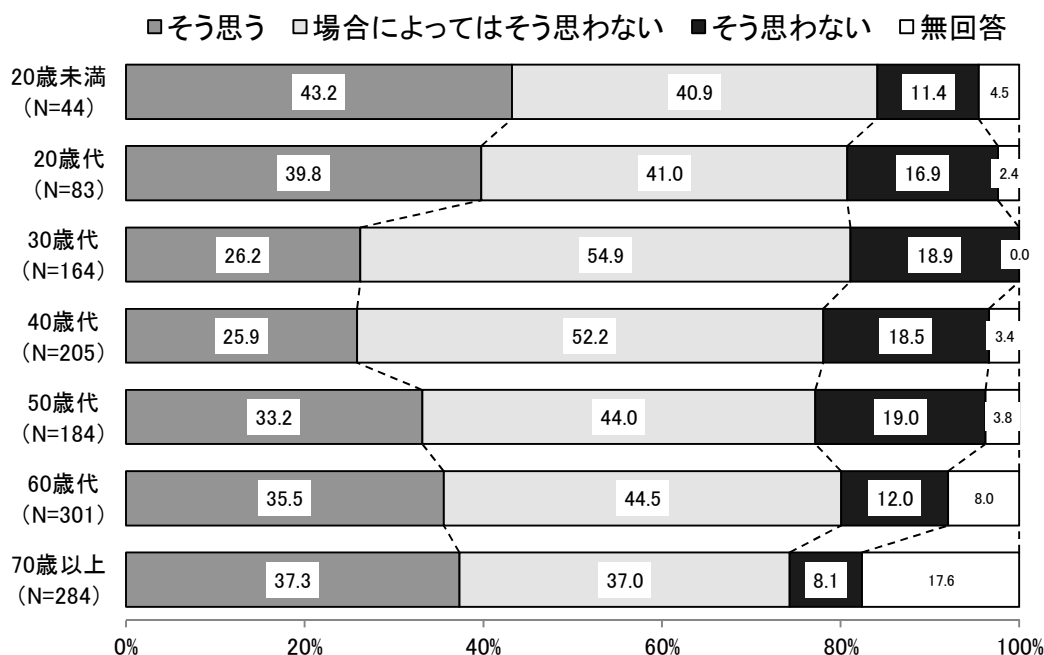
法律で認められていない証拠の集め方は問題だ】



「ウ. 犯罪を行ったことが明らかになるとしても、法律で認められていない証拠の集め方は問題だ」を年齢別で見ると、いずれの年齢でも「そう思う」は半数を下回っている。(図表 9-2-3)

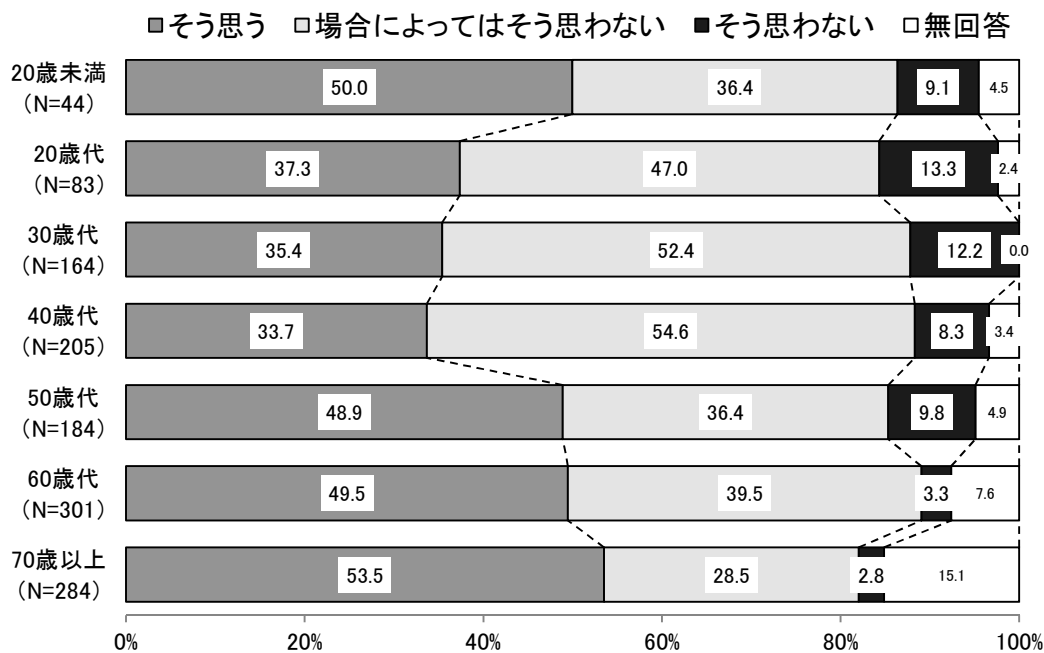
【図表 9-2-4 年齢別 エ. 凶悪犯罪の容疑者であっても、

罪を犯したと疑う十分な理由がなければ逮捕できないのは当然だ】



「エ. 凶悪犯罪の容疑者であっても、罪を犯したと疑う十分な理由がなければ逮捕できないのは当然だ」を年齢別で見ると、「そう思う」は20歳未満では4割台、20歳代と50歳代以上では3割台、30歳代と40歳代では2割台となっている。(図表 9-2-4)

【図表 9-2-5 年齢別 オ. 刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支えるべきだ】

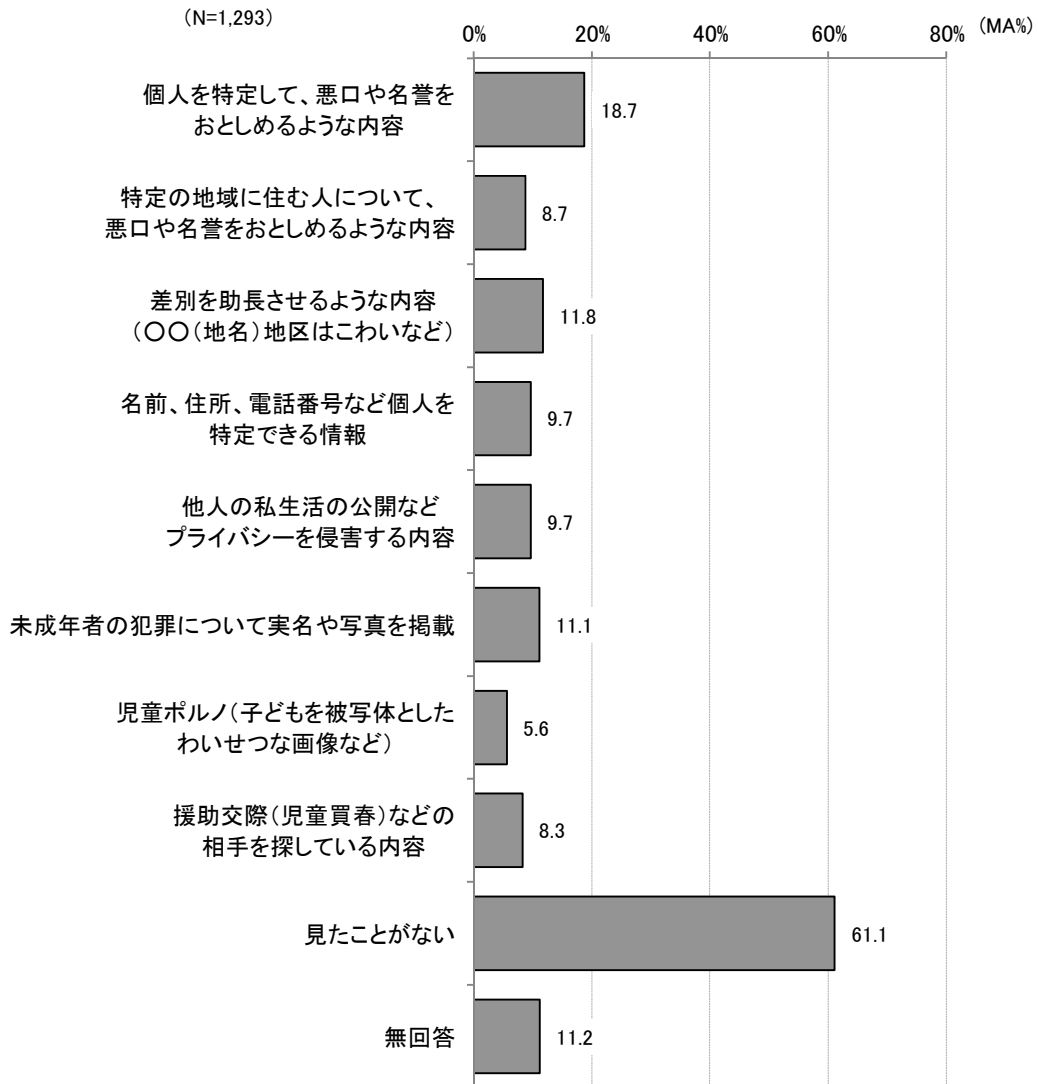


「オ. 刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支えるべきだ」を年齢別でみると、「そう思う」は20歳未満と50歳代以上では約5割、20歳代～40歳代では3割台となっている。(図表 9-2-5)

(3) インターネット上の人権問題に遭遇した経験

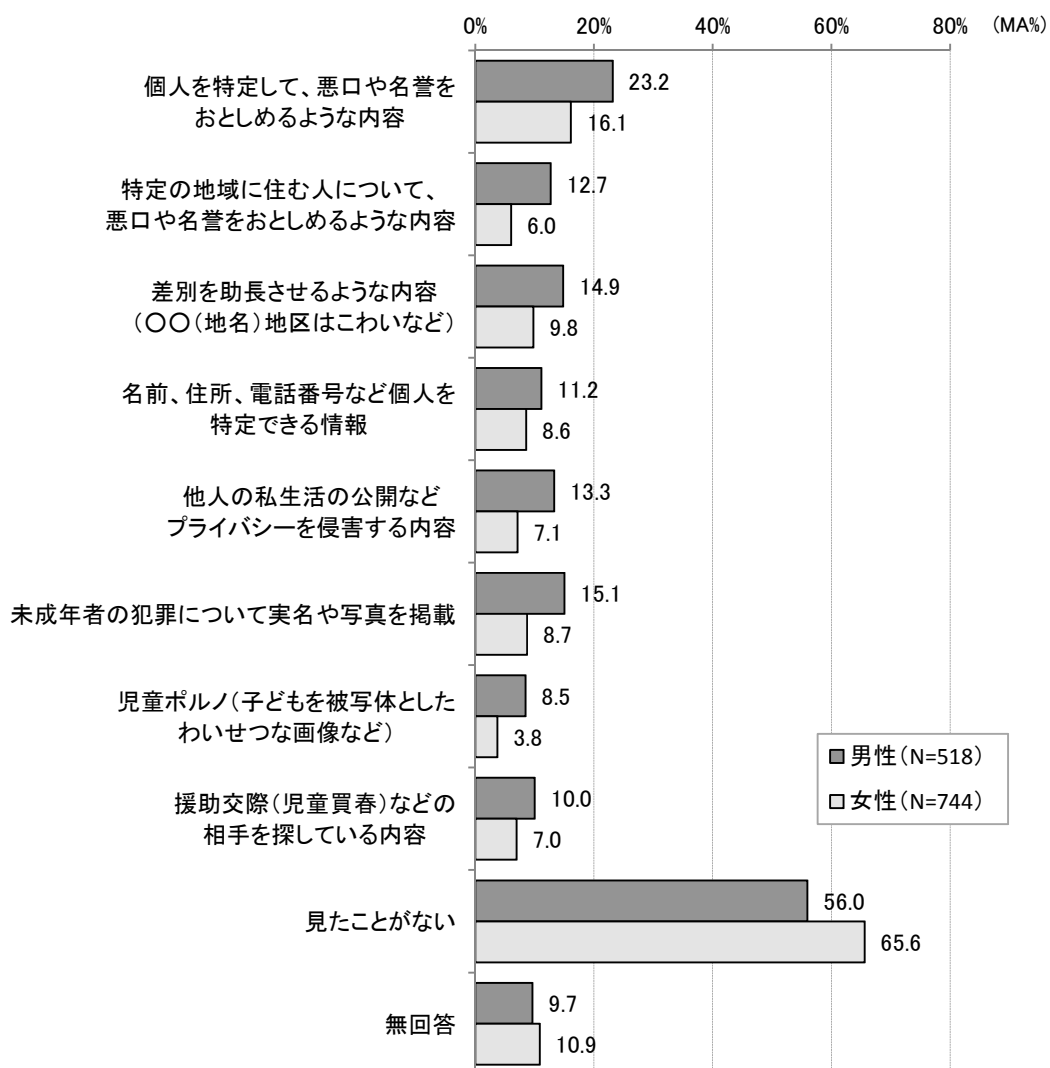
問 37 パソコン、スマートフォン、タブレットなどインターネット端末で、次のような書き込みや内容を見かけたことはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

【図表 9-3 インターネット上の人権問題に遭遇した経験】



インターネット上の人権問題に遭遇した経験については、「見たことがない」が 61.1%で最も高くなっている。経験がある内容では「個人を特定して、悪口や名誉をおとしめるような内容」が 18.7%で最も高く、次いで「差別を助長させるような内容 (〇〇 (地名) 地区はこわいなど)」が 11.8%、「未成年者の犯罪について実名や写真を掲載」が 11.1%となっている。(図表 9-3)

【図表 9-3-1 性別 インターネット上の人権問題に遭遇した経験】



インターネット上の人権問題に遭遇した経験を性別で見ると、女性は男性と比べて「見たことがない」が9.6ポイント高くなっている。経験がある内容についてはいずれの回答項目でも男性が女性を上回っている。(図表 9-3-1)

【図表 9-3-2 年齢別 インターネット上の人権問題に遭遇した経験】

上段(人) 下段(%)		問37												
		パソコン、スマートフォン、タブレットなどインターネット端末で、次のような書き込みや内容を見かけたことはありますか。												
		【複数回答】												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9				
		うや個人 な名を特 内容を 定して、 悪口よ	おつ特定 として、 悪域に 住む人 を	地区内 は(〇〇 〇〇(地名) こわいなど)	差別を 助長さ せるよ うな	情報 など 個人を 特定で きる	名前、 住所、 電話 番号	すど 他人の 私生活 の公開 を侵害	て未 成年者 の犯罪 について	な被 写体な どした わいせ つを	る内 容の 相手 を探し てい	援助 交際 手を探 して	見た こと がない	無 回 答
年齢別	20歳未満	44 100.0	24 54.5	8 18.2	9 20.5	13 29.5	13 29.5	14 31.8	5 11.4	10 22.7	16 36.4	2 4.5		
	20歳代	83 100.0	41 49.4	22 26.5	35 42.2	23 27.7	25 30.1	19 22.9	14 16.9	19 22.9	26 31.3	2 2.4		
	30歳代	164 100.0	62 37.8	40 24.4	45 27.4	32 19.5	29 17.7	42 25.6	19 11.6	21 12.8	74 45.1	2 1.2		
	40歳代	205 100.0	58 28.3	17 8.3	32 15.6	30 14.6	22 10.7	35 17.1	16 7.8	29 14.1	109 53.2	8 3.9		
	50歳代	184 100.0	22 12.0	9 4.9	10 5.4	9 4.9	11 6.0	14 7.6	7 3.8	10 5.4	134 72.8	11 6.0		
	60歳代	301 100.0	19 6.3	9 3.0	9 3.0	6 2.0	11 3.7	11 3.7	6 2.0	9 3.0	232 77.1	37 12.3		
	70歳以上	284 100.0	12 4.2	5 1.8	8 2.8	8 2.8	8 2.8	5 1.8	3 1.1	5 1.8	190 66.9	71 25.0		

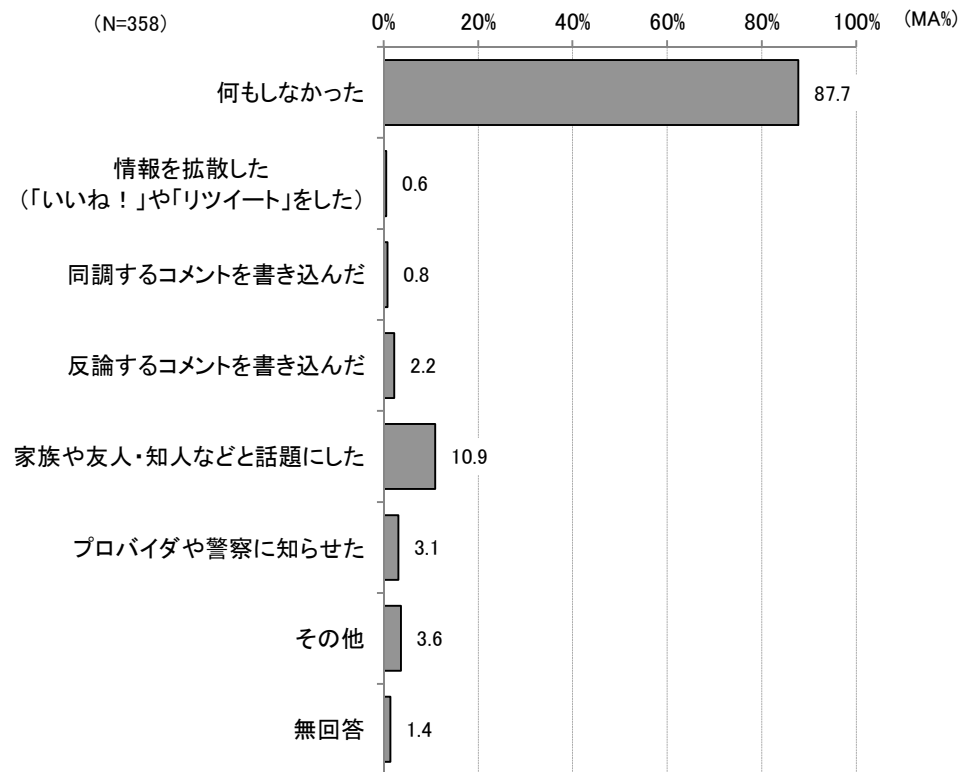
インターネット上の人権問題に遭遇した経験を年齢別でみると、経験がある内容についてはいずれの年齢でも「個人を特定して、悪口や名誉をおとしめるような内容」が最も高いが、年齢が下がるにつれて割合が高くなっており、20歳未満では5割を超えている。次いで20歳未満では「未成年者の犯罪について実名や写真を掲載」、20歳代と30歳代では「差別を助長させるような内容(〇〇(地名)地区はこわいなど)」がそれぞれ高くなっている。40歳代以上は「見たことがない」が過半数を占めているが、特に50歳代以上では7割前後となっている。(図表9-3-2)

(4) インターネット上の人権問題に遭遇した時の対応

問 38 問 37 で「1～8」と答えた方にお聞きします。

あなたはその書き込みや内容を見た後、どうしましたか。(あてはまる番号すべてに○)

【図表 9-4 インターネット上の人権問題に遭遇した時の対応】



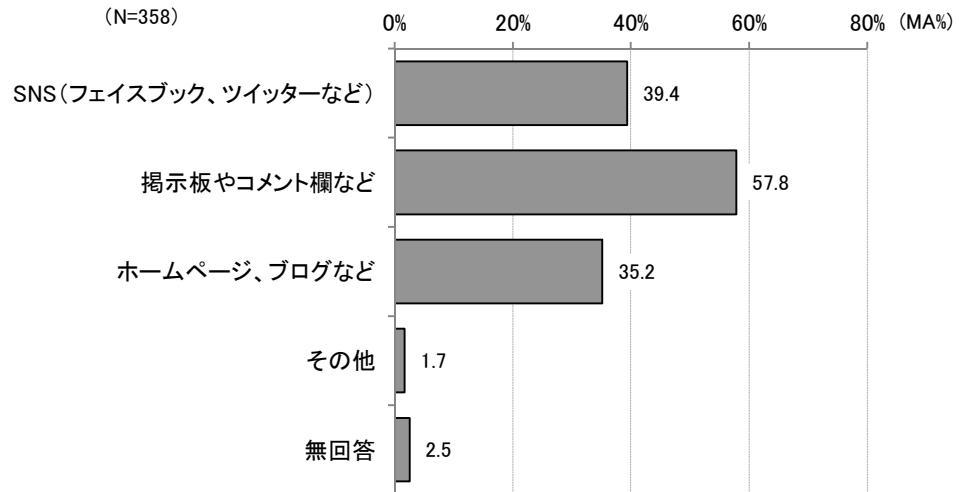
インターネット上の人権問題に遭遇した時の対応については、「何もしなかった」が 87.7%で、それ以外の回答項目を大きく上回っている。(図表 9-4)

(5) インターネット上の人権問題に遭遇した媒体

問 39 問 37 で「1～8」と答えた方にお聞きします。

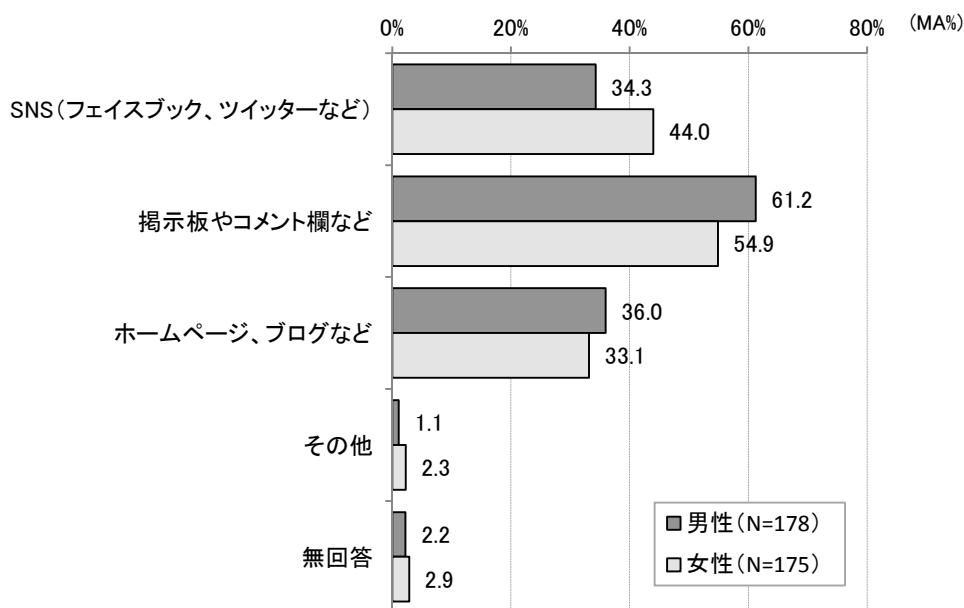
その書き込みや内容を、どんな媒体で見ましたか。(あてはまる番号すべてに○)

【図表 9-5 インターネット上の人権問題に遭遇した媒体】



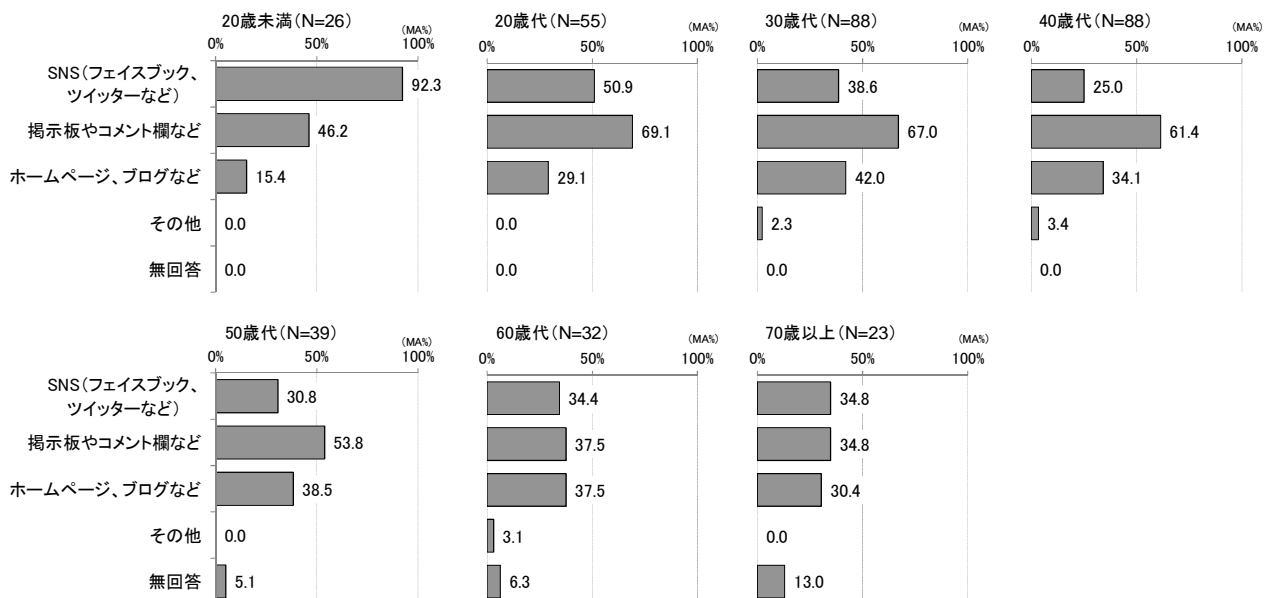
インターネット上の人権問題に遭遇した媒体については、「掲示板やコメント欄など」が 57.8%で最も高く、次いで「SNS (フェイスブック、ツイッターなど)」が 39.4%、「ホームページ、ブログなど」が 35.2%となっている。(図表 9-5)

【図表 9-5-1 性別 インターネット上の人権問題に遭遇した媒体】



インターネット上の人権問題に遭遇した媒体を性別で見ると、男性は女性と比べて「掲示板やコメント欄など」、「ホームページ、ブログなど」がそれぞれ 6.3 ポイント、2.9 ポイント高く、女性は男性と比べて「SNS (フェイスブック、ツイッターなど)」が 9.7 ポイント高くなっている。(図表 9-5-1)

【図表 9-5-2 年齢別 インターネット上の人権問題に遭遇した媒体】



インターネット上の人権問題に遭遇した媒体を年齢別で見ると、20歳未満は「SNS (フェイスブック、ツイッターなど)」が9割を超え非常に高くなっている。20歳代～50歳代は「掲示板やコメント欄など」が5～6割台で最も高くなっている。60歳代以上は「SNS (フェイスブック、ツイッターなど)」、「掲示板やコメント欄など」、「ホームページ、ブログなど」がそれぞれ3割台となっている。(図表 9-5-2)

【図表 9-5-3 インターネット上の人権問題に遭遇した経験別
インターネット上の人権問題に遭遇した媒体】

上段(人) 下段(%)		回答者数	問39				
			問37で「1～8」と答えた方にお聞きします。				
			その書き込みや内容を、どんな媒体で見ましたか。				
			【複数回答】				
		1	2	3	4		
		ク ス 、 N ツ イ （ ツ エ イ ス ブ ッ ）	ど 掲 示 板 や コ メ ン ト 欄 な	な ホ ー ム ペ ー ジ 、 ブ ロ グ	そ の 他	無 回 答	
問 3 7 別	個人を特定して、悪口や名誉をおとしめるような内容	242 100.0	108 44.6	147 60.7	88 36.4	4 1.7	5 2.1
	特定の地域に住む人について、悪口や名誉をおとしめるような内容	113 100.0	46 40.7	74 65.5	45 39.8	1 0.9	5 4.4
	差別を助長させるような内容 (○○(地名)地区はこわいなど)	152 100.0	59 38.8	106 69.7	57 37.5	1 0.7	6 3.9
	名前、住所、電話番号など個人を特定できる情報	125 100.0	67 53.6	73 58.4	49 39.2	1 0.8	4 3.2
	他人の私生活の公開などプライバシーを侵害する内容	125 100.0	70 56.0	77 61.6	51 40.8	2 1.6	4 3.2
	未成年者の犯罪について実名や写真を掲載	144 100.0	69 47.9	94 65.3	62 43.1	1 0.7	5 3.5
	児童ポルノ(子どもを被写体としたわいせつな画像など)	73 100.0	32 43.8	49 67.1	41 56.2	1 1.4	4 5.5
	援助交際(児童買春)などの相手を探している内容	107 100.0	47 43.9	76 71.0	39 36.4	2 1.9	5 4.7

インターネット上の人権問題に遭遇した媒体を問37の「インターネット上の人権問題に遭遇した経験」別にみると、いずれの経験でも「掲示板やコメント欄など」が最も高くなっている。「名前、住所、電話番号など個人を特定できる情報」と「他人の私生活の公開などプライバシーを侵害する内容」では「SNS(フェイスブック、ツイッターなど)」が5割を超えている。「児童ポルノ(子どもを被写体としたわいせつな画像など)」では「ホームページ、ブログなど」が5割を超えている。(図表9-5-3)

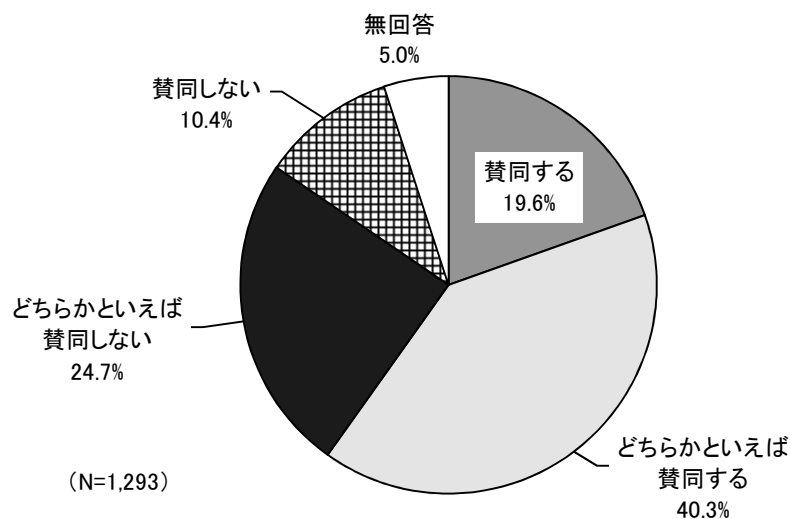
(6) 性的少数者に対する支援の広がりについての考え方

問 40 性的少数者（体の性と心の性が一致しない人、同性を好きになる人、異性も同性も好きになる人など）への支援が広がっていることについて、あなたはどのように思いますか。

（あてはまる番号1つに○）

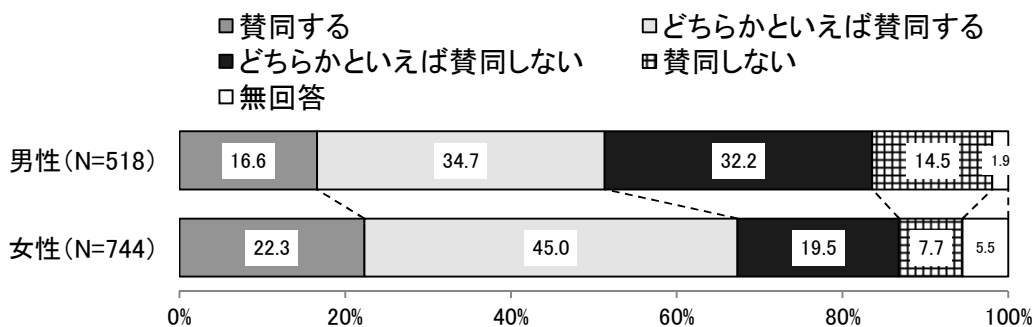
（例）東京都渋谷区では、同性カップルを結婚に相当する関係と認め、証明書を発行することが決まった（平成27年3月）。

【図表 9-6 性的少数者に対する支援の広がりについての考え方】



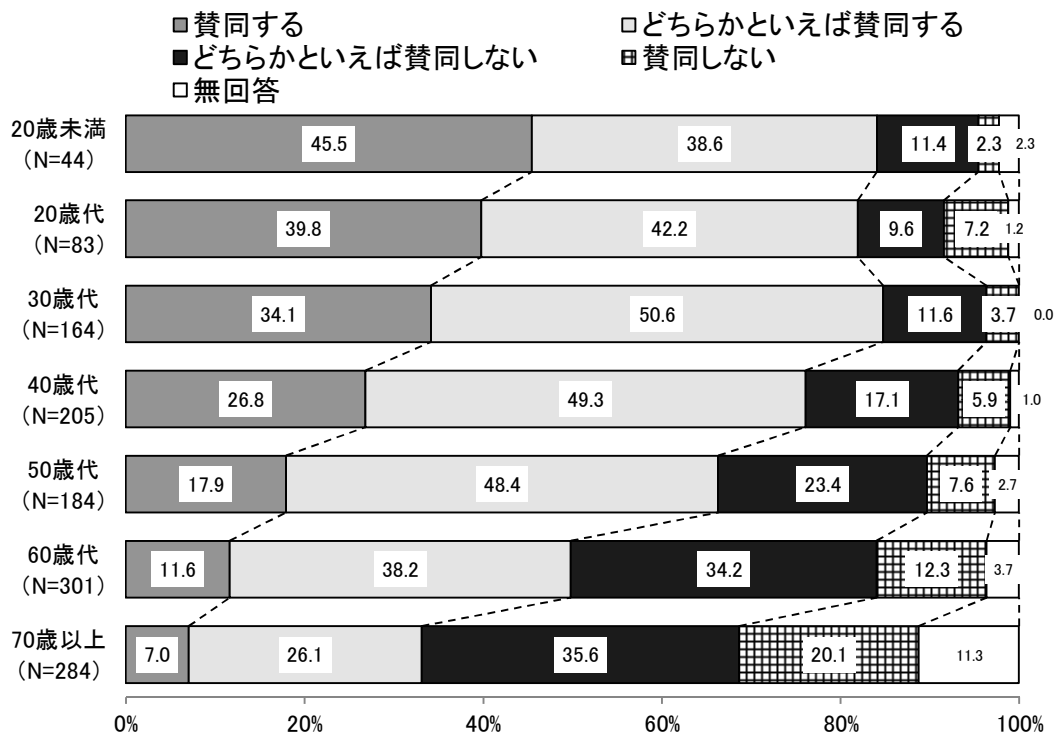
性的少数者に対する支援の広がりについての考え方は、「どちらかといえば賛同する」が40.3%で最も高く、次いで「どちらかといえば賛同しない」が24.7%、「賛同する」が19.6%、「賛同しない」が10.4%となっている。「賛同する」（「賛同する」と「どちらかといえば賛同する」を合わせた数）は59.9%、「賛同しない」（「どちらかといえば賛同しない」と「賛同しない」を合わせた数）は35.1%で、「賛同する」が過半数を占めている。（図表9-6）

【図表 9-6-1 性別 性的少数者に対する支援の広がりについての考え方】



性的少数者に対する支援の広がりについての考え方を性別で見ると、“賛同する”は男性が51.3%、女性が67.3%で、女性は男性と比べて“賛同する”が16.0ポイント高くなっている。(図表 9-6-1)

【図表 9-6-2 年齢別 性的少数者に対する支援の広がりについての考え方】

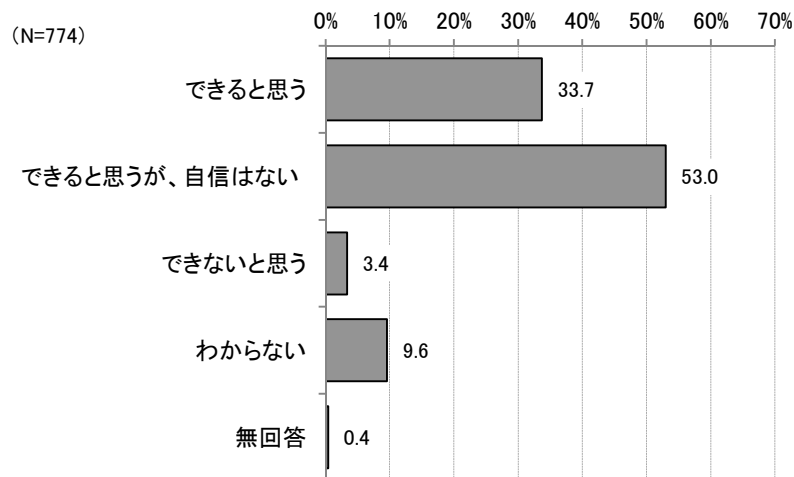


性的少数者に対する支援の広がりについての考え方を年齢別で見ると、おおむね年齢が上がるにつれて“賛同する”が低くなっており、20歳未満では84.1%だが70歳以上では33.1%にとどまっている。(図表 9-6-2)

(7) 家族に性的少数者であると告白された場合の理解

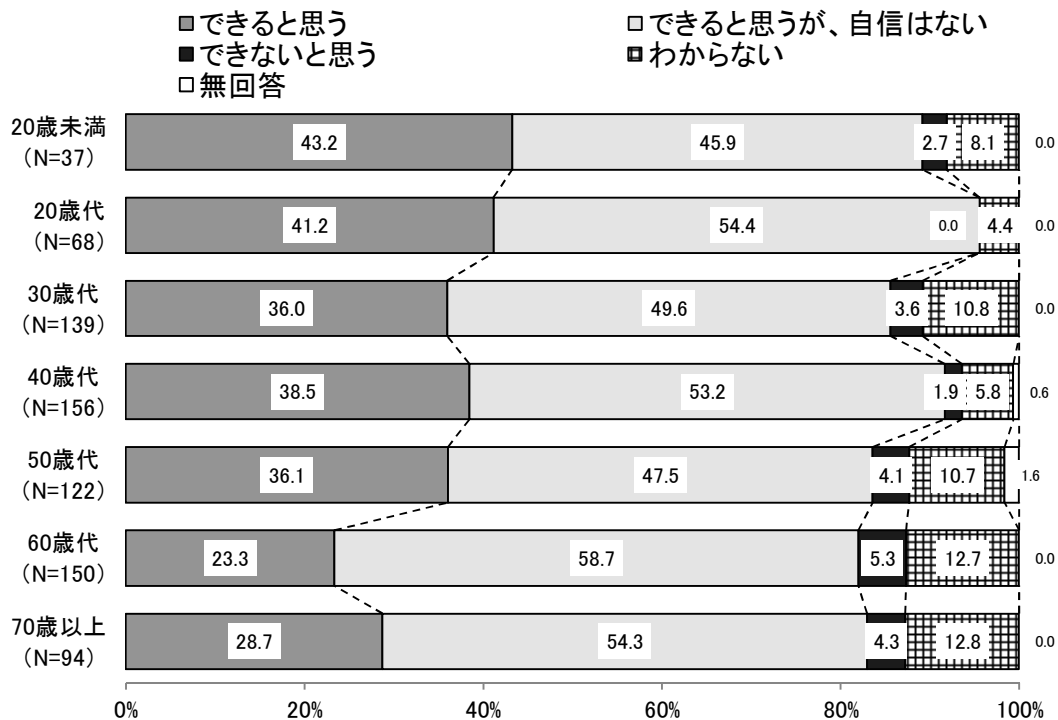
問 41 問 40 で、「1. 賛同する」「2. どちらかといえば賛同する」と答えた方にお聞きします。もしあなたの親・子ども・配偶者といった家族が性的少数者であるとあなたに告白した場合、あなたはその人の理解者となることができますか。(あてはまる番号 1 つに○)

【図表 9-7 家族に性的少数者であると告白された場合の理解】



家族に性的少数者であると告白された場合の理解については、「できると思うが、自信はない」が 53.0%で最も高く、次いで「できると思う」が 33.7%となっている。「できないと思う」は 3.4%、「わからない」は 9.6%となっている。(図表 9-7)

【図表 9-7-1 年齢別 家族に性的少数者であると告白された場合の理解】



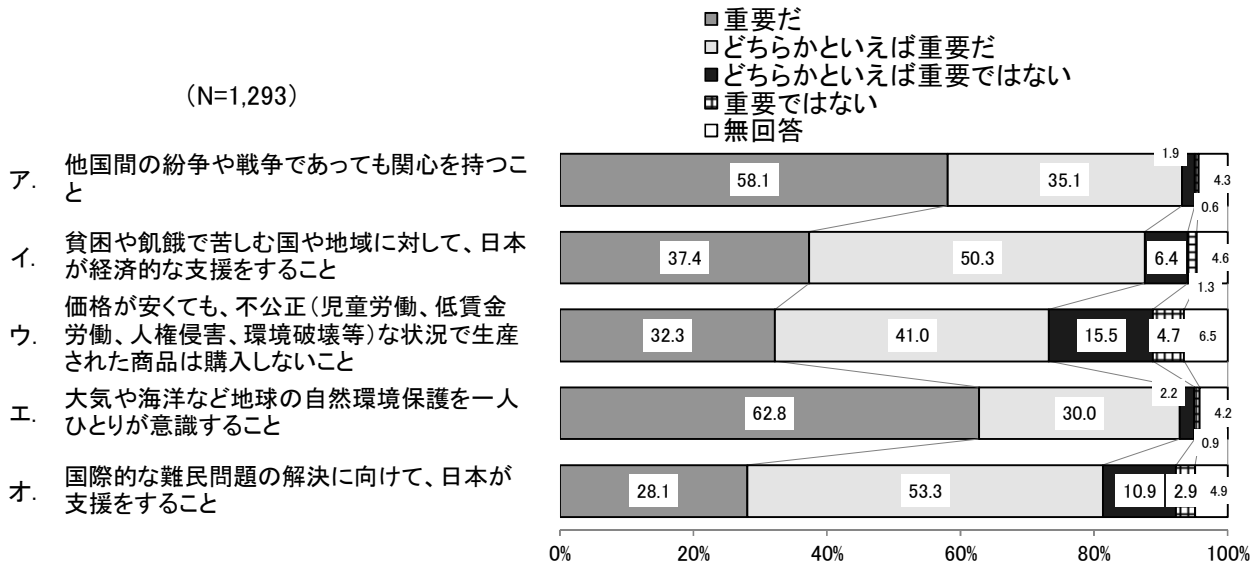
家族に性的少数者であると告白された場合の理解を年齢別で見ると、いずれの年齢でも「できると思うが、自信はない」が5割前後で最も高くなっている。「できると思う」は20歳代以下では4割台、30歳代～50歳代では3割台、60歳代以上では2割台となっている。(図表 9-7-1)

(8) 地球規模の問題についての考え方

問 42 地球規模の問題について次のように考えることを、あなたはどのように思いますか。
(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

【図表 9-8 地球規模の問題についての考え方】

(N=1,293)



地球規模の問題についての考え方については、いずれの項目でも“重要だ”(「重要だ」と「どちらかといえば重要だ」を合わせた数)が7割を超えている。“重要だ”が高い項目は順に「ア. 他国間の紛争や戦争であっても関心を持つこと」(93.2%)、「エ. 大気や海洋など地球の自然環境保護を一人ひとりが意識すること」(92.8%)、「イ. 貧困や飢餓で苦しむ国や地域に対して、日本が経済的な支援をすること」(87.7%)、「オ. 国際的な難民問題の解決に向けて、日本が支援をすること」(81.4%)、「ウ. 価格が安くても、不公正(児童労働、低賃金労働、人権侵害、環境破壊等)な状況で生産された商品は購入しないこと」(73.3%)となっている。

また「重要だ」が過半数を占めている項目は「ア. 他国間の紛争や戦争であっても関心を持つこと」(58.1%)、「エ. 大気や海洋など地球の自然環境保護を一人ひとりが意識すること」(62.8%)となっている。(図表 9-8)

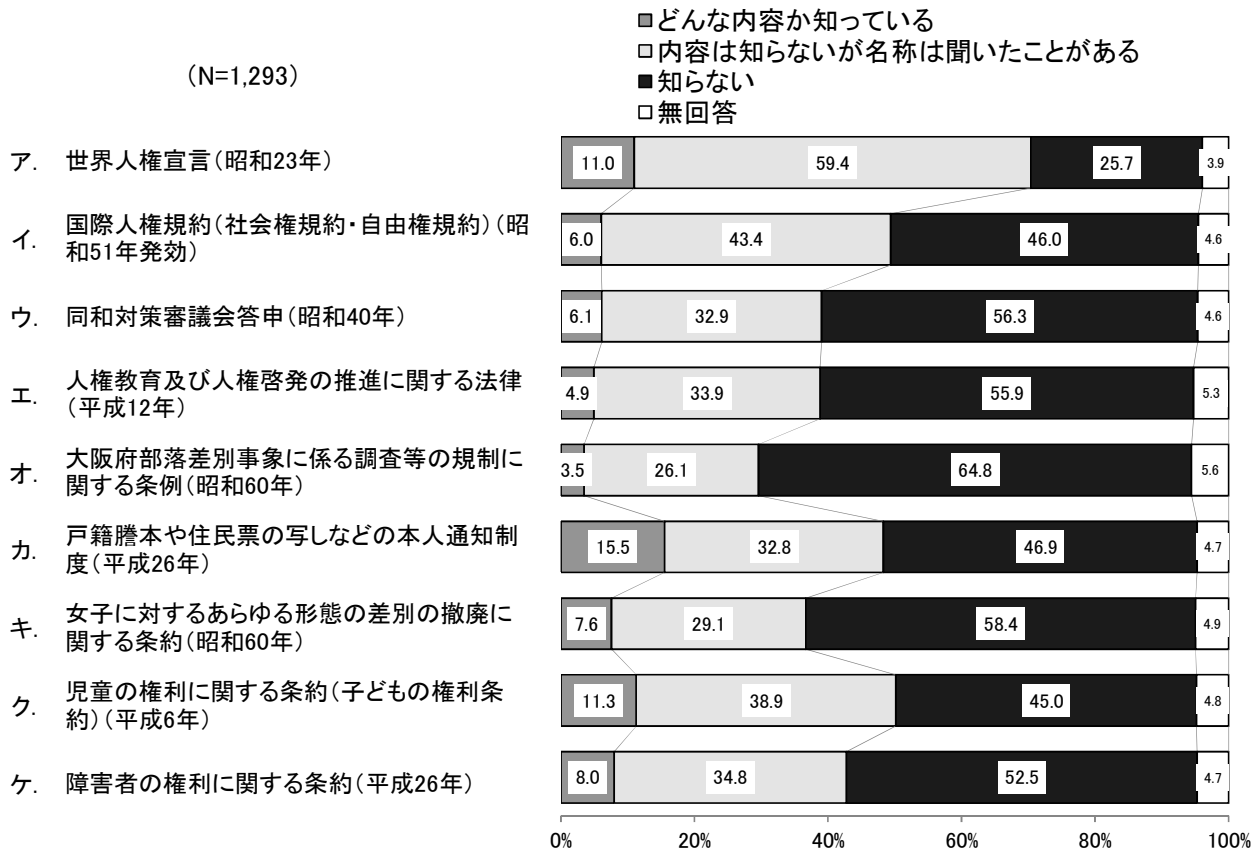
10 人権問題の啓発活動について

(1) 人権に関する宣言、法律、条約等の認知状況

問 43 あなたは、次の人権に関する宣言や法律、条約等について、どの程度知っていますか。
(それぞれあてはまる番号1つに○)

【図表 10-1 人権に関する宣言、法律、条約等の認知状況】

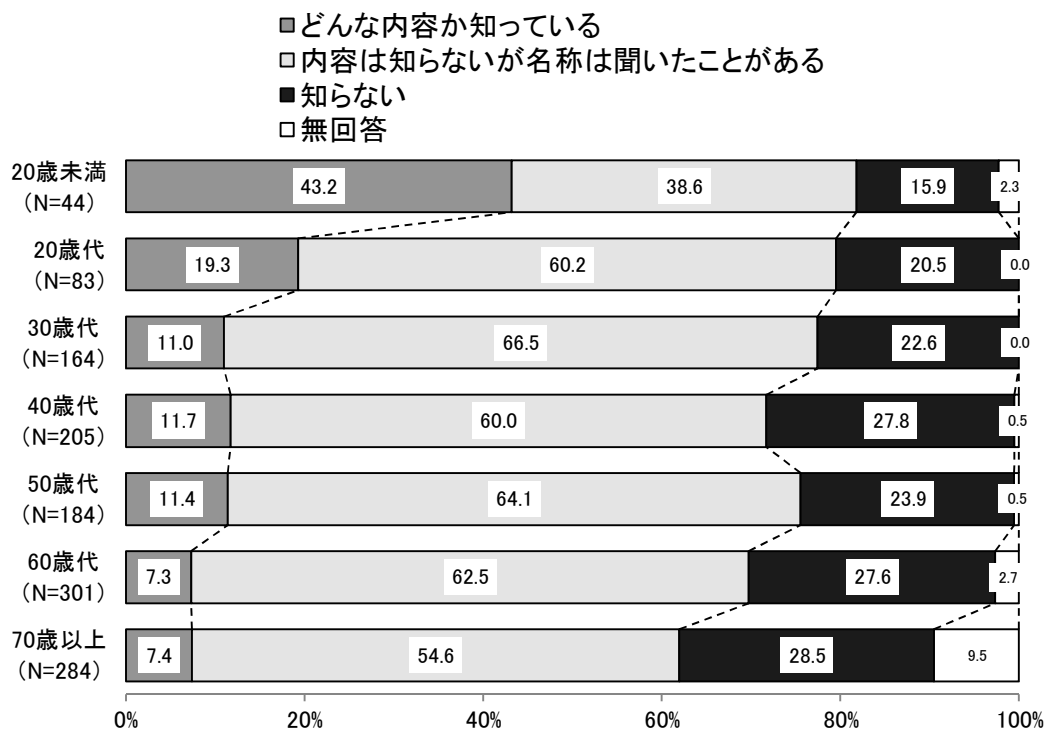
(N=1,293)



人権に関する宣言、法律、条約等の認知状況については、「ア. 世界人権宣言(昭和23年)」を除きいずれの項目でも「知らない」が最も高くなっている。また「どんな内容か知っている」はいずれの項目でも2割を下回っている。

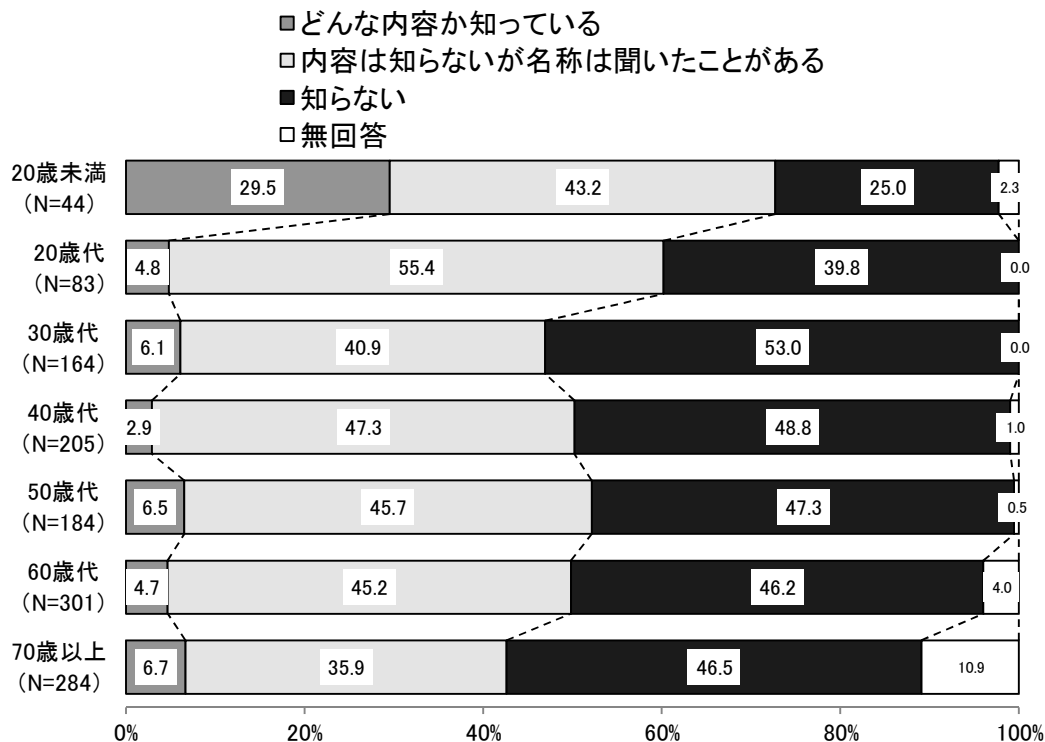
「知らない」が過半数を占めている項目は、割合が高い順に「オ. 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例(昭和60年)」(64.8%)、「キ. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(昭和60年)」(58.4%)、「ウ. 同和対策審議会答申(昭和40年)」(56.3%)、「エ. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年)」(55.9%)、「ケ. 障害者の権利に関する条約(平成26年)」(52.5%)となっている。(図表 10-1)

【図表 10-1-1 年齢別 ア.世界人権宣言（昭和 23 年）】



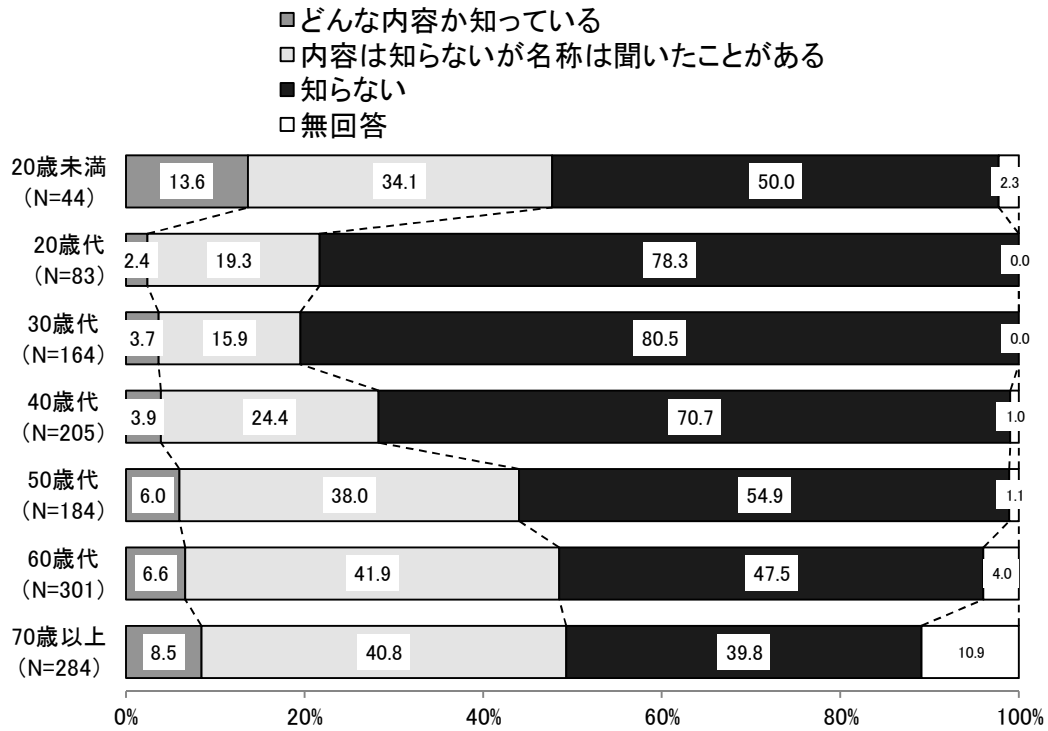
「ア.世界人権宣言（昭和 23 年）」を年齢別で見ると、「どんな内容か知っている」は 20 歳代では約 2 割、30 歳代以上では約 1 割だが、20 歳未満では約 4 割となっており、20 歳未満が他の年齢を大きく上回っている。「知らない」はおおむね年齢が上がるにつれて高くなり、20 歳未満では 15.9%だが、70 歳以上では 28.5%となっている。（図表 10-1-1）

【図表 10-1-2 年齢別 イ.国際人権規約（社会権規約・自由権規約）（昭和 51 年発効）】



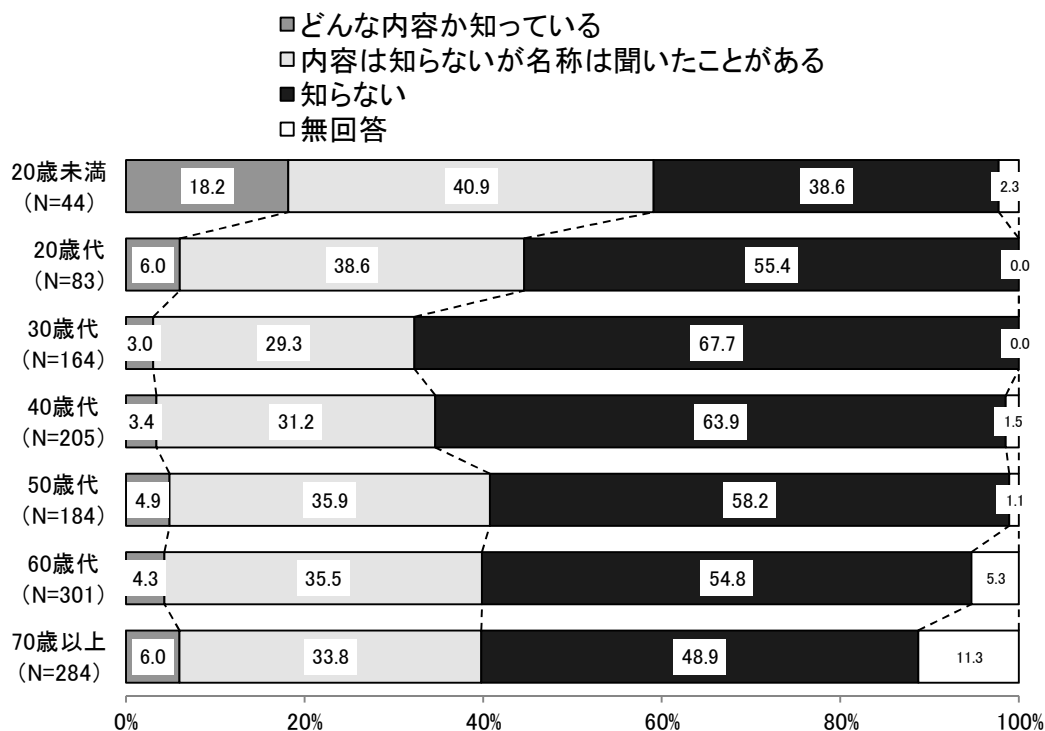
「イ.国際人権規約（社会権規約・自由権規約）（昭和 51 年発効）」を年齢別で見ると、「どんな内容か知っている」は 20 歳代以上では 1 割未満だが、20 歳未満では約 3 割となっており、20 歳未満が他の年齢を大きく上回っている。「知らない」は 20 歳未満では 2 割あまり、20 歳代では約 4 割、30 歳代以上では約 5 割となっている。（図表 10-1-2）

【図表 10-1-3 年齢別 ウ. 同和対策審議会答申（昭和 40 年）】



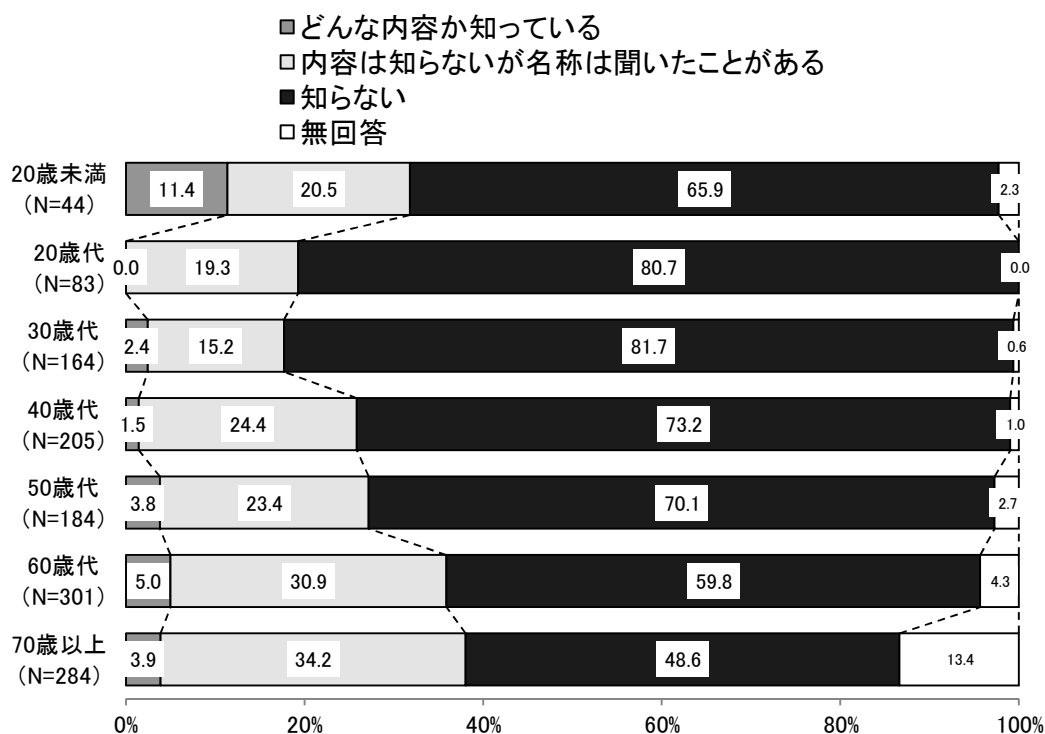
「ウ. 同和対策審議会答申（昭和 40 年）」を年齢別で見ると、20 歳代以上ではおおむね年齢が上がるにつれて「どんな内容か知っている」と「内容は知らないが名称は聞いたことがある」が高くなり、「知らない」が低くなっている。20 歳代と 30 歳代は「知らない」が約 8 割を占めている。20 歳未満は「どんな内容か知っている」が最も高い年齢だが、それでも 13.6%にとどまっており、また「知らない」が半数を占めている。（図表 10-1-3）

【図表 10-1-4 年齢別 エ. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年）】



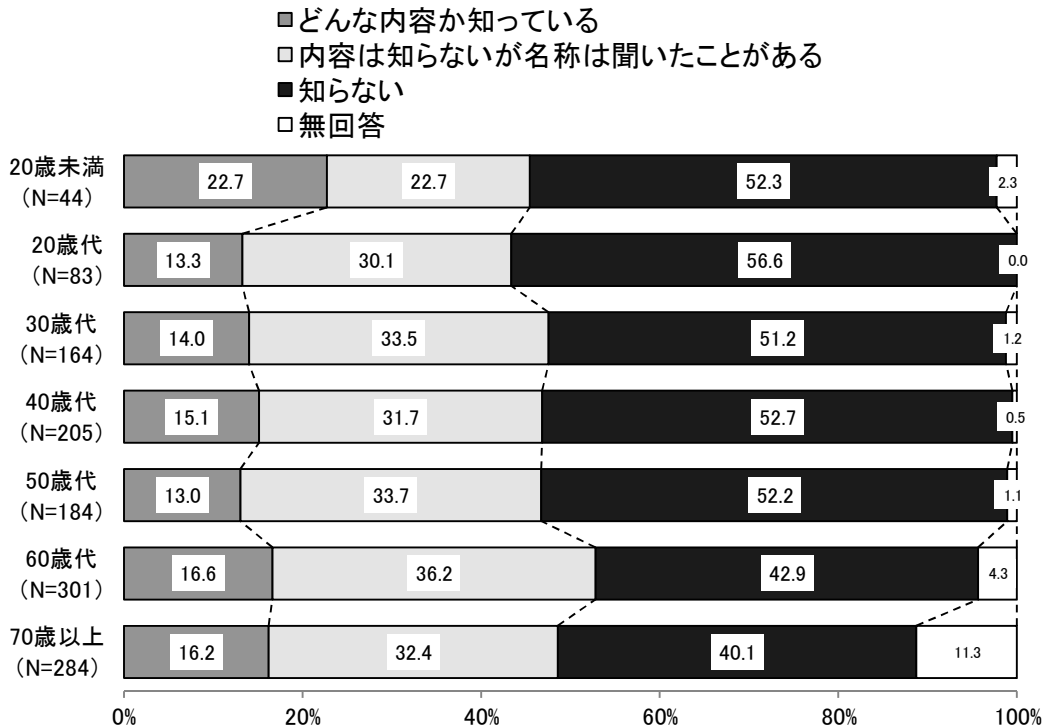
「エ. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年）」を年齢別で見ると、「どんな内容か知っている」は 20 歳未満では約 2 割だが、20 歳代以上では 1 割を下回っている。「知らない」は 30 歳代の 67.7% を頂点に年齢が下がるまたは上がるにつれて低くなっている。（図表 10-1-4）

【図表 10-1-5 年齢別 オ. 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例（昭和 60 年）】



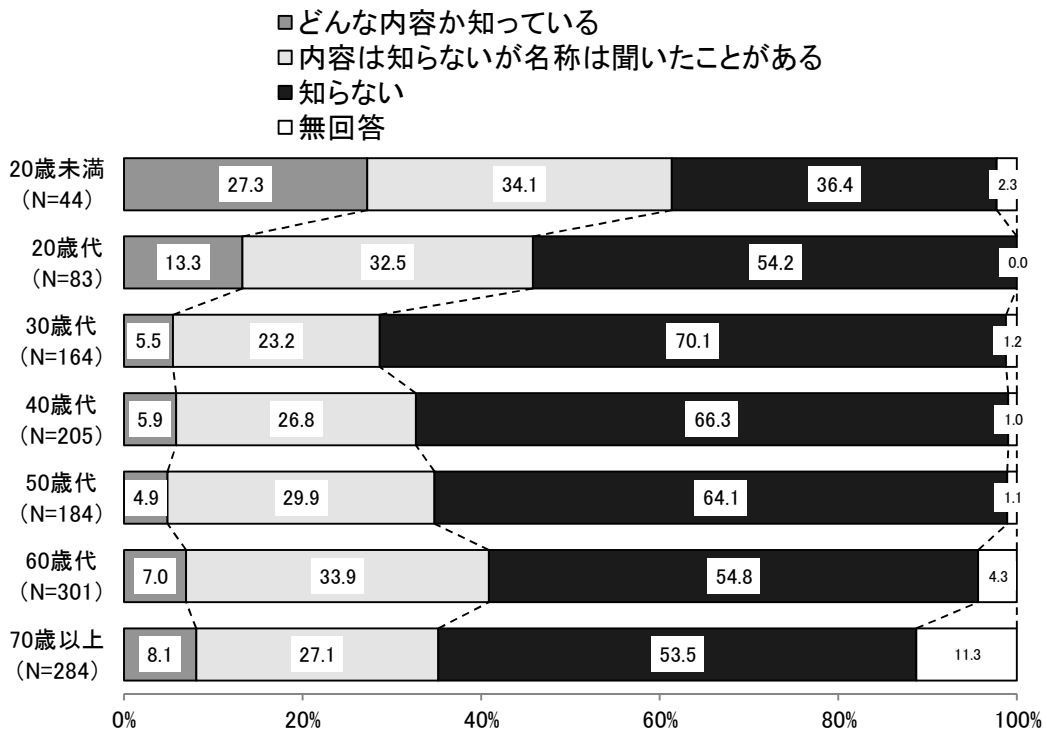
「オ. 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例（昭和 60 年）」を年齢別で見ると、「どんな内容か知っている」は 20 歳未満では 11.4% だが、20 歳代以上では 5% 以下となっている。「知らない」は 30 歳代の 81.7% を頂点に年齢が下がるまたは上がるにつれて低くなっている。（図表 10-1-5）

【図表 10-1-6 年齢別 カ. 戸籍謄本や住民票の写しなどの本人通知制度（平成 26 年）】



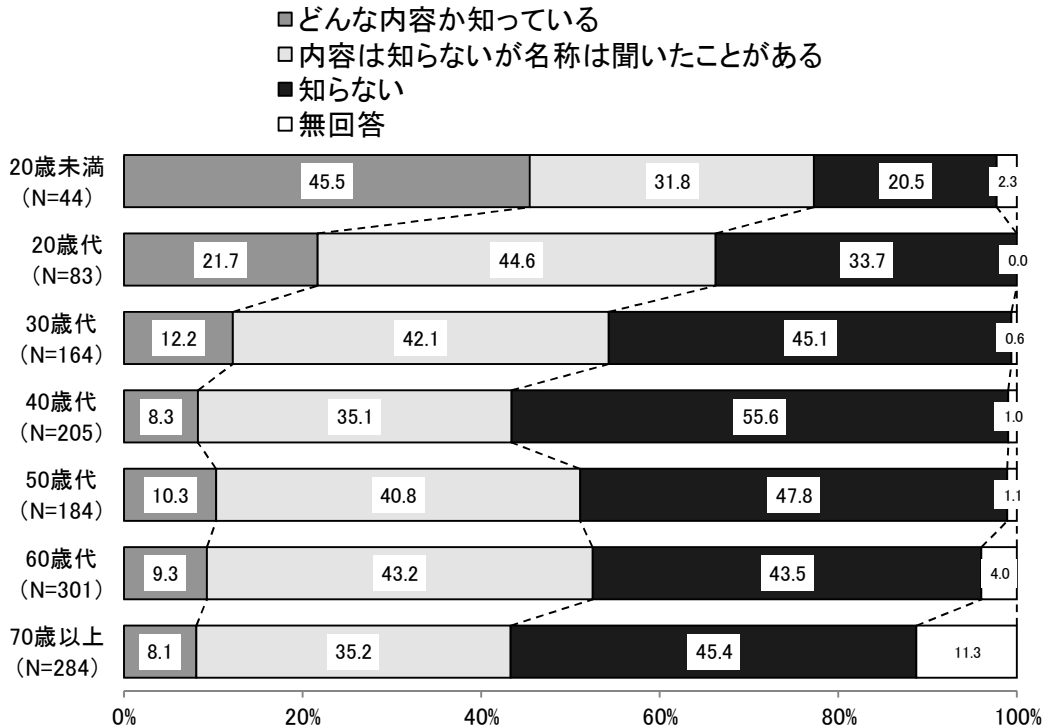
「カ. 戸籍謄本や住民票の写しなどの本人通知制度（平成 26 年）」を年齢別でみると、「どんな内容か知っている」は 20 歳未満では 2 割あまりだが、20 歳代以上では 2 割を下回っている。「知らない」は 50 歳代以下では 5 割台、60 歳代以上では 4 割台となっている。（図表 10-1-6）

【図表 10-1-7 年齢別 キ. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和 60 年）】



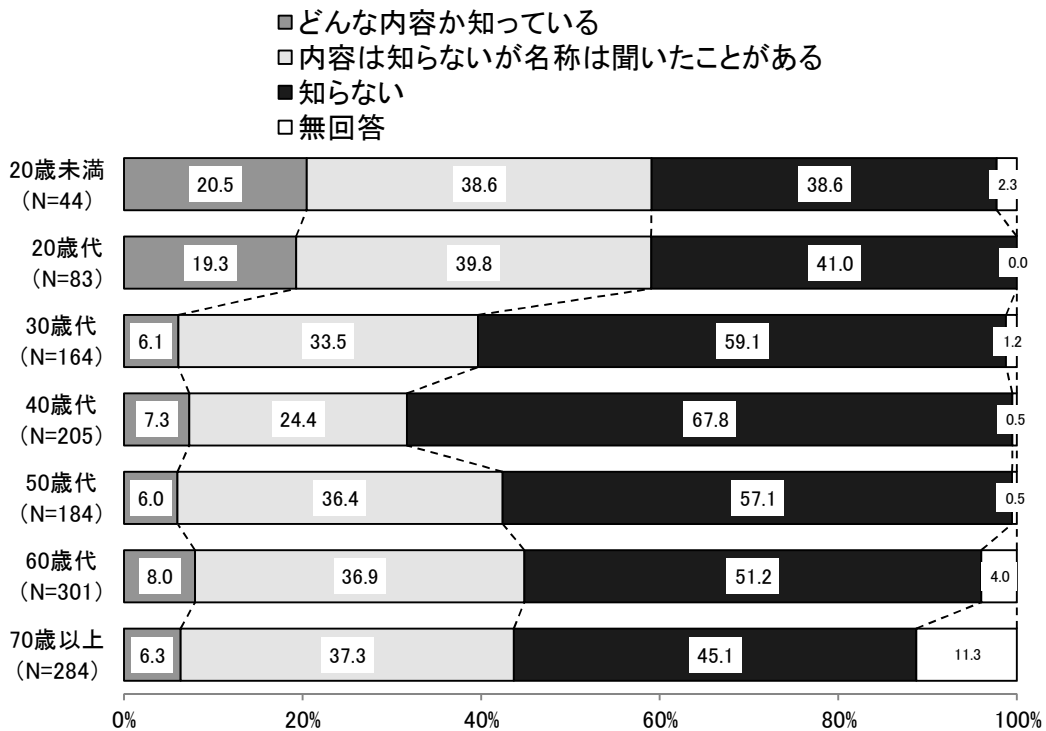
「キ. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和 60 年）」を年齢別でみると、「どんな内容か知っている」は 20 歳未満では約 3 割だが、20 歳代では 1 割あまり、30 歳代以上では 1 割を下回っている。「知らない」は 30 歳代の 70.1% を頂点に年齢が下がるまたは上がるにつれて低くなっている。（図表 10-1-7）

【図表 10-1-8 年齢別 ク. 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（平成 6 年）】



「ク. 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（平成 6 年）」を年齢別でみると、「どんな内容か知っている」は 20 歳未満では 4 割を超えているが、20 歳代では約 2 割、30 歳代以上では 1 割前後となっている。「知らない」は 40 歳代の 55.6% を頂点に年齢が下がるまたは上がるにつれておおむね低くなっている。（図表 10-1-8）

【図表 10-1-9 年齢別 ケ. 障害者の権利に関する条約（平成 26 年）】

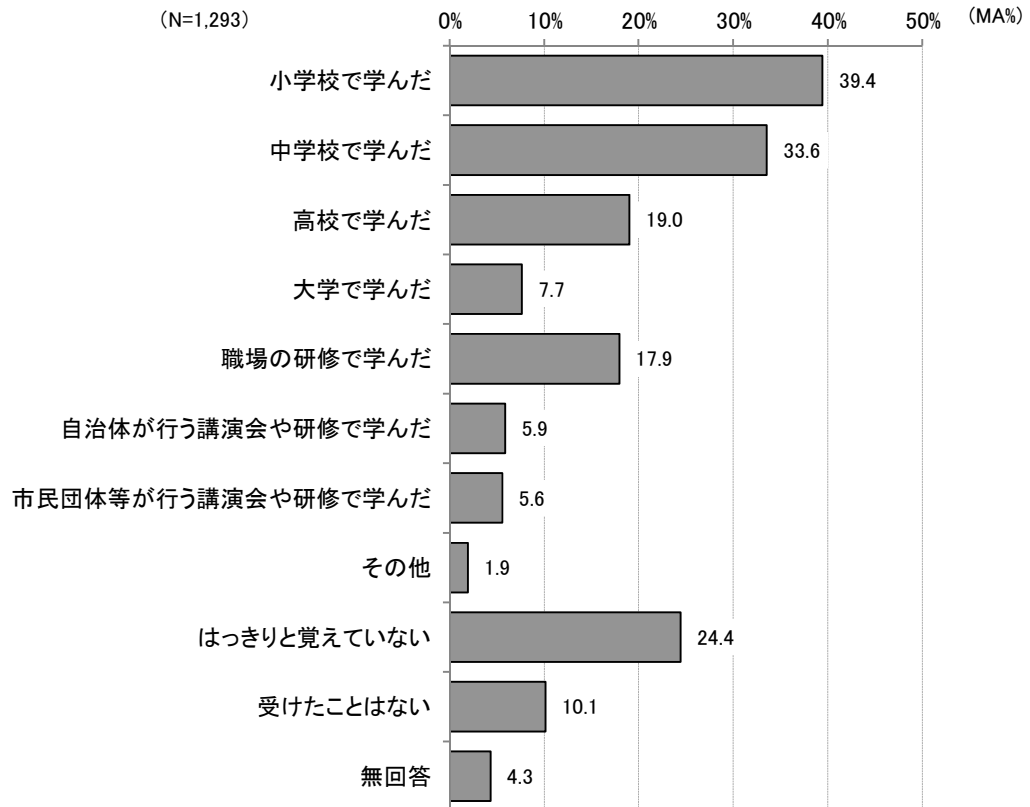


「ケ. 障害者の権利に関する条約（平成 26 年）」を年齢別でみると、「どんな内容か知っている」は 20 歳代以下では約 2 割だが、30 歳代以上では 1 割を下回っている。「知らない」は 40 歳代の 67.8% を頂点に年齢が下がるまたは上がるにつれて低くなっている。（図表 10-1-9）

(2) 人権についての学習の経験

問 44 あなたは、学校、職場および地域で、人権についての学びを経験したことがありますか。
(あてはまる番号すべてに○)

【図表 10-2 人権についての学習の経験】



人権についての学習の経験は、「小学校で学んだ」が 39.4%で最も高く、次いで「中学校で学んだ」が 33.6%、「はっきりと覚えていない」が 24.4%となっている。(図表 10-2)

【図表 10-2-1 年齢別 人権についての学習の経験】

上段(人) 下段(%)		問44												
		あなたは、学校、職場および地域で、人権についての学びを経験したことがありますか。												
		【複数回答】												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
小学校で学んだ	中学校で学んだ	高校で学んだ	大学で学んだ	職場の研修で学んだ	自治体が行う講演会や研修で学んだ	市民団体等が行う講演会や研修で学んだ	その他	はいっきりと覚えていない	受けたことはない	無回答				
年齢別	20歳未満	44 100.0	33 75.0	35 79.5	29 65.9	6 13.6	2 4.5	0 0.0	0 0.0	2 4.5	4 9.1	0 0.0	1 2.3	
	20歳代	83 100.0	58 69.9	49 59.0	32 38.6	18 21.7	9 10.8	1 1.2	1 1.2	2 2.4	13 15.7	0 0.0	0 0.0	
	30歳代	164 100.0	112 68.3	87 53.0	43 26.2	24 14.6	39 23.8	1 0.6	1 0.6	3 1.8	30 18.3	5 3.0	0 0.0	
	40歳代	205 100.0	147 71.7	97 47.3	45 22.0	15 7.3	40 19.5	12 5.9	8 3.9	9 4.4	34 16.6	2 1.0	0 0.0	
	50歳代	184 100.0	105 57.1	80 43.5	38 20.7	13 7.1	42 22.8	9 4.9	15 8.2	4 2.2	30 16.3	5 2.7	3 1.6	
	60歳代	301 100.0	31 10.3	44 14.6	28 9.3	12 4.0	65 21.6	28 9.3	20 6.6	1 0.3	116 38.5	48 15.9	10 3.3	
	70歳以上	284 100.0	20 7.0	39 13.7	31 10.9	11 3.9	33 11.6	21 7.4	26 9.2	4 1.4	86 30.3	68 23.9	28 9.9	

人権についての学習の経験を年齢別でみると、60歳代以上は50歳代以下と比べて「小学校で学んだ」、「中学校で学んだ」、「高校で学んだ」が大きく下回り、「受けたことはない」が高くなっている。

50歳代以下の年齢についてみると、「小学校で学んだ」は40歳代以下では7割前後だが、50歳代では6割を下回っている。「中学校で学んだ」と「高校で学んだ」は年齢が上がるにつれて低くなっている。(図表 10-2-1)

【図表 10-2-2 職業別 人権についての学習の経験】

上段(人) 下段(%)		問44												
		あなたは、学校、職場および地域で、人権についての学びを経験したことがありますか。												
		【複数回答】												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無回答		
		回答者数	小学校で学んだ	中学校で学んだ	高校で学んだ	大学で学んだ	職場の研修で学んだ	自治体が行う講演会や研修で学んだ	市民団体等が行う講演会や研修で学んだ	その他	はっきりと覚えていない	受けたことはない		
職業別	自営業	111 100.0	39 35.1	33 29.7	18 16.2	8 7.2	10 9.0	9 8.1	9 8.1	1 0.9	30 27.0	14 12.6	2 1.8	
	29名以下規模の民間企業	68 100.0	32 47.1	24 35.3	11 16.2	4 5.9	7 10.3	1 1.5	2 2.9	4 5.9	21 30.9	5 7.4	1 1.5	
	30名以上499名以下規模の民間企業	125 100.0	73 58.4	61 48.8	26 20.8	6 4.8	18 14.4	3 2.4	3 2.4	3 2.4	27 21.6	5 4.0	1 0.8	
	500名以上規模の民間企業	108 100.0	70 64.8	54 50.0	29 26.9	11 10.2	38 35.2	1 0.9	3 2.8	3 2.8	23 21.3	1 0.9	1 0.9	
	官公庁	23 100.0	18 78.3	14 60.9	7 30.4	3 13.0	17 73.9	3 13.0	1 4.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	学校関係	39 100.0	25 64.1	22 56.4	13 33.3	14 35.9	29 74.4	4 10.3	5 12.8	0 0.0	3 7.7	0 0.0	1 2.6	
	非正規雇用	171 100.0	82 48.0	64 37.4	31 18.1	13 7.6	31 18.1	8 4.7	8 4.7	3 1.8	36 21.1	14 8.2	2 1.2	
	生徒・学生	56 100.0	43 76.8	40 71.4	34 60.7	10 17.9	1 1.8	0 0.0	0 0.0	2 3.6	5 8.9	0 0.0	1 1.8	
	家事専業	234 100.0	78 33.3	62 26.5	39 16.7	10 4.3	25 10.7	19 8.1	14 6.0	3 1.3	65 27.8	26 11.1	12 5.1	
	無職	297 100.0	36 12.1	44 14.8	30 10.1	16 5.4	51 17.2	23 7.7	23 7.7	6 2.0	95 32.0	59 19.9	19 6.4	
	その他	24 100.0	10 41.7	11 45.8	6 25.0	3 12.5	3 12.5	1 4.2	1 4.2	0 0.0	4 16.7	3 12.5	0 0.0	

人権についての学習の経験を職業別で見ると、500名以上規模の民間企業、官公庁、学校関係は「職場の研修で学んだ」がそれ以外の職業に比べて高く、特に官公庁と学校関係では7割を超えている。(図表 10-2-2)

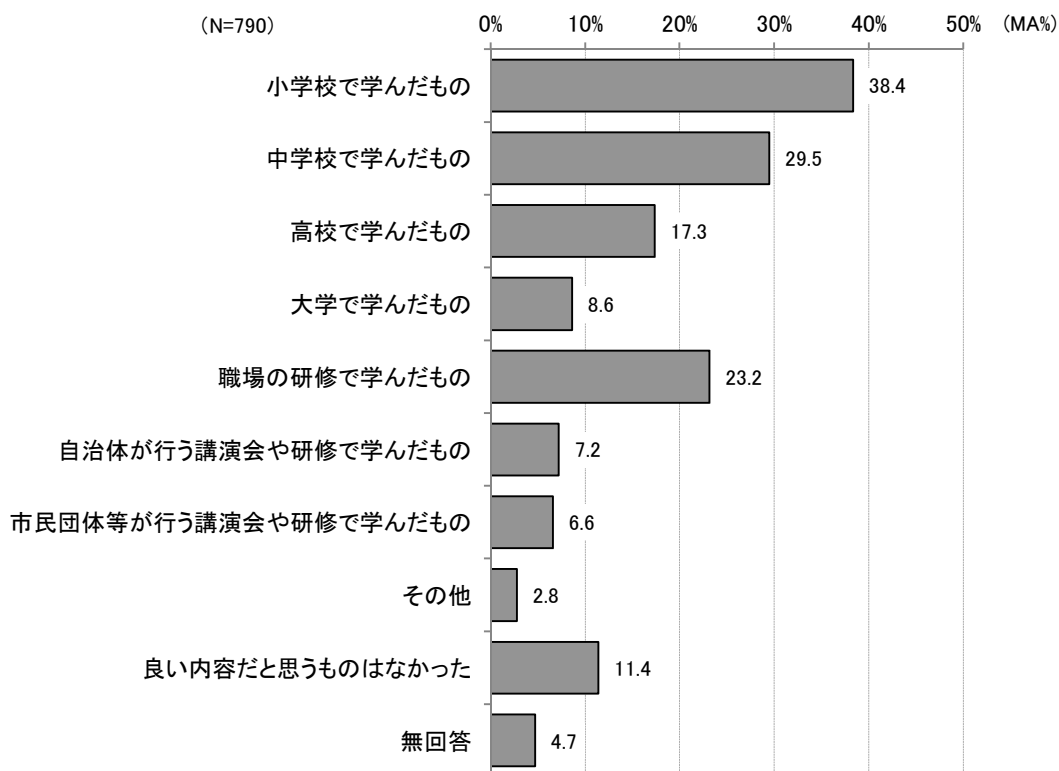
(3) 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の場

問 45 問 44 で「1～8」と答えた方にお聞きします。

その中で、人権意識を高めるうえで良い内容だったものはどれですか。

(あてはまる番号すべてに○)

【図表 10-3 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の場】

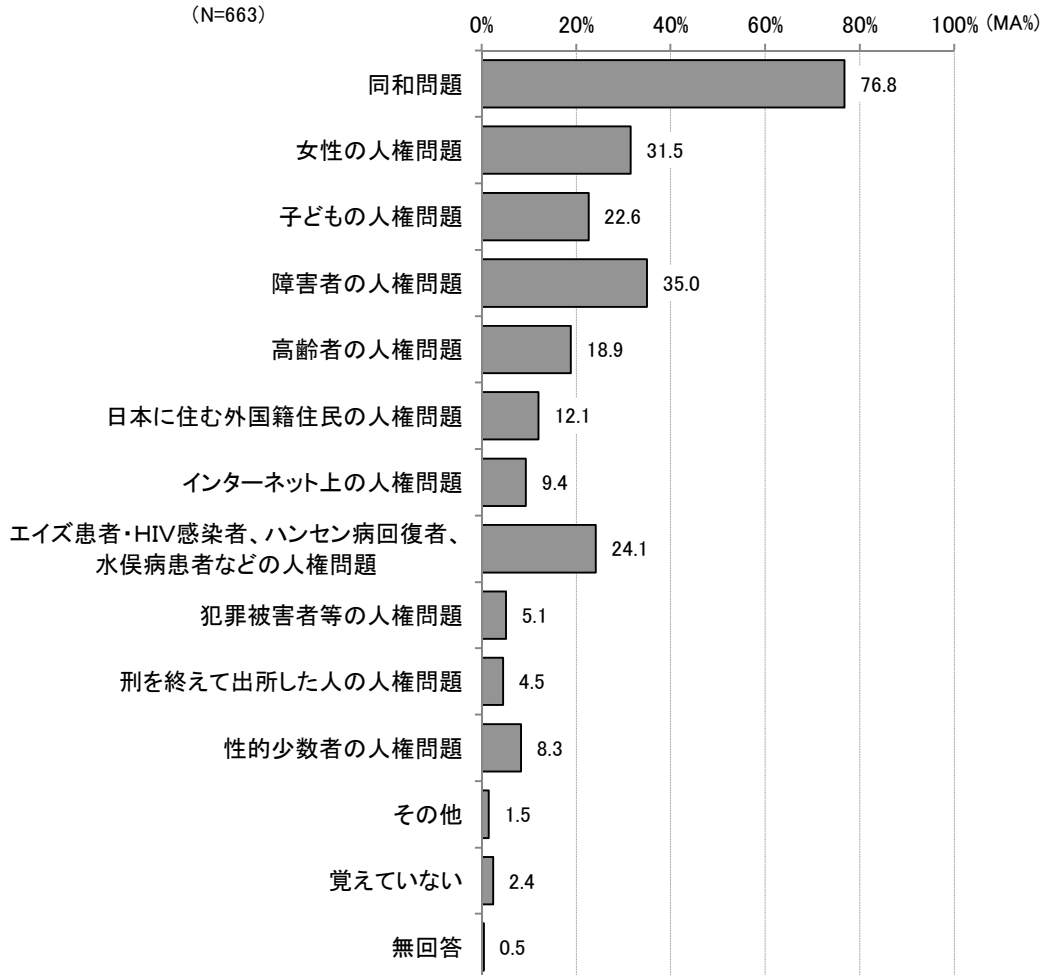


人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の場については、「小学校で学んだもの」が 38.4%で最も高く、次いで「中学校で学んだもの」が 29.5%、「職場の研修で学んだもの」が 23.2%となっている。(図表 10-3)

(4) 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野

問 46 問 45 で「1～8」と答えた方にお聞きします。
 それはどのような分野でしたか。また、どのような手法でしたか。
 (それぞれあてはまる番号すべてに○)

【図表 10-4 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野】



人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野については、「同和問題」が76.8%で最も高く、他の回答項目を大きく上回っている。次いで「障害者の人権問題」が35.0%、「女性の人権問題」が31.5%となっている。(図表 10-4)

【図表 10-4-1 年齢別 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野】

上段(人) 下段(%)		問46														
		問45で「1～8」と答えた方にお聞きます。														
		それはどのような分野でしたか。また、どのような手法でしたか。 【分野】														
		【複数回答】														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
		同和問題	女性の人権問題	子どもの人権問題	障害者の人権問題	高齢者の人権問題	日本に住む外国籍住民の人権問題	インターネット上の人権問題	水俣病患者などの人権問題	エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者、	犯罪被害者等の人権問題	刑を終えて出所した人	性的少数者の人権問題	その他	覚えていない	無回答
年齢別	20歳未満	37 100.0	21 56.8	17 45.9	16 43.2	16 43.2	11 29.7	7 18.9	13 35.1	23 62.2	2 5.4	1 2.7	7 18.9	2 5.4	1 2.7	0 0.0
	20歳代	61 100.0	29 47.5	20 32.8	15 24.6	38 62.3	15 24.6	7 11.5	10 16.4	27 44.3	2 3.3	2 3.3	6 9.8	2 3.3	2 3.3	0 0.0
	30歳代	113 100.0	82 72.6	27 23.9	28 24.8	35 31.0	20 17.7	10 8.8	6 5.3	35 31.0	3 2.7	4 3.5	9 8.0	1 0.9	6 5.3	0 0.0
	40歳代	133 100.0	116 87.2	36 27.1	26 19.5	46 34.6	21 15.8	14 10.5	12 9.0	23 17.3	6 4.5	4 3.0	9 6.8	2 1.5	1 0.8	0 0.0
	50歳代	121 100.0	105 86.8	34 28.1	20 16.5	34 28.1	21 17.4	18 14.9	10 8.3	21 17.4	6 5.0	7 5.8	14 11.6	1 0.8	1 0.8	1 0.8
	60歳代	111 100.0	91 82.0	43 38.7	25 22.5	37 33.3	19 17.1	17 15.3	8 7.2	17 15.3	5 4.5	7 6.3	5 4.5	0 0.0	1 0.9	0 0.0
	70歳以上	85 100.0	63 74.1	31 36.5	19 22.4	25 29.4	18 21.2	7 8.2	3 3.5	14 16.5	10 11.8	5 5.9	5 5.9	2 2.4	4 4.7	2 2.4

人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野を年齢別でみると、30歳代以上では「同和問題」が7割を超え最も高く、また他の回答項目を大きく上回っている。20歳代では「障害者の人権問題」が62.3%で最も高く、次いで「同和問題」が47.5%となっている。20歳未満では「エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者、水俣病患者などの人権問題」が62.2%で最も高く、次いで「同和問題」が56.8%となっている。(図表 10-4-1)

【図表 10-4-2 職業別 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野】

上段(人) 下段(%)		問46														
		問45で「1～8」と答えた方にお聞きます。														
		それはどのような分野でしたか。また、どのような手法でしたか。 【分野】														
		【複数回答】														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
		同和問題	女性の 人権問題	子ども の人権問題	障害者 の人権問題	高齢者 の人権問題	日本に住む 外国人 籍住民 の人権 問題	インタ ーネッ ト上の 人 権問題	エイズ 患者・ ハンセ ン病回 復者、 水俣病 患者な どの人 権問題	エイズ 患者・ H I V 感染 者	犯罪被 害者等 の人権 問題	刑を終 えて出 所した 人 の人権 問題	性的少 数者の 人権問 題	その他	覚えて いない	無回答
職業別	自営業	56 100.0	48 85.7	15 26.8	13 23.2	17 30.4	12 21.4	8 14.3	3 5.4	10 17.9	4 7.1	3 5.4	3 5.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	29名以下規模の 民間企業	35 100.0	28 80.0	10 28.6	7 20.0	11 31.4	4 11.4	5 14.3	2 5.7	14 40.0	3 8.6	1 2.9	7 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	30名以上499名以下 規模の民間企業	79 100.0	62 78.5	15 19.0	8 10.1	19 24.1	13 16.5	3 3.8	3 3.8	17 21.5	0 0.0	2 2.5	3 3.8	1 1.3	3 3.8	0 0.0
	500名以上規模の 民間企業	77 100.0	61 79.2	31 40.3	14 18.2	34 44.2	15 19.5	12 15.6	13 16.9	24 31.2	3 3.9	4 5.2	9 11.7	1 1.3	1 1.3	1 1.3
	官公庁	17 100.0	13 76.5	6 35.3	7 41.2	9 52.9	6 35.3	5 29.4	1 5.9	2 11.8	1 5.9	0 0.0	3 17.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	学校関係	32 100.0	28 87.5	11 34.4	18 56.3	19 59.4	5 15.6	9 28.1	10 31.3	8 25.0	1 3.1	0 0.0	5 15.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	非正規雇用	90 100.0	70 77.8	29 32.2	18 20.0	26 28.9	20 22.2	10 11.1	7 7.8	14 15.6	6 6.7	6 6.7	7 7.8	2 2.2	3 3.3	0 0.0
	生徒・学生	44 100.0	25 56.8	19 43.2	18 40.9	22 50.0	13 29.5	7 15.9	13 29.5	25 56.8	3 6.8	2 4.5	7 15.9	2 4.5	1 2.3	0 0.0
	家事専業	107 100.0	74 69.2	26 24.3	17 15.9	27 25.2	11 10.3	6 5.6	4 3.7	23 21.5	4 3.7	0 0.0	2 1.9	1 0.9	6 5.6	0 0.0
	無職	111 100.0	90 81.1	42 37.8	26 23.4	39 35.1	21 18.9	14 12.6	4 3.6	19 17.1	8 7.2	8 7.2	7 6.3	3 2.7	2 1.8	2 1.8
	その他	11 100.0	7 63.6	4 36.4	3 27.3	6 54.5	3 27.3	0 0.0	1 9.1	3 27.3	0 0.0	3 27.3	1 9.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0

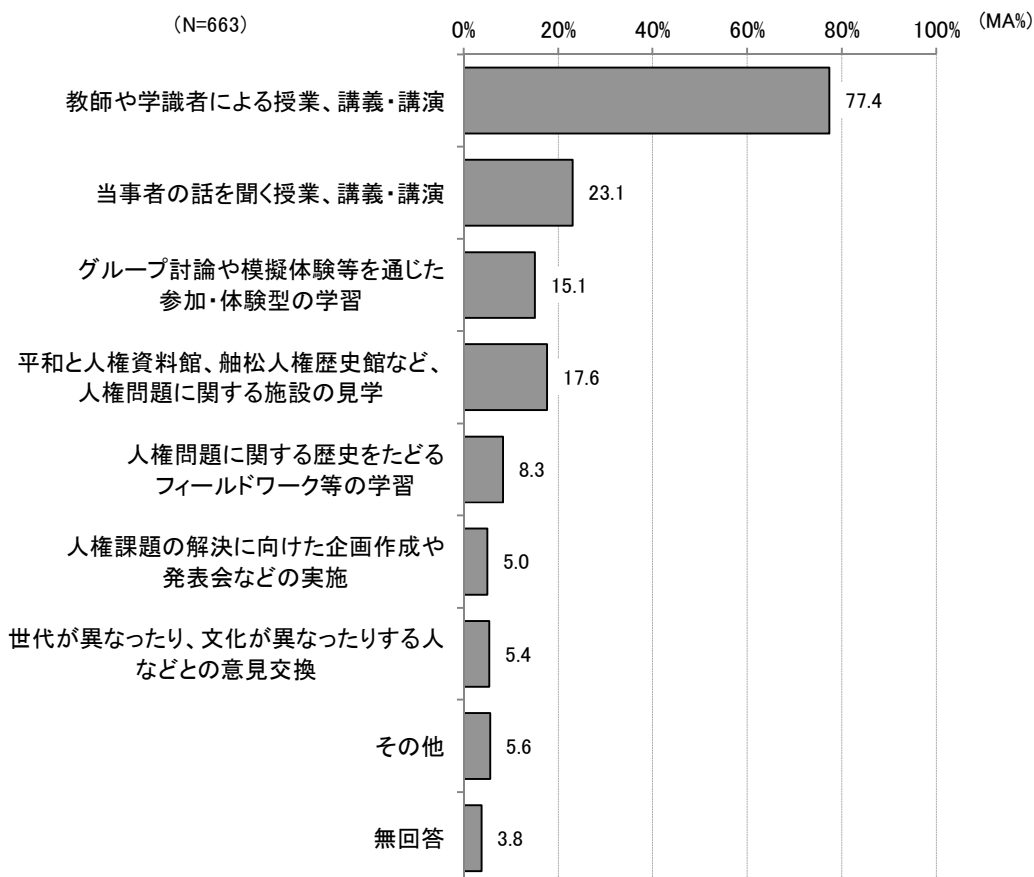
人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野を職業別でみると、生徒・学生を除く職業ではすべて「同和問題」が最も高くなっている。生徒・学生では「同和問題」と「エイズ患者・H I V感染者、ハンセン病回復者、水俣病患者などの人権問題」が同率で最も高くなっている。

500名規模以上の民間企業、官公庁、学校関係、生徒・学生はそれ以外の職業と比べて割合が高い学習分野が多くなっている。(図表 10-4-2)

(5) 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の手法

問 46 問 45 で「1～8」と答えた方にお聞きします。
それはどのような分野でしたか。また、どのような手法でしたか。
(それぞれあてはまる番号すべてに○)

【図表 10-5 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の手法】



人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の手法については、「教師や学識者による授業、講義・講演」が 77.4%で最も高く、また他の回答項目を大きく上回っている。次いで「当事者の話を聞く授業、講義・講演」が 23.1%、「平和と人権資料館、舩松人権歴史館など、人権問題に関する施設の見学」が 17.6%となっている。(図表 10-5)

【図表 10-5-1 年齢別 人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の手法】

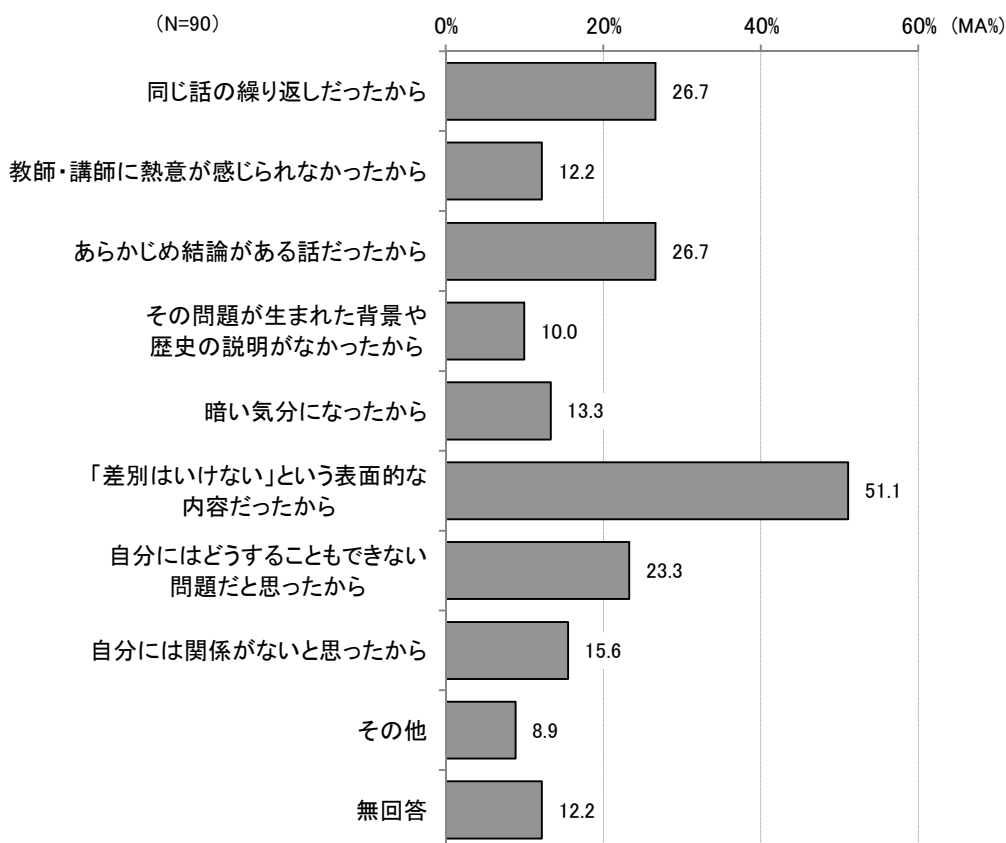
上段(人) 下段(%)		問46											
		問45で「1～8」と答えた方にお聞きします。											
		それはどのような分野でしたか。また、どのような手法でしたか。 【手法】											
		【複数回答】											
		1	2	3	4	5	6	7	8				
		業教師や学識者による授	業、講義・講演	型等の学習	グループ討論や模擬体験	平和と人権資料館、船松人権歴史館など、人権問題に関する施設の見学	ワーク等の学習	人権問題に関する歴史	どの企画作成や発表会など	人権課題の解決に向けた意見交換	世代が異なったり、文化が異なったりする人	その他	無回答
年齢別	20歳未満	37 100.0	28 75.7	13 35.1	10 27.0	10 27.0	1 2.7	0 0.0	0 0.0	2 5.4	1 2.7		
	20歳代	61 100.0	48 78.7	18 29.5	16 26.2	12 19.7	5 8.2	6 9.8	5 8.2	2 3.3	2 3.3		
	30歳代	113 100.0	91 80.5	30 26.5	17 15.0	18 15.9	5 4.4	1 0.9	3 2.7	5 4.4	5 4.4		
	40歳代	133 100.0	106 79.7	22 16.5	17 12.8	23 17.3	11 8.3	6 4.5	4 3.0	8 6.0	4 3.0		
	50歳代	121 100.0	109 90.1	24 19.8	14 11.6	20 16.5	7 5.8	6 5.0	4 3.3	6 5.0	2 1.7		
	60歳代	111 100.0	78 70.3	22 19.8	17 15.3	22 19.8	20 18.0	8 7.2	7 6.3	9 8.1	2 1.8		
	70歳以上	85 100.0	53 62.4	24 28.2	8 9.4	11 12.9	6 7.1	6 7.1	13 15.3	5 5.9	8 9.4		

人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の手法を年齢別でみると、いずれの年齢でも「教師や学識者による授業、講義・講演」が最も高く、また他の回答項目を大きく上回っている。(図表 10-5-1)

(6) 人権意識を高めるうえで良い内容だと思う学習がなかった理由

問 47 問 45 で「9. 良い内容だと思うものはなかった」と答えた方にお聞きします。
そう思う理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

【図表 10-6 人権意識を高めるうえで良い内容だと思う学習がなかった理由】



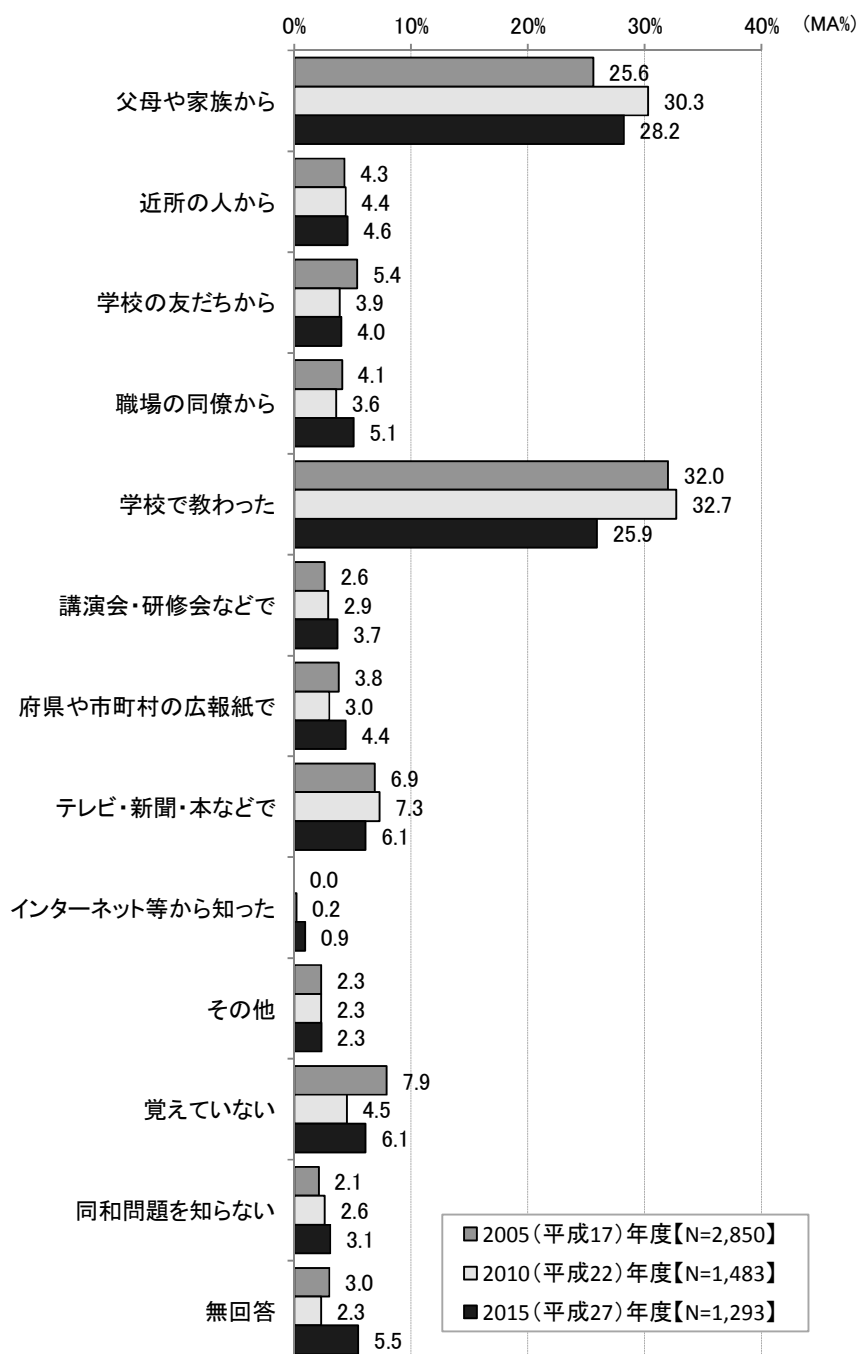
人権意識を高めるうえで良い内容だと思う学習がなかった理由については、「「差別はいけない」という表面的な内容だったから」が 51.1%で最も高く、次いで「同じ話の繰り返しだったから」と「あらかじめ結論がある話だったから」が 26.7%、「自分にはどうすることもできない問題だと思ったから」が 23.3%となっている。(図表 10-6)

Ⅲ 経年比較

1 同和問題について

(1) 同和問題や被差別部落を知った経緯（問8）

【図表 1-1 同和問題や被差別部落を知った経緯の推移】

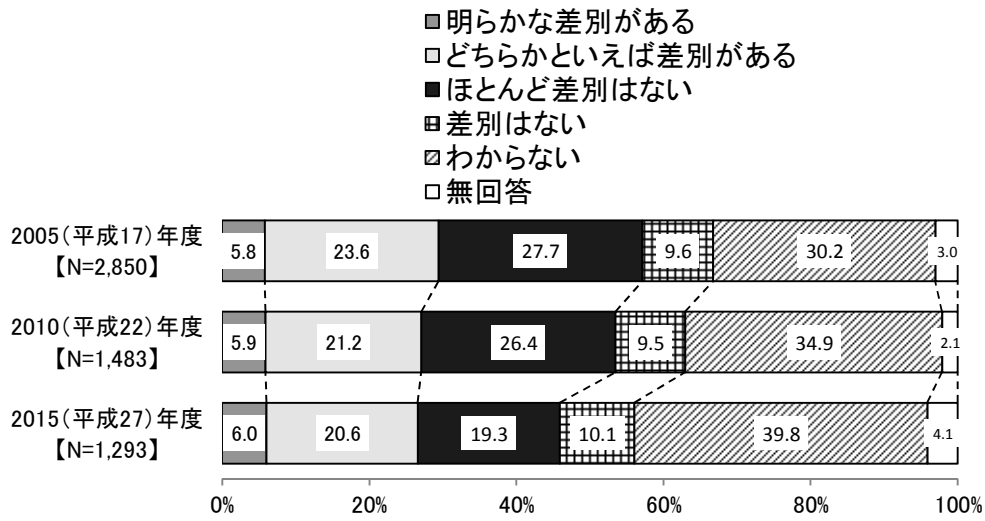


同和問題や被差別部落を知った経緯の推移をみると、前々回調査（2005（平成17）年度）、前回調査（2010（平成22）年度）、今回調査（2015（平成27）年度）ともに「父母や家族から」と「学校で教わった」が高くなっている。

「学校で教わった」は、前々回・前回調査では3割あまりだったが、今回調査では3割を下回っている。（図表1-1）

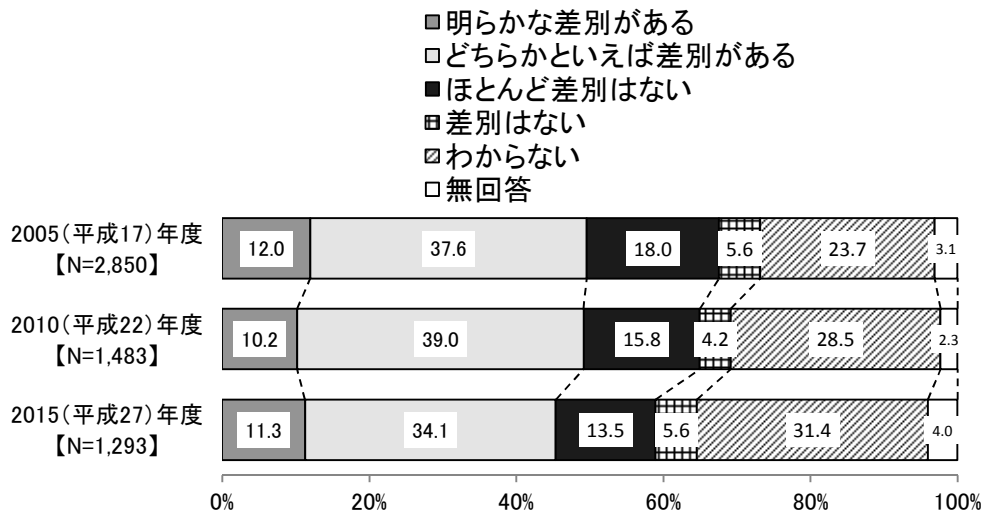
(2) 就職、結婚、引っ越しや住宅の購入時の部落差別について (問9)

【図表 1-2-1 ア. 就職についての部落差別の推移】



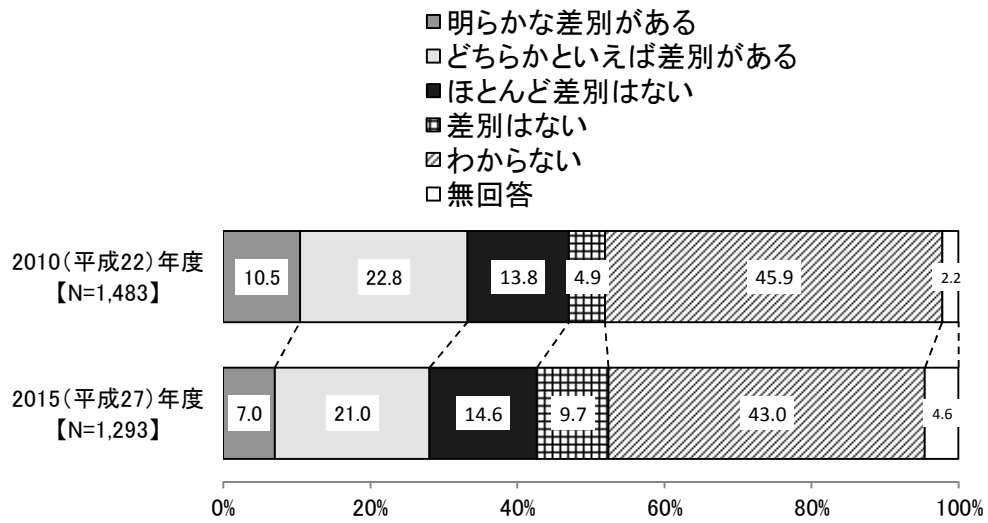
「ア. 就職について」の部落差別の推移をみると、「差別がある」は大きな変化はみられないが、「差別はない」が減少し、「わからない」が増加している傾向がみられる。(図表 1-2-1)

【図表 1-2-2 イ. 結婚についての部落差別の推移】



「イ. 結婚について」の部落差別の推移をみると、前回調査は前々回調査と比べて「差別がある」に大きな変化はみられなかったが、今回調査は前回調査と比べて3.8ポイント減少している。(図表 1-2-2)

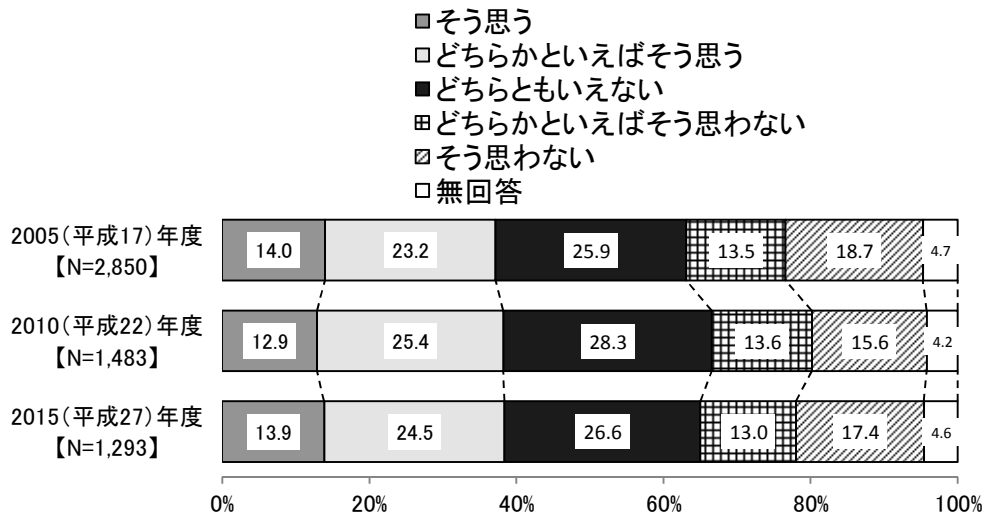
【図表 1-2-3 ウ. 引っ越しや住宅の購入に際しての部落差別の推移】



「ウ. 引っ越しや住宅の購入に際して」の部落差別の推移をみると、“差別がある”が5.3ポイント減少し、“差別はない”が5.6ポイント増加している。(図表 1-2-3)

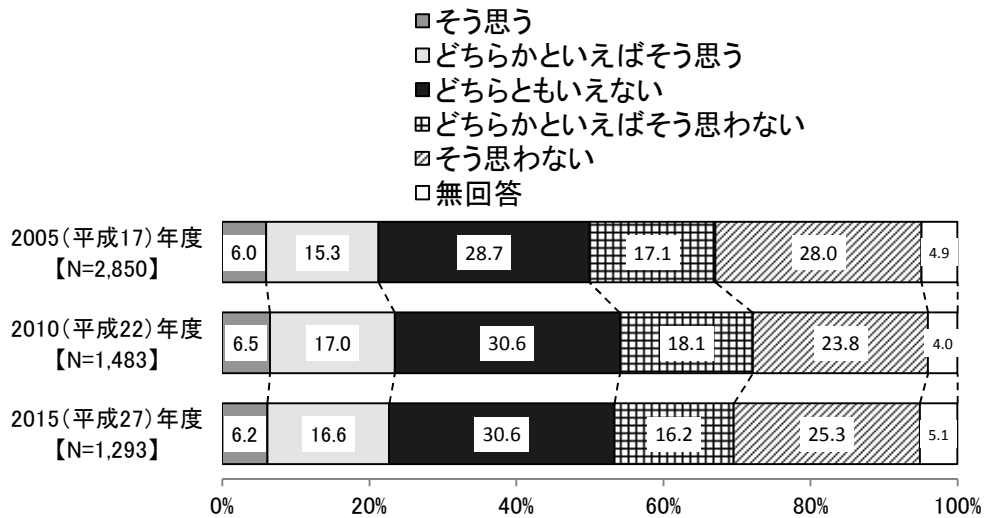
(3) 同和問題についての考え方 (問 10)

【図表 1-3-1 ア. 部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話であるの推移】



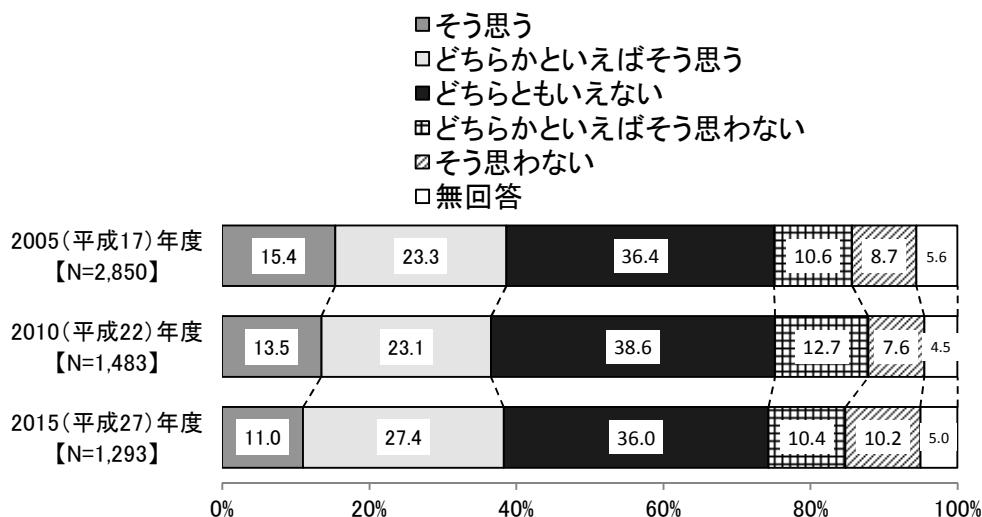
「ア. 部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である」の推移をみると、“肯定派”と“否定派”の割合に大きな変化はみられない。(図表 1-3-1)

【図表 1-3-2 イ. 同和地区の人々と、深く関わることにはためらいを感じるの推移】



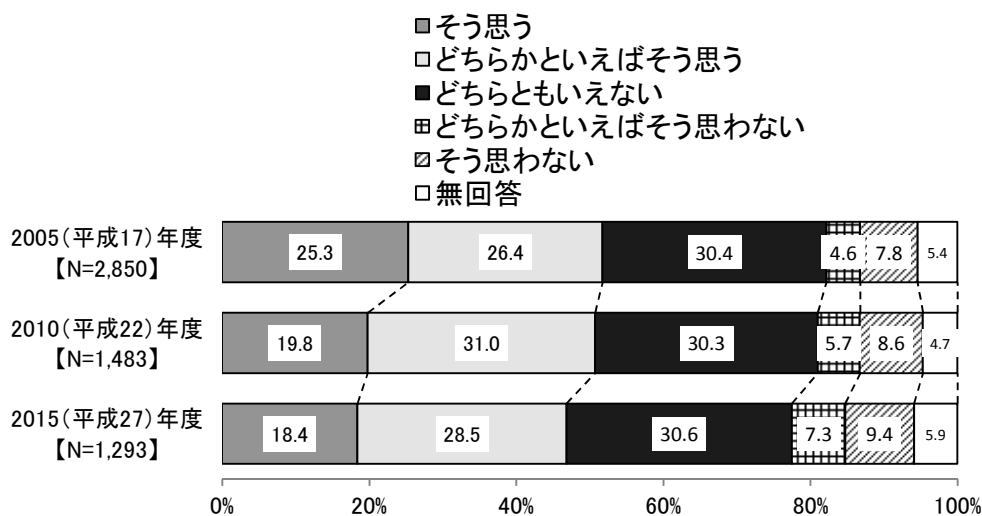
「イ. 同和地区の人々と、深く関わることにはためらいを感じる」の推移をみると、“肯定派”と“否定派”の割合に大きな変化はみられない。(図表 1-3-2)

【図表 1-3-3 ウ. 今まで差別されてきた同和地区の人々のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できるの推移】



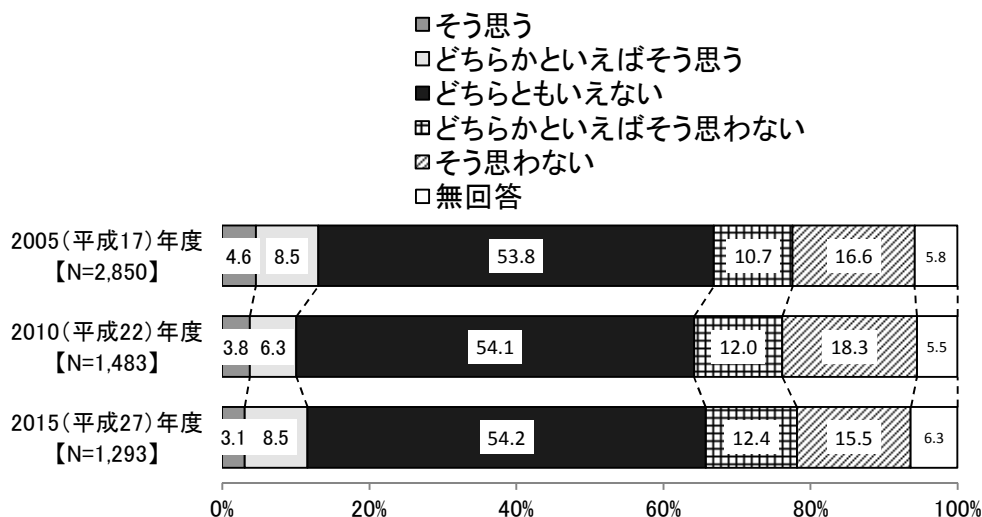
「ウ. 今まで差別されてきた同和地区の人々のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる」の推移をみると、「肯定派」と「否定派」の割合に大きな変化はみられない。(図表 1-3-3)

【図表 1-3-4 エ. 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになるの推移】



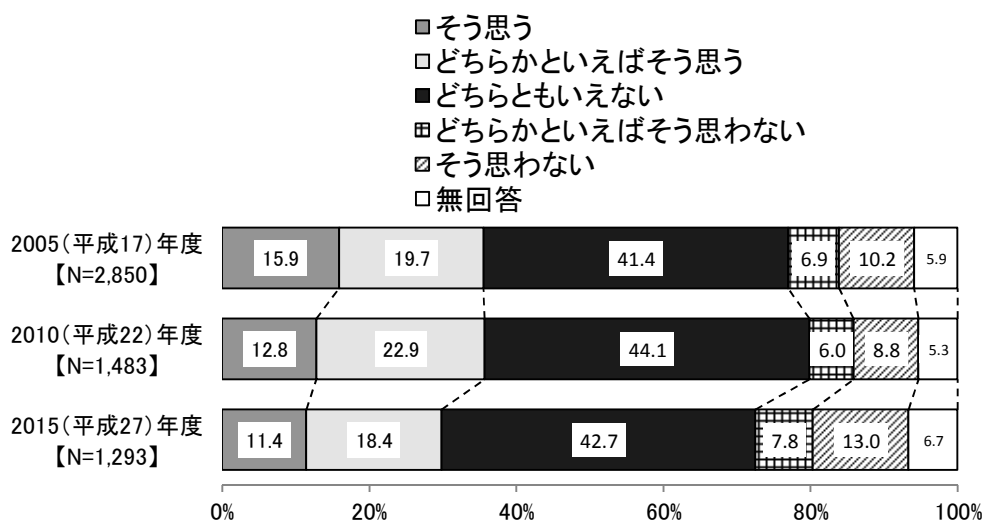
「エ. 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになる」の推移をみると、「肯定派」が減少し、「否定派」が増加している傾向がややみられる。(図表 1-3-4)

【図表 1-3-5 オ. 同和地区の人々には、差別されるくやしさを知っているだけに、
人として思いやりがある人が多いの推移】



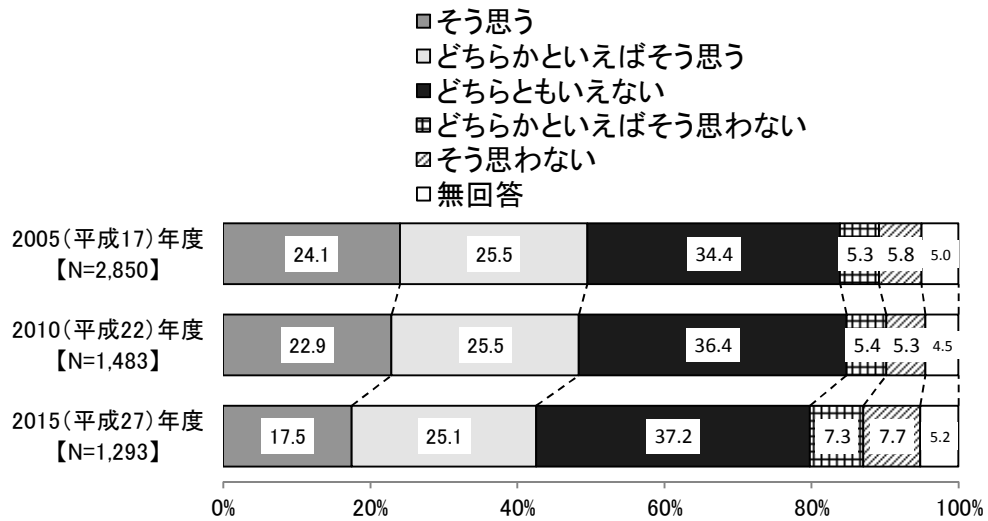
「オ. 同和地区の人々には、差別されるくやしさを知っているだけに、人として思いやりがある人が多い」の推移をみると、“肯定派”と“否定派”の割合に大きな変化はみられない。(図表 1-3-5)

【図表 1-3-6 カ. 同和地区の人は何かあると集団でおしかけてくるの推移】



「カ. 同和地区の人は何かあると集団でおしかけてくる」の推移をみると、前回調査は前々回調査と比べて大きな変化はみられなかったが、今回調査は前回調査と比べて“肯定派”が5.9ポイント減少し、“否定派”が6ポイント増加している。(図表 1-3-6)

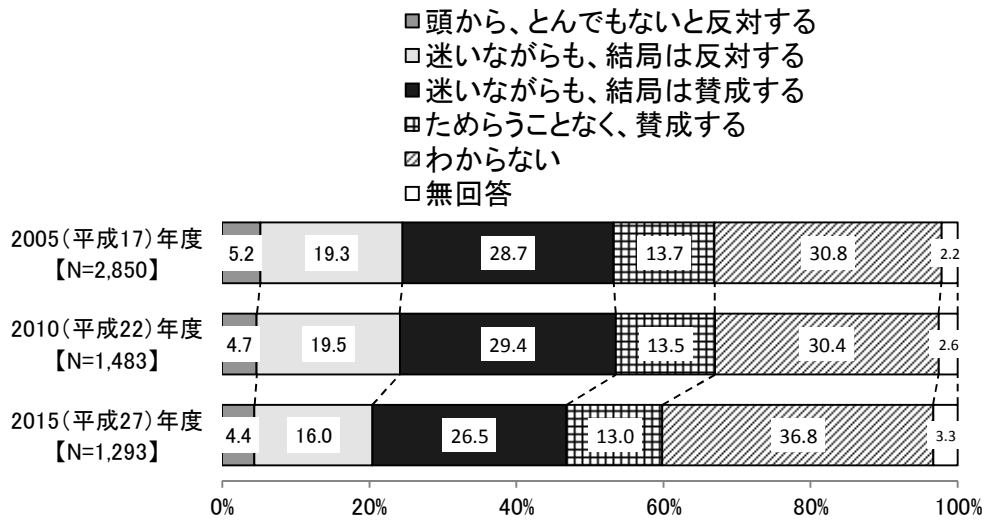
【図表 1-3-7 キ. 同和地区の人々は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎるの推移】



「キ. 同和地区の人々は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる」の推移をみると、前回調査は前々回調査と比べて大きな変化はみられなかったが、今回調査は前回調査と比べて“肯定派”が 5.8 ポイント減少し、“否定派”が 4.3 ポイント増加している。(図表 1-3-7)

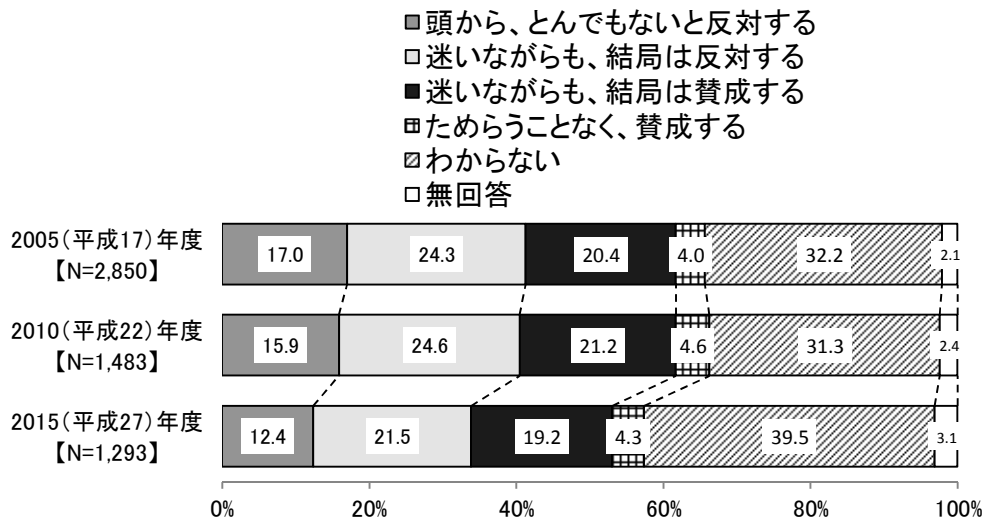
(4) 同和地区の方との結婚について (問 11)

【図表 1-4-1 ①あなたは親として、どのような態度をとるとお考えですかの推移】



「①あなたは親として、どのような態度をとるとお考えですか」の推移をみると、前回調査は前々回調査と比べて大きな変化はみられなかったが、今回調査は前回調査と比べて“反対派”が3.8ポイント減少しているが、“賛成派”も3.4ポイント減少している。(図表 1-4-1)

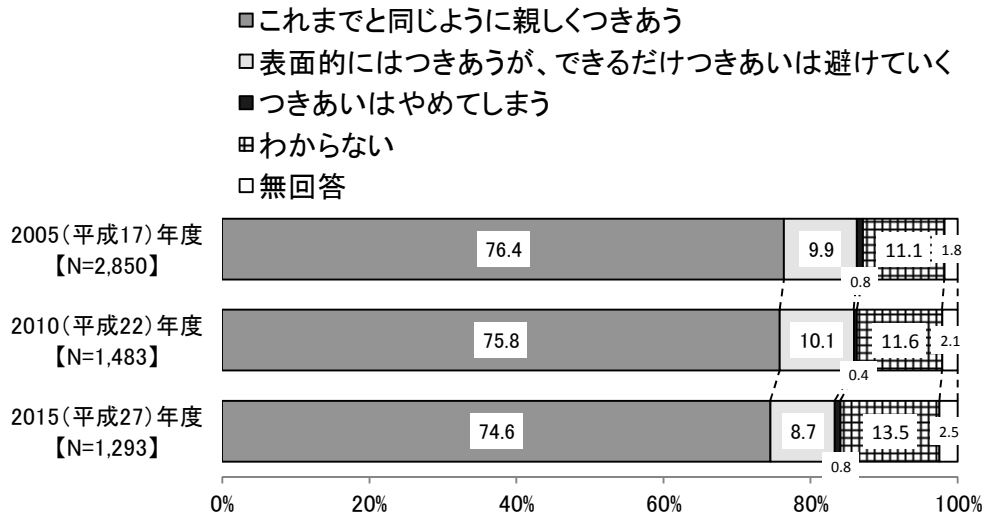
【図表 1-4-2 ②あなたの身近な親類は、どのような態度をとるとお考えですかの推移】



「②あなたの身近な親類は、どのような態度をとるとお考えですか」の推移をみると、前回調査は前々回調査と比べて大きな変化はみられなかったが、今回調査は前回調査と比べて“反対派”が6.6ポイント減少しているが、“賛成派”も2.3ポイント減少している。(図表 1-4-2)

(5) 日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合（問 12）

【図表 1-5 日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合の推移】

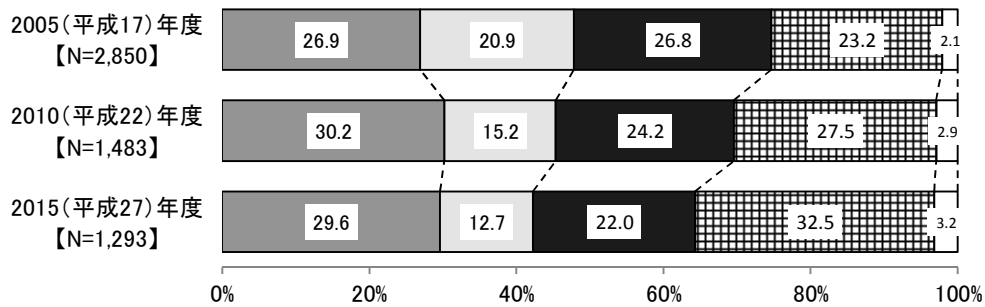


日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合の推移をみると、「これまでと同じように親しく付き合う」は減少している傾向がややみられる。（図表 1-5）

(6) 同和地区内で住宅を購入、賃貸することについて（問 13）

【図表 1-6 同和地区内で住宅を購入、賃貸することについての推移】

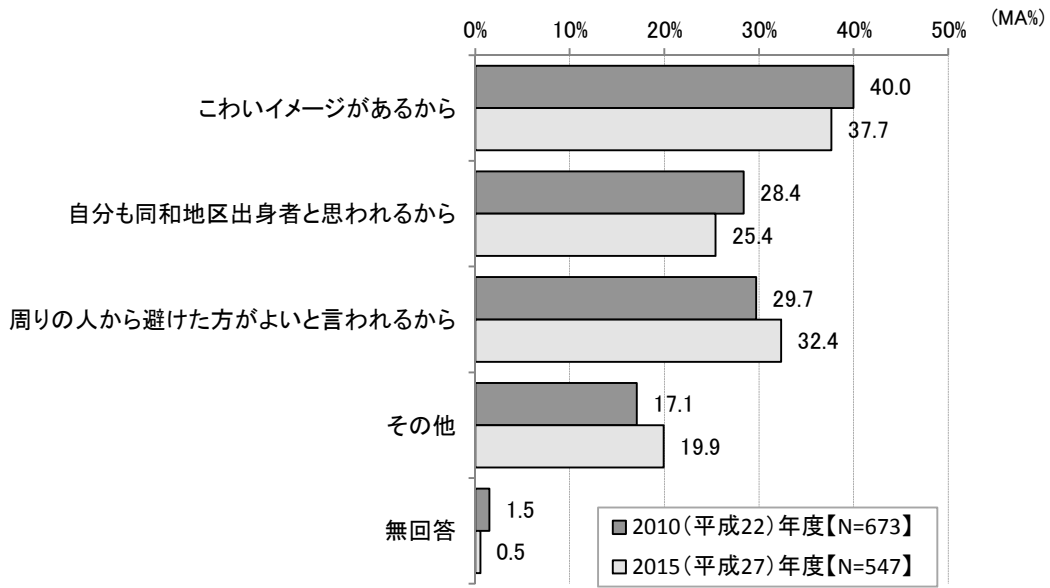
- 同和地区や同じ小中学校区にある物件は避けると思う
 同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う
 いずれにあってもこだわらないと思う
 わからない
 無回答



同和地区内で住宅を購入、賃貸することについての推移をみると、“同和地区を避ける”は減少している傾向がみられるが、「いずれにあってもこだわらないと思う」も減少している傾向がみられる。（図表 1-6）

(7) 同和地区を避ける理由 (問 14)

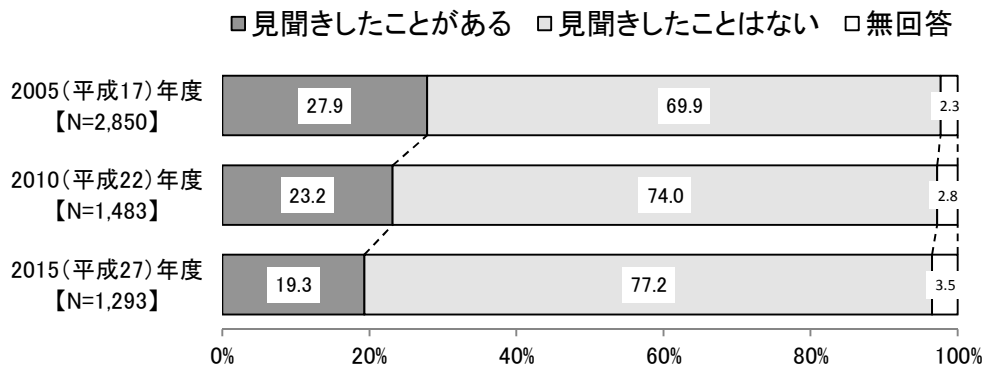
【図表 1-7 同和地区を避ける理由の推移】



同和地区を避ける理由の推移をみると、今回調査は前回調査と比べて「こわいイメージがあるから」と「自分も同和地区出身者と思われるから」がそれぞれ 2.3 ポイント、3 ポイント減少し、「周りの人から避けた方がよいと言われるから」が 2.7 ポイント増加している。(図表 1-7)

(8) 同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験 (問 15)

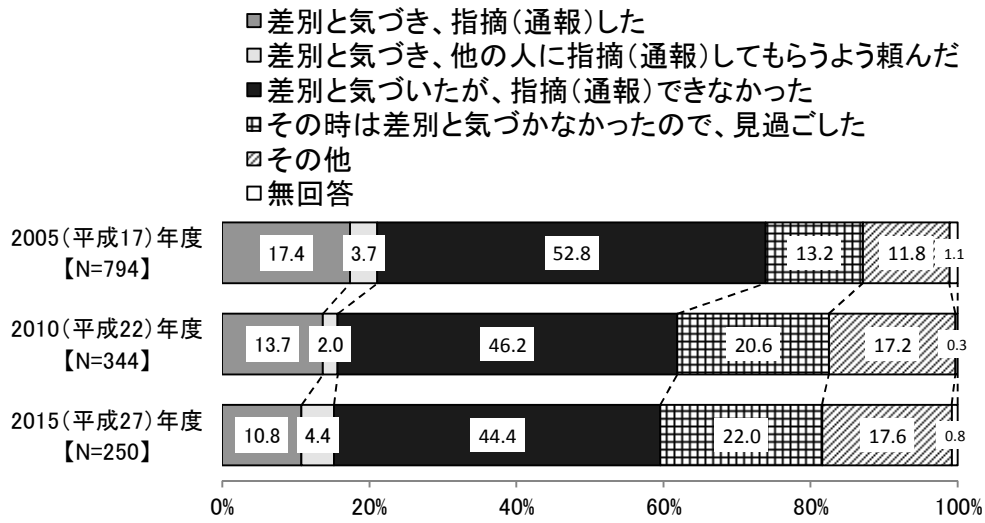
【図表 1-8 同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験の推移】



同和地区の人々への差別的な言動などを見聞きした経験の推移をみると、「見聞きしたことがある」は減少している傾向がみられる。(図表 1-8)

(9) 同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応 (問 16)

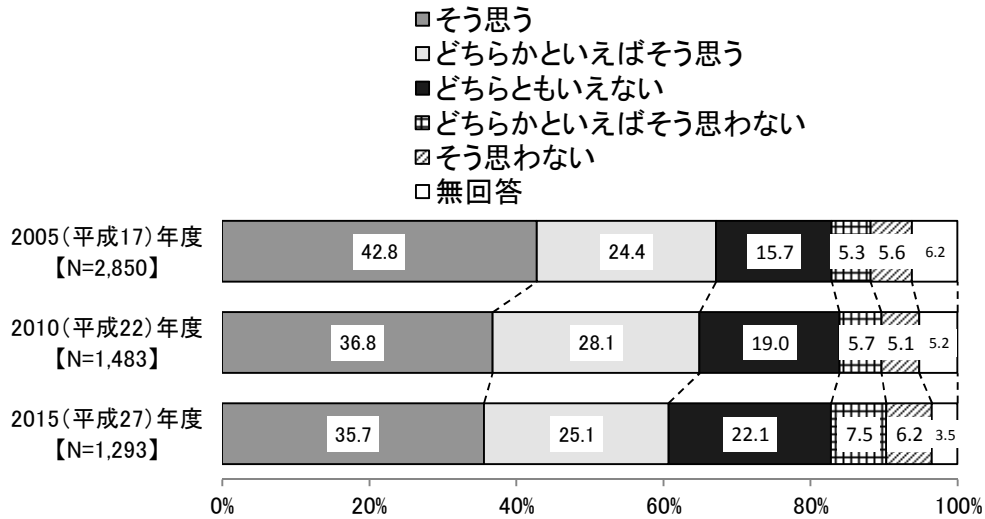
【図表 1-9 同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応の推移】



同和地区の人々への差別を見聞きした時の対応の推移をみると、“指摘した”は減少している傾向がみられる。(図表 1-9)

(10) 部落差別をなくす方法に関する意見 (問 17)

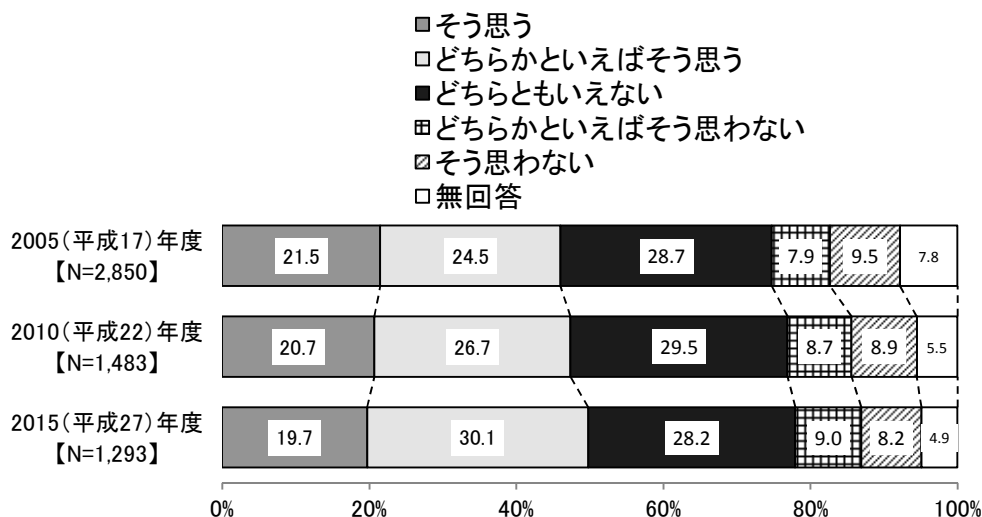
【図表 1-10-1 ア. 「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいたほうがよいの推移】



「ア. 「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいたほうがよい」の推移をみると、“否定派”は前々回・前回調査と比べて約3ポイント増加している。“肯定派”は減少している傾向がみられる。(図表 1-10-1)

【図表 1-10-2 イ. 同和地区の人々が安定した仕事につき暮らしが良くなれば、

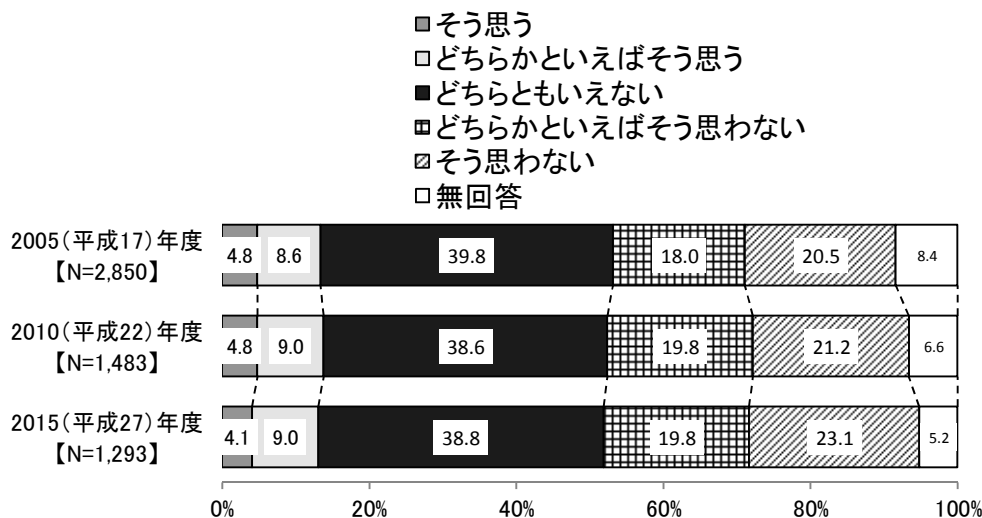
部落差別はなくなるの推移】



「イ. 同和地区の人々が安定した仕事につき暮らしが良くなれば、部落差別はなくなる」の推移をみると、“否定派”は大きな変化はみられないが、“肯定派”は増加している傾向がややみられる。(図表 1-10-2)

【図表 1-10-3 ウ. 同和地区の人々が、もっと積極的に差別の不当性を訴えて、

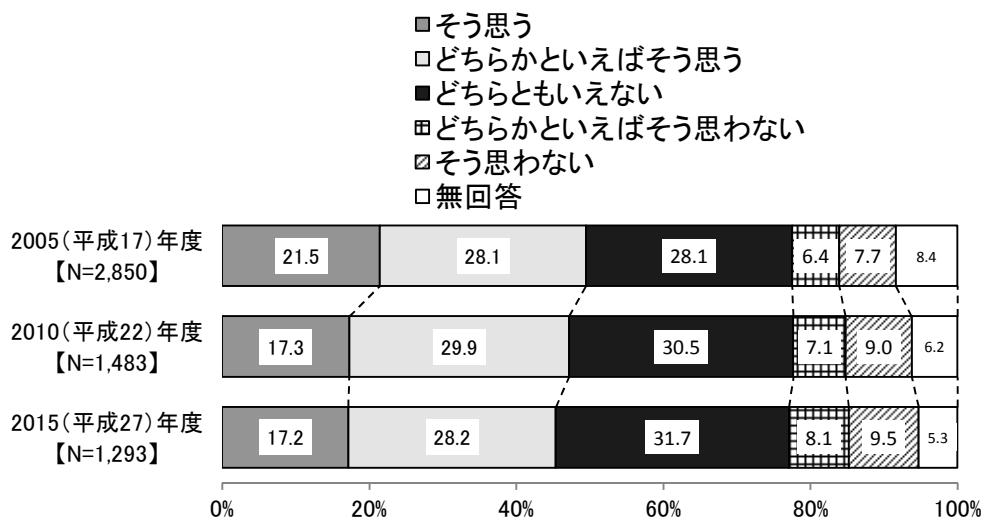
人々に働きかければ、差別はなくなるの推移】



「ウ. 同和地区の人々が、もっと積極的に差別の不当性を訴えて、人々に働きかければ、差別はなくなる」の推移をみると、“肯定派”は大きな変化はみられないが、“否定派”は増加している傾向がややみられる。(図表 1-10-3)

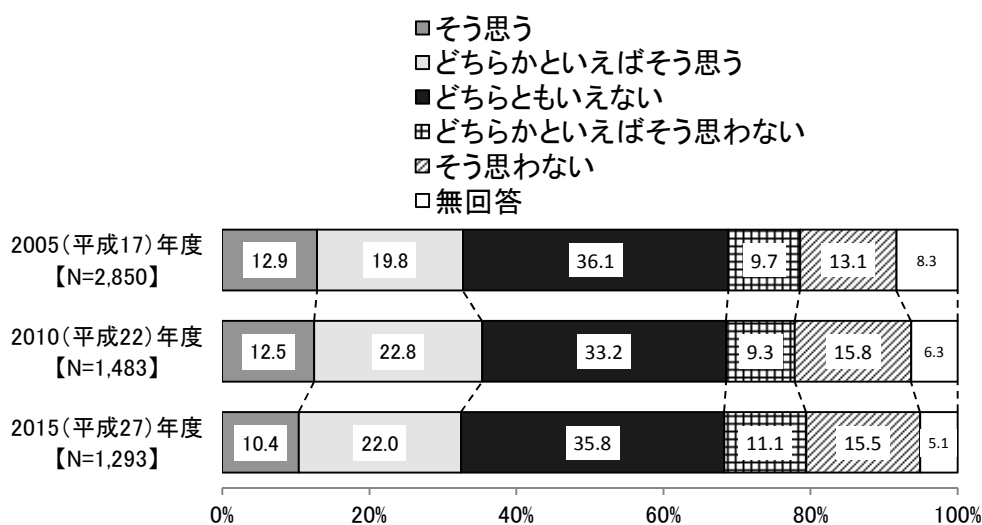
【図表 1-10-4 エ. 私たちが、もっと人権意識にめざめ、

差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなるの推移】



「エ. 私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる」の推移をみると、“肯定派”が減少し、“否定派”が増加している傾向がややみられる。(図表 1-10-4)

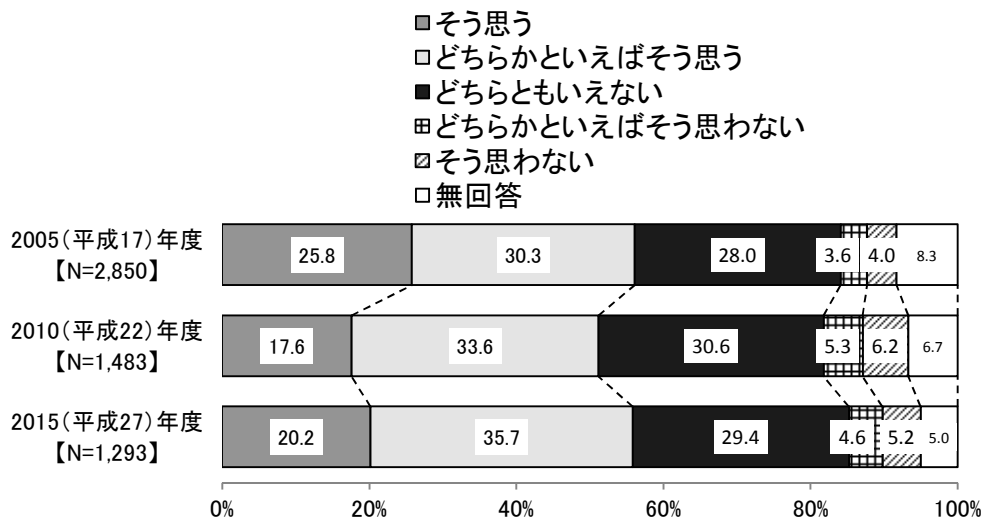
【図表 1-10-5 オ. 同和地区の人々が、分散して住むようにすれば差別はなくなるの推移】



「オ. 同和地区の人々が、分散して住むようにすれば差別はなくなる」の推移をみると、“肯定派”は前々回調査と比べるとほとんど変化はみられないが、前回調査と比べると 2.9 ポイント減少している。“否定派”は増加している傾向がややみられる。(図表 1-10-5)

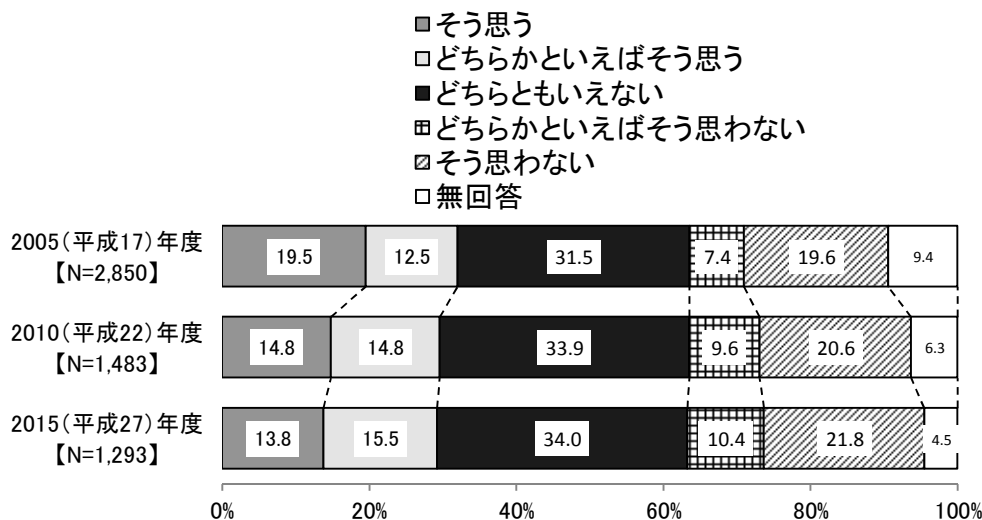
【図表 1-10-6 キ. 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、

協働して差別のない「まちづくり」を進めるの推移】



「キ. 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して差別のない「まちづくり」を進める」の推移をみると、前回調査は前々回調査と比べて“肯定派”が減少し“否定派”が増加したが、今回調査は前回調査と比べて“否定派”については大きな変化はみられないが、“肯定派”が 4.7 ポイント増加している。(図表 1-10-6)

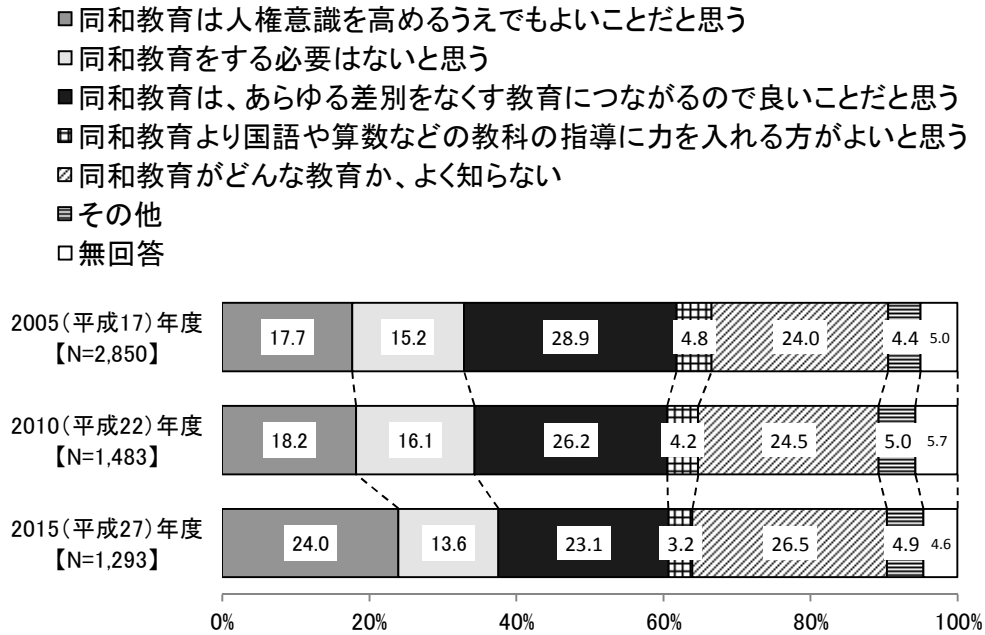
【図表 1-10-7 ク. 法律で差別を禁止するの推移】



「ク. 法律で差別を禁止する」の推移をみると、“肯定派”が減少し、“否定派”が増加している傾向がややみられる。(図表 1-10-7)

(11) 学校での「同和教育」について（問 18）

【図表 1-11 学校での「同和教育」についての推移】



※前々回・前回調査では、「同和教育は、あらゆる差別をなくす教育につながるので良いことだと思う」は「同和教育を通じて、あらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う」となっている。

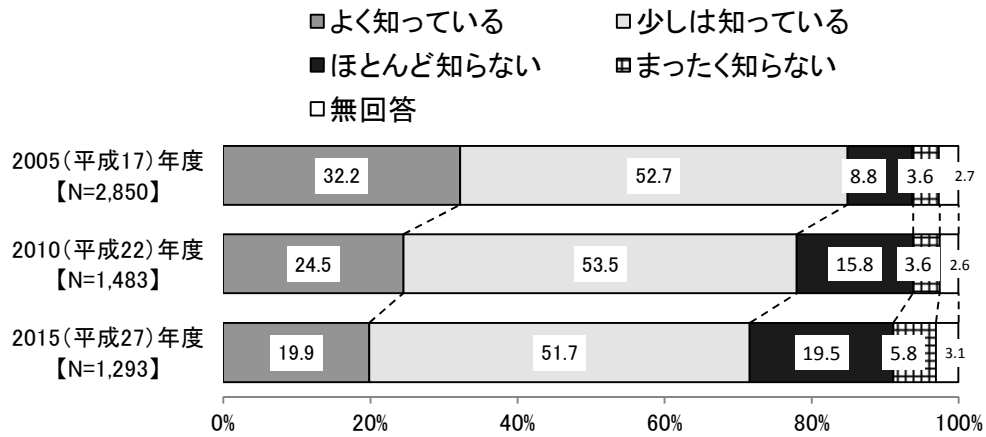
学校での「同和教育」についての推移をみると、「同和教育は人権意識を高めるうえでもよいことだと思う」と「同和教育をする必要はないと思う」については前々回調査と前回調査でおおきな変化はみられなかったが、今回調査は前回調査と比べて「同和教育は人権意識を高めるうえでもよいことだと思う」が5.8ポイント増加、「同和教育をする必要はないと思う」が2.5ポイント減少している。「同和教育は、あらゆる差別をなくす教育につながるので良いことだと思う」は減少している傾向がみられる。

(図表 1-11)

2 日本に住む外国籍住民の人権について

(1) 戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況（問 33）

【図表 2-1 戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況の推移】



戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況の推移をみると、“知っている”が減少し、“知らない”が増加している傾向がみられる。(図表 2-1)

IV 総括

1 人権問題（同和問題を除く）について

はじめに

今回の調査では、これまで堺市で定期的に行われてきた人権意識調査にはなかった新しい質問を多く用意した。これらは、生活に即した意識のあり方を明らかにし、行政の施策や教育、啓発の課題を探ることを目的にしたものであり、「ご自分や身近な人の経験」を問うものや「こういう場合、あなたならどう考えますか」といった質問を加えている。

総括の前半部分では、同和問題以外のさまざまな人権問題に関わる市民の経験と意識に関する調査結果をあらためて整理検討していく。本論部分で結果を細かく提示していない問 20 と末尾に設けた自由記述欄の内容についても、この総括部分で結果の整理を行い、そのなかで適宜同和問題にも触れることをおことわりしておく。

（1）回答者の基本属性（P 4～参照）

各設問の検討に先立ち、回答者の基本属性を整理し、読み取りに際しての留意点を確認しておこう。

年齢については、60 歳代以上が回答者の 45.3%と全体の半数近くを占める。この傾向は市全体の人口構成（37.9%）を反映したものであり、回答者中ではその比率がさらに高くなっている。若い年代にとっては仕事や家事・子育てに追われているため、設問数の多いアンケートに回答いただくことは大きな負担となったことが理由として推測される。いずれにせよ、結果の読み取りに際しては、年齢別の違いに十分留意すべきである。

今回の調査には、近年注目を集めている貧困・生活困窮層の増加という問題に留意し、そうした事態が人々の意識に表れているのではないかと、この観点から「暮らし向き」に関する質問を用意した（問 53 P11 図表 1-6）。その結果は、「大変苦しい」、「やや苦しい」あわせて 3 割弱となっている。「ふつう」という回答が半数近くを占めるが、「ゆとりがある」と答えた層は 2 割にとどまり、「苦しい」とする回答が上回っている。過去に行われた調査で同じ質問を用意していなかったため、変化についての推測は控えるべきだが、貧困・生活の不安定化の拡大が市民の生活にも影響を及ぼしつつあり、その表れとしてこの結果を見るべきだろう。ちなみに、図表としては示していないが、職業別に見ると非正規雇用層で「苦しい」という回答率が高く（全体が 29.1%であるのに対して 44.5%）、生活基盤の不安定性が回答の背景にあることがうかがえる。

以下、アンケートの質問順に回答の傾向や留意すべき点を整理していく。調査結果の該当する部分については本論部分に掲載した図表番号を記しているため、あわせて参照されたい。また、煩雑さを避けるため図表は割愛し、関連する数値だけを文中で示した個所がある。

（2）人権に関する意識と経験

「人権に関する考え方」（問 1）（P 12～参照）

最初の設問では、「人権について、いろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思われますか」と 11 個の項目についての答えを求めた（P12 図表 1-1）。そこから見出せる傾向として、まず「差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」とする考え方に“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」を含む。以下、2 つの選択肢の回答を合計して示す場合に“ ”を用いる）とする回答が 9 割近くを占め、人権問題を自身の問題であるとする受け止めが広がっていることがわかる。

しかし、多数の同意を得た他の項目を見ると、「権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている」（79.9%）、「学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」（63.2%）、「個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ」（51.1%）など、個人の権利主張が強まることに対する否定的な意識が広く持たれていることがわかる。

さらに、「競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない」(66.9%)、「差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」(54.6%)の2項目に過半数を超える同意が示されていることから、個人責任を問う意識の広がりを読み取ることができる。

また、「思いやりややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」に“そう思う”と回答した人が7割近いことにも留意しておきたい。

「人権問題への関心」(問2)(P14~参照)

多様な人権問題の分野を示し、それぞれについての関心の有無を答えてもらう問2の答えを見ると(P14 図表1-2)、まず「女性」、「子ども」、「障害者」、「高齢者」という、自分たちに身近なテーマについて「関心がある」という回答が8割以上の高い率となっていることがわかる。また、「犯罪被害者等の人権問題」については、直接関わるのが少ないテーマであるにもかかわらず関心度が高く、これは近年の事件報道等を通して注目を集めたことの結果であろうと推測される。

なお、「関心がある」と回答した人のなかには、当該の人権問題に関して否定的な「関心」を抱いている人が含まれる可能性があることにも留意しておく必要がある。

「人権問題で暮らしにくさを感じている人」(問3)(P21~参照)

自分や身近な人が、問2のそれぞれの人権問題に関して暮らしにくさを感じているかどうかを問3でたずねている(P21 図表1-3)。自分も含め「そのような人は身近にはいない」と答える人が多数を占めているが、先に「身近な」テーマとして整理した「女性」、「子ども」、「障害者」、「高齢者」については「感じている」という回答がやや高くなっている。「自分自身が感じている」と答えた人は、「女性」については7.9%(女性だけに限ると9.8%)、「子ども」が6.2%、「障害者」については7.1%、「高齢者」では10.6%(70歳以上に限ると21.8%)となっており、当事者として暮らしにくさを感じている人が無視できない比率でいることが注目される。また、これらの項目については「家族」や「親しい友人」が暮らしにくさを感じていると答える人の率が比較的高くなっていることにも留意する必要がある。

さらに、「外国籍住民の人権問題」、「インターネット上の人権問題」についても、回答率は低いとはいえ、「暮らしにくさを感じている」市民が一定数存在している。

「他人から傷つけられた経験」(問4)(P23~参照)

問4では、「日常生活の中で、他人から傷つけられたと感じたことはありますか」と問うている。続く問5の回答からその内容を知ることができるが、「噂、悪口・陰口」で傷つけられた経験が最多となっている他、体罰や暴力、ハラスメントなども含まれており、これらは「人権侵害」と捉えるべきものである。

「傷つけられたと感じたこと」が「ある」と回答者の4割が答えており(図表2-1)、深刻な実態を表すものと受け止める必要がある。さらに、年齢別では(図表2-1-1)、若い世代で多く経験され高齢層では少ないという顕著な違いが見られる。人権侵害だと気づく感覚、人権意識が若い世代に定着していることの表れとして解釈できる面もあるだろう。

「他人から傷つけられた内容と傷つけられた相手」(問5)(P25~参照)

それでは、「傷つけられたと感じたこと」は、どのような内容なのだろうか。問5は、先の間4で「ある」と回答した人のみが答える設問となっており、本論ではその集計結果を記載している。厳密な結果の集計としてはそれでいいのだが、ここでは市民のうちのどれほどの人がどのような経験をしているのかを把握する手がかりとして、回答者すべてを母数として結果を再集計したものを示す。P171 図表1がその結果であり、「噂や悪口・陰口」の被害を受けた人が29.2%と最も多く、「いじめ・嫌がらせ・仲間はずれ」の22.1%から「インターネットで名誉や信用を傷つけられた」の5.6%まで続いている。これらの項目のすべてが深刻な人権侵害経験であり、そのなかでも「体罰を受けた」、「暴力や虐待を受けた」と答える人がそれぞれ1割弱という結果について、あらためて向き合う必要があるだろう。

この人権侵害経験については男女の経験の違いにも留意しておく必要がある。問4の結果を性別で見ると「ある」の比率が男性の34.0%に対して女性では45.6%となっており、1割ほど上回っている。そ

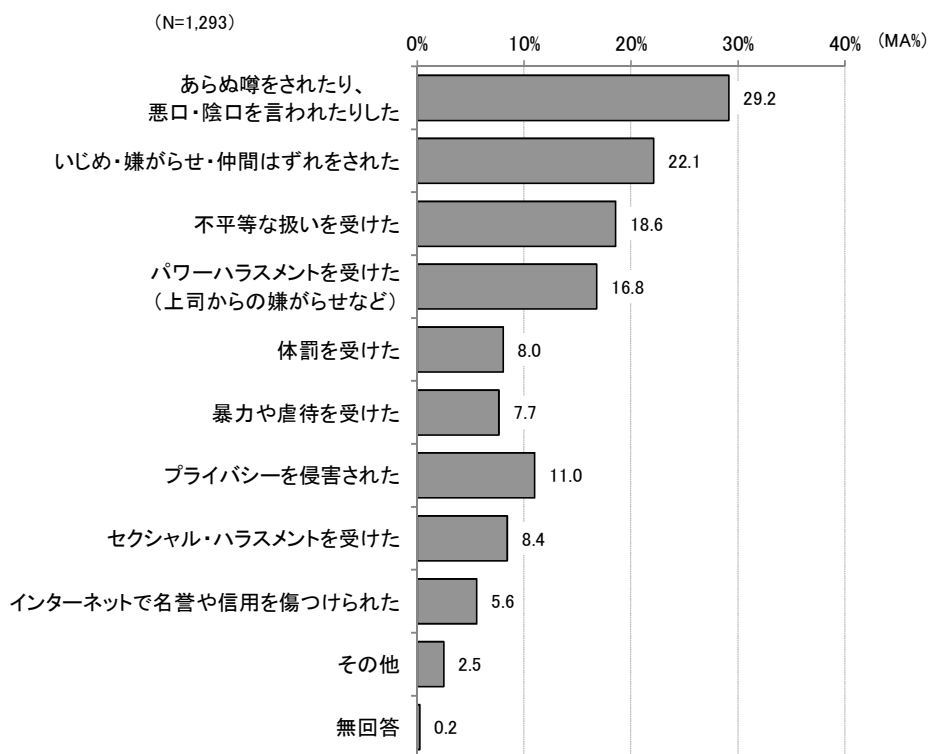
の経験の内容である問5の結果を性別に示したP172 図表2を見ると、「噂」や「いじめ」など人間関係のなかで起こる人権侵害が女性に多く経験されており、「セクシャル・ハラスメント」についても、女性の側に被害が多くなっている。

しかし同時に、男性が「傷つけられた」と感じる経験も、「噂」や「いじめ」では女性よりも低いとはいえ2割前後の経験率であり、「セクシャル・ハラスメント」を除いた他の項目については女性とほぼ同じ経験率となっていることが注目される。

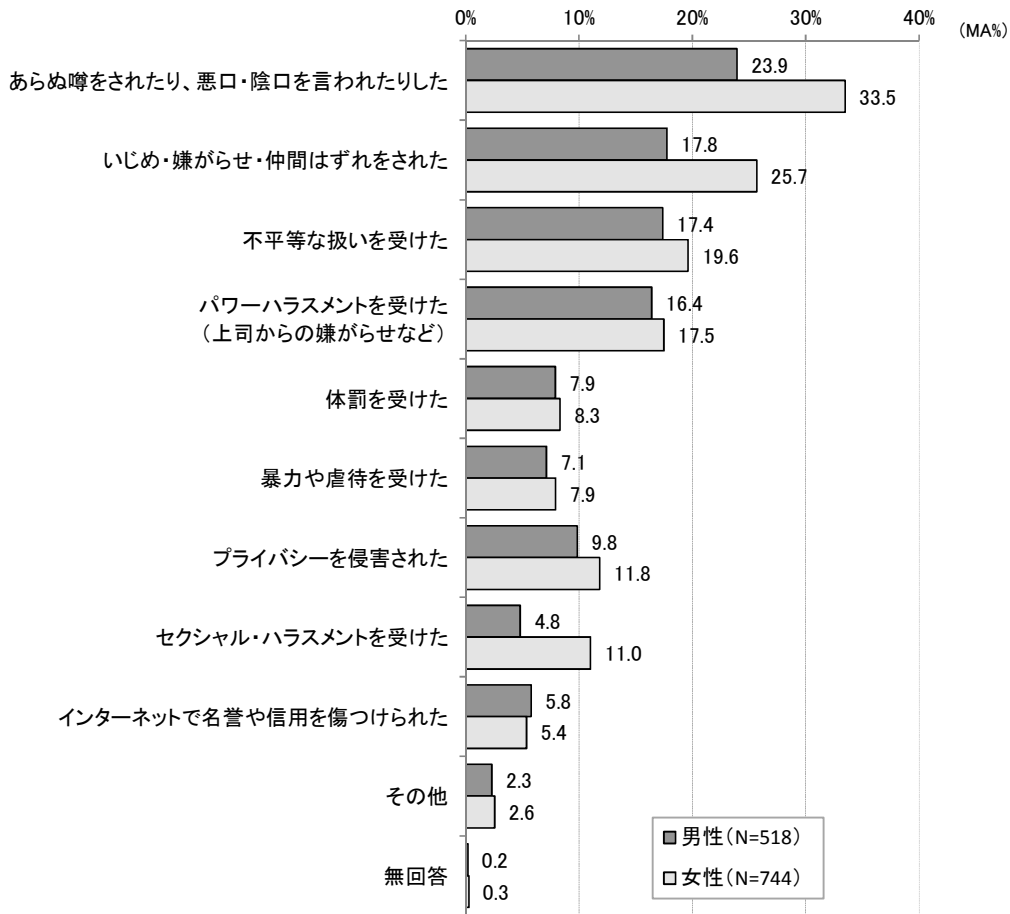
年齢別(P172 図表3)では、全般的に若い層で経験率が高くなっており、20歳代について見ると「体罰」を除くすべての項目で各年代中の経験率が最も高い。「噂」や「いじめ」では半数前後、「不平等な扱い」、「パワーハラスメント」では共に34.9%にのぼっている。生活に占める人間関係のウェイトが高いものになりがちだという若年世代の特性による面もあるだろうが、非正規雇用の増加など労働条件の厳しさから来る「若い世代の生きづらさ」を物語る結果と言えるだろう。

問5ではさらに、人権侵害の内容ごとに、「誰(どこ)から傷つけられたと感じましたか」として8つの選択肢を用意して回答してもらった。その結果からは、特に学校と職場で人権侵害が起きている傾向が見て取れる。さらに、暴力や虐待、プライバシー侵害が家庭内で起きる傾向や、近隣や友人の関係の中でも「傷つけられた」経験が少なからず生起していることがわかる。

【図表1 他人から傷つけられた内容】



【図表 2 性別 他人から傷つけられた内容】



【図表 3 年齢別 他人から傷つけられた内容】

上段(人) 下段(%)		回答者数	問5											
			問4で、「1.ある」と答えた方にお聞きします											
			他人から傷つけられた内容											
			【複数回答】											
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ		
			り悪あらぬ噂を言われた、	間はじめを嫌がらせ・仲間	不平等な扱いを受けた	が受けられた(上司からの嫌がらせなど)	パワハラ(上司からの嫌がらせなど)	体罰を受けた	暴力や虐待を受けた	プライバシーを侵害された	セクシャル・ハラスメントを受けた	インターネットで名誉や信用を傷つけられた	その他	無回答
全体	1293	377	286	240	217	104	99	142	109	72	32	3		
	100.0	29.2	22.1	18.6	16.8	8.0	7.7	11.0	8.4	5.6	2.5	0.2		
年齢別	20歳未満	44	20	12	8	5	4	5	6	6	6	3	0	
		100.0	45.5	27.3	18.2	11.4	9.1	11.4	13.6	13.6	13.6	6.8	0.0	
	20歳代	83	46	41	29	29	7	11	16	13	12	0	0	
		100.0	55.4	49.4	34.9	34.9	8.4	13.3	19.3	15.7	14.5	0.0	0.0	
	30歳代	164	70	52	41	45	21	13	25	20	14	3	0	
		100.0	42.7	31.7	25.0	27.4	12.8	7.9	15.2	12.2	8.5	1.8	0.0	
	40歳代	205	68	56	43	44	22	23	24	22	12	10	0	
	100.0	33.2	27.3	21.0	21.5	10.7	11.2	11.7	10.7	5.9	4.9	0.0		
50歳代	184	52	41	38	29	11	9	17	13	3	2	1		
	100.0	28.3	22.3	20.7	15.8	6.0	4.9	9.2	7.1	1.6	1.1	0.5		
60歳代	301	67	42	37	36	16	15	24	13	8	6	1		
	100.0	22.3	14.0	12.3	12.0	5.3	5.0	8.0	4.3	2.7	2.0	0.3		
70歳以上	284	50	39	38	26	22	20	26	20	16	8	1		
	100.0	17.6	13.7	13.4	9.2	7.7	7.0	9.2	7.0	5.6	2.8	0.4		

「他人を傷つけた経験」(問6)(P29~参照)

今回の調査では、日常生活の中での人権侵害に関して、「他人を傷つけてしまったことはありますか」と自らの加害経験をたずねている。その結果は、明確に「ないと思う」と答える人が16.2%にとどまり、「自分では気がつかないがあるかもしれない」が最多の43.6%となっている。さらに、「あると思う」と「後で気づいた」を合わせると4割に近い。そしてここでも年代間の差は大きく、若い世代ほど自分の加害性に気付いている傾向が見て取れる。

問4、5、6の結果からは、少なくない市民が「傷つけられる」そして「傷つける」経験を重ねていることがわかる(問5は複数回答であり、いくつもの項目に回答する人が少なくない)。冒頭で触れた、暮らし向きが「苦しい」という回答が3割という結果も含めて、生きづらさを感じている市民の存在が浮かび上がって来た。人々の日常生活のあり方そのものにおいて、人権が守られていると感じられていない実態が確認されたと言えよう。

(3) 女性の人権

「女性に対する人権問題についての考え方」(問19)(P64~参照)

性役割、つまり男性・女性それぞれに期待される、あるいは押し付けられる役割についての評価をたずねている(図表4-1)。「理系の大学に行く必要はない」、「早く結婚しないといけない」、「仕事より家庭に専念すべきだ」の3項目については「問題だと思う」とする回答が「問題ではない」を上回るが、「女の子は家のお手伝いをしないといけない」、「妻は夫の姓を名乗るべきだ」では両者がほぼ同率となる。さらに「女性の方が男性より育児や介護などに向いている」と「女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い」については「問題ではない」という回答が「問題だと思う」を上回るという結果となっている。

従来強固なかたちで存在していた、女性は家庭にとどまり家事育児を担うべき、とする性役割に関する考え方は、家庭の外での活動を許容する方向に変わりつつあるが、結婚後は男性の姓を名乗るべきとする規範意識は転換したとまでは言えず、女性は家事育児を担うべきで、それは適性に合ったもので差別ではない、という、女性がケア役割を担うことを当然とする意識についてはいまだに根強く抱かれていることがうかがえる。

また、若い年代ほど性役割観を問題視する回答率が高くなる傾向が見られ、また、性別で見ると女性の方が問題視する比率が高い。しかし、それぞれの項目について、若年世代でも、そして女性の中でも肯定する層がある程度存在しており、「女性は家庭でケア役割を担うべき」とする性役割観の根強さを物語っている。

「性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験」(問20)(P72~参照)

問20では、「あなたは、性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験がありますか。もしそのような経験があれば、どのような内容であったか、覚えている範囲でご記入ください」と依頼し、自由に書き込んでもらえるスペースを用意した。こうした「自由記述」の欄は、選択肢を選ぶかたちで答える通常の設問と違い、はっきりした意見や経験のある人が自分の言葉で書き記すものであるため、市民の経験や意識のあり様を推測する素材としては扱いに慎重さが求められる。しかし同時に、自発的に書き記された多様なメッセージを通して、数量的なデータでは探れない意識や経験のあり様、その背景について考える手がかりを得ることができる。問5や問19で整理した意識や経験の状況が、実際の生活のなかでどのようなかたちで現れているのかを知ることができるだろう。

回答欄には「特になし」などの記載が81例あり、それを除いた147例を対象とする。その内訳は、男性46例、男性回答者の8.9%、女性は101例で13.6%であり、女性が上回っている。以下、女性の書き込みを中心に検討していくが、その内容は、大きく仕事に関わるものと家庭に関わるものに2分され、前者が59例、後者が51例(一人が両方の経験について記載している場合は重複してカウントした)で、仕事に関連する書き込みがやや多い。

女性の仕事関係の書き込みを年齢別に見ると、20歳未満はおらず、20歳代から70歳以上までそれぞ

れ10例(20歳代)、15例(30歳代)、15例(40歳代)、3例(50歳代)、9例(60歳代)、7例(70歳以上)であり、比較的若い年代からの書き込みが多くなっている。

内容的に一番多かったのが給料面の格差を記したもので、10例あり、60歳代、70歳以上に多く見られた。それに対して昇格面の不利、「女性は管理職になれない」といった書き込みは7例で、こちらは20、30、40歳代からのものが多い。「女性と男性では業務内容に差があるうえに女性では役職に就くことは現実的に不可能とされています」(20歳代)などの書き込みからは、同じ土俵に立てたはずだ、男性と同じように昇進できるようになって当然だ、という女性の期待水準の上昇と、それが実現してはいないという現実を前にした理不尽な思いを読み取ることができる。なお、「キャリアにつながる研修を受けさせない」、「職場で新しい技術などが導入される時など、同じ仕事をしているにもかかわらず講習や習得は男性の方が必ず優先される。女性は補助的な仕事から抜けられない」(ともに60歳代)という記述は、表向きの差別はないが、実際面の障壁が設けられていたことを伝えている。

また、採用時の不利についての記載が4例あり、「女だから面接で落とされたことがある」(20歳代)など若い世代(20歳代と40歳代)からのものである。

さらに仕事の内容面で注目されるのは、「お茶出し」や「そうじ」が女性にだけ課せられている、という書き込みが11例見られたことである。そのうち8例は20歳代から40歳代までの若い年代からのもので、最近の職場においても旧来からあった性役割が残っていることがわかる。「後輩の男性社員がいるのに女性がやらされた」、「そうじをしている間、男性は煙草を吸っている」などの記載は、「女はお茶くみ」という性役割を疑問視する意識の高まりを物語っているが、現実の職場には根強く残り続けているのである。さらに、「職場でのそうじ、お茶出しが女性の仕事として当然とされている。女性躍進として男女の仕事が平等化されるが、男性がお茶出しなどをすることはなく、女性の負担が増えている」(50歳代)という書き込みは、家庭で進行している「新性別役割分業(旧来からの家事育児に加えて外での仕事も当然とされる状況)」の職場での現れと見ることができるだろう。

職場で男性からかけられた言葉を記したものは6例あり、すべて40歳代までの若い年代である。「女はハイとだけ言っていればいい」(30歳代)、「上司から、『女に大事な仕事は任せられない』と言われ、はずされたことが多々ある」(30歳代)、『女は少々バカでも失敗しても笑えば許してもらえる。だから笑え』と言われた」(40歳代)などである。さらに、「女性事務員は正社員でもパート扱いで、『女の子』と呼ばれる」(40歳代)という書き込みからは、上記した「暴言」と呼ぶべき事例が、女性を職場の周辺の位置に置く日常的な扱いが露骨なかたちで表されたものと解釈できる。

また、上記した事例からわかる周辺の位置づけは、「結婚・出産を職場で急がされる」、「結婚・出産時に退職を迫られる」、などの経験にも表れている。

それでは、仕事と並んで多くの書き込みがあった家庭に関連するものに注目しよう。年代別に見ると、8例(20歳代)、11例(30歳代)、9例(40歳代)、12例(50歳代)、5例(60歳代)、5例(70歳以上)であり、回答者全体では高年齢層の比率が高いなか、仕事と同様に若い層からの書き込みが多く見られた。

まず年長世代からの、「昭和ひとけたで男の人に逆らえない」、「昭和の生まれですから」、「昭和時代の夫は、妻は家のことを守り、外へ出ることを許さなかった」という書き込みからは、当時の家庭や社会で植え付けられた男女の役割観の強固さがうかがえる。

このように年長世代の女性に強く内面化された「女だから」、「女の子だから」という意識や「女のくせに」と言われた経験を記す例は若い世代にも見られるが、その内容については変化を読み取れる。まず、「女に学問はいらないと言われた」、「4年制大学への進学を断念した」など教育面の制約経験を記す5例は40歳代以上の方からのものである。反対に20歳代の若い世代からは、「言葉づかいに気を付けろ」「部屋をきれいにしろ」と言われたなどが記されており、制約の度合いは変わってきていることがうかがえる。

しかし、「家事をすべてまかされた」とする書き込みが20歳代から50歳代の10例、それに「家事、育児、介護すべてを担った」、「夫の両親の世話をするのは当然と言われた」などが6例あり、「家を守る」との考えのもと家事、子育てのすべてを担った」という30歳代の女性の記述がその具体例である。

この、「家を守る」という言葉は、「結婚したら仕事を辞めて家に入るべきと言われた」（30歳代）など「家に入る」という言葉とも重なり、「職場や家庭で結婚を急がされた」という経験とも重なるものだろう。

なお、一例ではあるが、「舅から、女は家事をし、外でも元気で働いて当然だと言われた。男は面倒をみてもらって当然だとも」という40歳代女性の書き込みがあった。先に「新性別役割分業」として指摘した意識の表われと言えるだろう。

この引用の後半部分にある、「男は面倒をみてもらって当然」と言われた経験や、「男は家事をやらない」とことについての言及が少なくなかった。「家事」とは別に、「手伝いをさせられた」との書き込みが3例あり、そのうち2例でも、「男の兄弟には言われたい」と付記されている。「女だから、嫁だからと、男の顔を立てる役割」を求められて腹が立ったと20歳代の女性が記しているが、若い世代であっても旧来型の性役割を求められる経験が今なお続いているということだろう。

「男性から先に食事をし、一品多い。『女手があるのに男を働かせて』などと言われる」との記述は30代の女性のものである。そして、「主人は家事をまったくしない。ある日息子が食器の洗い物を助けてくれているのを見た主人が『みっともないことをするな』とやめさせた。私は毎日みっともないことをしているのかとショックを受けました」と記すのは50歳代の女性である。旧来型の性役割は、家庭での日常的な生活の中で次の世代に受け継がれているのである。

最後に、男性が書き込んだ内容を見ていこう。怒りをぶつけるような経験が女性から記されたのとは対照的な内容である。

「レディースデイ、女性専用車両などがあり女性は優遇されている」とする記述が6例、「男性が重いものを持ちたり危険な仕事をしている」と男の側の負担や配慮を記すものが11例あった。ここには、残業、出張、トラブル対応などが男の仕事だったとの言及があり、「向き不向きがあり、男性がきつい仕事を担うのは好都合」という書き込みも4例見られる。

なお、「男は家族を養わないといけない」（50歳代）、「単身赴任等も男性の場合生活のためやらざるを得ない」、「経済的に一家を支える必要があり、つらいと思ったことがある」（60歳代）など、男性をしぼる役割規範を重荷として捉える記述も見られた。

問20は、「性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられた」経験を書いてもらう問いとなっているため、不利益を強いられたとの思いや疑問を抱いている人が多数書き込むことになり、「改善されている」、「不利益はない」という記述は少なくなる。事柄の半面のみには焦点が当てられる、という性格は否定できない。先に記した通り、書き込まれた内容から市民の日常生活のあり方の全体像を直接に描くことはできないのではあるが、家庭や職場で押し付けられる性役割や待遇に怒りや疑問を抱いている女性が確かにいること、変化は見られるとしても、新たな様相を加えながら根強く残り続けていることが確認された。

「専業主婦をしている知人は『誰のおかげでご飯が食べられるんだ』と亭主が二言目には言うそうだ。別れたらいいと思うが」（60歳代）、「職場では常にそうでしょ。バカでも何でも男の方がえらい！」（70歳代）という年長層の女性の経験と思いは、姿を変えつつも若い年代に引き継がれていること、そして、男性の多くは、女性の置かれた状況や思いに気づいていないことに、あらためて留意する必要がある。

そしてもう一点、各世代の女性の書き込み、「声」を比較して見えてくることは、「昭和の生まれですから」という最年長世代の声と若い世代の違いである。若い世代からは「変わったはずなのに障壁はそのままだ」と苛立つ思いが書き記されているが、家庭内の役割分業についての嘆きを含め、壁の存在を認識し理不尽さへの思いを吐き出すまでに意識が変化したことは、たとえば「男女雇用機会均等法」を成立させた女性たちの営みがあってこそであり、遅々とした歩みではあっても、確実に状況を変えてきた成果として確認されるべきだろう。

「恋人や配偶者間での人権侵害」（問21）（P76～参照）

問21では、恋人や配偶者間でのさまざまな行為が人権侵害に当たるかどうかをたずねた（図表4-3）。その結果は、「大声でどなったり物を投げつけたりする」、「生活費を渡さない」、「何を言っても無視す

る」、「携帯電話の通話やメール、手紙などを勝手に見る」、「避妊に協力しない」の各項目で 6~7 割の人が「人権侵害だと思う」と答えている。なお、「避妊」への協力については、男女の意識差が顕著（男性の 55.4%が「人権侵害だと思う」と答えているのに対して女性では 67.9%。図表 4-3-5）である点にも留意すべきである。

このように、男女関係のなかの人権侵害について問題視する傾向が見られる半面で、残る 2 項目「自分のいないところで相手が友人と外出することを制限する」、「相手を『自分が守ってやらないとだめな人間だ』と決めつける」については、「人権侵害だと思う」人が 3~4 割に減り、2 割近くが「人権侵害ではない」と回答している。

後者の 2 項目について注目すべき点は、年齢別に見た結果（図表 4-3-1・4-3-2）で、「人権侵害ではない」とする回答が 20 歳代、30 歳代という若い年代で 2~3 割を占め、他の年代よりも多いという傾向である。1 割弱と低いものではあるものの、若い世代で是認する率が高くなるのは他の項目でも見られる傾向であり（図表 4-3-3 から 4-3-8）、この点について十分な検討が必要である。パートナーとの関係について、互いに拘束し合うことが愛情の表れだと捉える意識、男女の間に上下関係があつて当然とする意識が一部に残っており、さらに若い世代で広がっているとすれば、「デート DV」や結婚後の家庭内の暴力やハラスメントにもつながる危険性がある極めて重要な知見だと言わなければならない。

（4）子どもの人権

「児童虐待だと思う行為」（問 22）（P81~参照）

児童虐待に関連する問 22 では、6 つの行為をあげ「児童虐待だと思うか」たずねている（図表 5-1）。その結果、「十分な食事を与えない」については 94.0%が「虐待だと思う」と答えているが、「保護者が子どもにポルノ写真を見せる」、「家や自動車内に置き去りにする」では 8 割に下がる。さらに「保護者が子どもにしつけと称して暴力をふるう」、「子どもの前で家族に対して暴力をふるう」の 2 項目では 7 割前後にとどまり、かわって「場合によっては児童虐待ではない」という回答が 2 割を超える結果となっている。子どもに対する暴力行為に関して許容的な意識を持つ層が無視できない比率で存在していることを示しており、さらに、「子どもに対し『~してはダメ』など否定的な言葉ばかり使う」ことを虐待だとする答えは 1 割強にとどまり、2 割の人が「児童虐待ではない」と答えている点も合わせて、啓発面の課題とすべきであろう。

なお、年代による大きな違い、傾向は見られないが、幼少期の子どもを育てている人が比較的多いはずの 30 歳代において「否定的な言葉」、「しつけと称しての暴力」の 2 項目で許容的な回答率が高まる点が気かりな結果である。生活面の余裕のなさ、子育て面での支援の不足がこうした意識につながっている側面があるのではないだろうか。

「子どもに対する人権問題についての考え方」（問 23）（P85~参照）

児童虐待の問題に続き、問 23 では子どもの権利に関連する項目について問題だと思うか否かをたずねた（図表 5-2）。「わがままになるので、子どもの権利を認めるべきではない」、「子どもの様子を知るために、親は子どものメールや手紙などを勝手に見てもよい」、「親の期待通りに育つような教育を、子どもに受けさせたい」の 3 項目では、4~5 割が「問題だと思う」と答え、それとほぼ同じ割合で「場合によっては問題ではない」という答えとなっている。さらに「子どもの成長を思つて行うしつけならば、ある程度の体罰はやむを得ない」で 32.2%、「親から見て好ましくない場合は子ども同士の付き合いを制限してもよい」が 21.1%、「子どもは未熟なので、親などの保護者の助言や意見に従わせるべきだ」では 15.3%と「問題だと思う」の選択率が低下し、「場合によっては問題ではない」とする回答が 5~7 割を占めている。さらに、「期待通りに教育」を含む後者の 4 項目では、1 割強の人が「問題ではない」と回答しているのである。

子どもの権利に関して、「場合によっては」と条件付きで制限されることを認める意識が多数派であり、特に「成長を思つて行うしつけならば」体罰を容認する人が 6 割を超えるという結果は、児童虐待問題の広がりや踏まえるならば深刻な問題をはらんでいると言わざるを得ない。また、先の間 22 で指

摘したのと同様に、「親や保護者の助言や意見に従わせるべき」、「メールや手紙を見てもよい」、「ある程度の体罰はやむを得ない」の項目で 30 歳代に「問題ではない」として容認する回答が多くなっている（図表 5-2-1、5-2-5、5-2-8）。

（5）障害者の人権

「合理的配慮についての考え方」（問 24）（P90～参照）

障害者の人権に関連する設問としては、障害者差別解消法の施行に伴い広く求められることになる、障害者への「合理的配慮」についての考え方を問 24 でたずねた（図表 6-1）。その結果は、「重要だ」が 60.9%、「どちらかといえば」を合わせると 9 割を超える人が“重要だ”と答えており、年齢別で見ると若い世代ほど肯定的な回答が多くなっている（図表 6-1-1）。

ただし、職業別の結果で特に気になるのは「官公庁」勤務層で「重要だ」という回答率が低い点である（図表 6-1-2）。官公庁は 2016（平成 28）年度から「合理的配慮」が義務付けられることになっており、現実的な「とまどい」がそうした結果につながっているのではないだろうか。これは、「重要ではない」と答えた人にその理由をたずねる問 25 の選択肢のなかで、「何が適切な整備や配慮になるのかわからない」が最も多く選択されていることからもうかがえる（図表 6-2）。官公庁、学校を含め、すべての職場、事業所で「合理的配慮」に関する情報提供、学習の機会が確保されることが求められる。

「障害がある場合に日本で安心して暮らせるか」（問 26）（P93～参照）

「あなたにもし障害がある場合、今の日本で安心して暮らせると思いますか」とたずねた問 26 の結果は、「はい」が 19.3%にとどまり、障害者にとって生きづらい社会であるという認識が共有されていることがわかる（図表 6-3）。

「障害がある場合に日本で安心して暮らせないと思う理由」（問 27）（P95～参照）

続いて、「いいえ」つまり「安心して暮らせない」と答えた人にその理由をたずねた問 27 の結果は、日常生活の支援や設備の不備、経済的な支援や就労の場の不足が 5 割前後の選択率であり、それらよりも多く選択されたのが「障害者に対する人々の理解が進んでいないから」の 67.1%であった（図表 6-4）。回答者の多くは現在障害がない人であると考えられ、その多くが、自分が障害者となった場合に生きづらさを予想する理由が「理解不足」であるという結果は興味深い。あくまでも推測の域を出ないが、高齢者の場合はどんな生活となるのか予想が可能で人々の理解が進んでいるからある程度のサポート体制も実現するだろうが、障害者についてはどんな生活となるか想像することがむずかしく、また、人々の理解が進んでいないために孤立を強いられたり必要な社会的サポートが実現し難いのではないか、という論理があるのではないだろうか。

多くの人々にとって身近で障害者に接する機会は多くないのかもしれない。学校、地域、職場の日常生活のなかに障害者があたりまえに存在する社会こそが、障害者への理解を深め、人々の不安を取り除く方策の一つであることが示唆される結果である。

（6）高齢者の人権

「高齢者虐待だと思ふ行為」（問 28）（P97～参照）

「次のような行為は高齢者虐待だと思ひますか」とたずねた問 28 では、「どなりつける」、「おもしろくないように水分を控えさせる」など身体的精神的な苦痛を与える行為について 6～7 割が「虐待だと思ふ」と回答しているのに対して、「認知症だからと日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない」、「年金や預貯金を家族が管理し、本人の希望通りに使わせない」、「徘徊しないように、部屋に鍵をかける」という 3 項目については、「虐待だと思ふ」との回答が 2～3 割と低くなる（図表 7-1）。これらは、高齢者本人ばかりでなく周囲の人間へも不利益をもたらすことから制限せざるを得ない、との考えからであろうか。

「高齢になったときに安心して暮らせるか」(問 29) (P102~参照)

障害者についてと同様に、「あなたは、高齢になったときに安心して暮らせると思いますか」と問 29 でたずねた (図表 7-2)。その結果は、多くの人が「いいえ」と答えている (80.4%)。質問文には「高齢者の方は、今の状況をお答えください」と付記している。年齢別の集計では 70 歳代以上で「いいえ」が 65.8%であり、現役の高齢者の多くも「安心して暮らせていない」と評価しているのである (図表 7-2-1)。

「高齢になったときに安心して暮らせないと思う理由」(問 30) (P104~参照)

若い世代の多くが老後に不安を抱き、現在の高齢層も安心して暮らせないと評価する理由としては、「経済的保障」、「保健、医療、福祉サービス」、「働ける場」といった実際的なニーズに関連するものが多く選択されている (図表 7-3)。

(7) 外国籍住民の人権

「外国籍住民への差別だと思う行為」(問 31) (P106~参照)

7つの行為について「外国籍住民への差別だと思えますか」とたずねた問 31 の結果は、「選挙権がない」ことについては半数近くが“差別ではない”とし“差別だと思う”との回答とほぼ同率となっているのに対して、「就職活動や職場で不利な扱いをする」、「家や部屋を貸すのを拒否する」など他の項目については“差別だと思う”と考える人の割合が 7~8 割となっている。ただし、その半分以上を「どちらかといえば」という回答が占め、“差別ではない”とする回答も 1~3 割ほどの比率である (図表 8-1)。

年齢別では、「選挙権」と「日本の生活習慣、しきたりや慣習に無理にしたがわせる」を除く項目で、若年層ほど「差別だと思う」回答が多くなっており、地域社会レベルでの国際化の進展の結果や若年層の人権意識の広がりを示すものと解釈できる (図表 8-1-1 から 8-1-7)。

「外国で住むことになった場合、その国の人に希望する対応」(問 32) (P111 参照)

自分に即して事柄を考えてもらう質問として、「あなたが外国で住むことになった場合」を想定してもらい、先と同じ項目について「その国の人からどのように対応してもらいたいですか」と問 32 でたずねている (図表 8-2)。その結果、「選挙権」については先の間 31 と同様に求める人と求めない人が相半ばするのに対して、部屋の賃貸、就労、社会保障で「不利な扱いは受けたくない」という回答が多数を占める。先の「外国籍住民への差別だと思うか」への回答と比べてみると、差別のない扱いを求める比率や求める度合いが高くなっているのである。

この違いをどう考えるべきだろうか。「自分については平等な扱いを求める」傾向について「自分の都合を優先する」姿勢と非難することもできるが、そうではなく、平等な処遇を求めるのはその社会で生活するうえで当たり前のことであり、「あなたが現在日本にいる外国人の立場であったらどう思うか、何を願うか」と問いかけ、再考を促すようなアプローチが啓発や教育の場で有効であることを示唆する結果として注目したい。

もう一点、「その国の生活習慣、しきたりや慣習を押し付けられない」、「日本の文化を理解してもらいたい」と「その国の人」に求める人の率は、住居、就労、社会保障の分野に比して低くなっている。問 31 での外国人への姿勢についても、文化を理解せず、日本の生活習慣に従わせることを“差別ではない”と評価する人は 3 割ほどいた。「多文化共生」や「ダイバーシティ」といった言葉が使われ始めているが、「郷に入れば郷に従う」ことを良しとする意識が、それらの理念の実現を阻む要因となるのかもしれない。

「戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況」(問 33) (P112~参照)

日本社会における外国籍住民の人権問題を考える際、オールドカマーである在日韓国・朝鮮人の存在が重要であり、問 33 では、この問題を考える際の不可欠の土台である、戦前の日本による植民地政策についての知識がどれだけ共有されているかをたずねた (図表 8-3)。その結果は、植民地政策をしていたことを「よく知っている」人が 19.9%、「少しは知っている」の 51.7%を合わせて、7 割を超える人

が「知っている」と回答している。ただし、年齢別に見ると 20 歳未満を除いて若い年代ほど「よく知っている」率が低くなっている（図表 8-3-1）。国内の外国籍住民の人権問題だけでなく、近隣諸国との良好な関係を構築するためにも、国民の間に近現代の歴史に関する知識が共有されていることが必要な条件であり、こうした傾向は憂慮すべきものである。

「ヘイトスピーチに対する考え方」（問 34）（P114～参照）

近年の国内における外国籍住民の人権問題を考えるうえで、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」を無視することはできない。本調査では、問 34 でこの問題についての市民の評価を問うている（図表 8-4）。

「問題であり許されないと思う」とする回答が 25.6%、「表現や言論の自由があるので許さざるを得ないが、共感はしない」が 23.2%で、半数の市民が否定的に捉えていることがわかる。しかしながら、「問題はあると思うが、共感するところもある」という選択肢を選んだ人が 24.4%、少数ではあるが「問題はない」と評価する 2.6%を合わせると 4 分の 1 を超える結果に注目せざるを得ない。年齢別に見ても、各年代の回答分布は大きくは変わらず、「共感」する層は各年代に同じ幅で存在するのである。（図表 8-4-1）

問 34 で評価をたずねたのは「在日韓国・朝鮮人へのヘイトスピーチ」と限定しており、その回答は日本の植民地支配に関する知識の有無と関連していることが予想される。そのクロス集計の結果を見ると（図表 8-4-2）、「問題であり許されない」と評価する比率は知識の程度と正の相関をしており、「知っている」人ほど「許されない」とする率は高まる。しかし同時に注目されるのは、「共感するところもある」率も同様の関連を示す点である。戦前の日本と朝鮮半島の歴史について、そしてまた戦後の在日韓国・朝鮮人が置かれた状況についてどのような知識が流布しているのか、その問題に注目せざるを得ない。そして、「共感するところ」とはいったいどのような内容なのか、その点も解明されるべきである。本論の末尾で、再び取り上げることにする。

（8）さまざまな人権問題

「特定の疾患の方に対する人権問題についての考え方」（問 35）（P117～参照）

問 35 では、「エイズ患者・HIV 感染者、ハンセン病回復者」に対する行為への評価を問うており、医療、日常のつきあい、居住、就労、施設利用についての拒否を「問題だと思う」とする回答が 6～7 割を占めている（図表 9-1）。ただ、「周囲から結婚を反対されたり、離婚をせまられる」については「場合によっては問題ではない」との回答が 4 割以上を占めており、結婚、家族形成をめぐる問題に関わることからについては差別を是認する意識が広がりをもっていることをうかがわせる結果である。

「犯罪に関する人権問題についての考え方」（問 36）（P121～参照）

犯罪に関する人権問題についての考え方を問う質問（図表 9-2）の結果では、先に問 2 で見たのと同様、犯罪被害者をめぐる権利保護を支持する回答が多数を占めている。しかしその反面で、容疑者の権利を保護する考え方について「場合によっては」を含め賛同しないとする回答が過半数を占めており、「凶悪犯罪の容疑者であっても、罪を犯したと疑う十分な理由がなければ逮捕できないのは当然だ」について「そう思わない」と 14.2%の人が回答している。「冤罪」や裁判のやり直し事例が今日なお見られるだけでなく、密室での自白の強要やハイテク技術を用いた捜査手法が問題視されていることを踏まえると、バランスを欠く傾向として留意する必要があるだろう。

「インターネット上の人権問題に遭遇した経験」（問 37）（P125～参照）

先の問題 5 では、「インターネットで名誉や信用を傷つけられた」人の割合は全体の 6%ほどであったが（P171 図表 1）、近年生活のあらゆる領域に急速に浸透しているメディアであるインターネットでどのような人権問題が生起しているのかを把握することは非常に重要な課題であり、あらためて問 37 でたずねている（図表 9-3）。そこで問うているのは、自身が直接に経験する人権侵害ではなく、人権侵害に当たる情報に受け身的に接触する経験であり、そちらの側面も重要であることは言うまでもない。

その結果、インターネット端末で人権問題にあたる内容を「見たことがない」とする回答は61.1%である一方、「個人を特定した悪口」、「未成年の犯罪についての実名や写真」、「プライバシーを侵害する内容」などが不特定多数の人々にアクセス可能なかたちでさらされていることがわかる。「どこの地区はこわいなど差別を助長させる内容」や「特定の地域に住む人についての悪口」など、部落差別に関連するケースが含まれることも予想される情報を1割前後の人がネット上で「見かけたことがある」という結果も無視できない。

なお、インターネットの利用は年代によって大きく異なっており、50歳代以上では「見たことがない」率が7~8割と高い。そもそも使っていない、あるいは主な用途がメールなどに限定されているからではないだろうか。それに対して若い年代ではそれぞれの項目について経験率が高く、たとえば20歳代の4割がネット上で「差別を助長させるような内容」にふれているのである(図表9-3-2)。

なお、続く問38で「書き込みや内容を見た後」の行動をたずねているが(図表9-4)、「何もしなかった」人が9割を占める他、「家族や友人・知人などと話題にした」人も1割となっている。悪意、偏見に満ちた情報にふれても、そのままに放置され、あるいは周囲の人に伝えられることでさらに拡大している事態を物語る結果と言えよう。市民の人権意識を検討する際、インターネット上の情報に注意を向けることが非常に重要な課題である。

「性的少数者に対する支援の広がりについての考え方」(問40)(P132~参照)

もう一つ近年注目を集めている人権問題として性的少数者の存在をあげることができる。問40では性的少数者への支援の広がりについての賛否をたずねている(図表9-6)。その結果、消極的賛同が多いとはいえ、あわせて6割が“賛同する”と答えている。また、若い世代ほど「賛同」の率が高まる傾向が明確に見られ、今後も支持が広がって行くことが予想される。(図表9-6-2)

「家族に性的少数者であると告白された場合の理解」(問41)(P134~参照)

これに関しては、自身の問題として考えてもらう項目として、“賛同する”と答えた人に対して家族員が性的少数者だと告白した場合に理解者となることができるかどうかを問41でたずねており(図表9-7)、「できると思うが、自信はない」(53.0%)が「できると思う」(33.7%)を上回っている。とまどいしつつも理解を示そうとする姿勢が現われた結果だと言えよう。

「地球規模の問題についての考え方」(問42)(P136参照)

多様な人権問題を取り上げた一連の質問の最後に、問42で「地球規模の問題についての考え方」をたずねている(図表9-8)。その結果は、他国の戦争や地球環境の問題に「関心をもつ」、「意識すること」は“重要だ”という回答が多数を占めるが、国による経済支援や難民支援、個人的な不買行動といった具体的な項目への支持はそれほど高くないという傾向が見られる。

(9) 人権教育と啓発活動

「人権に関する宣言、法律、条約等の認知状況」(問43)(P137~参照)

今回の調査の後半部分では、人権教育と啓発活動についていくつかの質問でたずねている。まず、人権に関する9つの宣言、法律、条約や制度について認知状況をたずねた問43の結果を見ると(図表10-1)、「知らない」という回答が「世界人権宣言」では25.7%と比較的低いのを除き、他のすべてで「知らない」が最も多くなっている。なかでも、身近なテーマに関連しており、比較的最近話題になった「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者の権利に関する条約」について「知らない」が半数前後にのぼり、「どんな内容か知っている」人は1割前後であることは、人権教育や啓発活動の課題として留意されなければならない。

「人権についての学習の経験」(問44)(P143~参照)

続いて、人権についての学習経験を検討する。まず問44で、人権についての学習経験とその場所をたずねた(図表10-2)。小学校、中学校で学んだとする回答が4割を下回る結果となっているが、それ

は年代によって教育経験が大きく異なっているためである。年齢別の結果を合わせてみると（図表 10-2-1）、高齢層では「受けたことはない」、「はっきりと覚えていない」という回答率が高く、小中学校で学んだ人も 1 割前後にとどまる。一方の若い世代では、小学校で学んだ人が 7 割前後、中学校ではそれよりもやや低い率とはなるが、学校で人権教育を受けたという人が多数を占めている。職場の研修については 30 歳代以上の勤労世代で 2 割を超えており、また自治体や市民団体が行う講演会や研修は年齢の高い層の学習機会となっていることがわかる。

さらに回答者の職業別に見ると（図表 10-2-2）、職場の研修が行われているのは官公庁、学校と大企業にとどまっていることも浮かび上がる。

若い年代で「はっきりと覚えていない」という回答が 1~2 割を占め、小中学校、高校で「学んだ」という項目を選択しなかった人が少なからずいるという結果に留意する必要がある、また、学校以外の学習の機会が若い世代も含めて広がることも検討すべき課題である。

「人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の場」（問 45）（P146 参照）

続く問 45 では、先の問いで人権について学んだ経験があると答えた人（「はっきりと覚えていない」、「受けたことはない」を除く）に、「人権意識を高めるうえで特に良い内容だったものはどれですか」とたずね、まず学習の場を答えてもらった（図表 10-3）。結果は、「小学校で学んだもの」が 38.4%と最も高く、中学での学びがそれに続いている。早い段階での人権学習の重要性、逆に言えば中学校以降の段階での教育内容の工夫が求められる結果と言うこともできる。また、「職場の研修で学んだもの」をあげる人も 2 割を超えている。成人対象の人権教育の場としての自治体や市民団体が行う講演会や研修を回答する人の率は低くなっているが、これはそもそもそうした機会の経験自体が少ないことの表れであろう。

「人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野・手法」（問 46）（P147~参照）

人権教育を受けたことのある人のうち先の問 45 で「良い内容だと思うものはなかった」と回答した 1 割を除く人に対して、「良い内容だった」とする分野を答えてもらった（図表 10-4）。

その結果は、他を引き離して「同和問題」が高く 8 割近い回答率となっている。年齢別にみると、年長世代では「同和問題」の回答率が高いのに比して他の人権問題の率は低い。一方の若い年代では「同和問題」以外の人権課題について選択する率が高くなっており、20 歳代で最も高いのは「障害者の人権問題」（62.3%）である（図表 10-4-1）。20 歳代という、直近で学校教育を経験した世代は、「同和教育」から「人権教育」と名称が変わり、同和問題だけでなく多様な人権問題を取り上げ教えられた世代に当たり、その変化の現われと考えることができる。

問 46 では、分野と合わせて手法についてもたずねている（図表 10-5）。この結果を見ると、「教師や学識者による授業、講義・講演」が他を引き離して 8 割近い回答となった。ただし、それぞれの手法を経験した人のなかでの評価をたずねたものではないため、他と比べて効果的な手法について選択した結果と解釈することはできない。回答者がこれまで経験してきた人権教育の多くが「授業、講義・講演」という手法を採用していたことの表れと解釈するのが妥当ではないだろうか。

「人権意識を高めるうえで良い内容だと思う学習がなかった理由」（問 47）（P152~参照）

次に、問 45 で「よい内容だと思うものがなかった」と答えた人に、その理由をたずねた問 47 の結果を見る（図表 10-6）。『差別はいけない』という表面的な内容だったからが 51.1%で最多の選択であり、「同じ話の繰り返し」、「あらかじめ結論ありき」、「自分にはどうすることもできない問題だと思った」などの回答が続いている。「よい内容だと思うものがなかった」と答えた人が全体の 1 割にとどまるとはいえ、人権教育や啓発活動をより効果的なものにする上で手がかりとすべき知見であろう。

(10) 市民の経験と人権意識

自由記述の内容

調査票の末尾に、「堺市の人権施策・人権教育に関するご意見、ご要望等がありましたらご記入ください」として自由記述欄を設けた。この欄に記入があったのは 1293 票中の 189 票（15%）であり、回答者の一部にとどまる。さらに、記された内容は多岐にわたるもので、問 20 と同様、その内容から市民の経験と意識を数量的に推測することはできない。

しかしながら、自発的に、そして自身の言葉で書かれたメッセージであることから、個々の市民が強く伝えたいと考えている内容であり、特に同様の記述が複数見られる場合には、市民の意識と経験を捉える素材として重要な手がかりとすべきものと考えられることができる。

共通する内容が記されたもののうち最も多かったのが、同和地区の人々や生活保護受給者が「優遇されている」、「逆に差別されているのは自分たちの側だ」といった記述である。数としては 34 例にのぼる。ここでは、そうした「逆差別」意識のあり様と背景について検討する。

生活保護受給者に言及するものはそのうちの 7 例。「生活保護に対して甘過ぎる。最低限の支援でよい」、「生活保護を受けている知人でパチンコで時間をつぶしている人がいる。その人達のために少ない給料から税金を引かれるなんてやってられない」などの記述が典型的な内容である。

続いて、同和地区の人々が不当に優遇されていることを非難する記述は 25 例にのぼる。『差別だ』と言って優遇されている、甘えている」という記述とセットで「行政の甘さ」に言及するケースもある。そのうち、具体的な事象として「団地の家賃が他と比べて安い」という指摘が 8 例見られた。「平成のこの時代でも住民の家賃が破格に安かったり自動車教習所がタダになるとかはもうやりすぎ」という記述が典型例で、過去に同和对策事業として実際になされた住宅や就労面の格差は正のための措置が今日でも継続されている、との認識からの記述である。しかし、段階的に縮小されてきた同和对策事業は 2002 年をもって終了しており、これらは誤った認識にもとづくものと言える。さらに興味深いのは、そうした情報の出所について「聞いたことがある」、「よく耳にする」といった記載が 5 例ある他、「詳しくは知らないが」という書き込みも見られた。

過去の見聞がそのまま認識の土台になっていたり、今日も流布される誤解を伴う情報が正しいものとして受け取られている傾向が読み取れる。その「誤り」を指摘することよりも、正しい認識、情報が伝えられてこなかったことこそ課題として取り上げるべきではないだろうか。

なお、34 例について年齢別に見ると、20、30 歳代は合わせて 3 例で、大半は 40 歳代以上である。また、「暮らし向き」では「ゆとりがある」、「ふつう」、「苦しい」がそれぞれ 9 例、13 例、12 例という分布である。自分の生活が苦しいなか「優遇されている」ように見える人に対して非難の意識が向けられる、という側面に加えて、安定した生活を実現している層にとっては、「自分は頑張ってきた。優遇されている人は甘えているだけだ」という自己責任論や、今後の生活の見通しが立てにくいなかでの不安と不満の「はけ口」としての非難の意識という側面もあるように思われる。

調査結果の総括

多様な分野にわたる多くの質問の回答結果から見えてきた、人権にかかわる市民の経験や意識のあり様と課題について最後にまとめておきたい。まず見えてきたのは、さまざまなかたちで「生きづらい」状況が広がっていることである。「傷つけられた」経験、体罰や虐待までもが、家庭や学校、職場で生じている。そして、日々「苦しい」と感じ、また将来に不安を抱きつつ暮らしている市民の存在が浮かび上がって来た。さらに、性役割の押し付けを耐えがたい制約と感じている女性の声も伝えられた。暴力を容認する意識や男女間の上下関係を当然視する意識が一部に持たれていることも気がかりな点である。

同和地区に対する誤解について先に指摘したが、生活保護受給者への非難も、制度に関する正しい認識からのものではなく、一部の事例を見聞きして、生活保護受給者全体に一般化しているものである。ヘイトスピーチへの「共感」も、誤解にもとづく部分が大きいのではないかと。そして、そうした非難の声の背後には、直接に経験されている生活の苦難や将来への不安が存在していることが推測される。

冒頭に指摘した、権利主張を否定し、個人責任と自助努力を良しとする意識の広がり、生活苦や不安・不満を弱者への非難という形で表出させ、結局のところ自分も含め皆が「生きづらい」状況を作り出してしまいう側面があるのではないだろうか。

こうした、人々の生活のなかで人権が守られていないという状況を前にして、「知ること」の意義を強調しておきたい。自分自身が、そして周囲の人々がどのような生きづらさを抱えているのか。ここでは女性の苦難について生の記述を紹介したが、そうした声に耳を傾けることで初めて、生きづらさとそれを強いる社会のあり方について認識することができる。また、この調査でも項目としてあげられているさまざまな法律、条約、宣言は、人々が生きづらさを解消し、人権の確立を願って闘いとして来た成果である。その歴史、経過を学ぶことによって、自分たち自身が生きづらさから抜け出すことが可能なのだと知ることができるだろう。

「知る」べきテーマ、教材は身近にいくらかでも見つけることができる。女性についても、子どもの人権も障害者の権利についてもいいだろう。そして、見えにくくなりつつある同和問題についても、残念なことに差別が残存しているからこそ、正しい知識が伝えられるべきであり、同和对策事業を実現させた人々の闘いや、現在も多様な形でとりくまれている地域を基盤にした活動などが、市民にとっては文字通り生きた教材として活用することができるのではないだろうか。

おわりに

自由記述欄には「こうした意識調査そのものがムダだ」、「税金の無駄」という批判的な書き込みも見られた。これらは、調査の結果がどう扱われ市政に反映されているのかが見えないという不満の現れと読むべきではないだろうか。さらに、「この調査を活用してほしい」との書き込みも見られた。最後に、その方策について記しておきたい。

まず、市行政としての活用策としては、市内部の関連するセクションがこの結果を共有し、検討する機会を設けることが考えられる。この調査で扱った「人権」の領域はその多くが福祉の分野と重なる。「男女共同参画」や「多文化共生」施策を進める部署の業務とも関連が深い。教育委員会や教職員の団体も含め、それぞれのセクションの担当者がこの結果をどう受け止め、今後の施策にどう活かそうとするのかについて検討する場を設定し、その成果をあらためて市民に伝える努力が求められる。「人権意識調査は人権部だけが関係する仕事」ととどめてはならない。

また、直接市民に結果を発信し、日常生活と人権問題を考えてもらう素材を提供することも重要な課題である。市の広報、人権啓発パンフレットなど多様な媒体で発信することに加え、講演、研修等の広範な機会を通して、市民が自身の生活を振り返りながら人権課題に気づき、生活をよりよい方向に変えていくために自らが行動を起こすきっかけを提供することが求められている。

2 同和問題について

2015(平成 27)年調査にみる同和問題に対する市民意識

はじめに

本調査が実施された 2015(平成 27)年は、人権教育・啓発推進法の施行(2000(平成 12)年 12 月)から 15 年、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)が法期限(2002(平成 14)年 3 月)を迎えてから 13 年目にあたる。こうした経過の中で、市民の同和問題に対する意識はどのように変化し、また、現在どのような地点にあるのだろうか。本章では、こうした視点からデータを検討する。

ところで、変化をとらえる主な方法は 2 つある。一つが「経年比較」である。堺市が実施してきた 2005(平成 17)、2010(平成 22)、2015(平成 27)年の調査には、共通する設問が多く含まれており、市民意識の推移を追うことができる。

もう一つは、質問ごとの「年代別比較」である。同和対策事業特別措置法(1969(昭和 44)年)から地対財特法の失効(2002(平成 14)年)までの 33 年間は、一連の「特別法」の下で同和教育が推進され、この間に学校(とくに小中学校)に在籍した年代は、学校で同和問題について学んだ経験が他の年代よりも充実していたと考えられる。【表 1】は、2015(平成 27)年における各年代の生年、1969(昭和 44)・2002(平成 14)年時点での年齢等を示したものであるが、例えば「30 歳代」「40 歳代」は全員がこの期間内に小学校に入学し中学校を卒業しているから、学校における同和教育との接触機会が最も多い世代だと仮定できる。しかし、「20 歳代」がこの期間に小中学校に在籍したのは、1~9 年間で幅があり、「20 歳未満」では全員が法期限後に小学校入学となる。年代別によって回答を比較すれば、学校での教育経験の違いや、法期限後の変化を検討することができる考えた。

表 1 年代別の同和教育経験

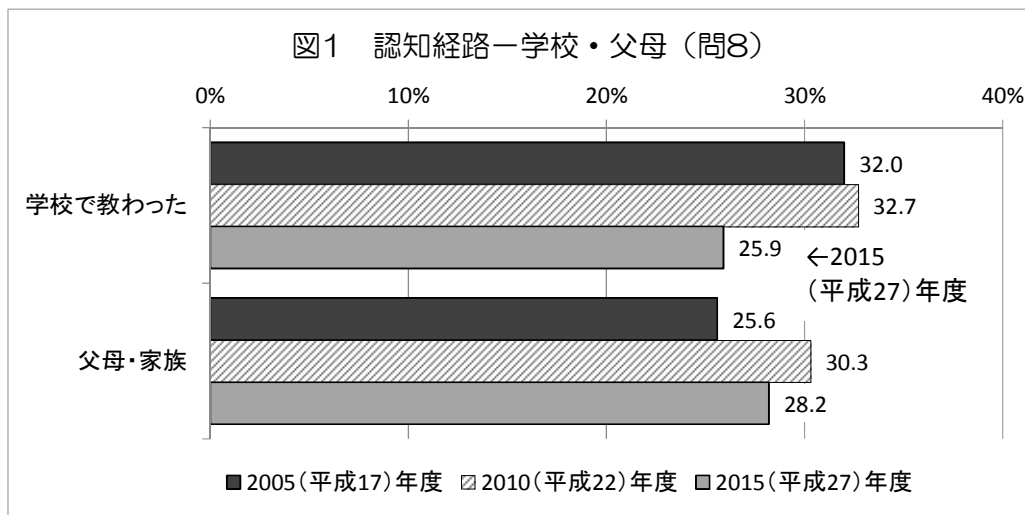
	生年	1969 年	2002 年	小学校入学	中学校入学	1969-2002 に小・中に在籍したか
20 歳未満	1996 年以降		6 歳以下	2002 年以降	2008 年以降	なし
20 歳代	1986~1995 年		7~16 歳	1992~2001 年	1998~2007 年	中 3 まで~小 1 だけ
30 歳代	1976~1985 年		17~26 歳	1982~1991 年	1988~1997 年	あり
40 歳代	1966~1975 年	3 歳未満	27~36 歳	1972~1981 年	1978~1987 年	あり
50 歳代	1956~1965 年	4~13 歳	37~46 歳	1962~1971 年	1968~1977 年	中 2 から~小 1 から
60 歳代	1946~1955 年	14~23 歳	47~56 歳	1952~1961 年	1958~1967 年	なし~中 3 だけ
70 歳以上	1945 年以前	24 歳以上	57 歳以上	1951 年以前	1957 年以前	なし

また、とくに結婚差別や土地差別に焦点をあてつつ、現在の社会における差別・排除が、どのような論理によって強化されているのか(市場主義、あるいは競争志向の社会の中で)、という点についても若干の考察を加えたい。

1. 同和問題の最初の認知経路に「学校」をあげる割合は「40歳代」をピークに若い年代で減っていたが、再び「20歳未満」で増える。一方、同和問題を知らない者も若い年代で若干増える。

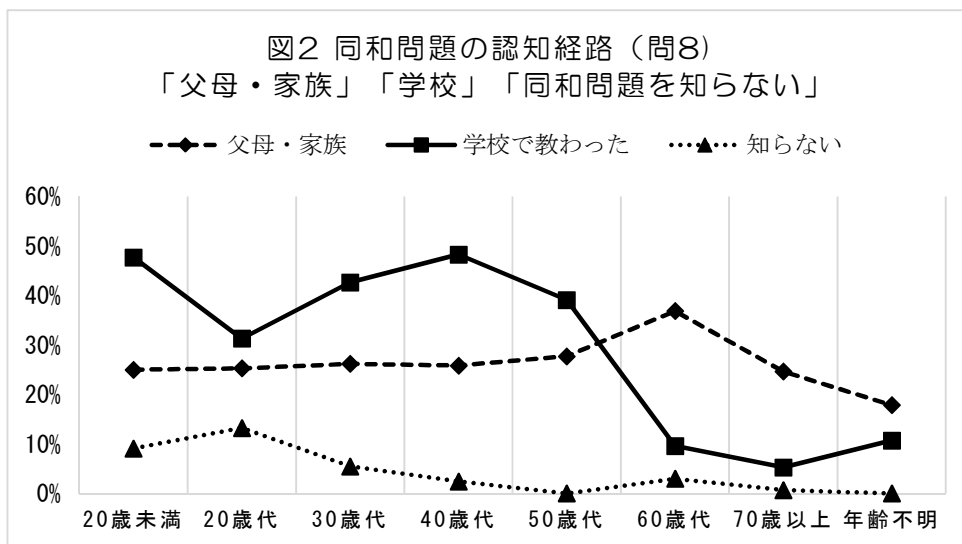
同和問題の認知経路【問8】

・「同和問題や同和地区の認知経路」の経年比較（p. 153 参照）では、2005（平成 17）年、2010（平成 22）年、2015（平成 27）年での回答傾向はそれほど大きく変わらず、最も多いのは「父母や家族から」「学校で教わった」である。但し、この 2 つのみの変化を見ると、「学校で教わった」が前回調査より 6.8 ポイント減少したことが目立つ。（図 1）



・「父母・家族」「学校で教わった」「同和問題を知らない」と回答した割合を年代別に比較した（図 2）。すると、「学校で教わった」の割合は「40歳代」の 5 割弱をピークに、「30歳代」「20歳代」とだんだん低くなるものの、「20歳未満」では再び 5 割弱に戻っている。（「20歳未満」の回答者は 44 人と少数だが、信頼区間を考慮しても、「20歳代」より「学校で教わった」をあげた割合は高い）

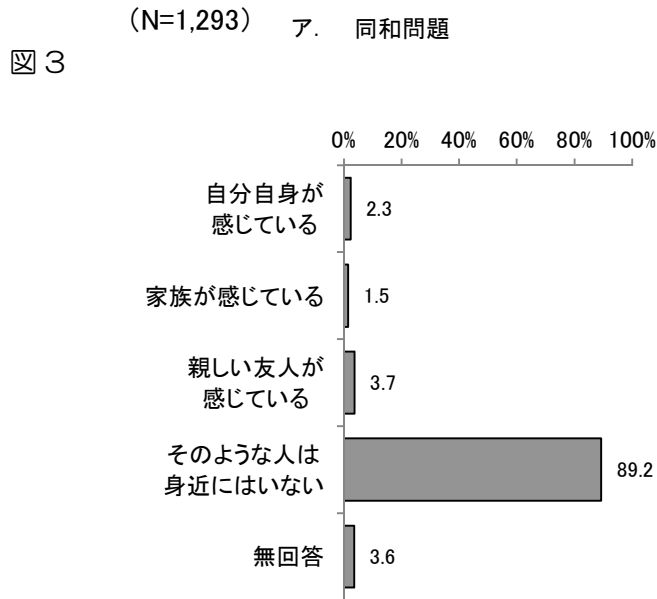
・「父母・家族」の割合は「50歳代」より若い世代ではあまり差がなく、「同和問題を知らない」が「20歳代」と「20歳未満」でやや高い。



2. マイノリティとの直接の出会いや、差別的言動を見聞する経験がないが、「差別はある」と認識している人が約半数。

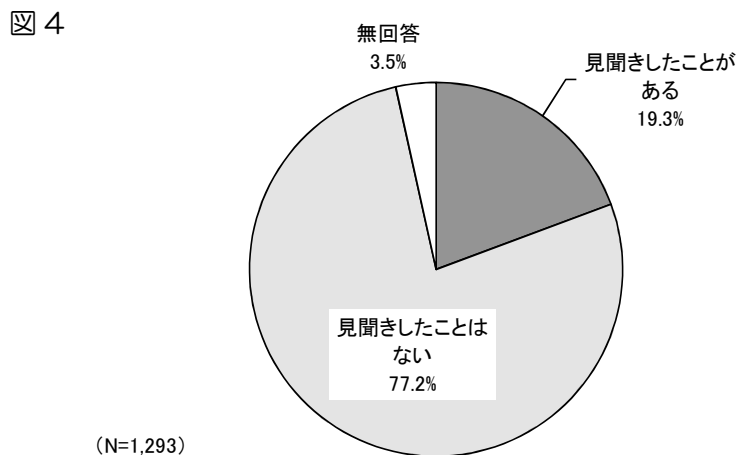
**「あなた・家族・親しい友人に人権問題（同和問題）で暮らしにくさを感じている人はいるか」
【問 3】**

- ・「あなた、もしくはあなたの家族や親しい友人に、次の人権問題（同和問題）で暮らしにくさを感じている人はいるか」という問いに対しては、約9割が「そのような人は身近にいない」と回答している。（図 3）



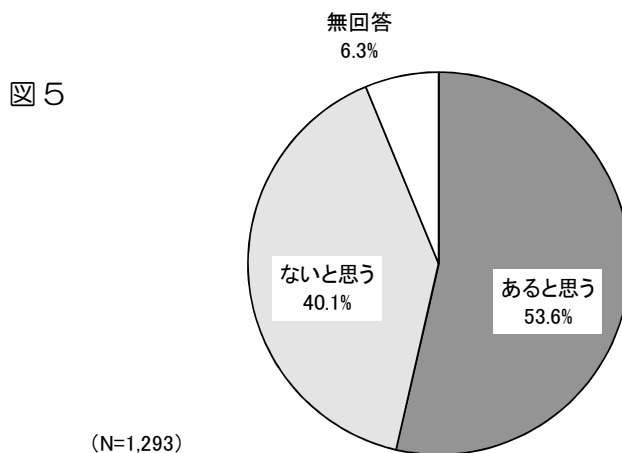
同和地区の人々に対する差別的な言動や落書きを見聞きした経験【問 15】

- ・差別的な言動・落書きを見聞きした経験についても、「見聞きしたことがない」が8割弱となった。（図 4）
- ・ちなみに「見聞きしたことがない」割合は、「50歳代」以上で7割代半ば、「20～40歳代」で8割前後、「20歳未満」で9割弱であるから、若い年代ほど多い。（p. 53 参照）



同和地区・同和地区の人々に対する差別があると思うか【問 7】

- ・しかし、「同和地区・同和地区の人々に対する差別があると思うか」との問いには、「ある」が過半数となる。直接の出会いや、差別的言動に接触していなくても、差別の存在を認識する人が半数を超える。(図 5)



- ・表 2 で年代別に比較すると、「ある」と答えた割合は、「40 歳代」「50 歳代」で 6 割を超えて高く、学習経験の別では、ある者のほうが、「覚えていない」「受けたことはない」より高い。なお、誤解なきよう付記するが、学習によって同和問題を知り、部落差別の存在を認識することは重要であり、そのうえで、「差別に抗する」「差別しない」態度を身に着けることが大切である。この点はのちに考察する。

表 2 年代別・学習経験別「差別があると思うか」

			あると思う	ないと思う	回答なし
年 代	20 歳未満	n=44	40.9	56.8	2.3
	20 歳代	n=83	47.0	51.8	1.2
	30 歳代	n=164	58.5	39.0	2.4
	40 歳代	n=205	63.9	31.2	4.9
	50 歳代	n=184	61.4	33.2	5.4
	60 歳代	n=301	55.8	38.5	5.6
	70 歳以上	n=284	41.2	48.9	9.9
学 習 経 験	小学校	n=510	63.3%	33.7%	2.9%
	中学校	n=434	61.8%	35.7%	2.5%
	高校	n=246	61.0%	36.2%	2.8%
	大学	n=99	62.6%	32.3%	5.1%
	職場研修	n=232	65.1%	30.2%	4.7%
	自治体の講演会等	n=76	61.8%	30.3%	7.9%
	市民団体の講演会等	n=72	56.9%	34.7%	8.3%
	その他	n=25	60.0%	32.0%	8.0%
	覚えていない	n=316	46.2%	47.8%	6.0%
	受けたことはない	n=131	43.5%	47.3%	9.2%

3. 就職・結婚・住宅の3場面とも、差別が「ある」と認識する人の割合は経年で減少。ただし、就職と結婚では、「ない」も減少し、「わからない」も増えている。

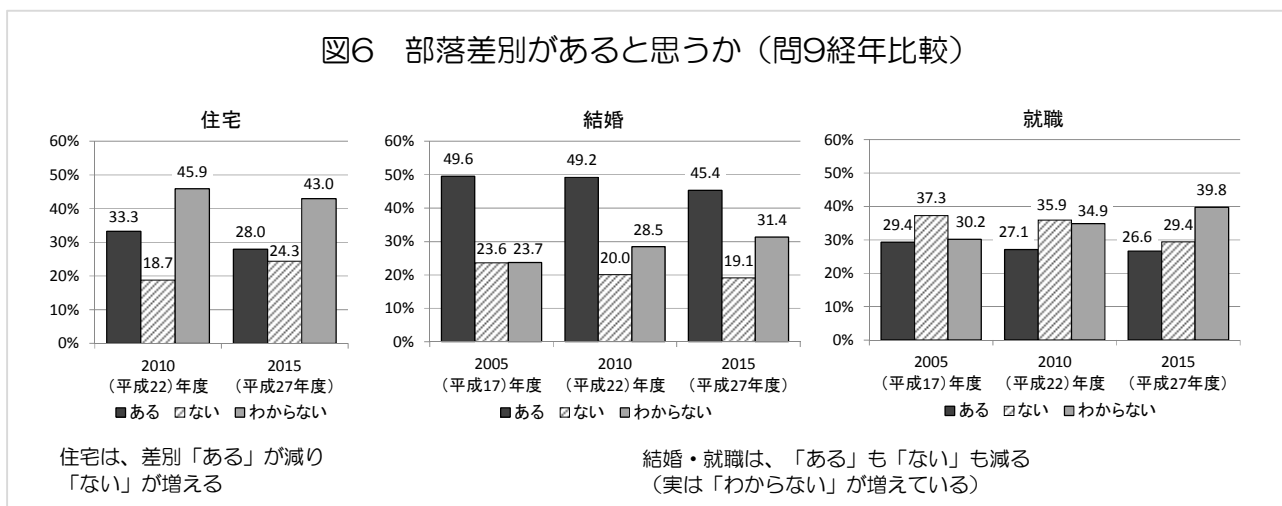
就職・結婚・住宅の購入や引っ越しに際して、部落差別があると思うか【問9】

・問7は、2005（平成17）・2010（平成22）・2015（平成27）年調査で、若干言い回しが異なり、厳密には経年比較ができない。そこで問9によって、差別に対する認識を、経年で比較する。問9では「就職」「結婚」「住宅（土地）」の3つについて、部落差別があると思うかを聞いている。「明らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」を合算して「ある」に集約し、「ほとんど差別はない」「差別はない」を合算して「ない」に集約して比較すると、「ある」の割合は、以下の順に多い。

1. 結婚（45.4%）
2. 住宅（28.0%）
3. 就職（26.6%）

・「ある」「ない」「わからない」の割合を経年比較すると（図6）、すべてにおいて「ある」は減少しているものの、「結婚」「就職」では「ない」も減少し、代わりに「わからない」が増加していることが気になる。また、「わからない」は「住宅」で最も高く、4割を超える。

図6 部落差別があると思うか（問9経年比較）



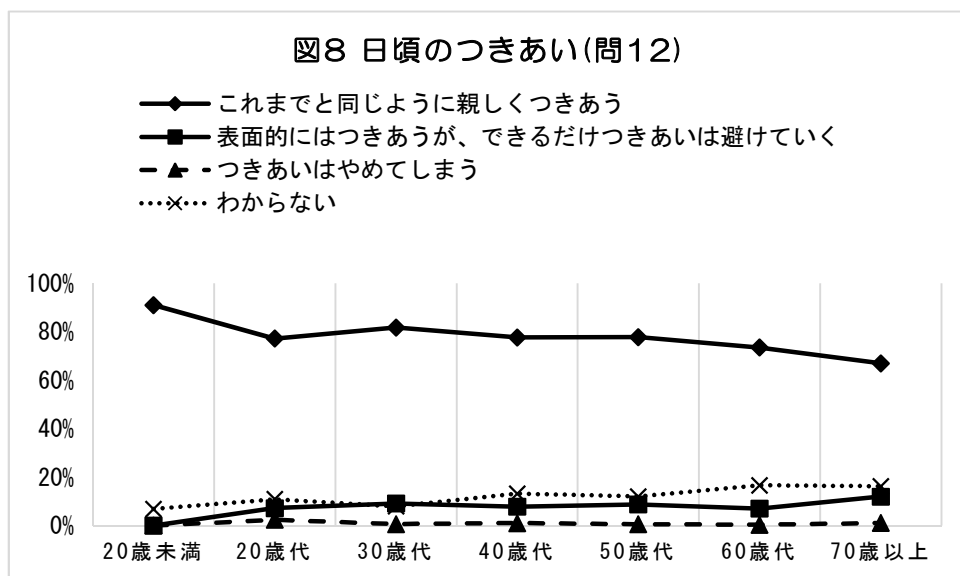
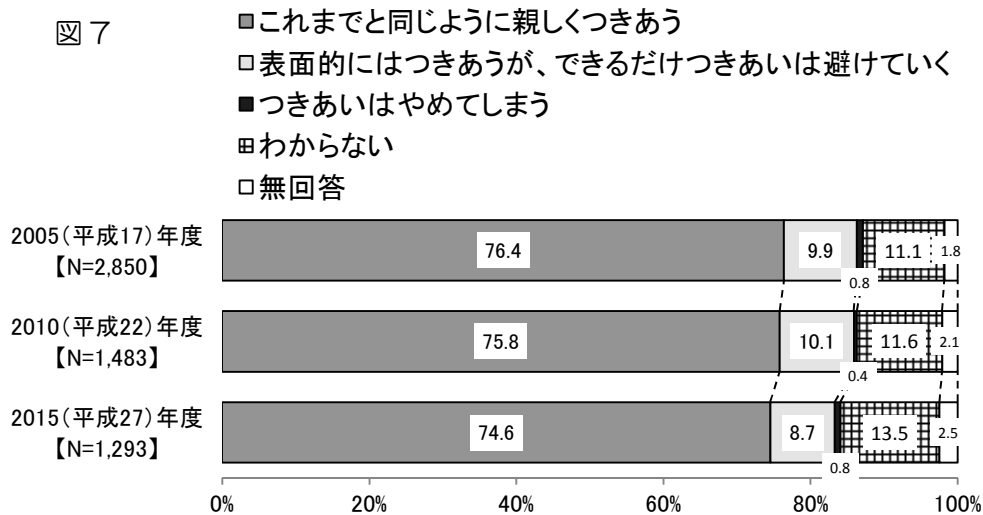
・なお年代別に比較すると、少数事例ながら「20歳未満」が「就職」「住宅」について「わからない」と答えた割合がやや高い。（p. 36-37）

4. 「日頃のつきあい」「子どもの結婚」「住宅の購入や賃貸」については、特に「結婚」「住宅」で、差別的な回答も、反差別的な回答もやや減少し、「わからない」が増加している。

ところで、「差別があると思うか」（認識）と聞くことと、「あなた自身に差別意識があるか、どんな行動をとるか」（意識・態度）を聞くことは、別の次元の質問である。これまで「認識」にかかる設問を検討したので、今度は、「意識・態度」について、「日頃のつきあい」「子どもの結婚」「住宅の購入や賃貸」の3場面を想定した設問に焦点をあてて検討したい。

日頃のつきあい：日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合【問 12】

- ・「これまでと同じように親しくつきあう」が74.6%。経年比較でもほとんど変化がない。(図7)
- ・年代別比較では、「これまでと同じように親しくつきあう」割合は、「20～50歳代」で8割前後、「20歳未満」では9割である。(図8)



結婚：(子どもがいると仮定して)子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合一親としての態度
【問11①】

- ・「頭から・・・反対」「迷いながら・・・反対」を合算した「反対」は20.4%、「迷いながら・・・賛成」と「ためらうことなくことなく賛成」を合算した「賛成」は、39.5%。
- ・経年比較では、2010(平成22)年より、「反対」も「賛成」も減少し、「わからない」が増えている。(図9)
- ・年代別では、「50歳代」と「20歳未満」の反対が少ない。「20歳未満」は賛成が5割と断然高い。(図10)

図9

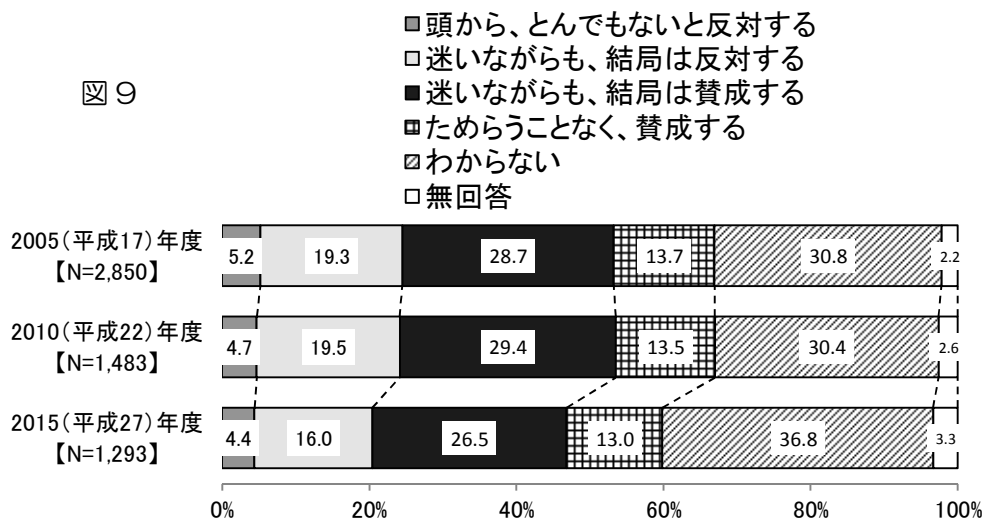
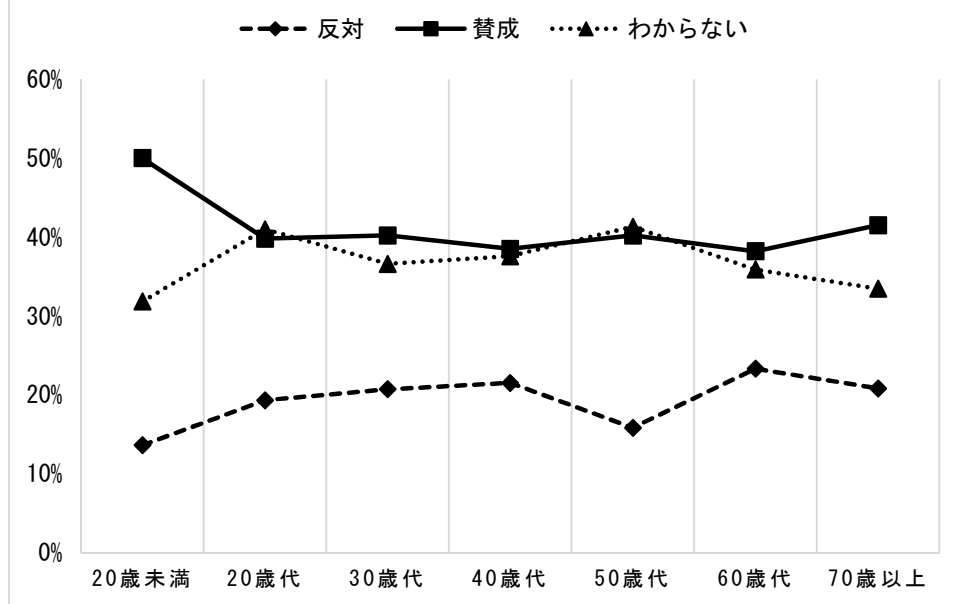


図10 子どもの結婚一親として(問11)



住宅：住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件、もしくは小中学校学区に同和地区がある物件だった場合【問13】

- ・「わからない」(32.5%)が最も多い。「同和地区・同じ小中学校学区とも避ける」と「同和地区のみは避ける」を合算して「避ける」割合は4割を超える。「いずれにあってもこだわらない」は22.0%。
- ・経年比較では(図11)、「避ける」は徐々に減少しているが、「こだわらない」も減少し、「わからない」が増えている。(2010(平成22)年より5ポイント上昇)
- ・年代別に比較すると、「避ける」が最も多いのは「30・40」歳代。だが、それより若い年代層では、「避ける」も「わからない」も減り、「20歳未満」では「こだわらない」が逆転して5割を超える。(図12)

図11 ■同和地区や同じ小中学校学区にある物件は避けると思う
 □同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校学区にある物件は避けないと思う
 ■いずれにあってもこだわらないと思う
 ▨わからない
 □無回答

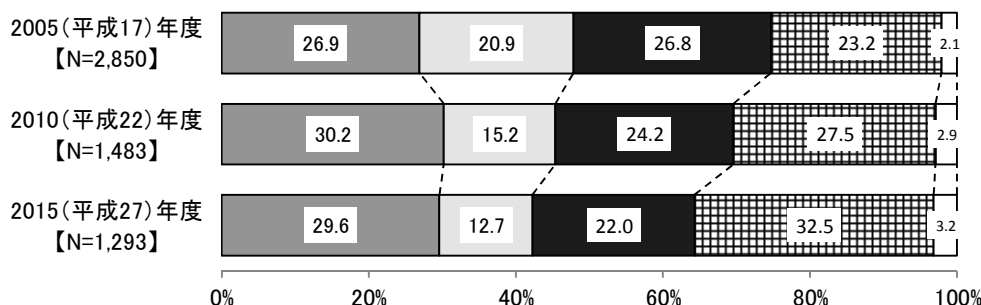
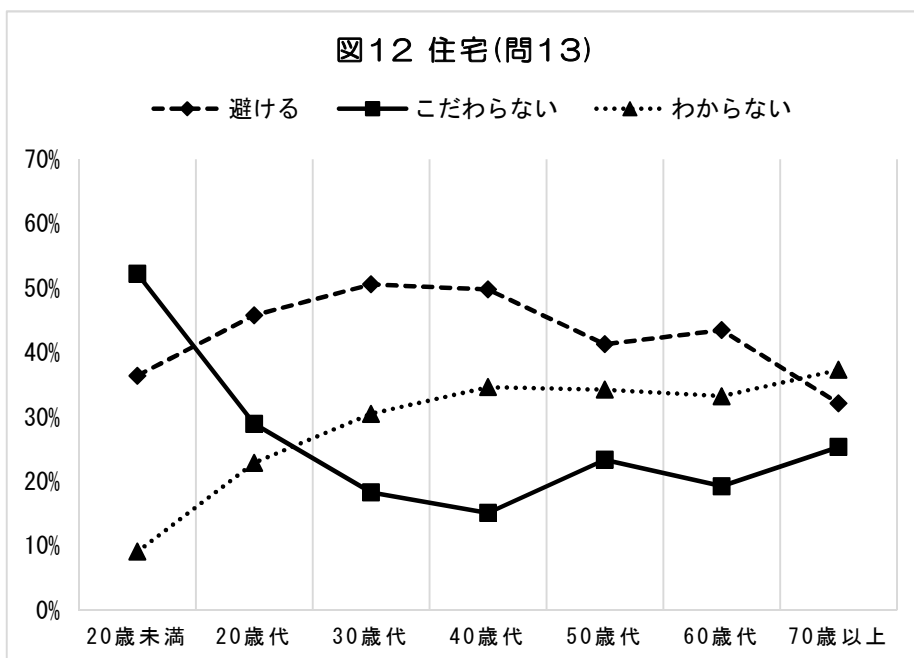


図12 住宅(問13)



5. 同和地区出身者と子どもの結婚に、親として（自分自身として）賛成する者は約4割。だが身近な親類が賛成すると回答したのは23.5%にとどまる。

結婚に対する態度の比較—自分自身（親として）の態度・親戚の態度【問11①②】

- ・親として（自分自身として）子どもの結婚に「賛成」するのは約4割だが、身近な親戚が「賛成」と考えている者は2割強である。また、親として「反対」は約2割だが、親戚では3割を超える。（図13）
- ・「親戚の態度」の別に、「親として（自分自身）の態度」を賛成・反対によってまとめると、表3となる。

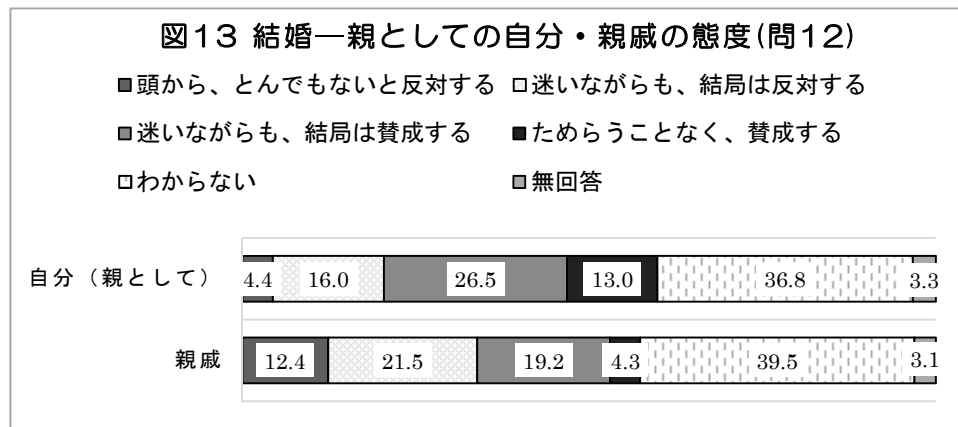


表4は、これをもとに親戚と自分の態度の一致やちがいを、マトリクスにしたものである。（表4）

- ◆親戚と自分の態度が同じで、双方とも「反対」なら「一致（-）」、双方とも「賛成」なら「一致（+）」。
- ◆親戚がと自分の態度が異なり、親戚が「反対」だが、自分が「賛成」なら「非同調型（+）」。（理論的には親戚「賛成」・自分「反対」もありえるが、実際には、こういう人はいなかった）
- ◆親戚の態度は「わからない」が、自分として結婚に対する賛否を表明している場合、「反対」を「親戚不明・自己決定（-）」とし、「賛成」なら「親戚不明・自己決定（+）」とした。
- ◆そもそも親類の態度に関わらず、自分は「わからない」者は、「親戚の態度に関わらず、自分は『わからない』」とした。

表3 親戚の態度×親としての（自分の）態度

			親としての態度			
			反対	賛成	わからない	回答なし
親戚の態度	反対	n=438	233 53.2%	99 22.6%	105 24.0%	1 0.2%
	賛成	n=304	0 0.0%	280 92.1%	22 7.2%	2 0.7%
	わからない	n=511	31 6.1%	131 25.6%	346 67.7%	3 0.6%
	回答なし	n=40	0 0.0%	0 0.0%	3 7.5%	37 92.5%
合計	n=1293	264 20.4%	510 39.4%	476 36.8%	43 3.3%	

表 4 親戚の態度×親としての（自分の）態度(マトリックス)

		親としての態度			
		反対	賛成	わからない	回答なし
親類 の 態度	反対	一致(-)	非同調(+)	親戚の態度 に関わらず、 自分はわか らない	不明
	賛成		一致(+)		
	わからない	親戚不明・ 自己決定(-)	親戚不明・ 自己決定(+)		
	回答なし				

- ・すると、表 5 のとおり、自分も親戚も結婚に反対する「一致(-)」、自分も親戚も賛成する「一致(+)」は、どちらも約 2 割である。
- ・親類が反対でも、自分は賛成するという、「非同調 (+)」(7.7%)、親類はわからないが、自分は賛成する「自己決定(+)」(10.1%) を合わせると 2 割弱ある。これらは親戚（周囲）の態度が消極的でも、それに同調しない者である。

表 5

	実数	%
一致(-)	233	18.0
一致(+)	280	21.7
非同調(+)	99	7.7
親戚不明・自己決定(-)	31	2.4
親戚不明・自己決定(+)	131	10.1
親戚の態度に関わらず自分はわからない	476	36.8
回答なし	43	3.3
合計	1293	100.0

6. 結婚については、「差別がある」と認識しつつ、「差別をしない」（親として結婚に賛成する）者が、「結婚に反対」を上回る。一方、土地（住宅）については、「差別がある／ない」の認識に関わらず、同和地区や同じ校区の物件を避けるという回答が多い。

「認識」と「意識・態度」の関係をみる—結婚・住宅について【問9】・【問11・13】

冒頭でのべたとおり、学習によって同和問題を知り、部落差別の存在を認識することは重要であるから、「差別がある」と認識している人の割合じたいが問題なのではなく、差別を認識しながら「自分は差別に加担せず、差別に反対する」という態度を身に着けている人がどれくらいいるのか、ということが重要である。

同和問題については、結婚と住宅（土地）について、「差別があると思うか」（認識）という質問と、「差別をするのか、しないか」（意識・態度）を問う両方の設問があったので、その関係を見てみたい。結婚差別が「ある」と認識しているか、「ない」と認識しているかの別に、「子どもの結婚に対する、自分自身の親としての態度」を表にすると表6・7になる。（表7は「頭からとんでもないと反対」「迷いながらも結局は反対」を合算して「反対」、「迷いながらも結局は賛成」「ためらうことなく賛成」を合算して「賛成」とし、割合を示した）

住宅（土地）に対する差別が「ある」と認識しているか、「ない」と認識しているかの別に、「同和地区や同じ校区にある物件を避けるかどうか」を集計したのが表8・9である。（表9は「同和地区・同じ校区にある物件とも避ける」「地区は避けるが校区は避けない」を合算して「避ける」とし、「いずれにあってもこだわらない」とあわせて示したものである）

- ・「差別がある」と認識している者が、「ない」と認識している者より、差別的な回答が多くなるのは、不思議ではないだろう（「ある」と思っているから、差別・排除する）。但し、結婚においては、「差別がある」と認識しながら、「自分自身は差別をしない」（結婚に賛成する）という者が、結婚に反対する者を上回っている。
- ・ところが、これに対して、住宅（土地）への態度は、「差別はない」と認識している者にも、「避ける」が5割弱あり、認識のいかんに関わらず、「避ける」という回答のほうが圧倒的に多いことが注意をひく。

表6 結婚①

		頭からとんでもないと反対	迷いながらも結局は反対	迷いながらも結局は賛成	ためらうことなく賛成	わからない	回答なし
結婚差別がある	n=587	7.8%	22.7%	28.3%	9.4%	30.8%	1.0%
結婚差別がない	n=248	2.0%	10.5%	37.5%	22.6%	26.6%	0.8%
わからない	n=406	1.2%	11.6%	19.7%	13.5%	53.2%	0.7%
回答なし	n=52	1.9%	1.9%	5.8%	3.8%	25.0%	61.5%
全体	n=1293	4.4%	16.0%	26.5%	13.0%	36.8%	3.3%

表7 結婚②

	親としての態度	
	反対	賛成
結婚差別がある	30.5%	37.7%
結婚差別がない	12.5%	60.1%
わからない	12.8%	33.2%
回答なし	3.8%	9.6%
全体	20.4%	39.5%

表8 住宅①

		同和地区・同じ校区にある物件とも避ける	地区は避けるが校区は避けないと 思う	いずれにあってもこだわらないと思う	わからない	回答なし
土地差別がある	n=363	40.2%	12.9%	18.2%	27.0%	1.7%
土地差別がない	n=315	29.5%	17.8%	25.7%	24.8%	2.2%
わからない	n=556	23.0%	9.9%	23.0%	41.4%	2.7%
回答なし	n=59	27.1%	10.2%	16.9%	23.7%	22.0%
全体	n=1293	29.6%	12.7%	22.0%	32.5%	3.2%

表9 住宅②

	避ける	こだわらない
土地差別がある	53.1%	18.2%
土地差別がない	47.3%	25.7%
わからない	32.9%	23.0%
回答なし	37.3%	16.9%
全体	42.3%	22.0%

校区を避ける論理【問 14】

- ・差別がある／ない、という認識のいかんに関わらず、住宅（土地）を回避するのは、なぜなのか。同和地区や同じ校区の物件を「避ける」と答えた 547 名に、理由をたずねると「こわいイメージ」と「周りから避けた方が良くといわれる」がそれぞれ 3 割を超え、「自分も出身者と思われるから」が 25% 程度ある。(p. 50)
- ・なお、問 14 に対する回答では「その他」も約 2 割あり、かなり多い。その他を選んだ者には、その理由を記入する欄が設けられていたので、その内容を下記に整理して示した（同様の意見が複数ある場合はカッコ内にその件数を示す）。偏見や一方的なイメージに基づく回答のほか、住宅や土地の市場価値を理由にあげるもの、学校に関わる事がら等もまとまっている。

●偏見・イメージ

治安が悪い(3)	トラブルにあったら困る(3)	考え方が違う、独自の考えがある(4)
柄が悪い	品がない	見た目が怖い人が多い
荒れている	子どもの頃怖い思い	被害者意識が強く面倒臭そう
考えられない	関わりたくない	態度が変わる
同和の人がそういうイメージを作っている		
差別に対して過敏すぎる反応をする人がいる		

●資産

地価、資産評価、採算価値、売却に影響(11)

●立地条件等

工場が近い 住みにくい土地にある

不動産としての価値を問題にしている
意見とみることもできる

●学校

小中が荒れている(2) 小中学校の子どもがいれば交友関係に問題
ネットで調査・評価されている学校の質も良くない
偏った教育を受ける可能性が高い
知人が地区内中学校に通学し、宿題が出ない・保護者の配布物にルビ等、地区への配慮があり独特だと思った学校の対応で考える

●逆差別

逆差別がある(3)
差別を逆手に取っている

●差別を避ける

子どもが差別されないか心配(2) 差別を受けるかもしれない(2) いじめにあうかもしれない
登記に残る 同じように優遇されていると思われたくない

●「無難な選択」

あえて選ばない(3)

どうなるか分からない所を選ぶ必要はない

できるかぎり心配事は少ないほうがよい

●認知経路を書いていると思われる記述

近くに住んでいて／育って知った(6)

友人がいる(2)

友人から(2)

仕事を通じて(2)

本(2)

職場研修で

昔から

授業で

堺市広報

●その他

何となく(5)

そもそもそういった住宅は部外者は借りられない

実際に買おうとして反対された

昔、親が戸籍の住所を変更しようとしたら役所の方に「本当にいいのか」と言われた事がある

自分自身が出身者で小学生の頃に地域の話や運動で知った

何となく避けたい、という気が起きる。これは小学校の授業で教師が上手く伝えられなかったことにあると思う

7. 「差別がある」と認識しているが、「差別をしない」意識・態度には、複数の場での教育・啓発との接触経験が関連すると考えられる。

「認識」・「意識・態度」と教育・啓発の関係をみる―【問 44】

「結婚差別がある」と認識しながら、「自分は差別をしない」という意識・態度を持つ人は、どのような教育・啓発との接触が多いのだろうか。

- ・「結婚差別がある」（問 9 イ）と認識したうえで、親として「結婚に賛成」または「反対」を選択した者（問 11 ①）の別に、参加したことがある教育啓発（問 44）を示した（表 10）。差別を認識しながら、差別に反対する者は、学校や、職場・自治体の研修会等をあげるものがやや多い。（なお小学校では、それほど差がないが、中学、高校で学んだものは、小学校でも学んだ可能性が高く、学習の「積み重ね」の影響もあって、中学・高校での学習経験の割合で、差が出るのかもしれない）
- ・「結婚差別がある」と認識しながら、結婚に「賛成」した者、「結婚差別がない」と認識しながら結婚に「賛成」した者を比較すると（表 11）、前者では、学校での学習経験をより多くあげているものが多い。

表 10 「差別がある」と認識したうえで、結婚に「賛成」する者・「反対」する者の教育・啓発との接触経験

	小学校	中学校	高校	大学	職場の研修	自治体の講演会等	市民団体等の講演会等	その他	はっきりと覚えていない	受けたことはない	回答なし
結婚差別がある → 賛成 n=221	45.2%	41.2%	25.3%	10.0%	25.8%	9.0%	7.2%	3.2%	17.2%	7.7%	1.8%
結婚差別がある → 反対 n=179	43.0%	31.8%	20.1%	6.1%	15.1%	3.9%	5.0%	2.8%	22.9%	11.2%	2.2%

表 11 「差別がある」と認識し結婚に「賛成」する者・「差別がない」と認識し「賛成」する者の教育・啓発との接触経験

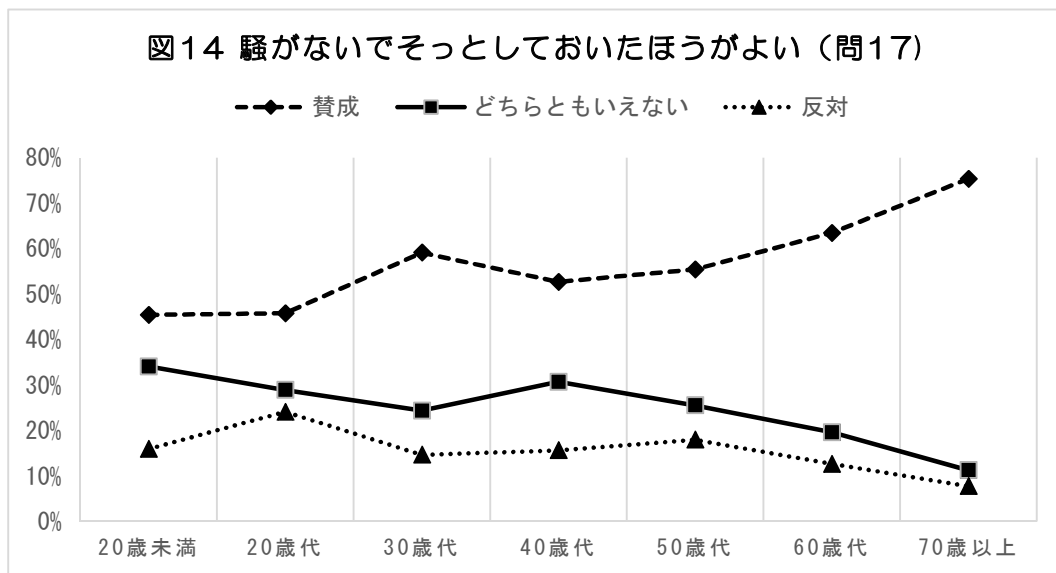
	小学校	中学校	高校	大学	職場の研修	自治体の講演会等	市民団体等の講演会等	その他	はっきりと覚えていない	受けたことはない	回答なし
結婚差別がある → 賛成 n=221	45.2%	41.2%	25.3%	10.0%	25.8%	9.0%	7.2%	3.2%	17.2%	7.7%	1.8%
結婚差別がない → 賛成 n=57	38.3%	40.3%	17.4%	7.4%	24.2%	4.7%	8.7%	1.3%	22.1%	13.4%	1.3%

8. 「寝た子を起こすな」論に対する「賛成」意見が6割。若い年代層では「反対」が多くなっているが、「どちらともいえない」も増えている。「寝た子を起こすな」に賛成するほうが、「結婚」の場面での、差別的な回答が多くなる。

「寝た子を起こすな」について【問17ア】

ところで、本調査では、いわゆる「寝た子を起こすな」論への「賛成」が多いことが気になった。「差別、差別と騒がないで、そっとしておいたほうがよい」（問17ア）に対して、「賛成」（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合算）は60.8%もあり、「どちらともいえない」が22.1%、「反対」（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合算）は13.7%である。（p.56参照）

- ・年齢別にみると、「賛成」は「30歳代」でやや高いが、おおむね、年代が低いほど、少なくなる。一方で、はっきりと「反対」するよりも、「どちらともいえない」という者が多く、だんだん増えている。



- ・「差別、差別と騒がないで、そっとしておいたほうがよい」に「賛成」「どちらともいえない」「反対」の別に、結婚・住宅（土地）に対する態度を見ると、表12・13となる。
- ・結婚（親としての態度）を見ると（表12）、「寝た子を起こすな」という考えに「賛成」する者は、結婚に対して「反対」する割合が高い。
- ・但し、住宅（土地）については、「寝た子を起こすな」との関係はあまりはっきりしない。（表13）

表 12

結婚（親として）			反対	賛成	わからない	回答なし
そっとしておいた方がよい	賛成	n=785	24.5%	39.6%	33.4%	2.5%
	どちらともいえない	n=286	15.0%	35.7%	47.9%	1.4%
	反対	n=177	13.6%	48.6%	34.5%	3.4%

表 13

住宅（土地）			地区・同じ校区にある物件は避けると思う	地区は避けるが校区は避けないと 思う	いずれにあってもこだわらないと 思う	わからない	回答なし
そっとしておいた方がよい	賛成	n=785	32.0%	13.4%	23.6%	30.2%	0.9%
	どちらともいえない	n=286	31.1%	10.1%	17.5%	40.2%	1.0%
	反対	n=177	23.2%	15.3%	26.6%	33.3%	1.7%

9. 「能力主義」「徳目主義」と差別的態度との間には相関がある。

問1では「人権についての11の意見」を示し、それに対する賛成～反対を4件法（そう思う、どちらかといえばそう思う、どちらかといえばそう思わない、そう思わないから1択）によってきいた。人権問題の解決にとっての法の必要性や、行政責任について述べた意見もあれば、「がまん」や「思いやり」など私的努力で解決することを支持するような意見も含まれる。その結果は p.12 に示されたとおりである。

「賛成」（そう思う・どちらかといえばそう思う）が多かったもの、「反対」（どちらかといえばそう思わない、そう思わない）の割合を比較すると、表14のようになる。「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」には「反対」が86.4%となり、人権問題＝他人事だという考えを拒否する人が大半であるが、「思いやり」による「私的」解決に賛成する者が7割ある一方、差別を禁止する法への支持は半数を割っていることも注意をひく。

表14

肯定が多い	賛成%	Keywords
権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている	79.9	がまん
思いやりやさしさをみんなが持てば人権問題は解決する	69.1	思いやり
競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない	66.9	能力主義
学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ	63.2	義務
差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	54.6	被差別者帰責
個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ	51.1	個人より集団

賛成・反対が同割合	賛否同%	Keywords
人権問題を解決する責任は、まず行政にある	48.1	行政責任

反対が多い	反対%	Keywords
人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	86.4	他人事ではない
介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない	57.8	温情主義反対
差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ	55.8	差別禁止法は不要
社会的弱者が優遇されるのは、一般の人のがんばりが認められないので問題がある	64.5	弱者へ特別な支援が必要

さらに回答者の傾向をより明確に把握するため、これら11項目について、探索的に因子分析を行った。因子分析とは、複数の変量の背景にある、いくつかの共通因子を探り出す手法である。その結果が表15である（固有値1以上の3つの因子を抽出）。第一因子に「能力主義志向因子」、第二因子を「徳目主義志向因子」、第三因子を「公的解決志向因子」と名付けたⁱ。

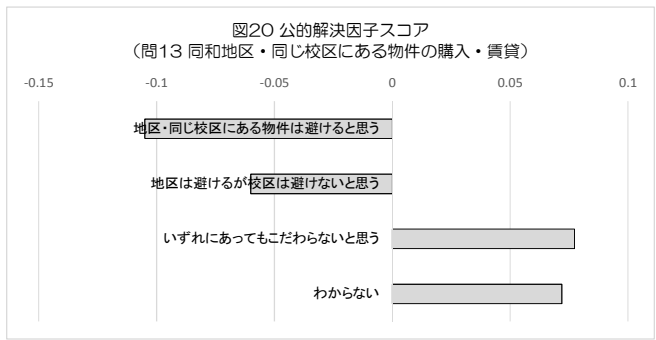
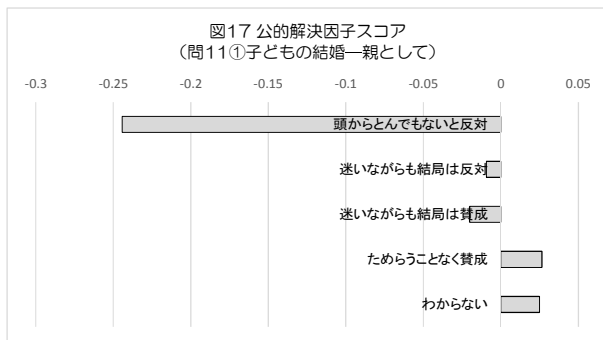
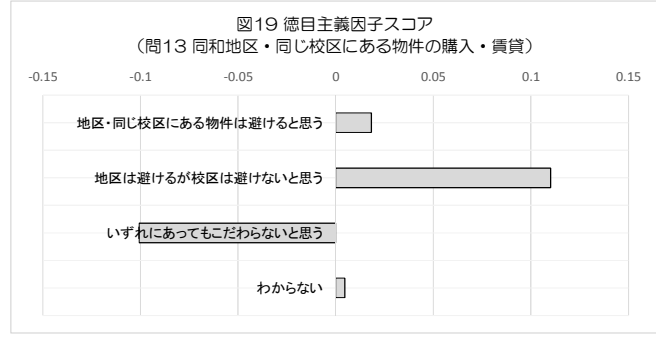
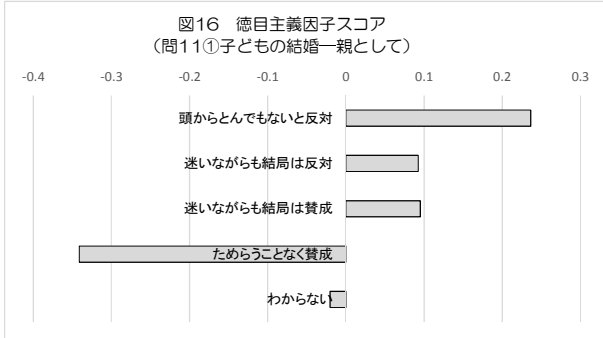
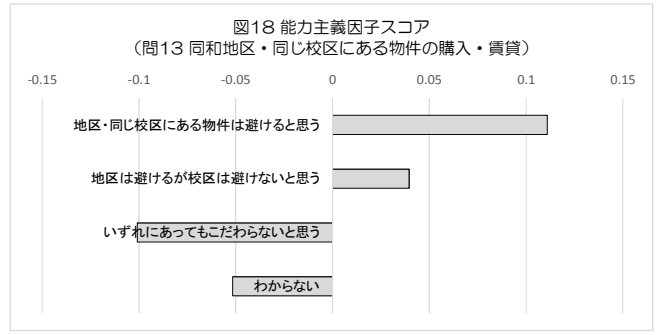
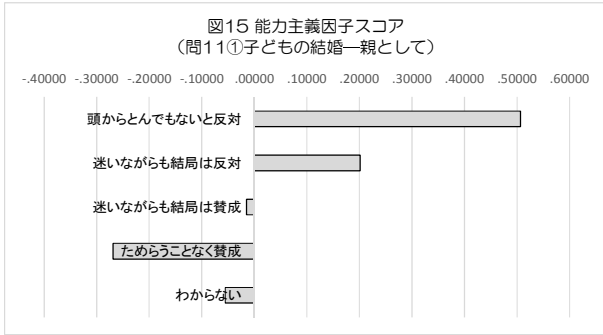
表 15 回転後の因子行列

	因子		
	1	2	3
社会的弱者優遇は一般人の頑張りが認められず問題	.600	.096	.211
介護や介助を受ける者が自己主張するのはよくない	.584	.210	.038
差別する人だけでなく、される人にも問題がある	.515	.177	.022
競争社会、能力による差が生じるのは仕方ない	.366	.169	-.057
学校では権利より義務を果たすことを教えるべき	.237	.663	.027
個人の権利より地域みんなの利益が優先	.156	.469	.137
権利ばかり主張し、我慢できない人が増えている	.310	.324	-.013
差別をなくすには差別を禁止する法律が必要	.007	.055	.646
人権問題を解決する責任はまず行政にある	.057	.052	.548

因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法 4 回の反復で回転が収束

これら 3 つの志向性と、差別意識との関係を検討したいと考え、結婚・住宅（土地）に対する設問（問 11①、問 13）において、それぞれの回答肢を選んだグループの別に、回答者の因子得点の平均点を示した。因子得点とは、その因子に対する回答者の相対的位置を表すもので、その人が全体の中で、特定の志向性をどの程度強く持っているのかを示している。中央の 0 にあたるところが全体の平均値、棒が右に伸びていれば、その因子に対する志向性が平均よりは強く、左に伸びていれば弱いということになる。

- ・能力主義志向…結婚・住宅（土地）とも、差別的な回答をする者が、能力主義志向性が強い。
- ・徳目主義志向…結婚では、差別的な回答をする者は、徳目主義志向性が強い。住宅（土地）では、「いづれにあってもこだわらない」者が、反・徳目志向である。
- ・公的解決志向…結婚では「頭から反対」、住宅（土地）では、同和地区・同じ校区の両方、またはいづれかを「避ける」と答えた者が、反・公的解決志向である。
- ・以上から、差別的な回答を選択した者は「能力主義」や「徳目主義」志向性を強く持つ一方、「公的解決」に対して消極的であることがわかる。なお、差別的な回答を選択する者のほうが、徳目主義的だという結果は、興味深い。徳目に訴えることが、差別解消には結びつかない、ということにもなる。



おわりに

「同和問題の認知経路」(問 8) を聞いた設問では、「知らない」と「無回答」を合わせた割合は、全体では 8.6% であるから、9 割以上の人と同和問題を知っている。但し、「学校で教わった」を選択する割合が前回よりやや低くなったのは気になる結果である。

とはいえ、そのことを法期限後に「学校が同和問題を教えなくなった」と単純に結論づけることはできない。年代別にみると、少数ながら、「20 歳未満」では「学校で教わった」が 5 割弱と再び高くなる傾向がみられるからである。

一方、「身近な人の中に同和問題で暮らしにくさを感じている人はいるか」という問い(問 3) に対しては、「いない」と回答した者が 9 割、圧倒的多数となった。出身者との出会い、差別の実態から学ぶ経験が減じているのではないかと危惧される。リアリティが薄らぎ、部落問題を知識として学習することにとどまっていなかったか、気になることである。

ところで、結婚差別や土地差別が「あると思うか」という質問に対しても、「同和地区出身者との結婚」や「同和地区・同じ校区にある物件」に対する意識を問う質問に対しても、「わからない」と答える回答者の割合が、経年変化の中で増え続けている(問 9・問 11①・問 13)。「わからない」が増えている背景には、教育・啓発との接触度合いの低下があるかもしれないが、経年比較ができる質問がないため、断定はできない。

また、「わからない」が増えている背景には、先に述べたような、同和問題に対するリアリティの弱まりが影響を与えているのではないかと考えさせられる。同和地区出身者との具体的な出会いがなく、差別の実態がわからず、部落差別に対するリアリティが薄らぐ中で、どう向き合えばよいのか「わからない」のではないだろうか。

なお、「差別的な言動や落書きを見聞きした経験」(問 15) についても、8 割弱が「ない」と回答している。差別的な言動や落書きを身の回りで見聞きしていない、ということは、評価すべきことでもあるが、一方で、「差別が見えなくなっているのではないかと」も考えられる。マイノリティに対する差別は、「差別的な言動や落書き」など、はっきりと目に見えるものばかりではない。マイノリティであるがゆえに差別・排除を受けるかもしれないと、日常生活の中で不安を感じていることもまた、差別である。子どもの同和地区出身者との結婚に対して「賛成する」と答えた者が 4 割弱(半数にも満たない!) という社会が、マイノリティが不安を感じずに生きることができる社会だと、とうてい言うことはできない。

33 年間の「特別法」の下で、同和地区の生活環境等は大きく改善し、「目に見える」差別の実態は大きく改善した。だが、そのことは「差別のない」社会が実現したことと同義ではない。「差別のみえない・みえにくい」社会に向き合うことが、これからの教育啓発の課題である。

ところで、「差別がある」という認識を持っていることと、「差別意識がある」ことは、同じではない。例えば、「結婚差別がある」と認識する人のほうが、「結婚差別がない」と思っている人より、差別意識が強い。「結婚差別がある」と認識している人の中で、子どもの同和地区出身者との結婚に「反対」するのは 30.5% だが、「差別がない」と認識している人の中で、子どもの結婚に「反対」するのは 12.5% にとどまるからである。(問 9・問 11)

しかし、「結婚差別がある」と認識している人の中で、結婚に「賛成」する人(37.6%) は、「反対」する人(30.5%) を上回る。また、「結婚差別がある」と認識しながら、結婚に「賛成」する者は、教育・啓発に関わるいくつかの項目に対する接触度が、結婚に「反対」する者より高かった(問 44)。教育・啓発による働きかけは重要である。

一方、同和地区や同じ校区にある「住宅(土地)」に対する忌避意識には、結婚差別とは異なる論理も働いているようである。というのも、「土地差別がある」と答えた者も、「ない」と答えた者も、同和地区や同じ校区の物件を「避ける」と答えた割合が、それぞれ 5 割前後になり、「いずれにあってもこだわらない」者の割合を大きく上回っていたからである。差別があるかどうかの認識には関係なく、同和地区・同じ校区の土地を忌避する意識は強い。

なぜ、同和地区や同じ校区を避けるのか、その理由を尋ねたところ（問 14）、選択肢に示された回答以外に、自由回答欄に「資産価値」や「(学校の) 教育面」で不利になることを理由にあげた回答がまとまっていた。このことは、差別や排除がネオリベラルな社会の中で、市場主義や競争主義、能力主義の論理によっても引き起こされているという例証ではないか。

部落差別もまた、社会意識の変化の影響を受ける。法期限後の「みえない (みえにくい) 差別」に取り組むとともに、差別・排除の論理を強化しているかもしれない「能力主義」などの課題にどう向き合うか、引き続き検討課題である。

ⁱ 「そう思う」～「そう思わない」を 4～1 点とし、欠損値は除外した。また、分析のプロセスで、共通性の値が 0 に近い 2 項目を除去 (イ. 人権問題とは、差別を受けている人の問題…、ウ. 思いやりやさしさをみんなが持てば人権問題は解決…) し、最終的には 9 項目で因子分析を行った。「7. 権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている」が 2 因子に反応しているが、あえて残すこととした。KMO 標本妥当性の測定 .736 (有意確率 .000)

人権に関する市民意識調査

平成 27 年（2015 年）11 月
堺 市

■本調査について

1. この調査は、人権に関することからについて市民の皆様のお考えをお聞きするものです。この調査結果を、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に掲げた平和ですべての人の人権が尊重される共生社会の実現に向け、今後の人権施策を推進する上での基礎資料として活用していきます。
2. この調査は、堺市民の皆様の中から無作為に 3,000 人の方を選び、調査票をお送りしています。
3. 無記名でお答えいただきますので、どなたのお答えかわからないようになっています。個人の回答内容が外部に漏れたり、あなた自身にご迷惑をおかけするようなことはありません。
4. この調査は、上記の目的以外に使用することはありません。

■記入上の注意

1. あて名のご本人が、お答えください。
2. お答えは、ボールペンか鉛筆などであてはまるものの番号に、はっきりと○印をつけてください。

■調査票の回収

記入いただいた調査票は、無記名のまま、12月7日（月）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れて郵便ポストに投函してください。

（注）視覚障害の方で点字版調査票が必要な場合は、下記までご連絡ください。また、文字が小さく読みづらい場合も、拡大版調査票をお渡ししますのでご連絡ください。

【 問合せ先 】

堺市 市民人権局 人権部 人権企画調整課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

電話：228-7159（直通）

FAX：228-8070

電子メール：jinkenki@city.sakai.lg.jp

人権に関する考え方について

問1 人権について、いろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思われますか。それぞれについて、あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。(それぞれあてはまる番号1つに○)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
ア. 権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている	1	2	3	4
イ. 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	1	2	3	4
ウ. 思いやりやさしさをもみんなが持てば人権問題は解決する	1	2	3	4
エ. 学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ	1	2	3	4
オ. 競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない	1	2	3	4
カ. 個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ	1	2	3	4
キ. 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	1	2	3	4
ク. 人権問題を解決する責任は、まず行政にある	1	2	3	4
ケ. 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ	1	2	3	4
コ. 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない	1	2	3	4
サ. 社会的弱者が優遇されるのは、一般の人のがんばりが認められないので問題がある	1	2	3	4

問2 あなたは、次の人権問題に関心がありますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

	関心がある	少し関心がある	関心がない
ア. 同和問題	1	2	3
イ. 女性の人権問題	1	2	3
ウ. 子どもの人権問題	1	2	3
エ. 障害者の人権問題	1	2	3
オ. 高齢者の人権問題	1	2	3
カ. 日本に住む外国籍住民の人権問題	1	2	3
キ. インターネット上の人権問題	1	2	3
ク. エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者などの人権問題	1	2	3
ケ. 犯罪被害者等の人権問題	1	2	3
コ. 刑を終えて出所した人の人権問題	1	2	3
サ. 性的少数者の人権問題	1	2	3

問3 あなた、もしくはあなたの家族や親しい友人に、次の人権問題で暮らしにくさを感じている人はいますか。(それぞれあてはまる番号すべてに○)

	自分自身が 感じている	家族が感じている	親しい友人が 感じている	そのような人は 身近にはいない
ア. 同和問題	1	2	3	4
イ. 女性の人権問題	1	2	3	4
ウ. 子どもの人権問題	1	2	3	4
エ. 障害者の人権問題	1	2	3	4
オ. 高齢者の人権問題	1	2	3	4
カ. 日本に住む外国籍住民の人権問題	1	2	3	4
キ. インターネット上の人権問題	1	2	3	4
ク. エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者などの人権問題	1	2	3	4
ケ. 犯罪被害者等の人権問題	1	2	3	4
コ. 刑を終えて出所した人の人権問題	1	2	3	4
サ. 性的少数者の人権問題	1	2	3	4

自分自身に関することについて

問4 あなたは日常生活の中で、他人から傷つけられたと感じたことはありますか。
(あてはまる番号1つに○)

1. ある	2. ない
-------	-------

問5 問4で、「1. ある」と答えた方にお聞きします。
それはどのような内容で、誰（どこ）から傷つけられたと感じましたか。
(それぞれあてはまる番号すべてに○)

	家族・親類	近所の人	友人・知人	学校	職場	企業・民間団体	公的機関	その他
ア. あらぬ噂をされたり、悪口・陰口を言われたりした	1	2	3	4	5	6	7	8
イ. いじめ・嫌がらせ・仲間はずれをされた	1	2	3	4	5	6	7	8
ウ. 不平等な扱いを受けた	1	2	3	4	5	6	7	8
エ. パワーハラスメントを受けた(上司からの嫌がらせなど)	1	2	3	4	5	6	7	8
オ. 体罰を受けた	1	2	3	4	5	6	7	8
カ. 暴力や虐待を受けた	1	2	3	4	5	6	7	8
キ. プライバシーを侵害された	1	2	3	4	5	6	7	8
ク. セクシャル・ハラスメントを受けた	1	2	3	4	5	6	7	8
ケ. インターネットで名誉や信用を傷つけられた	1	2	3	4	5	6	7	8
コ. その他 ()	1	2	3	4	5	6	7	8

問6 あなたは日常生活の中で、他人を傷つけてしまったことはありますか。
(あてはまる番号1つに○)

1. あると思う
2. その時は気がつかなかったが、後になって傷つけてしまったと気づいたことがある
3. 自分では気がつかないがあるかもしれない
4. ないと思う

問 10 同和問題について、次のような意見がありますが、あなたはどのように思いますか。

(それぞれあてはまる番号1つに○)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
ア. 部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である	1	2	3	4	5
イ. 同和地区の人々と、深く関わることにはためらいを感じる	1	2	3	4	5
ウ. 今まで差別されてきた同和地区の人々のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる	1	2	3	4	5
エ. 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになる	1	2	3	4	5
オ. 同和地区の人々には、差別されるくやしさを知っているだけに、人として思いやりがある人が多い	1	2	3	4	5
カ. 同和地区の人は何かあると集団でおしかけてくる	1	2	3	4	5
キ. 同和地区の人々は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる	1	2	3	4	5

問 11 もし仮に、あなたのお子さん（お子さんがいない場合は、いると仮定してお答えください）が恋愛をし、結婚をしたいといっている相手が同和地区の人であった場合についてお聞きします。

(それぞれあてはまる番号1つに○)

①	あなたは親として、どのような態度をとると思いますか	1. 頭から、とんでもないと反対する 2. 迷いながらも、結局は反対する 3. 迷いながらも、結局は賛成する 4. ためらうことなく、賛成する 5. わからない
②	あなたの身近な親類は、どのような態度をとると思いますか	1. 頭から、とんでもないと反対する 2. 迷いながらも、結局は反対する 3. 迷いながらも、結局は賛成する 4. ためらうことなく、賛成する 5. わからない

問 12 仮に、日ごろから親しくつきあっている人が、なにかのことで同和地区出身の人であることがわかった場合、あなたはどのようにしますか。(あてはまる番号1つに○)

1. これまでと同じように親しくつきあう
2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避けていく
3. つきあいはやめてしまう
4. わからない

問 13 もしあなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件、もしくは小中学校区に同和地区がある物件ならばどのようにすると思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 同和地区や同じ小中学校区にある物件は避けると思う
2. 同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う
3. いずれにあってもこだわらないと思う
4. わからない

問 14 問 13 で、「1」「2」と答えた方にお聞きします。

あなたはなぜそのように思うのですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. こわいイメージがあるから
2. 自分も同和地区出身者と思われるから
3. 周りの人から避けた方がよいと言われるから
4. その他 ()

問 15 あなたは、同和地区の人々に対する差別的な言動や落書きを見聞きしたことがありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 見聞きしたことがある
2. 見聞きしたことはない

問 16 問 15 で、「1. 見聞きしたことがある」と答えた方にお聞きします。

その時あなたは、どうされましたか。(あてはまる番号1つに○)

1. 差別と気づき、指摘(通報)した
2. 差別と気づき、他の人に指摘(通報)してもらおう頼んだ
3. 差別と気づいたが、指摘(通報)できなかった
4. その時は差別と気づかなかったので、見過ごした
5. その他 ()

問 17 部落差別をなくす方法について、次のような意見があります。あなたはどのように思いますか。
 (それぞれあてはまる番号 1 つに○)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
ア. 「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいたほうがよい	1	2	3	4	5
イ. 同和地区の人々が安定した仕事につき暮らしが良くなれば、部落差別はなくなる	1	2	3	4	5
ウ. 同和地区の人々が、もっと積極的に差別の不当性を訴えて、人々に働きかければ、差別はなくなる	1	2	3	4	5
エ. 私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる	1	2	3	4	5
オ. 同和地区の人々が、分散して住むようにすれば差別はなくなる	1	2	3	4	5
カ. 同和地区の人々が努力して生活を改善すれば差別はなくなる	1	2	3	4	5
キ. 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して差別のない「まちづくり」を進める	1	2	3	4	5
ク. 法律で差別を禁止する	1	2	3	4	5

問 18 堺市では、学校で「同和教育」が行われていますが、あなたはどのようなお考えですか。
 (あてはまる番号 1 つに○)

1. 同和教育は人権意識を高めるうえでもよいことだと思う
2. 同和教育をする必要はないと思う
3. 同和教育は、あらゆる差別をなくす教育につながるので良いことだと思う
4. 同和教育より国語や算数などの教科の指導に力を入れる方がよいと思う
5. 同和教育がどんな教育か、よく知らない
6. その他 ()

女性の人権について

問 19 次のような考え方について、あなたはどのように思いますか。(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

	問題だ と思う	場合によっては 問題ではない	問題ではない
ア. 女の子は家のお手伝いをしないといけない	1	2	3
イ. 女性は理系の大学に行く必要はない	1	2	3
ウ. 女性は早く結婚しないといけない	1	2	3
エ. 結婚したら妻は夫の姓を名乗るべきだ	1	2	3
オ. 女性は仕事より家庭に専念するべきだ	1	2	3
カ. 女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い	1	2	3
キ. 女性の方が男性より育児や介護などに向いている	1	2	3

問 20 あなたは、性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験がありますか。もしそのような経験があれば、どのような内容であったか、覚えている範囲でご記入ください。

問 21 次のような行為が恋人や配偶者間で行われた場合、人権侵害だと思いませんか。(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

	人権侵害だ と思う	場合によっては 人権侵害ではない	人権侵害ではない
ア. 自分がないところで相手が友人と外出することを制限する	1	2	3
イ. 相手を「自分が守ってやらないとだめな人間だ」と決めつける	1	2	3
ウ. 大声でどなったり物を投げつけたりする	1	2	3
エ. 何を言っても無視する	1	2	3
オ. 避妊に協力しない	1	2	3
カ. 生活費を渡さない	1	2	3
キ. 携帯電話の通話やメール、手紙などを勝手に見る	1	2	3

子どもの人権について

問 22 あなたは、次のような行為は児童虐待だと思いますか。(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

	児童虐待だと思う	場合によっては児童虐待ではない	児童虐待ではない
ア. 保護者が子どもに対し「～してはダメ」など否定的な言葉ばかり使う	1	2	3
イ. 保護者が子どもの前で家族に対して暴力をふるう	1	2	3
ウ. 保護者が子どもにポルノ写真を見せる	1	2	3
エ. 保護者が子どもに十分な食事を与えない	1	2	3
オ. 保護者が年齢の低い子どもを家や自動車内に置き去りにする	1	2	3
カ. 保護者が子どもにしつけと称して暴力をふるう	1	2	3

問 23 次のようなことがらについて、あなたはどのように思いますか。(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

	問題だと思う	場合によっては問題ではない	問題ではない
ア. 子どもは未熟なので、親などの保護者の助言や意見に従わせるべきだ	1	2	3
イ. 子どもがわがままになるので、子どもの権利を認めるべきではない	1	2	3
ウ. 親の期待通りに育つような教育を、子どもに受けさせたい	1	2	3
エ. 子どもの様子を知るために、親は子どものメールや手紙などを勝手に見てもよい	1	2	3
オ. 親から見て好ましくない場合は子ども同士の付き合いを制限してもよい	1	2	3
カ. 子どもの成長を思っているしつけならば、ある程度の体罰はやむを得ない	1	2	3

障害者の人権について

問 24 障害者一人ひとりが社会活動に参加したり、能力を最大限に発揮できたりするために、環境の整備や必要に応じた配慮を行う「合理的配慮」の考え方について、あなたはどのように思いますか。
(あてはまる番号1つに○)

(例) 目の見えない人に、点字の会議資料を用意する。

耳の聞こえない人に、筆談で面接をする。

注意や集中が困難な人に、集中力が持続する時間に合わせて休憩時間を設ける。など

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 重要だ | 3. どちらかといえば重要ではない |
| 2. どちらかといえば重要だ | 4. 重要ではない |

※障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、障害者への合理的配慮の提供は、行政機関等においては法的義務、民間事業者においては努力義務となります。

問 25 問 24 で、「3. どちらかといえば重要ではない」「4. 重要ではない」と答えた方にお聞きします。
その理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1. 特別扱いする必要はない | 5. 自分には関係ない |
| 2. 何が適切な整備や配慮になるのかわからない | 6. なんとなく |
| 3. 労力や時間がかかる | 7. その他 |
| 4. お金がかかる | () |

問 26 全ての方にお聞きします。あなたにもし障害がある場合、今の日本で安心して暮らせると思いますか。障害がある方は、今の状況をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問 27 問 26 で「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。
そう思う理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|-------------------------------------|
| 1. スロープ・自動ドア・点字ブロック・案内板等の設備が十分でないから |
| 2. 障害者に対する人々の理解が進んでいないから |
| 3. 経済的な支援が十分でないから |
| 4. 日常生活での支援が十分でないから |
| 5. 介護や介助してくれる人がいないから |
| 6. 働く場がないから |
| 7. 学校などで障害に応じたサポートが受けられないから |
| 8. 住む場所の確保が難しいから |
| 9. 情報伝達や他者とのコミュニケーションがとりにくいから |
| 10. その他 () |

高齢者の人権について

問 28 あなたは、次のような行為は高齢者虐待だと思いますか。(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

	高齢者虐待だと思う	場合によっては 高齢者虐待ではない	高齢者虐待ではない
ア. 認知症だからと日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない	1	2	3
イ. 年金や預貯金を家族が管理し、本人の希望通りに使わせない	1	2	3
ウ. 徘徊しないように、部屋に鍵をかける	1	2	3
エ. おもらししないように水分を控えさせる	1	2	3
オ. 本人が拒否しているのに食事を口に入れる	1	2	3
カ. どなりつける	1	2	3
キ. 他人に見えるところで排泄の介助をする	1	2	3

問 29 全ての方にお聞きします。あなたは、高齢になったときに安心して暮らせると思いますか。
高齢者の方は、今の状況をお答えください。(あてはまる番号 1 つに○)

1. はい	2. いいえ
-------	--------

問 30 問 29 で「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。
そう思う理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 働きたくても、働ける場が少なくなるから 2. 年金などの経済的保障が十分ではないから 3. 高齢者の意見や行動が尊重されていないから 4. 邪魔者あつかいをされるから 5. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分ではないから 6. 介護の負担から、家庭や施設で虐待をふるわれるかもしれないから 7. 住宅を借りにくくなるから 8. 悪徳商法や詐欺の被害者になることが多いから 9. まちや建物のづくりが高齢者に配慮されていないから 10. 自分が死んだあとの手続きや葬祭がどうなるか不安だから 11. その他 ()

日本に住む外国籍住民の人権について

問 31 あなたは、次のような行為は外国籍住民への差別だと思いませんか。

(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

	差別だと思う	どちらかといえば差別だと思う	どちらかといえば差別ではない	差別ではない
ア. 家や部屋を貸すのを拒否する	1	2	3	4
イ. 就職活動や職場で不利な扱いをする	1	2	3	4
ウ. 年金や医療保険制度など、社会保障で不利な扱いをする	1	2	3	4
エ. 結婚に際して、周囲が反対する	1	2	3	4
オ. 選挙権がない	1	2	3	4
カ. 文化の違いを理解しようとしていない	1	2	3	4
キ. 日本の生活習慣、しきたりや慣習に無理にしたがわせる	1	2	3	4

問 32 あなたが外国で住むことになった場合、その国の人からどのように対応してもらいたいですか。

(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
ア. 家や部屋をその国の人と同じような条件で貸してもらいたい	1	2	3	4
イ. 就職活動や職場で不利な扱いは受けたくない	1	2	3	4
ウ. 年金や医療など、社会保障で不利な扱いは受けたくない	1	2	3	4
エ. 選挙権がほしい	1	2	3	4
オ. 日本の文化を理解してもらいたい	1	2	3	4
カ. その国の生活習慣、しきたりや慣習を押し付けられない	1	2	3	4

問 33 あなたは、戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことを知っていますか。
(あてはまる番号 1 つに○)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. よく知っている | 3. ほとんど知らない |
| 2. 少しは知っている | 4. まったく知らない |

問 34 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めていますが、在日韓国・朝鮮人へのいわゆるヘイトスピーチについて、あなたはどのように思いますか。(あてはまる番号 1 つに○)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 問題であり許されないと思う |
| 2. 問題はあると思うが、共感するところもある |
| 3. 表現や言論の自由があるので許さざるを得ないが、共感はしない |
| 4. 問題はない |
| 5. ヘイトスピーチを知らない |
| 6. その他 () |

さまざまな人権問題について

問 35 あなたは、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者に対する次のような行為は問題であると思いますか。（それぞれあてはまる番号1つに○）

	問題だと思う	場合によっては問題ではない	問題ではない
ア. 病院で治療・入院を拒否される	1	2	3
イ. 家族や親戚・友人などからつきあいを拒絶される	1	2	3
ウ. 周囲から結婚を反対されたり、離婚をせまられる	1	2	3
エ. マンションやアパートなどの入居を拒否される	1	2	3
オ. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける	1	2	3
カ. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される	1	2	3

問 36 あなたは、犯罪に関する次の考え方について、どのように思いますか。（それぞれあてはまる番号1つに○）

	そう思う	場合によってはそう思わない	そう思わない
ア. 刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されないことは問題だ	1	2	3
イ. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活が平穏に保てなくなることは問題だ	1	2	3
ウ. 犯罪を行ったことが明らかになるとしても、法律で認められていない証拠の集め方は問題だ	1	2	3
エ. 凶悪犯罪の容疑者であっても、罪を犯したと疑う十分な理由がなければ逮捕できないのは当然だ	1	2	3
オ. 刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支えるべきだ	1	2	3

問 37 パソコン、スマートフォン、タブレットなどインターネット端末で、次のような書き込みや内容を見かけたことはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 個人を特定して、悪口や名誉をおとしめるような内容
2. 特定の地域に住む人について、悪口や名誉をおとしめるような内容
3. 差別を助長させるような内容(〇〇(地名)地区はこわいなど)
4. 名前、住所、電話番号など個人を特定できる情報
5. 他人の私生活の公開などプライバシーを侵害する内容
6. 未成年者の犯罪について実名や写真を掲載
7. 児童ポルノ(子どもを被写体としたわいせつな画像など)
8. 援助交際(児童買春)などの相手を探している内容
9. 見たことがない

→ 問 38 問 37 で「1～8」と答えた方にお聞きします。

あなたはその書き込みや内容を見た後、どうしましたか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 何もしなかった
2. 情報を拡散した(「いいね!」や「リツイート」をした)
3. 同調するコメントを書き込んだ
4. 反論するコメントを書き込んだ
5. 家族や友人・知人などと話題にした
6. プロバイダや警察に知らせた
7. その他()

→ 問 39 問 37 で「1～8」と答えた方にお聞きします。

その書き込みや内容を、どんな媒体で見ましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 1. SNS(フェイスブック、ツイッターなど) | 3. ホームページ、ブログなど |
| 2. 掲示板やコメント欄など | 4. その他() |

問 40 性的少数者（体の性と心の性が一致しない人、同性を好きになる人、異性も同性も好きになる人など）への支援が広がっていることについて、あなたはどのように思いますか。

（あてはまる番号 1 つに○）

（例）東京都渋谷区では、同性カップルを結婚に相当する関係と認め、証明書を発行することが決まった（平成 27 年 3 月）。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 賛同する | 3. どちらかといえば賛同しない |
| 2. どちらかといえば賛同する | 4. 賛同しない |

→ 問 41 問 40 で、「1. 賛同する」「2. どちらかといえば賛同する」と答えた方にお聞きします。

もしあなたの親・子ども・配偶者といった家族が性的少数者であるとあなたに告白した場合、あなたはその人の理解者となることができますか。（あてはまる番号 1 つに○）

- | | |
|------------------|------------|
| 1. できると思う | 3. できないと思う |
| 2. できると思うが、自信はない | 4. わからない |

問 42 地球規模の問題について次のように考えることを、あなたはどのように思いますか。

（それぞれあてはまる番号 1 つに○）

	重要だ	どちらかといえば重要だ	どちらかといえば重要ではない	重要ではない
ア. 他国間の紛争や戦争であっても関心を持つこと	1	2	3	4
イ. 貧困や飢餓で苦しむ国や地域に対して、日本が経済的な支援をすること	1	2	3	4
ウ. 価格が安くても、不公正（児童労働、低賃金労働、人権侵害、環境破壊等）な状況で生産された商品は購入しないこと	1	2	3	4
エ. 大気や海洋など地球の自然環境保護を一人ひとりが意識すること	1	2	3	4
オ. 国際的な難民問題の解決に向けて、日本が支援をすること	1	2	3	4

人権問題の啓発活動について

問 43 あなたは、次の人権に関する宣言や法律、条約等について、どの程度知っていますか。
(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

	どんな内容か知っている	内容は知らないが 名称は聞いたことがある	知らない
ア. 世界人権宣言（昭和 23 年）	1	2	3
イ. 国際人権規約（社会権規約・自由権規約）（昭和 51 年発効）	1	2	3
ウ. 同和対策審議会答申（昭和 40 年）	1	2	3
エ. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年）	1	2	3
オ. 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例（昭和 60 年）	1	2	3
カ. 戸籍謄本や住民票の写しなどの本人通知制度（平成 26 年）	1	2	3
キ. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和 60 年）	1	2	3
ク. 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（平成 6 年）	1	2	3
ケ. 障害者の権利に関する条約（平成 26 年）	1	2	3

問 44 あなたは、学校、職場および地域で、人権についての学びを経験したことがありますか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 小学校で学んだ 2. 中学校で学んだ 3. 高校で学んだ 4. 大学で学んだ 5. 職場の研修で学んだ	6. 自治体が行う講演会や研修で学んだ 7. 市民団体等が行う講演会や研修で学んだ 8. その他 ()
9. はっきりと覚えていない 10. 受けたことはない	

次のページの 問 45 へ

「9」「10」を選択した方は 問 48 へ

問 45 問 44 で「1～8」と答えた方にお聞きします。

その中で、人権意識を高めるうえで良い内容だったものはどれですか。
(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1. 小学校で学んだもの | 6. 自治体が行う講演会や研修で学んだもの |
| 2. 中学校で学んだもの | 7. 市民団体等が行う講演会や研修で学んだもの |
| 3. 高校で学んだもの | 8. その他 () |
| 4. 大学で学んだもの | 9. 良い内容だと思うものはなかった |
| 5. 職場の研修で学んだもの | |

問 46 問 45 で「1～8」と答えた方にお聞きします。

それはどのような分野でしたか。また、どのような手法でしたか。
(それぞれあてはまる番号すべてに○)

【分野】

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1. 同和問題 | 8. エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者、水俣病患者などの人権問題 |
| 2. 女性の人権問題 | 9. 犯罪被害者等の人権問題 |
| 3. 子どもの人権問題 | 10. 刑を終えて出所した人の人権問題 |
| 4. 障害者の人権問題 | 11. 性的少数者の人権問題 |
| 5. 高齢者の人権問題 | 12. その他 () |
| 6. 日本に住む外国籍住民の人権問題 | 13. 覚えていない |
| 7. インターネット上の人権問題 | |

【手法】

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 教師や学識者による授業、講義・講演 |
| 2. 当事者の話を聞く授業、講義・講演 |
| 3. グループ討論や模擬体験等を通じた参加・体験型の学習 |
| 4. 平和と人権資料館、舩松人権歴史館など、人権問題に関する施設の見学 |
| 5. 人権問題に関する歴史をたどるフィールドワーク等の学習 |
| 6. 人権課題の解決に向けた企画作成や発表会などの実施 |
| 7. 世代が異なったり、文化が異なったりする人などとの意見交換 |
| 8. その他 () |

問 47 問 45 で「9. 良い内容だと思うものはなかった」と答えた方にお聞きします。

そう思う理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|-----------------------------|
| 1. 同じ話の繰り返しだったから |
| 2. 教師・講師に熱意が感じられなかったから |
| 3. あらかじめ結論がある話だったから |
| 4. その問題が生まれた背景や歴史の説明がなかったから |
| 5. 暗い気分になったから |
| 6. 「差別はいけなない」という表面的な内容だったから |
| 7. 自分にはどうすることもできない問題だと思ったから |
| 8. 自分には関係がないと思ったから |
| 9. その他 () |

問 52 あなたが最後に通われた学校（中退を含む）を教えてください。なお、在学中の方は、現在通学されている学校をお答えください。（あてはまる番号 1 つに○）

1. 中学校、旧制小学校、旧制高等小学校
2. 高等学校、中卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中学校
3. 短大、高等専門学校、高卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制高校、専門学校
4. 大学、大学院
5. その他（ ）

問 53 あなたの暮らし向きを教えてください。（あてはまる番号 1 つに○）

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 大変ゆとりがある | 4. やや苦しい |
| 2. ややゆとりがある | 5. 大変苦しい |
| 3. ふう | |

問 54 あなたは自分のことが好きですか。（あてはまる番号 1 つに○）

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 好き | 3. あまり好きではない |
| 2. まあまあ好き | 4. 好きではない |

堺市の人権施策・人権教育に関するご意見、ご要望等がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

非核平和都市宣言に関する決議

いま、世界は核保有国のはてしない核軍拡競争の中で、人類の生存そのものが脅やかされている。

私たちは世界ではじめて原爆の洗礼をうけた国民として再び「広島」「長崎」の惨禍を繰り返させてはならない責任を負っている。本市もかつての戦争で空襲による大被害をうけ焦土と化した。もし今日、戦争が起これば一瞬のうちに潰滅するであろう。

今こそ、私たちは平和憲法と市民の平和で安全な生活を守るため、世界の人びとと手をつなぎ、核兵器の完全禁止を強く訴え、とともに非核三原則の堅持を政府に約束させ、将来にわたっていかなる核兵器、核関連部隊も本市内及びその周辺に配備、貯蔵を許さず、また通過航行も認めるべきではない。

私たちは平和な社会の実現を願う全市民の声に耳を傾け、すべての核兵器が廃絶されるまで行動することを確認し、ここに本市を「非核平和都市」とすることを宣言する。

昭和 58 年 3 月 25 日

堺 市 議 会

第 7 回 堺市人権意識調査結果報告書

2016（平成28）年3月発行

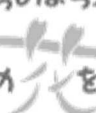
堺市 市民人権局 人権部 人権企画調整課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7159

FAX 072-228-8070

堺市行政資料番号 1-D1-15-0356

私たちのまち堺から
人権文化の  を咲かせよう